

平成 30 年度

決算特別委員会会議録

令和元年 10 月 4 日 開 会

令和元年 10 月 15 日 閉 会

塩竈市議会事務局

# 平成30年度決算特別委員会会議録目次

【令和元年10月4日（金）】 1日目

正副委員長互選	3
議案説明（認定第1号ないし第3号）	5
資料要求	25

【令和元年10月10日（木）】 2日目

質疑

〔一般会計〕

山本 進 委員	31
鎌田 礼二 委員	46
辻 畑 めぐみ 委員	60
菅原 善幸 委員	66
小高 洋 委員	81
志子田 吉晃 委員	98
阿部 眞喜 委員	111

【令和元年10月11日（金）】 3日目

質疑

〔一般会計〕

伊勢 由典 委員	127
西村 勝男 委員	141
志賀 勝利 委員	151
阿部 かほる 委員	167
土見 大介 委員	180
浅野 敏江 委員	197
曾我 ミヨ 委員	213

【令和元年10月15日（火）】

4日目

質疑

〔特別・企業会計〕

鎌田 礼二 委員	.....	227
伊勢 由典 委員	.....	237
菅原 善幸 委員	.....	247
辻 畑 めぐみ 委員	.....	256
阿部 かほる 委員	.....	265
土見 大介 委員	.....	273
小高 洋 委員	.....	285
志子田 吉晃 委員	.....	296
浅野 敏江 委員	.....	302
志賀 勝利 委員	.....	312
山本 進 委員	.....	322
採決	.....	328

令和元年10月4日（金曜日）

平成30年度決算特別委員会

（第1日目）

平成30年度決算特別委員会第1日目

令和元年10月4日（金曜日）午前10時開会

出席委員（17名）

阿部眞喜委員	西村勝男委員
阿部かほる委員	小野幸男委員
菅原善幸委員	浅野敏江委員
今野恭一委員	山本進委員
伊藤博章委員	志子田吉晃委員
鎌田礼二委員	伊勢由典委員
小高洋委員	辻畑めぐみ委員
曾我ミヨ委員	土見大介委員
志賀勝利委員	

欠席委員（なし）

（全会計）

説明のため出席した者の職氏名

市長 佐藤光樹	市民総務部長 小山浩幸
市民総務部 政策調整監 荒井敏明	健康福祉部長 阿部徳和
産業環境部長 佐藤俊幸	建設部長 兼土木課長 佐藤達也
市立病院事務部長 兼医事課長 本多裕之	水道部長 大友伸一
市民総務部次長 兼総務課長 川村淳	健康福祉部次長 兼社会福祉事務所長 兼生活福祉課長 小林正人
産業環境部次長 兼環境課長 木村雅之	建設部次長 兼都市計画課長 鈴木康則
水道部次長 兼業務課長 並木新司	市民総務部 危機管理監 佐々木誠

会計管理者 兼会計課長	菊池有司	市民総務部長 市政策課長	末永量太
市民総務部長 財政課長	相澤和広	市民総務部長 税務課長	木皿重之
健康福祉部長 長寿社会課長	志野英朗	健康福祉部長 保険年金課長	長峯清文
産業環境部長 水産振興課長	草野弘一	産業環境部長 浦戸振興課長	村上昭弘
建設部長 下水道課長	関陽一	建設部長 復興推進課長	鈴木良夫
市立病院事務部 業務課長 兼経営改革室長	鈴木康弘	市民総務部 総務課長補佐 兼総務係長	伊藤勲
教育委員会 教育部長	高橋睦麿	教育委員会 教育部長	阿部光浩
教育委員会 教育部次長	本田幹枝	教育委員会 教育部長 教育総務課長	佐藤聡志
選挙管理委員会 事務局長	伊東英二	監査委員	福田文弘
監査委員	香取嗣雄	監査事務局長	鈴木宏徳

### 事務局出席職員氏名

事務局長	武田光由	事務局次長 兼議事調査係長	鈴木忠一
議事調査係主査	平山竜太	議事調査係主事	工藤貴裕

午前10時00分 開会

○志賀委員 ただいまから、平成30年度決算特別委員会を開会いたします。

委員会条例第9条第2項の規定により、年長の私が、委員長が互選されるまで臨時委員長の職務を行います。

○志賀臨時委員長 これより正副委員長の互選を行います。

互選の方法をいかがいたしますか、お諮りいたします。

土見委員。

○土見委員 正副委員長の選任については、臨時委員長の指名により、選考委員を挙げていただき、選考をお願いしたいと思います。以上であります。

○志賀臨時委員長 正副委員長の互選については、臨時委員長の指名により、選考委員を挙げ、選考の上、互選をお願いしたい旨の発言がありました。さよう取り計らうことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○志賀臨時委員長 異議なしと認め、正副委員長の互選につきましては、さよう決定いたしました。

それでは、選考委員を指名いたします。

選考委員には、小野幸男委員、伊勢由典委員、山本 進委員、阿部かほる委員、以上4名の方に選考委員をお願いいたします。

それでは、別室にて選考をお願いいたします。

暫時休憩いたします。

午前10時01分 休憩

---

午前10時14分 再開

○志賀臨時委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、選考委員の代表の方より、選考結果のご報告をお願いいたします。

阿部かほる委員。

○阿部(か)委員 それでは、選考委員会の結果をご報告いたします。

選考委員で慎重に審議した結果、本特別委員会の委員長には小野幸男委員、副委員長には阿部眞喜委員のご兩名を選考いたしました。以上、ご報告申し上げます。

○志賀臨時委員長 ただいま、阿部かほる委員のご報告のとおり、委員長には小野幸男委員、副委員長には阿部眞喜委員を選任することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○志賀臨時委員長 異議なしと認め、さよう決定いたします。

それでは、小野幸男委員に委員長就任の挨拶をお願いいたします。

○小野委員長 平成30年度決算特別委員会委員長にご推挙いただきました小野幸男でございます。来年度の予算に反映させるためにも、本当に大事な決算委員会となっております。皆様の活発なる審議となりますよう努めてまいりたいと決意をしております。どうか皆様のご協力をいただきますようお願い申し上げます。ご挨拶とさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

○志賀臨時委員長 次に、阿部眞喜委員に副委員長就任の挨拶をお願いいたします。

○阿部（眞）副委員長 副委員長にご指名をいただきました阿部眞喜でございます。小野幸男委員長をしっかりと支えて、進行をしっかりと進めてまいりますのでご協力をよろしくをお願いいたします。平成30年度の決算、しっかりと審査を行って、平成31年度そして令和、次年度ですね、つなげていけるように進めてまいりますのでよろしくをお願いいたします。

○志賀臨時委員長 それでは、委員長と交代をいたします。

暫時休憩いたします。

午前10時16分 休憩

---

午前10時17分 再開

○小野委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより平成30年度各会計の決算審査を行います。

それでは、平成30年度決算特別委員会の日程を定め、これに従って議事を進めてまいります。

過般の議会運営委員会では、10月4日、10日、11日、15日の4日間をお願いしたいとなっておりますので、そのように進めてまいりたいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○小野委員長 異議なしと認め、本特別委員会の日程は10月4日、10日、11日、15日の4日間とすることに決定いたしました。

次に、審査の方法についてお諮りいたします。まず、監査委員から決算審査の補足説明と市

当局から各会計決算の説明を求め、最初に一般会計の審査を行い、次に特別会計と企業会計を一括して審査を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○小野委員長 異議なしと認め、さよう議事を進めることに決しました。

本特別委員会に付託されました議案は、認定第1号ないし第3号であります。

監査委員より決算審査の概要について補足説明がありましたらお願いいたします。

福田監査委員。

○福田監査委員 先日の本会議初日におきまして、監査委員及び事務局長から説明申し上げたとおりでございます。私からは補足する内容はございませんのでよろしくをお願いいたします。

○小野委員長 次に、市当局より各決算の内容について、順次ご説明をお願いいたします。

菊池会計管理者。

○菊池会計管理者兼会計課長 それでは、認定第1号「平成30年度塩竈市一般会計及び各特別会計決算の認定について」の概要をご説明いたします。

説明に用います資料はNo.8及びNo.9の2つでございます。あらかじめご用意を願います。

まず、資料No.8「平成30年度塩竈市歳入歳出決算書」についてご説明いたします。

資料の説明の前に、平成30年度一般会計と特別会計を合わせた決算規模、歳出決算規模について、あらましをお話いたしますと、震災後の決算額としては、平成24年度の約694億円をピークといたしまして、その後の震災関連、復興事業の進捗に伴い、平成26年度から毎年減少を続けており、この平成30年度は約431億円、ピークでありました平成24年度の約6割、一般会計では半分以下、最も少ない決算額となり、震災前の財政規模に徐々に戻りつつあるという姿になっております。

それでは、1ページ、2ページをお開き願います。

この表は、平成30年度における一般会計及び各特別会計の決算の総覧でございます。表は、上から順に一般会計、次に特別会計の会計区分ごとになっており、左から右にかけては、それぞれの会計における歳入、歳出、歳入歳出差引額、翌年度へ繰越すべき財源、実質収支額、最後、一番右に剰余金処分方法を記載しております。

初めに、一般会計決算内容について、ご説明申し上げます。

一般会計の歳入決算額ですが、歳入の区分の左から3列目、収入済額、こちらに記載のとおり253億6,385万8,643円でございます。これは前年度と比較して23億3,968万4,051円の減、率に

して8.4%の減となっております。

次に歳出の決算額ですが、歳出の区分の左から2列目、1ページの一番右端、支出済額に記載のとおり243億1,954万5,946円となり、前年度比で23億8,543万2,461円の減、歳入とほぼ同じ8.9%の減でございます。

右側、2ページの中ほどの列の歳入歳出差引額、いわゆる形式収支ですが、10億4,431万2,697円の黒字決算となっております。この差引額から右隣の欄、翌年度へ繰越すべき財源の繰越明許費繰越額1億7,773万6,453円並びに事故繰越額1,274万9,400円を控除した額が次の実質収支額となり、8億5,382万6,844円の黒字となっております。この黒字分、いわゆる剰余金につきましては、一番右端に記載のとおり基金への繰り入れとして4億2,782万6,844円を積み立て、残りの4億2,600万円につきましては、翌年度へ繰り越しをするものでございます。

続きまして、各特別会計についてご説明いたします。

交通事業特別会計、こちらは歳入歳出額ともに1億7,060万5,560円、同額の決算となっております。

国民健康保険事業特別会計は、収入済額62億263万5,467円に対しまして、支出済額は61億6,639万6,157円となりまして、歳入歳出の差引額の3,623万9,310円は全額基金に繰り入れをするものでございます。

魚市場事業特別会計につきましては、歳入歳出額とも1億5,631万1,838円、同額の決算でございます。

下水道事業特別会計につきましては、収入済額59億1,688万4,624円に対し、支出済額56億6,366万4,688円、歳入歳出差引額は2億5,321万9,936円となり、そのうち2億3,221万4,776円が繰越明許費、4万4,480円が事故繰越として翌年度へ、残りの実質収支額2,096万680円は剰余金として翌年度へ繰り越ししております。

漁業集落排水事業特別会計は、収入済額6,700万7,422円に対しまして、支出済額は4,153万1,422円となりまして、歳入歳出の差引額2,547万6,000円は、そのまま全額が翌年度へ繰り越すべき財源となり、本年度の実質収支額はゼロ、繰越財源を除いて歳入歳出同額の決算となっております。

公共用地先行取得事業特別会計は、歳入歳出額ともに1億4,227万4,110円、同額での決算となっております。

次の介護保険事業特別会計につきましては、2つの勘定が設けられております。初めの保険

事業勘定につきましては、収入済額が55億1,813万4,304円に対しまして、支出済額は55億1,696万2,219円、歳入歳出差引額117万2,085円については、全額基金に繰り入れをしております。2つ目の介護サービス事業勘定につきましては、歳入歳出ともに59万7,266円、同額での決算でございます。

後期高齢者医療事業特別会計につきましては、収入済額6億9,738万7,114円に対し、支出済額6億9,228万3,214円となり、歳入歳出差引額の510万3,900円は全額を翌年度へ繰り越すものがございます。

北浜地区復興土地区画整理事業特別会計は、収入済額1億8,359万3,076円に対しまして、支出済額1億3,264万5,916円となり、歳入歳出差引額の5,094万7,160円は全額が翌年度へ繰り越すべき財源となり、本年度の実質収支額はゼロで、繰越財源を控除し、歳入歳出同額の決算となっております。

最後に藤倉地区復興土地区画整理事業特別会計でございます。収入済額1億4,834万5,844円に対しまして、支出済額は1億3,400万5,844円となり、歳入歳出差引額1,434万円は全額翌年度へ繰り越すべき財源としており、今年度実質収支額はゼロで、繰越財源を控除し、歳入歳出同額の決算となっております。

表の一番下の合計欄をごらんいただきますと、一般会計及び特別会計の歳入の総額は445億6,763万5,268円、歳出総額は431億3,682万4,180円となっております。歳入歳出差引額は14億3,081万1,088円となり、繰越明許費などの翌年度へ繰り越すべき財源を控除した実質収支額は9億1,730万2,819円の黒字決算となっております。

次に、一般会計の具体的な内容についてご説明いたします。

同じ資料の4ページ、5ページをお開き願います。

歳入の主なものからご説明します。

まず、第1款市税でございます。右のページ、5ページの左上、収入済額の欄をごらんください。市税の収入済額は57億9,827万9,258円でございます。前年度との比較では、額にして2,407万1,854円の減、0.4%の微減となっております。

表の下から2段目、第10款地方交付税、こちらは収入済額が59億5,183万円で、普通交付税、特別交付税が前年度からほぼ横ばいとなりました一方で、震災復興特別交付税は前年度に引き続き大幅な減になり、交付税全体では前年度比9.7%の減となっております。

次のページ、6ページ、7ページをお開きください。

第14款国庫支出金ですが、収入済額は43億5,148万6,002円となり、東日本大震災復興交付金の減などにより、平成27年度及び平成28年度までは、それぞれ前年度比46%から47%の大幅な減になりましたが、平成30年度は前年度比で7.4%の減となっております。

第18款繰入金は、収入済額25億6,954万3,861円、対前年度比で22.1%の減となっております。東日本大震災復興交付金基金の繰入額が約7億円減少したことが主な要因となっております。

繰越事業へ充当される第19款繰越金は、収入済額6億651万5,699円、前年度比で63.3%の減となっております。

第21款市債につきましては、19億2,810万円、前年度比30.6%の増となっております。

一般会計の歳入の概要については、以上でございます。

次に、歳出について、ご説明いたします。

8ページ、9ページをお開きください。

こちらも主なもののみご説明いたします。

8ページの表の左、款の項目と9ページの左の支出済額の欄をごらんください。

第2款総務費、支出済額25億3,561万174円となり、東日本大震災復興交付金基金費などへの積立金の減などにより、平成27年度以降減少しておりますが、平成30年度は前年度に比して約6億2,800万円の減、率にして19.9%の減となっております。

第6款農林水産業費ですが、支出済額は10億9,259万1,811円、高度衛生管理型荷さばき所整備事業による新魚市場の工事が平成29年度まででほぼ完了したことにより、平成30年度は前年度に比して約25億7,000万円の減、70.2%の減となっております。

第8款の土木費は、36億3,135万8,052円、災害公営住宅の整備などが平成28年度まででほぼ完了したところにより、前年度の平成29年度では約104億円の減、70%減でありましたけれども、平成30年度は前年度に比して約8億3,600万円の減、18.7%の減となっております。

続いて、10ページ、11ページをお開き願います。

第10款教育費、こちらは18億3,639万5,775円となり、第三中学校の長寿命化改良事業等の実施により、前年度比で約2億3,500万円の増、14.7%の増となっております。

浦戸地区の漁港施設復旧などに充てられている第11款災害復旧費でございますが、14億246万4,158円となり、前年度の2億2,280万3,250円と比較して約11億8,000万円の増、率では529.5%の大幅増となっております。

第12款公債費は、ほぼ前年度並みの26億7,347万7,445円で、約4,560万円の増、1.7%増とな

っております。

一般会計については、以上でございます。

交通事業特別会計を初めとします各特別会計の詳細につきましては、12ページ以降に記載しておりますので、ご参照を願います。

続きまして、資料No.9でご説明をさせていただきます。

資料No.9は「平成30年度歳入歳出決算事項別明細書」「実質収支に関する調書」「財産に関する調書」「基金運用状況報告書」となっております。

表紙をめくっていただき、目次をごらんください。

一般会計、各特別会計の歳入歳出決算の事項別内容につきましては、この資料の1ページから290ページまでとなっております。また、一般会計、各特別会計の実質収支に関する調書につきましては、291ページから296ページに記載のとおりとなっております。

次に、財産に関する調書についてご説明申し上げます。

恐れ入りますが、297、298ページをお開きください。

こちらは、公有財産総括表になってございます。1として土地及び建物、2、共有財産、3、その他の財産について、前年度末の現在高、決算年度中における増減高、決算年度末現在高を記載しております。

1の土地及び建物の表をごらんください。土地（地積）につきましては、行政財産、普通財産を合わせた決算年度中の増減高の総合計を見ますと5万7,123.49平方メートルの増となっております。主な要因としましては、消防団北部分団の器具置き場の建てかえ用地でありますとか、本町地区避難道路整備事業用地などの実質増のほか、地方公会計の統一的な基準による財務書類の整備に向けた固定資産台帳との突合によるものでございます。

建物につきましては、右の298ページの表、右から2列目、延べ面積合計の決算年度中増減高の総合計欄になりますが、2811.48平方メートルの増となっております。増の主なものは、災害公営住宅北浜住宅集会所のほか、こちらも土地と同様に固定資産台帳との突合による整理に伴う増加となっております。

299ページから326ページにわたりましては、土地及び建物の使用目的の区分別に記載をしております、ただいま申し上げた増減の内訳となっております。

次に、327、328ページをお開きください。

こちらには、共有財産、動産及びその従物、有価証券、出資による権利について、記載をし

ております。

次の、329ページから334ページまでは物品の状況を記載してございます。

続いて、335ページは市の持っている債権の内容を記載しております。

最後に、336、337ページをお開き願います。

本市では12の基金を設けており、決算年度中増減高で主なものとしましては、前年度と同様になりますが、12番目の東日本大震災復興交付金基金でございまして、19億2,839万839円の減となっております。12の基金を合計いたしますと、基金の平成30年度末現在高は190億7,859万9,019円となり、前年度と比較しますと16億1,515万8,851円の減となっております。

認定第1号「平成30年度一般会計及び各特別会計決算の概要について」、会計課からの説明は、以上でございます。よろしく申し上げます。

○小野委員長 末永政策課長。

○末永市民総務部政策課長 続きまして、主要な施策の成果に関しまして、その概要を説明申し上げます。

恐れ入りますが、資料No.10「平成30年度主要な施策の成果に関する説明書」をご用意いただければと思います。

本説明書につきましては、平成30年度の主要な事業につきまして、その成果や課題などを評価の視点を盛り込みながら取りまとめたものでございます。

表紙をおめくりいただきまして、1ページをお開きいただければと思います。

1段落目に触れさせていただきますと、本市では、第5次塩竈市長期総合計画と塩竈市震災復興計画をまちづくりの両輪としまして、市民の皆様とともにふるさと塩竈の再生と復興に向けて全力で推進しております。そして、どちらの計画も令和2年度までの計画期間となっており、平成30年度は総仕上げを行う3カ年のスタートとして目標の達成に向けて取り組みがなされた年度でありました。この主要な施策の成果につきましては、それらの成果について取りまとめたものでございます。

それでは、個別の事業のうち、主な事業について説明いたします。

まず初めに、第5次長期総合計画に関しまして、3つのまちづくりの目標に沿いまして説明いたします。

第1編「だれもが安心して暮らせるまち」についてでございます。

43ページをお開き願います。

塩竈アフタースクール事業でございますけれども、国の地方創生推進交付金を活用して実施した事業でありまして、地域のボランティアの皆様のご協力や各学校の運営委員会等により放課後に子供が自主的に活動できる居場所としてShiogamaこどもほっとスペースづくり支援プログラムや、わくわく遊び隊に取り組んだものでございます。Shiogamaこどもほっとスペースづくり支援プログラムにつきましては、放課後の子供の居場所が新規で5カ所立ち上がり、子供たちにとって安心して過ごせる場や、さまざまな体験ができる場とすることができました。また、わくわく遊び隊につきましては、参加児童や保護者から好評であったとともに、浦戸を除く全小学校でPTA、スポーツ団体、地域ボランティア等による運営委員会を継続して組織し、活動することができました。

ページが飛びまして、129ページをお開き願います。

子育て・三世代同居近居住宅取得支援事業でございます。定住促進策としての平成30年度の新規事業であります。事業内容としましては、定住の促進と地域の活性化を図るため、市外から転入し市内に住宅の取得を行う子育て世代や、三世代同居近居世帯を対象としまして住宅取得経費に対し本市独自の支援を行ったものであります。制度の周知として、インターネットや紙面での情報掲載のほか、チラシ配布やイベントへの出展などを進めまして、平成30年度の成果としましては子育て世代が31件で、転入人口103人、三世代同居近居世帯が1件で、転入人口4人の、計32件、転入人口107人、補助金額が1,594万4,000円となりました。

次に、第2編「海・港と歴史を活かすまち」についてでございます。

たびたび恐れ入りますが、146ページをお開き願います。

塩竈水産品ICT化事業でございますけれども、塩竈アフタースクール事業と同様に、国の地方創生推進交付金等を活用して実施した事業でありまして、水産加工品PRサイトの運用のほか、地元水産加工業者の皆様と国内外の各種商談会に参加し、販路拡大に取り組んだところでございます。平成30年度の成果としましては、輸出による販路拡大への取り組みにより136件の商談機会を創出し、12件の成約等となりました。

ページが飛びまして、164ページをお開き願います。

商工振興対策事業でございますけれども、同ページの下段でございます4. 小規模事業者サポート事業についてであります。平成30年度の新規事業として実施したものでありまして、経営計画に基づいて、販路開拓や業務効率化に取り組む小規模事業者に対しまして、本市独自の支援を行ったものでございます。平成30年度の補助金交付は17事業者の採択でありました。当

該事業の補助金交付要件として、事業者経営計画、事業計画の作成を求めていますことから、販路開拓を行うと同時にみずからの経営を見直す契機になったものと見ております。

次に、第3編「夢と誇りを創るまち」についてでございます。

恐れ入りますが、216ページをお開き願います。

塩竈市独自の小中一貫教育推進事業であります。小学校と中学校の教育活動を接続し、系統性、連続性の視点から義務教育9年間の教育活動全体の質的向上を図りますとともに、中学校区単位で学力向上や不登校問題等の教育課程に取り組んでいく、事業名にもございましており本市独自の事業であります。平成29年度から事業を進めており、学力向上の面でいえば、平成30年度の全国学力・学習状況調査においては、小学校、中学校ともに平均正答率で全国平均を下回る結果となりました。しかしながら、今年度においては、小学校の平均正答率が全国平均を上回るなど、事業実施の成果があらわれてきているところであります。

たびたび恐れ入ります、ページが飛びまして、283ページをお開き願います。

文化財保護事業でございますけれども、ページ下段の5. 肯山公遠忌300年記念事業並びに次ページの上段の6. 勝画楼保存・活用推進事業についてでございます。ともに、平成30年度の新規事業でありまして、肯山公遠忌300年記念事業につきましては、伊達綱村公を顕彰するため記念シンポジウムの開催や、顕彰碑の建立を行ったものであります。また、勝画楼保存・活用推進事業につきましては、検討委員会の立ち上げとともに、詳細調査や応急修繕工事を実施いたしました。

続きまして、塩竈市震災復興計画に関しましてご説明申し上げます。塩竈市震災復興計画につきましては、「長い間住みなれた土地で安心した生活をいつまでも送れるように」を基本理念として定め、住まいと暮らしの再建、安全な地域づくり、産業経済の復興、放射能問題に対する取り組み、浦戸地区の復興の5つの基本方針に基づき取り組みを行っているものでございます。

それでは、335ページをお開き願います。

被災者見守り相談・支援事業としまして、塩竈市ふれあいサポートセンターの管理運営委託事業についてであります。災害公営住宅にお住まいの被災者の安心した生活を支援するため、災害公営住宅等の集会所を利用し、サロン活動等を通して被災者に対する見守りや生活支援等を実施いたしました。

次に、362ページをお開きください。

海岸通地区震災復興市街地再開発事業であります。同事業につきましては、再開発組合が行います1番地区施設建設工事が平成30年6月に着工し、現在、工事が進められている状況であります。平成30年度におきましては、施設建築物新築工事に係る共同施設整備費や、壱番館南駐車場の除去工事に係る経費等に対しまして補助金の交付等を行いました。なお、今年度においては、残る2番地区工事におけます第1期工事の契約が締結されたところであります。

最後になります、366ページをお開き願います。

浦戸地区の漁業集落防災機能強化事業であります。東日本大震災で甚大な被害を受けました浦戸地区の早期復旧・復興を図るため、防潮堤の整備や漁港の復旧及び漁港施設機能強化を行うものでありまして、平成30年度におきましては、桂島地区におけます集落道、避難路の工事を進め、野々島地区におきましては宅地かさ上げの整備、寒風沢地区におきましては、集落道、避難路の工事完了となりました。離島における工事特有の事情からおくれが生じている状況がありますが、今年度においては、残る工事を島単位で取りまとめて発注、契約締結に至るなど、現在は、順次着工へと進んでおり、一日も早い工事完了に向けて取り組んでいる状況であります。

以上、第5次塩竈市長期総合計画、塩竈市震災復興計画それぞれにつきまして、新たな事業を中心に平成30年度の主要な施策の成果につきまして説明させていただきました。政策課からの説明は以上であります。ご審査のほど、よろしく願い申し上げます。

○小野委員長 相澤財政課長。

○相澤市民総務部財政課長 引き続き、財政課から、今ごらんいただいております資料No.10の「主要な施策の成果に関する説明書」の資料編から、資料No.12の「塩竈市財務報告書」につきまして概要をご説明申し上げます。

初めに、資料No.10の「主要な施策の成果に関する説明書」の370ページをお開き願います。

平成30年度決算の概況とその特徴につきまして、一般会計並びに10の特別会計の状況でございます。財政課からは、一般会計の特徴につきましてご説明を申し上げます。

まず、1の決算規模でございますが、歳入が253億6,385万9,000円、歳出が243億1,954万6,000円となり、歳入が前年度から8.4%、歳出が8.9%それぞれ減となっております。

2の決算収支でございますが、実質収支は8億5,382万7,000円の黒字となりました。単年度収支でも6,977万8,000円の黒字決算となりましたが、財政調整基金からの繰入調整等を除いた実質単年度収支につきましては、3億130万9,000円の赤字決算となっており、財政調整基金か

らの繰り入れにより収支が整っている状況でございます。

3の歳入の状況でございますが、前年度から23億3,968万4,000円の減となりました。主な要因につきましては、港町地区復興拠点整備事業などの復興事業の進捗によりまして、その財源であります繰入金で7億2,855万4,000円の減、繰越事業へ充当する繰越金が10億4,391万1,000円の減となったことが挙げられます。

4の歳出の状況でございますが、前年度比較で23億8,543万2,000円の減となりました。主な要因といたしましては、投資的経費が新魚市場の完成などにより16億8,405万8,000円の減、繰出金が主に下水道事業の復旧・復興事業の進捗によりまして1億8,913万9,000円の減となったものであります。そのほか積立金がふるさとしおがま復興基金への積立金の減などによりまして4億7,639万5,000円の減となっております。

次に、373ページをお開き願います。

ここでは、総務省が全国の自治体の財政状況を一定のルールに基づきまして把握する地方財政状況調査、いわゆる「統計」でございますが、「決算統計」という取りまとめ方を基本にして算出されております指標の説明ということになります。決算統計では普通会計という考え方を採用しておりますが、本市では一般会計、それから公共用地先行取得事業特別会計、土地区画整理事業特別会計を合わせたものを普通会計として捉えているところでございます。

1の財政力指数につきましては、普通交付税上での基準財政需要額に対します基準財政収入額の割合を示すものでございます。前年度からプラス0.004ポイントと、わずかではありますが増となっております。

2の経常収支比率につきましては、98.9%と前年度から1.0ポイントの増となりました。依然として財政運営の弾力性が失われているとされる高い数値ということになってございます。主な要因でございますが、歳入面では普通交付税が減となったものの、臨時財政対策債、あるいは地方消費税交付金などが増となり、経常一般財源が1,843万1,000円の増となりました。また、歳出面では、地方債の発行抑制により、公債費が減となったものの、下水道事業での地方債発行抑制にともない、その繰り出しに係ります一般財源が増となりましたほか、小中学校におけます情報機器の更新、あるいはふるさと納税の業務委託等によりまして物件費、また、私立幼稚園就園奨励事業などの補助費等が増となりましたことにより、全体で1億3,466万7,000円の増となりました。このように経常収支比率の分母がふえたものの、分子の増が大きかったことから、比率が高まったものでございます。

3の財政調整基金の残高の比率をあらわします財政調整基金現在高比率については、2行目になりますが、15.0%でございまして、前年度から0.1ポイントの増となり、前年度と同水準となりました。

4の公債費比率は7.9%で、前年度から1.8ポイントの減でございます。

5の単独事業費比率は1.9%で、前年度から0.8ポイント増となりました。これは、本庁舎施設整備改修事業や清掃工場改良事業などにより、本市の単独事業費が増となったことが主な要因でございます。

続きまして、一般会計の款別の歳入それから目的別及び性質別の歳出につきましては、ごらんいただいている資料No.10の374ページから376ページに3カ年の推移としてまとめてございまして、ごらんいただきたいと思っております。また、377ページから379ページまでは投資的経費の状況について掲載をさせていただいております。

380ページをお開き願います。

(3)繰出金の推移であります。10の特別会計と2つの企業会計の繰出額は、右下の合計欄にございまして、43億9,241万円で、前年度より1億8,913万9,000円、4.1%の減となっております。繰出金が減額となった主な要因でございますが、下水道事業特別会計への繰出金が復興事業の進捗に伴いまして、前年度から1億2,127万9,000円の減となったことなどによるものでございます。

隣の381ページをごらん願います。

上段が3月末日現在の各種基金残高の推移、下段が出納閉鎖日であります5月末日現在の基金残高の推移でございます。2つの基準日におけます基金残高がわかるよう、このように表を2つに分けてお示しをさせていただいております。説明の都合上、基金の最終確定残高でございます下段の5月末日現在の表でご説明をさせていただきます。表の中の括弧内の数字につきましては一般会計への長期貸付額を除いた現金ベースでの残高を示しております。平成30年度末残高の合計は、表の右下にございまして、163億7,465万2,000円で、前年度から18億3,888万1,000円、10.1%の減、現金ベースですと157億8,305万2,000円で、前年度から17億8,068万1,000円、同じく10.1%の減となっております。これは、主に東日本大震災復興交付金基金において事業の進捗により財源として基金の取り崩しを行い、前年度から13億3,256万2,000円の減となったことによるものでございます。

382ページ、383ページをお開き願います。

(5)の決算の推移、(6)一般財源の推移、(7)義務的経費の推移につきましては、それぞれの表の下段に記載させていただいておりますが、決算統計に基づく普通会計の決算数値でございます。一般会計と数字が必ずしも一致しないというものでございますので、ご理解をお願いいたします。

まず、(5)決算の推移でございますが、平成30年度は歳入歳出とも前年度から減となっております。主な要因といたしましては、復興事業の進捗に伴います歳入歳出の減でございます。

下の表、(6)一般財源の推移ですが、合計で137億498万1,000円、前年度から5億9,592万円、4.2%の減でございます。これは、表の真ん中の列にありますとおり震災復興特別交付税が復旧・復興事業の進捗により減となったことなどによりまして、前年度から6億1,415万5,000円の減となったことによるものでございます。震災復興特別交付税については、交付税でございますので、一般財源という扱いではありますが、事実上は、特定財源の性質を持つものでございます。平成30年度は、市税や普通交付税が減となったものの、地方消費税交付金が含まれますその他交付金あるいは臨時財政対策債等が増となったところでございます。

次に、383ページです。

(7)義務的経費の推移でございます。合計欄をごらん願います。97億6,726万1,000円の決算であり、前年度比で1億7,822万8,000円の減、増減率はマイナス1.8%でございます。

人件費、公債費がそれぞれ前年度から減となっております一方で、扶助費が増となっております。人件費につきましては、退職者と新規採用職員の新陳代謝や、時間外手当などの減などにより2,336万9,000円の減となり、公債費につきましても公債費元利償還金の自然減によりまして1億8,636万5,000円の減となりました。

一方で、扶助費につきましては、自立支援医療費、あるいは施設型給付費等支給事業の増などによりまして、前年度から3,150万6,000円の増となっております。

次に、下の表の(8)地方債現在高の推移でございます。全会計の合計は506億9,826万6,000円でございます。前年度から27億4,428万1,000円、5.1%の減となっております。ほぼ全ての会計で残高が減少しており、後年度負担が軽減されている状況でございます。

384ページ、385ページをお開き願います。

ここでは、普通会計の分析指標の推移を示しております。主な項目のみ説明をさせていただきます。

上から3つ目の項目になりますが、標準財政規模につきましては、主に地方消費税交付金や

臨時財政対策債発行可能額の増等によりまして、前年度から1,800万円の増となりました。この標準財政規模につきましては、各種指標の分母として使われることが多いことから、この数値が増加するという事は健全化指標等への改善効果なるものでございます。

その一つ下、財政力指数につきましては0.522となり、前年度から0.004ポイントの微増となっております。震災以降、平成28年度から0.5の水準となっている状況でございます。

さらにその3つ下、経常収支比率につきましては、経常的に収入される一般財源のうち経常的な歳出に係る一般財源の割合を示す指標であり、数値が低いほど財政運営に弾力性があるとされているものでございます。

平成30年度は、地方消費税交付金あるいは臨時財政対策債などの経常一般財源が増となりましたものの、歳出では義務的経費でございます人件費と公債費が減となった一方で、下水道事業の繰り出しに係る一般財源が増となりましたほか、小中学校におけます情報機器の更新あるいはふるさと納税の業務委託等によりまして物件費の増、私立幼稚園就園奨励事業などの補助費等が増となりましたことから、前年度から1.0ポイント増、98.9%となりました。依然として高い数値で推移をしている状況でございます。

386ページ、387ページをごらん願います。

こちらは、いわゆる決算カードと呼ばれる普通会計の決算状況を取りまとめたものでございます。後ほどごらんいただきたいと思っております。

続きまして、資料No.11「主要な施策の成果に関する説明書」の附属決算資料をご用意いただきたいと思っております。

これは、これまでご説明をさせていただきました内容につきまして、一般会計、普通会計の決算状況につきまして、グラフなどで視覚的に示させていただいた資料ということでございます。

1ページをお開きいただき、下段の歳入に係る棒グラフをごらん願いたいと思っております。

平成30年度は、前年度から決算額が減となっておりますが、棒グラフの一番上のその他項目の減が主な要因でございます。具体的には、復旧・復興事業の進捗によりまして、その財源でございます復興交付金基金からの繰入金と繰越金などの減でございます。

2ページをお開き願います。

上段の円グラフをごらん願います。歳出決算を目的別にあらわしたものでございますが、一番割合が大きいのは、右側でございます民生費30.7%、次いで左側の土木費14.9%でございま

す。

4ページをお開き願います。

下の棒グラフでございますが、各会計の5月末現在におけます基金残高の推移を示してございます。ごらんとおり、震災後、主に復興交付金基金が上乘せされましたことによりまして大きく伸びた状況が続いてきておりましたが、平成26年度をピークに下がり続け、復旧・復興事業の進捗に伴いまして、基金の取り崩しが進み、基金残高の規模は縮小してきております。

6ページをお開き願います。

これは各種決算分析指標をレーダーチャート化し、本市の状況が県平均と比較しましてどの位置になっているかをお示ししたものでございます。太い線が本市、細かい線が県内市部平均であります。本市の六角形は前年度と同じ形ですが、県内市部平均の六角形につきましては経常収支比率のランクが1つ下がり、本市と同様のランク2となっております。この形を見ておわかりいただけますとおり、本市財政の最大の課題は経常収支比率でございます。地方債現在高比率、連結実質赤字比率、将来負担比率はランクが4であり、おおむね県内市部平均と同程度でございます。

続きまして、資料No.12の「塩竈市財務報告書」をご用意願います。

こちらは、平成27年1月に総務省から要請がありました統一的な基準によって作成した財務書類でありまして、複式簿記に基づいて発生主義による財務書類を作成することにより、本市が所有いたします全ての資産と負債状況や行政サービスに要したコストを把握することを目的としたものでございます。

1ページをお開き願います。

中段の2の財務書類についてでございますが、表にまとめておりますとおり貸借対照表、こちらは、いわゆる「バランスシート」ということでございます、それから行政コスト計算書、純資産変動計算書、資金収支計算書の4つの財務書類から構成されております。それぞれの内容につきましては表の右側にまとめておりますので、後ほどごらん願います。

2ページをお開き願います。

(2) 財務書類4表の相関関係でございますが、全ての表は矢印で示させていただいておりますが、それぞれ相互に関連しているというところでございます。

(3) 作成基準日ですが、平成30年度末の平成31年3月31日としております。なお、一般会計、特別会計におけます出納整理期間での出納につきましては、基準日までに終了したものと

して処理をしている内容でございます。

3の財務書類作成の対象となる会計の区分でございますが、区分は大きく3つに分けられまして、1つは一般会計等として、一般会計、公共用地先行取得事業特別会計、北浜地区・藤倉地区復興土地区画整理事業特別会計をまとめたもの、2つ目といたしましては、全体としまして、今申し上げました一般会計等に特別会計及び公営企業会計を合わせたもの、3つ目がこれに外郭団体を加えた連結となります。そのうち今回ご報告をさせていただきますのは、一般会計等と全体ということでございます。連結におきましては、外郭団体の決算報告を受けて作成をし、年度内に公表する予定でございます。

3ページをごらん願います。

ここからが財務書類となります。

(1) 貸借対照表であります。まず、ページの構成をごらんいただきますと、表につきましては、平成30年度と前年度の平成29年度を並べて記載しております。そして、表の下には、主な特徴点についてコメントを掲載してございます。これ以降の報告内容につきましても同様にまとめてございますので、よろしくお願いたします。

コメントの1つ目でございますが、資産合計の約8割が有形固定資産で占められておりまして、これらは事業用やインフラ用の資産であり、行政サービスや市民活動の施設など、社会基盤となる資産でございます。

また、コメント欄の2つ目でございますが、資産合計は約812億円で、うち純資産が約578億円、負債が約234億円であります。

4ページをお開き願います。

(2) 行政コスト計算書でございます。コメント欄の1つ目の2行目でございますが、純行政コストにつきましては、一般会計等が約195億円、全体が約305億円でありまして、それぞれ約9億円、4億円と、前年度から増加してございます。変動要素につきましては、以下に記載のとおりでございますのでごらんいただきたいと思います。

5ページをごらん願います。

(3) 純資産変動計算書でございます。コメント欄の1つ目の1行目でございますが、一般会計等におけます純行政コスト約195億円につきましては、市税や地方交付税などの税収等約133億円及び国県等補助金約56億円で賄ってございますが、約6億円が不足してございます。しかしながら、この中には減価償却費22億円が含まれておりますので、将来世代への負担につな

がるものではございません。

6ページをお開き願います。

(4) 資金収支計算書でございます。コメント欄の1つ目の2段落目でございますが、一般会計等の利払い後の基礎的財政収支、いわゆる「プライマリーバランス」については約9億円、全体で15億円のプラスでございます。

以上が財務報告書の内容でございます。国の要請に基づきまして、公認会計士の方に複式簿記による仕分け作業などをお願いしながら、各表を作成したところでございます。

財政課からは以上でございます。ご審査を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○小野委員長 鈴木市立病院事務部業務課長。

○鈴木市立病院事務部業務課長兼経営改革室長 それでは、私から、認定第2号「平成30年度塩竈市立病院事業決算の認定について」、ご説明をさせていただきます。

恐れ入りますが、資料No.13「平成30年度塩竈市立病院事業決算書」をご用意願います。

初めに、まず、10ページをお開き願います。

平成30年度の病院事業の概況についてご説明をさせていただきます。

平成30年度は、新改革プランの3年目といたしまして、安定的な病院運営に向け増患対策や費用の削減など、健全化に向けた取り組みを職員一丸となって推進してまいりました。

収益の増加に向けた取り組みといたしましては、集患力の向上に向け、入院では、地域包括ケアシステムの構築を踏まえ連携強化、並びに転入院患者の獲得といたしまして、仙台市内の高度急性期・急性期病院を定期的に訪問するとともに、新たに地域の介護施設の訪問を実施しております。また、外来につきましては、さまざまな媒体を活用した積極的な情報の発信を図りますとともに、胃カメラ、大腸カメラ受診者などに対します検査の実施時期のご案内など、外来フォローの強化に取り組んだところでございます。

経営の効率化に向けた取り組みといたしましては、薬品費における後発医薬品の積極的な導入や、委託業務の見直し、診療材料の切りかえなどによります経費の削減に取り組んだところでございます。経営の安定化に向け、新たな常勤医診療科といたしまして、皮膚科の常勤医を招聘することにより、10月からは入院診療にも対応するとともに、外来診療日を週5日に拡大したところでございます。

しかしながら、前年度末の退職の常勤医師に対する不補充、あるいは年度中途での常勤医師の退職・休職などが相次いだことが影響いたしまして、患者数が目標に到達せず、結果といた

しまして、医業収益が前年度から約8,200万円の減となり、医業収益の、この状況を踏まえまして2月補正でお認めいただきました追加の繰入金をもって経常収支純損益、あるいは新会計基準に基づきます不良債務の発生を防ぐことができたという非常に厳しい決算になったと考えてございます。

地域包括ケアシステムの構築の中、より一層経営の安定化を図り、公立病院として市民の皆様によりそった地域医療の提供に努めてまいりたいと考えてございます。

ページの中段でございます、(1)の患者数の状況でございますが、延べの入院患者数は前年度比5.0%減の4万7,640人、1日平均の入院患者数は130.5人となり、病床利用率は81.1%となっております。外来患者数につきましては、延べの外来患者数は前年度比1.6%増となります5万8,551人、1日平均の患者数は240人、健診・ドック等につきましては前年度比1.9%増となります7,048人、予防接種では同じく前年度比8.3%増となります3,696人となったところでございます。

(2)の収益的収支の状況でございますが、収益的収入につきましては、前年度から約3,200万円増となります29億2,208万739円となっております。これに対しまして、支出といたしましては、前年度から約8,800万円増となります29億2,097万5,001円となっております。この収支の差し引きによりまして110万5,738円の純利益が生じたところでございます。

次に、11ページの(3)の資本的収支の状況でございます。

資本的収支の収入の合計といたしましては9733万9,000円に対しまして、支出合計といたしましては1億5,215万2,971円となっております。

恐れ入りますが、1ページ、2ページにお戻りを願います。

1ページ、2ページにつきましては、予算額と決算額を税込みで比較対照した平成30年度塩竈市立病院事業決算報告書でございます。

1の収益的収入及び支出についてでございますが、まず、収入の第1款病院事業収益の決算額につきましては29億3,557万8,768円に対しまして、支出につきましては第1款病院事業費用といたしまして決算額29億3,283万858円となっております。

次に、3ページ、4ページをお開き願います。

2の資本的収入及び支出についてでございます。第1款の資本的収入、こちらの決算額につきましては9,733万9,000円に対しまして、支出につきましては第1款資本的支出といたしまして決算額1億5,215万2,971円となり、収支の差し引きで5,481万3,971円の不足を生じておりま

すが、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額などをもって補填しているところがございます。

次に、5ページをお開き願います。

5ページにつきましては、平成30年度の1年間の病院事業の経営成績をあらわします損益計算書でございます。

こちらにつきましては、1の医業収益と3の医業外収益の合計、2の医業費用と4の医業外費用のこの合計の差し引きが経常収支となっておりますが、5の特別利益の1の上のところをごらんいただきたいと思っております。平成30年度の経常損益では321万9,638円の利益が生じているところがございます。こちらに5の特別利益と6の特別損失の差し引きを加えました平成30年度の純利益でございますが、下から4段目でございます、先ほどからご説明をさせていただいておりますが110万5,738円の純利益となるものでございます。

次に、8ページ、9ページをお開き願います。

こちらにつきましては、平成30年度末の病院事業の財務状況をあらわします貸借対照表となっております。

8ページは資産の部でございますが、1の固定資産と2の流動資産を合わせまして資産合計は17億5,850万510円となっております。

8ページ下段と9ページにつきましては、負債の部及び資本の部でございます。

負債の合計でございますが、3の固定負債と4の流動負債、5の繰延収益を合わせまして負債合計15億7,854万9,556円となっております。資本の部でございます。資本の合計といたしましては、6の資本金と7の剰余金を合わせまして、下から2段目でございます1億7,995万954円となっており、負債資本の合計は9ページの一番下でございます17億5,850万510円となるものでございます。

次に、6ページ、7ページをお開き願います。

こちらにつきましては、剰余金の計算書で年度内の資本金と剰余金の変動内容を記載しております。また、6ページの下段につきましては、欠損金処理計算書を記載しておりますので、後ほどご参照願います。

なお、18ページ以降につきましては、キャッシュフロー計算書を記載しておりますほか、収益費用の明細書などを記載しておりますので、後ほどご参照願いたいと思っております。

市立病院事業会計につきましては、以上でございます。ご審査を賜りますよう、よろしくお

願いをいたします。

○小野委員長 並木水道部業務課長。

○並木水道部次長兼業務課長 私からは認定第3号「平成30年度水道事業会計利益の処分及び決算の認定について」、ご説明をいたします。

資料No.14の「平成30年度塩竈市水道事業決算書」をご用意いたします。

初めに、水道事業報告書の説明をいたしますので、この資料の10ページをお開き願います。

1 概況の(1) 統括事項、イ. 給水状況についてご説明いたします。

平成30年度の年間総配水量は、大倉ダム水系と仙南・仙塩広域水道からの受水を合わせまして743万5,638立方メートルで、1日当たりの平均は2万372立方メートルになりました。前年度と比較しますと総配水量で9万6,447立方メートル、率にして1.28%減少しております。年間有収水量は、640万5,669立方メートルで、1日当たりの平均は1万7,550立方メートルになり、前年度と比較しますと年間有収水量で8万1,019立方メートル、率にして1.25%の減少となりました。この主な要因といたしましては、メーター口径20ミリ、50ミリ、75ミリ、船舶用、臨時用水等で9,236立方メートル増加したものの、それ以外の口径及び生産用水で9万255立方メートル減少したことによります。年度末における使用栓数は2万6,296栓、有収率は86.15%となっております。

次に、ロ. 建設改良の状況についてご説明いたします。

まず最初に、改良事業でございますが、施設関連では梅の宮地内の仕切弁挿入工事や、大倉水系の導水管路の隧道出入口のフェンスの設置工事を実施しております。また、管路関係では、梅の宮及び清水沢地区の3路線で、総延長263.3メートルの配水管布設工事を実施しております。

第6次配水管整備事業につきましては、水道水のより一層の安定供給を図るとともに、配水管の耐震性の向上などを目的に実施している事業で、月見ヶ丘、新富町地区の舗装復旧工事と、権現堂地区の1路線、総延長124メートルの配水管布設工事を実施いたしました。なお、本事業は、平成30年度が最終の事業年度となっており、令和元年度からは、新たな事業計画に基づきます第7次配水管整備事業に取り組んでおります。

次に、老朽管更新事業は、国の生活基盤施設耐震化等交付金を活用し、耐震構造を有する長寿命管に更新整備をする事業で、石田地区など4路線で、総延長1,211メートルの配水管布設工事を実施いたしました。なお、本事業についても平成30年度が計画の最終年度となっており、令和元年度からは、新たに第2次老朽管整備事業として取り組んでございます。

次に、災害復旧事業につきましては、東日本大震災に係る水道施設の災害復旧費補助金の交付決定に基づき実施する事業で、平成29年度繰越事業として、藤倉地区など3路線で、総延長950メートルを、平成30年度事業として新浜地区、藤倉地区の2路線で、総延長432.9メートルの配水管布設替え工事を実施しました。なお、海岸通、藤倉、新浜、桂島地区の6路線につきましては、年度内の完成に至らなかったことから令和元年度に繰り越しをさせていただきます。

1ページおめくりいただいて、11ページをごらんください。

排水処理施設及び電気計装類更新事業についてですが、電気計装類更新事業は浄水場及び配水池の電気計装の老朽化に伴う更新事業で、平成30年度から令和3年度までの4カ年事業となっております。平成30年10月に工事請負契約を締結し、現在は、受変電設備及び計測機器の製作に着手してございます。

続きまして、財政状況についてご説明をいたします。

恐れ入りますが、同じ資料No.14の1、2ページをお開き願います。

こちらには、平成30年度塩竈市水道事業決算報告書を記載しております。金額は全て消費税込みの金額で記載をしております。

初めに、(1)収益的収入及び支出ですが、収入につきましては、予算額16億6,949万1,000円に対しまして、決算額は17億737万9,779円となりました。支出につきましては、予算額15億7,107万8,000円に対しまして、決算額は14億6,038万2,639円となりました。

次に、3ページ、4ページをお開きください。

次に、(2)資本的収入及び支出ですが、収入につきましては、予算額4億862万7,000円に対しまして、決算額は3億591万4,579円となりました。支出につきましては、予算額10億3,391万4,000円に対して、決算額は8億3,049万3,801円となりました。欄外に記載しておりますが、収入額が支出額に対して不足する5億2,457万9,222円につきましては、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額と、当年度分損益勘定留保資金及び減債積立金で補填をしております。

次に、5ページをお開きください。中表紙を挟んでおります。

5ページには、損益計算書を記載しております。なお、こちらの金額は消費税抜きで表記をさせていただきます。平成30年度につきましては、下から4行目に記載のとおり、単年度で2億2,649万7,877円の純利益を生じたことから、その下段にあります当年度分未処分利益剰余金は10億2,589万7,862円となりました。

続きまして、6、7ページをお開き願います。

こちらには、剰余金計算書と剰余金処分計算書（案）を記載しております。剰余金計算書は資本金、資本剰余金及び利益剰余金の年度内に変動した内容をあらわしております。

6ページ下段の剰余金処分計算書（案）は、地方公営企業法第32条第2項の規定により、当年度末未処分利益剰余金のうち1億3,385万855円を減債積立金として、1億5,000万円を建設改良積立金として、1億4,204万7,007円を資本金の積み立てとして処分しようとするものでございます。建設改良積立金は、今後、支出が見込まれる老朽化した浄水施設の更新に伴う建設改良工事に向けて平成25年度から積み立てを行っているものでございます。

続きまして、8ページ、9ページをお開き願います。

こちらは貸借対照表で、8ページには固定資産及び流動資産の状況で、資産合計が121億6,951万828円となっております。9ページは、負債及び資本の状況を記載しております。4の流動負債合計は6億7,595万3,083円となっておりますが、1つ手前の8ページ、2の流動資産の合計、こちらが17億9,449万7,924円ありますことから、短期債務に対する支払い能力について十分に確保されているものと考えてございます。

その他の事項につきましては、13ページ以降に建設改良工事等の施工内容、業務の内容、キャッシュフロー計算書、収益費用の明細、固定資産の明細、企業債の明細などそれぞれ記載しておりますので、後ほどご参照をお願いしたいと思います。また、別冊の資料No.16「塩竈市水道事業決算説明資料」には、予算決算対照表、県内12市及び隣接3町の決算状況、起債償還年次表等を記載しておりますので、後ほどご参照をお願いいたします。

以上で水道事業会計決算の説明を終わらせていただきます。ご審査のほどよろしくお願いいたします。

○小野委員長 以上で、各会計決算の内容説明は終了いたしました。

次に、資料要求を行います。

当委員会より要求する資料については、お手元にご配付の平成30年度決算特別委員会資料要求一覧のとおりとなっております。

なお、日本共産党塩竈市議団から50件、創生会から19件、オール塩竈の会から4件の資料要求がありましたものを、重複などの内容を精査し、決算特別委員会として当局に要求するものであります。当局において内容の確認をお願いいたします。小山市民総務部長。

○小山市民総務部長 ただいま資料要求のありました平成30年度決算特別委員会資料要求一覧に

つきまして、何点か内容の確認をさせていただきたいと存じます。

資料番号の16番でございます。各種団体への補助金等一覧表、平成30年度及び収支決算書等につきましても、別冊として提出をさせていただきたいと存じます。なお、収支決算書等につきましても、100万円以上のものについて提出をさせていただきたいと存じます。

続いて、23番でございます。平成30年度随意契約明細書、130万円以上、全ての見積書と積算設計書につきましても、資料がおおむね700ページと膨大でございますため、別冊として提出をさせていただきます。なお、別冊につきましても、議会事務局に閲覧用として1部提出をさせていただきたいと存じます。

続いて、43番でございます。各放課後児童クラブの定員及び入所児童数並びに支援員・補助員数、平成28年度から平成30年度でございますけれども、この支援員・補助員数につきましても、放課後児童クラブが平成29年度から指定管理者制度へ移行したことに伴いまして、平成29年度以降分につきましても有資格者・無資格者数として記載したもので提出をさせていただきたいと存じます。

なお、これらの資料要求一覧につきましても、資料No.22といたしまして、10月7日の正午までに議会事務局へ配付をさせていただきたいと存じます。どうぞよろしく申し上げます。

以上でございます。

○小野委員長 お諮りいたします。資料については、ただいま市当局から回答のありました内容で要求することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○小野委員長 異議なしと認め、さよう取り扱うことに決定いたしました。

お諮りいたします。本日はこれで会議を閉じ、10月10日午前10時より再開したいと思います。が、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○小野委員長 異議なしと認め、さよう決定いたします。

なお、10月10日は一般会計の審査を行いますので、所管の部課長の出席をお願いいたします。本日の会議はこれで終了いたします。お疲れさまでした。

午前11時39分 終了

塩竈市議会委員会条例第29条第1項の規定によりここに署名する。

令和元年10月4日

平成30年度決算特別委員会委員長 小野幸男



令和元年10月10日（木曜日）

平成30年度決算特別委員会

（第2日目）

平成30年度決算特別委員会第2日目

令和元年10月10日（木曜日）午前10時開会

出席委員（17名）

阿部眞喜委員	西村勝男委員
阿部かほる委員	小野幸男委員
菅原善幸委員	浅野敏江委員
今野恭一委員	山本進委員
伊藤博章委員	志子田吉晃委員
鎌田礼二委員	伊勢由典委員
小高洋委員	辻畑めぐみ委員
曾我ミヨ委員	土見大介委員
志賀勝利委員	

欠席委員（なし）

（一般会計）

説明のため出席した者の職氏名

市長	佐藤光樹	市民総務部長	小山浩幸
市民総務部 政策調整監	荒井敏明	健康福祉部長	阿部徳和
産業環境部長	佐藤俊幸	建設部長 兼土木課長	佐藤達也
市民総務部次長 兼総務課長	川村淳	健康福祉部次長 兼社会福祉事務所長 兼生活福祉課長	小林正人
産業環境部次長 兼環境課長	木村雅之	建設部次長 兼都市計画課長	鈴木康則
市民総務部 危機管理監	佐々木誠	会計管理者 兼会計課長	菊池有司
市民総務部 政策課長	末永量太	市民総務部 財政課長	相澤和広

市民総務部長 税務課長	木皿重之	市民総務部長 市民安全課長	尾形友規
健康福祉部 子育て支援課長	小倉知美	健康福祉部 長寿社会課長	志野英朗
健康福祉部 健康推進課長	櫻下真子	健康福祉部 保険年金課長	長峯清文
産業環境部 水産振興課長	草野弘一	産業環境部 商工港湾課長	高橋数馬
産業環境部 観光交流課長	吉岡一浩	産業環境部 浦戸振興課長	村上昭弘
建設部 定住促進課長	星和彦	建設部 土木課副参事	星潤一
建設部 復興推進課長	鈴木良夫	教育委員会 教育会長	高橋睦麿
教育委員会 教育部長	阿部光浩	教育委員会 教育部次長	本田幹枝
教育委員会教育部 教育総務課長	佐藤聡志	教育委員会教育部 学校教育課長	遠山勝治
教育委員会教育部 生涯学習課長 兼生涯学習センター館長	伊藤英史	教育委員会教育部 市民交流センター館長	井上靖浩
選挙管理委員会 事務局長	伊東英二	監査委員	福田文弘
監査委員	香取嗣雄	監査事務局長	鈴木宏徳

---

#### 事務局出席職員氏名

事務局長	武田光由	事務局次長 兼議事調査係長	鈴木忠一
議事調査係主査	平山竜太	議事調査係主査	工藤貴裕

午前10時00分 開会

○小野委員長 ただいまから平成30年度決算特別委員会2日目の会議を開きます。

これより一般会計の審査に入ります。

ご発言のお一人の持ち時間は、答弁を含めておおむね50分以内とさせていただきますので、ご協力のほどお願いいたします。

なお、質疑の際には、資料番号及び該当ページをお示しの上、ご発言くださるようお願いいたします。

それでは質疑に入ります。山本 進委員。

○山本委員 おはようございます。

一般会計について、何点か質疑をさせていただきます。

まず資料No.10、それから資料No.3に基づいて、質疑をさせていただきます。

まず、資料No.3にあります健全化判断比率及び他の財政指標につきまして、現時点で、特段、懸念する数値ではないということで安堵しているとともに、これまでの行財政の取り組み、個々的にはいろいろ意見はございますけれども、おおむね、健全財政が推移できているのかなということで評価させていただきます。

ただその中で、国の震災関連事業もいよいよ一段落しまして終息期に入り、今後、行政需要に対応した財源の確保ということが大きな問題になってくるわけであります。

ちなみに歳出面では、財政構造の弾力性を示す経常収支比率が98.9%となっておりますが、ちなみに臨時財政対策債、平成30年度は7億1,010万円、これを除きますと経常収支比率は幾らになるでしょうか。まずお尋ねします。

○小野委員長 相澤財政課長。

○相澤市民総務部財政課長 臨時財政対策債を除いた経常収支比率ですが、ちょっと計算しておりませんので、今、数値を出しまして、ご答弁申し上げますので、お時間を頂戴いただければと思います。よろしくお願いいたします。

○小野委員長 山本委員。

○山本委員 恐らく100%は超すだろうと見ております。

先ごろマスコミで報道されました県内35市町村の決算統計でも、やはり、復興関連予算の規模が縮小したということで、経常収支比率の平均が大体95.9%と、9割台を示している自治体が約28自治体ございます。そういうことで、以前の決算特別委員会で当時の財政課長が答弁し

た中で、これからは、震災前の予算規模になるだろうと予測した答弁がございました。これは、資料No.10の382ページを見ていただければ、おわかりかと思うんですが、普通会計ベースで、平成21年度が約230億円で、現時点では約240億円と、大体同じ200億円台が、これからは推移していくだろうと。ただ、10年前の行政環境と現在を取り巻く行政環境は、少子高齢化にあらわれるように全く異なっておりますが、そういう中で、今議会が終われば、いよいよ来年度、佐藤新市長の新年度予算の事務的なヒアリングが始まるかと思えますけれども、自主財源の確保、それから新たな新市長の施政方針に示された公約をいかに実現されていくのか、その辺のところをどのようにお考えか、お尋ねいたします。

○小野委員長 相澤財政課長。

○相澤市民総務部財政課長 まず初めに、先ほどご質疑をいただきました臨時財政対策債を除きました経常収支比率につきましては、105.0%ということでございます。なお、臨時財政対策債につきましては、普通交付税の振りかわり分ということで、普通交付税と同等という一般財源と解釈してございますので、よろしく申し上げます。

あと、人口減少、10年前と随分人口の構成、規模、縮小してきているということでございます。来年度に向けまして、財政的な立場から申し上げますと、一般財源の確保ということが、行政運営には非常に大切なこととなります。そうすると、定住人口の充実といった施策に一定程度の方向性を向けて取り組まなければならないと考えてございます。よろしくお尋ねいたします。

○小野委員長 山本委員。

○山本委員 臨時財政対策債については、普通交付税でカウントされるということですが、やっぱり国が認めますけれども、起債、借金は借金でありますので、それを歳入不足の補填財源とされているのが実態でありますので、やっぱりそれは深刻に受けとめるべきかなど。ましてや、人口減少がこれから顕著になれば、以前、財政当局にお聞きした際に知ったんですけれども、1人当たり人口が減ることで11万円の基準財政需要額の減少であるということでもありますので、今後の人口が減るということにつきましては、実際、その財源が減るということでもありますので、今、課長がおっしゃるような定住策、あるいは人口流入策というものを来年度の予算の中へ具体的に反映していただければなと考えているところであります。

次に、100円バスについてお尋ねいたします。

資料No.10の139から142ページ、まず、市内循環バス補助事業についてお尋ねいたしますが、

この中で、施策の趣旨として「市民生活の利便性の向上に努める。」とされておりますが、アンケート調査を見ますと、若干、一部不満、あるいは不便を感じているエリアがあるということですが、それについてはご承知でしょうか。

○小野委員長 末永政策課長。

○末永市民総務部政策課長 お答えいたします。

はい、承知しております。先日の各常任委員協議会でもご報告させていただきましたとおり、NEWしおナビ100円バスについてのアンケートについて報告させていただきましたが、「満足している」の一方で「不満である」、そういった方々がいらっしゃるというのを把握はしております。

以上でございます。

○小野委員長 山本委員。

○山本委員 アンケートなり、あるいは地区の懇談会でいろいろ意向調査をされておるようですが、その中で、今後、改善しなければならない課題は何だと、喫緊の課題は何だと認識されていますか。

○小野委員長 末永政策課長。

○末永市民総務部政策課長 お答えいたします。

まず、市内の公共交通網全体として考えた場合には、100円バス、非常に重要な事業として位置づけられていると捉えております。その上で、不満がある方々は、恐らくでございますけれども、例えば、現在の100円バスが走っていないところですか、もしくは料金が100円ではないところに住んでいらっしゃる方々、そういった方がいらっしゃるということですので、そういった市民の方々にも市内の公共交通の利便性の向上を図るという方向での施策は必要になってくるとは捉えております。

以上でございます。

○小野委員長 山本委員。

○山本委員 そのとおりでありまして、ちなみに、その不満を持っている地区の人口動態を調べてみました。

具体的に言えば、まず字伊保石と字庚塚。平成22年度の国勢調査、それから平成27年度、前回の国勢調査を比較してみますと、字伊保石につきましては15%の人口増、それから庚塚におきましては8%の人口増。この時点では市内全体では15%の人口が減っておる中での増と、増

加地区であります。

一方、高齢化率では、宇伊保石では3.3%の増、38.3%です。それから庚塚につきましては3.2%の増ということで、人口がふえる、高齢化率も高まる、じゃあ足となるバスだったら、300円かかります、本塩釜駅から。何でうちの地区だけ3倍なのという不満はありますので、ぜひそういうところをお考えの上、次の施策に反映させていただければと思います。

それで、このバスの問題、公共交通について既に法律、道路運送法、それから生活に必要なバス等の旅客輸送の確保を図るために、地域公共交通会議が平成27年に設置されております。これは多分、国土交通省の指導だと理解しております、隣接市町もやっているんですけども、まず、その中での議論、総括的な議論についてお尋ねします。どのようなことを議論されているのか。

○小野委員長 末永政策課長。

○末永市民総務部政策課長 お答えいたします。

今、おっしゃった地域公共交通会議でございます。こちら道路運送法の、正確には、施行規則から塩竈市としても立ち上げた組織でございます、例えば、100円バスもしかりですけども、公共交通機関の料金を変更するとか、もしくはコースを変更するときとか、そういったときにお集りいただきまして、それでご承認をいただくという中身のものでございます。

ご質問の件は、今回の資料要求での地域公共交通会議の議事録のことに触れることになるのかなと思いますけれども、このとき、ことしの1月、総務教育常任委員協議会で議会にお示しました、しおナビ100円バスとNEWしおナビ100円バスのバス停の移動ですとか、もしくはルートの変更、そのことに関して議論をして、そういった中身でご承認いただいたという資料になっております。

以上で終わります。

○小野委員長 山本委員。

○山本委員 ありがとうございます。

さきに資料要求しております、本市の地域公共交通会議の議事録が出されております。それを見ますと、確かに公共交通について、いろいろ議論されておるようですけれども、バス停をちょっと移動するとかその程度と。

ちなみに私、利府町と、それから隣の多賀城市のこの会議の会議録を読みましたら、結構、内容に突っ込んだ議論をされているのがわかります。特に利府町の場合は、独自の公共交

通網形成計画というのを平成30年に策定しているんですが、本市の場合は、そういった計画は策定されておるのでしょうか。

○小野委員長 末永政策課長。

○末永市民総務部政策課長 お答えいたします。

今のご質疑、ちょっと私も利府町のことについては詳しくはないんですが、恐らく地域公共交通会議ではなくて、地域協議会のような、要は、今後のその自治体の全体の地域公共交通についてどうするかという議論をするような、そういった協議会の議事録なのかなと思います。

と申しますのは、我々が、今、主催しております地域公共交通会議というのは、あくまで、現在のルートが変更になったりだとか、繰り返しになりますけれども、バス停の移動ですとか、そういったときにお認めいただくためというのが一つの目的としての会でございますので、ご質疑の回答とすれば、そういった地域協議会という形のもの、塩竈市としては、現在はございません。

以上でございます。

○小野委員長 山本委員。

○山本委員 そういう会議のための組織はつくられておるようでありましてけれども、私からすれば、その中身をいろいろ精査してみますと、ちょっと物足りなさを感じます。

私、塩竈市のような地理的な特性を持つまちにおいては、前々から私が主張しておりますように、バスこそ、私はまちづくりのツールであると。これからますます高齢化してきます。そういう中で、もちろん高齢者の交通事故等々も、今問題になっておりますので、免許証を返納したいんだけど、バスがないからちょっとできないもんという、実際のお声をお聞きしております。

そういう中で、私は、ほかの自治体よりもこの塩竈市こそバスを、バスについては、どうだ、これが塩竈モデルだというものを出せるくらいの、バスを初めとした公共、特にバスの普及整備というのを、私はやっておくべきだと思うんですけども、いかがですか。

○小野委員長 末永政策課長。

○末永市民総務部政策課長 塩竈市、一つの特徴的なところとしてはコンパクトシティと言われております。17平方キロメートルの非常に狭い市域である、一方で丘陵等もあって、お年寄りの方々はその坂道を上ったりおりたりする、移動に関しては非常に苦勞する部分があるのかと思います。

そういった中で、現在、塩竈市としては100円バスを運行しておりますけれども、ここはまずその100円バスも一つありですけれども、他の公共交通機関なんかもひっくるめて、全体としての、塩竈市としての公共交通のあり方というのをやはり議論しなきゃいけないとは私も考えております。例えば、塩竈市、ご承知のとおりJRは2本走っております。駅が都合4つもございます。他の自治体に比べれば、コンパクトシティーの中で4つ駅があるという、非常に恵まれた土地であるというふうにも、一方では見方はあるかと思えます。

そういったJRも、もちろんひっくるめて、全体の公共交通網のあり方、市民の方々が非常に利便性が高くなって、かつコストとしても決して高くないような、そういったところでの考えというのはきちんとまとめなければいけないとは考えております。

以上でございます。

○小野委員長 山本委員。

○山本委員 前も言ったと思うんですけども、塩竈市は、市内からバスが撤退するということを守るために補助を始めたわけですね。ですから、これはもう30年近く前、せめて私は市民の足にかわるバスに対する施策というのは、私は県内でもトップリーダーだと思うんですよ。ところが、今はどんどんどんどん周辺の自治体がそういった使い勝手のいいバスになってきつつあると、きているとは言いませんが、きつつあると。

中では、デマンド制はご存じだと思いますけれども、多賀城市では、デマンド制の導入も今検討しているようであります。塩竈市の場合も、バスはちょっと小型化しても入れない、やはり、狭隘な道路は、まだまだあります。そういうところに、予約して乗り合いしていく、そして病院、あるいは役所、駅に行くというデマンド制もやはり必要だなと考えているんですけども、その辺のご議論はされておるのでしょうか。

○小野委員長 末永政策課長。

○末永市民総務部政策課長 まず、お答えからすると、現在具体的な、例えば、デマンドタクシーをするとか、そういった議論までは至ってはいないという状況でございます。

ちょっと印象的な思い出としてあるんですけども、昨年、再配置計画をつくるに当たって、各市民の方々とお話する中で、ご老人の方々、山の上のほうに住んでいらっしゃる方なんですけれども、土日に、中心部のほうでイベントをやっても、そこに足がなくて行けないという話をされました。恐らく、元気な方というか、足腰のしっかりした方というのは、しっかりと、例えば、バスに乗って、もしくは歩いて行くことができると思うんですけども、本当になか

なか長距離を歩けないような方々というのは、いわゆる「ドア・ツー・ドア」、玄関から、例えば、その会場まで、またその帰り、という形のことを求めていらっしゃる方々が結構いらっしゃるのかななんて思った印象がございました。

今のデマンドタクシーの話もそうですけれども、そういった方たちの需要というのは、これから塩竈市としてもふえていくんだろうなと。それに対する対応というのを考えなきゃいけないんだろうなとは考えていたところでございます。

以上でございます。

○小野委員長 山本委員。

○山本委員 ぜひこの会議を、ただ単に規制とか規制緩和とか、あるいはバス停の移動とか、そういった外部的な問題だけではなくて、どうか、まちづくりの視点からの話し合い、協議のできる場にしていただければなど。もし、それがかなわないのであれば、例えば、協議会、仮称ですがコミュニティー交通協議会のようなものをつくって、市内の多様な交通事業者、もちろん利用者、特に高齢者、そういった方々を集めてのコミュニティー交通協議会などというものはいかがでしょうか。

○小野委員長 末永政策課長。

○末永市民総務部政策課長 お答えいたします。

先ほどの利府町の話にも通ずる部分なのかなと思いました。まず、整理しますと、現在の地域公共交通会議というのは、先ほど、私が申しました目的でもって、まず設立されていると。それが道路運送法をベースとしたものであると。多分、山本委員がおっしゃっている協議会というのは、法律でいうと地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の中で定められている、要は、地域関係者の方々が集まって地域の活性化をベースとした公共交通網とは、どういうふうにしたらいいかという議論をする協議会の話になるのかなと思いました。

この協議会の設立をするかどうかというのは、ここはちょっと明言は避けさせていただきますけれども、先ほども申しましたが、塩竈市としての公共交通網を考える中では、もちろん外部の方々ですとか交通関係の他業種の方々ですとか、そういった方のご意見というのはしっかりと受けなきゃいけないと思いますので、その受け皿としてのこういった協議会というのは、当然、存在としてはありなのかなとは考えております。

以上でございます。

○小野委員長 山本委員。

○山本委員 ぜひ、それを実現していただいて、私が再三申し上げているまちづくりの大きなこれからのツールだという意識でやっていただければと。

最後に、市長、施政方針で市長は、ウォーキングポイント、つまり健康のために歩くことを推奨されておりますが、バスとの関係はどのように捉えていますか。バスに乗らないで歩きなさいというわけですか。

○小野委員長 佐藤市長。

○佐藤市長 うまく整合性が保てるように努力させていただきたいと思います。

○小野委員長 山本委員。

○山本委員 ありがとうございます。

ぜひ、健康づくりのために歩くのは、大事ですけれども、ただ、病院に通うとか、あるいは駅に行くとか、そういった場合については、バスの利用ということを啓発していただきたい。すごく、しおナビ100円バス、NEWしおナビも含めて非常に好評です。私も月に1回は必ず乗るようにしているんですが、本当にドライバーさんも必死ですね、やっぱりね。とにかく車内での事故が起こらないように、そして時間どおり回るようにという配慮をして、本当に一生懸命やっていますので、今後とも内容を充実させながら、将来的には、隣接への相互乗り入れとか、あるいはカードでもって乗れるような、そういった体系にまでしていただければと考えています。

以上で100円バスは終わります。

次に、同じ資料No.10の162ページ、マリングート、旅客ターミナル管理運営事業について若干お尋ねさせていただきます。

経過をたどりますと、平成8年7月にマリングート塩釜がオープンいたしました。これは、あくまでも塩釜港の港奥部の開発の先導施設ということでのオープンで、当時、資本金7億円でありました。その後、平成10年に資本金を11億8,000万円に増資しまして、県、塩竈市、それぞれ1億3,500万円増資したわけですが、平成12年に塩釜港経営検討委員会から施設全面の譲渡を市が受けまして、その時点からいわゆる「公設民営」というものが始まったわけでありまして、当時、11億3,684万円で市に譲渡されました。当時、県からも4億円ほどの補助を受けており、塩釜港開発株式会社が管理運営を塩竈市より受託したと。そして、平成18年から指定管理と。これが一応、一連の経過であります。

それで、東日本大震災で被災して、経営が悪化して、テナント撤退等々がありまして、累積

欠損金9億1,100万円を出したわけですけれども、私、前々から、「減資をなぜしないんですか」と言っていましたけれども、やっとことしの3月に減資に踏み切ったということでありませぬ。

それで、施策の趣旨（目的）に「地場産業の振興及び地域の活性化に寄与する施設」とありますけれども、その目的は達成されておりますか。それから、活性化するための指標、メルクマールといいますか、指標は何でしょうか。お尋ねします。

○小野委員長 高橋商工港湾課長。

○高橋産業環境部商工港湾課長 答えいたします。

まず、マリゲート塩釜の関係ですけれども、目的にあります地場産業の振興という点では、テナントの皆様は、もちろん市内の事業者の皆様でございますし、また、海に親しみながら交流できる施設といたしまして、このマリゲートが設置されているというところで、そのようなものを運営しているということで、活性化に寄与しているということでございます。

活性化の指標という点では、今のところは設けていないというところでございます。

○小野委員長 山本委員。

○山本委員 163ページの評価のところの③成果ではC「あまり上がっていない」というわけですが、余り上がっていないのであれば、なぜ上がっていないのか、どうすれば上がるのかということは、やっぱりきちんとそれは検討すべきだと思うんですけれども、それはいかがですか。

○小野委員長 高橋商工港湾課長。

○高橋産業環境部商工港湾課長 申しわけございませんでした。

成果の指標の点では、やっぱり来館者数、テナントの床入居率、あとイベントの開催ということで、テナントのイベント等については、月1回ということで開催を頑張っているところなんですけれども、残念ながら来館者数、テナント床入居率につきましては、なかなかちょっと伸びないということで、減少傾向にあるということで、このような成果とさせていただきます。

以上でございます。

○小野委員長 山本委員。

○山本委員 イベントもいろいろ企画されてやっているようですけれども、資料としていただいた資料No.22の209ページから、イベントの内容なり、それから来館者数、入場者数が記載はされ

ておりますが、冒頭言いましたように、あくまでも塩釜港と港湾の開発のための先導施設という位置づけをするならば、ちょっとこの辺については不満ではないのかなと考えています。

聞けば、いわゆる「KPI」といいますか、重要業務評価指標については、持ち合わせていないということですから、当然成果についても余り上がっていないということになるのかと思います。やっぱり、ある程度、数値的な成果指標を持って、その数字の乖離があったときに、なぜその乖離が発生したのかということ、やっぱり検証し、次の手だてを踏むというのが、私はこれはこのKPIの持つ意味だと思うんですけども、それすら持っていないわけですから、推して知るべしかなと考えざるを得ないと思います。

それから、施策の成果のところにありますテナント床入居率67%、それからイベントの回数14回とありますけれども、ここで一応、成果指標としてはあるんですよね。成果指標とある。では、そのテナントの入居率67%の根拠は何でしょうか。

○小野委員長 高橋商工港湾課長。

○高橋産業環境部商工港湾課長 テナントの床の入居率なんですけれども、今回、67%というのは、全入居区画が49区画ございます。そのうちの入居が、済みません、これは事業所数なんですけれども、区画数にしますと33区画となりますので、分母で割ると67%ということになります。

○小野委員長 山本委員。

○山本委員 だから、成果指標ではなくて、現状こうだということなんですよね。67%の入居率だということで、成果指標とはならないということでもあります。

やはり、そのテナントについてちょっと申し上げますと、いろいろアンケート調査を行ったり、それから集客のためのイベントをしたりと、何とか、スポット貸しとか、空きスペースの有効活用と、いろいろ工夫はされておるようなんですけれども、最近、撤退されたテナントさんによれば、私たちはボランティアではないんですと。ボランティアで入居したのではないと。やっぱり商売をするために入居したんだと。ところが、思ったより観光客も少ない、そして消費するお金も少ない。ですから、数カ月で撤退したわけです。

ですから、その入居されたテナントの方々が、そこで業務が継続的に営めるような努力をどのようにされているかということが一番大きいことだと思いますが、具体的にどのようにされていますか。

○小野委員長 高橋商工港湾課長。

○高橋産業環境部商工港湾課長 お答えいたします。

ます、土日については、観光客がいらっしゃるということなんですけれども、平日については、現状では、なかなかお客さんがいらっしゃらないということで、平日の、例えば、主婦層のイベントの取り組みということも、ことしの4月からさせていただいております。そのような中で、そのような方々も1階のショッピングゾーンとかにお立ち寄りいただいてご購入していただくということを期待しているところでございます。

以上でございます。

○小野委員長 山本委員。

○山本委員 そこで、商工港湾課だけが主体的な役割を担うのではなくて、それを指定管理を受けている塩釜港開発株式会社との関係で、どのような組織的な連携を図って、今の問題点を解決しようとされていますか。

○小野委員長 高橋商工港湾課長。

○高橋産業環境部商工港湾課長 会社との連携ということでございますけれども、市ももちろん積極的に、例えば、イベントだとか、先ほど申し上げました平日の取り組みとかにつきましても、会社と一緒にあって連携して現在やっているところでございます。

○小野委員長 山本委員。

○山本委員 私、もっともっと指定管理を受けている塩釜港開発、施設そのものが、先ほど来申し上げますように港湾の開発の先導施設と、それを指定管理者として受託しているわけですが、株主総会でも、ある株主から、「この会社はいつから不動産賃貸業になったんだ」と、「定款を見てみろ」と、やっぱり海洋開発に関するコンサルタント的な機能とか、研究開発とか、そういったのを受託するというのが、定款上、定められているわけですよ。今は、悪いんですけども、ただテナントを入れる、撤退した、赤字になった、どうする、誰も来てくれない、そういったところに腐心しているんじゃないかなと、私は思います。もう一回原点に戻って、この施設のあり方というのを考える必要があるんじゃないかと考えます。

では次に、減資したわけですが、減資については、これも株主総会で再三にわたって提案されている内容です。その際には、社長は、なぜしなかったかという、取締役会の中で経営改善に向けた取り組みがなされないまま、減資のみが先行することは、株主の理解を得られないと言っていますが、これは当たり前のことなんです。経営改善計画を出して減資するんですよ。減資しないままで払った金というのは、外形標準課税資本割で619万5,000円、県民税

均等割で54万円、市税均等割で41万円、合計714万5,000円です。714万5,000円を払ったと。この部分が要するに赤字なんですよ。24期、25期そっくり。これを原資1億円以下にすれば、何と18万円。これがなぜできなかったかですよ。なぜしなかったか。結局は、株主を納得させるだけの経営改善計画ができなかったんですよ。それは担当としてどう考えていますか。

○小野委員長 高橋商工港湾課長。

○高橋産業環境部商工港湾課長 おっしゃるとおりでございます、以前に平成20年度ごろにも大きく減資の検討をしたところがございます。そのときに、先ほど山本委員からお話のありました、なかなか経営改善の取り組みがなされないまま減資が進むことは、承認されないということで、見送ったところがございます。そのときにも、経営改善計画をつくったわけがございますが、その後、会社の経営が黒字になったということで、今まで、なかなか話が進まなかったのかなと思っております。

今回の経常収支の赤字というものを受けまして、会社では本格的に減資ということで考えてきたということがございます。

○小野委員長 山本委員。

○山本委員 経営改善策を見ますと、以前いただいた資料によれば、税負担額の軽減による収支の改善、これは経営改善ですが、さらなる経費の削減、これは当然のことですね。それから、施設の利用料の向上を挙げていますけれども、これは特段、新しい経営改善策ではない。これは当たり前のことなんです。つまり、これをもって具体的に何をするか、そして数値目標はどのようなかということを示さなければ、これは経営改善とはならないと私は思うんですよ。

ですから、そういう意味でこれから期待ということ。成果とは別にして、やっぱり私は数値目標なき計画は経営計画ではないと思いますよ。

そこで、マリゲートについて第三セクターとしてやってきて、今、塩釜港開発株式会社に指定管理を委託していますけれども、5年間ということで、やっぱり途中でも、これは全国的にも最近、指定管理の契約を途中解除する例が、全国で30%起きているんですよ。つまり発注した自治体の意向・目的とは違う、要求した数値に達していない、それに対しては、年の途中でも指定管理を解除するという例がありますので、今後、やはり経営的な視点から厳しく見ていただければと。単に税金が安くなったからこの26期は黒字だ、なんてことには、まさかならないとは思いますが、その点だけ確認しておきます。

それから、そういう中で、ことしに入りまして、前市長ですけれども、マリゲートの3階

部分、これはしばらくあいていましたけれども、これをハローワークに賃貸するという発表があり、議会にも情報として出されました。その経過については、ちょっと我々は、聞き及んでおりませんし、先ほど来申し上げておりますように、港湾の開発の先導施設で、ハローワークは、どのような役割をなさるのでしょうか。そこの経過を踏まえてお尋ねします。

○小野委員長 高橋商工港湾課長。

○高橋産業環境部商工港湾課長 お答えいたします。

まず、経過でございますけれども、ハローワークを所管する宮城労働局から、ハローワーク塩釜が、老朽化と震災による損傷が激しいと、地盤沈下をしているということで移転を考えているというところで、同等の施設はないかということで、そのマリングートの3階ということをご紹介したところでございます。

それで、昨年度、国に予算要求を、宮城労働局が財務省に行いまして、正式にことしの5月10日付で宮城労働局から移転について文書をいただいたもので、その後、産業建設常任委員協議会等に報告をさせていただいたものでございます。

まず、ハローワークといたしましては、マリングートの設置の目的の中で地場産業の振興及び地域活性化に寄与するということで、ハローワーク塩釜というものは、塩竈市の地域の雇用を生み出すという点においては、産業の振興につながるのかなと思っております。それによりまして、地域の活性化につながっていくということで考えておりました。

以上でございます。

○小野委員長 山本委員。

○山本委員 ちょっと何か理解できないんですけれども、聞くところによると、泉区か塩竈市かと、宮城野区には、宮城野区役所の近くにあるんですね。ですから、仙台市泉区の管轄にしているのがこのハローワークなんですね。ですから、今、課長が言うように、ハローワークが来ることによって、地場産業に貢献できるような人材がどうのとはならない、やっぱり、もっと広域的になっているはずですよ、このハローワークは。

それで、別にハローワークに対してどうこうじゃないんです。いいんです、来てもらっても。ただ、ごらんになったと思うんですけれども、塩竈市にあるハローワーク、終日、周辺に約50台の車がとまっています。終日ですよ、終日。あの敷地に、そういった休職されている方々の車をとめるスペースをどこに確保されるんですか。

○小野委員長 高橋商工港湾課長。

○高橋産業環境部商工港湾課長 ハローワーク塩釜、宮城労働局からは、済みません、先ほどの話に戻るんですけども、移転先を探す際に、まずは、塩竈市で探したいということで、まず、塩竈市にお話をいただいたということでございます。あと駐車場につきましては、常時50台というお話を宮城労働局からもされております。今考えておりますのが、ちょうどマリングートのバス駐車場のさらに西側に、みなと広場、シオーモの小径の手前ですけども、あそこが何も今のところは使われていないという状況なので、あそこを駐車場として使用させていただきながら、50台を確保していきたいと思っております。

以上でございます。

○小野委員長 山本委員。

○山本委員 ですから、そうなりますと、本来的なお客さんの、観光される方々の利便性というのが、ある程度、阻害されてしまうのかなど。そうすれば、ますますマリングートから足が遠ざかる可能性もあるわけですね。

ですから、今後の展望として、市長の施政方針にもありましたように、公民連携ということをおっしゃられているわけですから、逆に民間資本に、今、全部、市の施設ですから、全て民間資本に管理運営してもらおうという手法もいいのかなど。例えば、観光に特化した企業でもよろしいだろうし、そういった方法というものをこれから考えていくべきだと思うんですけども、これに対してはどのようにお考えですか。

○小野委員長 佐藤産業環境部長。

○佐藤産業環境部長 お答えをさせていただきます。

まず、今、駐車場の話が出ましたけれども、前の市長ということで、今おっしゃいましたけれども、9月定例会におきまして、このハローワークに入っていただくための前段の3階の改修費用等の補正予算を計上させていただいております。その際にも、若干、駐車場に関する議論があったと記憶しておりますが、我々としては、そういったときに、ぜひご議論をいただきかったなというのも本音としてございます。本日は、あくまでも平成30年度の決算の議論ということだと思いますので、そのところは、ちょっとご配慮いただければというのが一つございます。

それから、今実際、質疑がございました内容についてであります。1つ前のご質疑でも、指定管理者といえども、実績が悪ければ、途中での解約というのものもあるのではないかという点を含めてご指摘をいただいたところです。今、塩釜港開発株式会社をお願いをしております。

管理期間、この4月から、春から新しい期間に入りまして、今回5年でやらせていただいているところということになります。そういったところ、私どもの立場というのは、その指定管理をお願いする立場、それから塩釜港開発株式会社の株主としての立場と、これは両方ございますので、当然、担当はマリゲートのにぎわいをつくりたいということで、日々イベント等の提案とかもさせていただきながら、努力をさせていただいているというのが一つ。

それから一方では、会社という部分で見れば、やはりご指摘いただいたように、これまでは何とかテナントを埋めようとか、今、不動産というお話をいただきましたが、そういった部分に努力を傾注してきたところはあると思いますが、今後、減資も達成されたという中では、今後の経営というのが、少し改善されてくるものと期待しています。

今期、今漏れ聞いているところによりますと、経費の節減が図れますので、黒字の方向ということも承っているところがございますので、先ほど言いました本来の、本来のといいますが、定款の中にあります事業の一つでもあります塩釜港の活性化のための事業というものにもぜひ手をつけていただきたいということは、我々としてもお願いをしていかなければならないと思います。

その中で、次の指定管理期間も含めまして、どういうところに、今度お願いをしていくかというのは、これまでも同様ですけれども、公募でやっておりますので、そういったところの対象として、例えば、今、おっしゃっていただいたような民間の観光の業者であるとか、そういったところに来ていただく分には、我々は、全く排除するものも何もないので、ぜひそういったところにも積極的にご参加いただいて、施設の利活用を図っていただけるような、そして、マリゲート塩釜がにぎわっていただけるような方向に持っていければいいかなと考えております。

以上でございます。

○小野委員長 山本委員。

○山本委員 今、部長が最後に全部一人でまとめてくれた感じがありますけれども、私からも最後に。

平成27年に、総務省から、赤字を出すような第三セクターは見直ささいということの通達が出されてきております。ですから、もうやめて解散してしまえという議論も一方ではありますけれども、ただ今、部長がおっしゃるように、やっぱり140億円かけた新魚市場がオープンする、それから県の事業でやっている親水ゾーンもできたと、そういったことで、まさにこれか

らあの区域、あのゾーンをいかに活用するかと、観光スポットとして、あるいは対岸の魚市場とシャトルボートで結ぶとか、その先には仲卸市場があるわけですから、そういったものためのマリンゲートであり、その指定管理をしているのが塩釜港開発ですから、まちの不動産賃貸業ではなくてまさに定款本来の業務をするように、またそれをするような指導をされるように私は期待をして、私の質疑を終わります。

ありがとうございました。

○小野委員長 鎌田礼二委員。

○鎌田委員 では私から、平成最後の決算について、質疑をさせていただきます。

資料No.7の決算審査意見書、これの35ページ、むすびの部分になりますけれども、ここの8行目に「普通会計の財政状況をみると、経常収支比率で1.0ポイント、実質収支比率で0.5ポイント悪化しているが、公債費比率で1.8ポイント改善されている。」という、こういう意見書をむすびとしてあるわけですが、ここについてちょっとお聞きをしたいと思います。

もう一つは、資料No.10の384ページ、決算分析主要指標等の推移ということで一覧表がつくっております。この中で、先ほどの、私が一番取り上げたいのが、この経常収支比率ですね。これがずっと、平成21年の92.8%からずっと始まって、今回は98.9%と、ほぼ99%ですよ。この状況について、99%というと自由に使えるお金は1%しかないという状況で、私から言わせてもらうとかなり大変な状況ではないのかなと思うわけですが、財政課長でしたか、お金の関係は。（「財政」の声あり）財政でしたか。財政課長、どう思われるのか、ちょっと意見を伺いたいと思います。

○小野委員長 相澤財政課長。

○相澤市民総務部財政課長 経常収支比率につきましては、委員がおっしゃるとおり98.9%という数値で、非常に財政的には硬直化が1ポイントでございますが進んだということでございます。先ほどもご答弁申し上げましたが、やはりこの経常収支比率の改善につきましては、一般財源の確保というのが重要になりますので、主なものとしては、市税ということになりますが、先ほど申しましたとおり、やはり定住人口の施策の一定程度の取り組みが重要になると、財政の立場からは考えてございます。

以上でございます。

○小野委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 それを私も言わんとしているところですが、資料No.7の35ページ、むすびの

部分の、今度は一番最後、「今後、令和の時代になお進行が見込まれる少子高齢化や人口減少などへの対応のため、住民福祉の向上や定住促進の取り組みについてさらに努力されるようお願いしたい。」ということで、監査委員の意見書としてあるわけです。

今、言われたとおりだと思うんです。今度は資料No.10の382ページ、これについては、今言われましたが、やはり税収入の確保のためには人口がふえないといけないと。住民税、それから固定資産税等のこの市税、これをふやさないといけないということですけども、この実績を見ますと、さほどふえていないと。やはりこれは何とかしてふやさないといけないということになるわけですね。そして、この中身を見てみますと、この総計でも減っていると。それから、震災関係の交付金についても、これは先細りだと。となると、やっぱり市税を、これは何とかしてふやさないといけないというところだと思うんですね。先ほど財政課長が言われたように。

そんな中、資料No.10の380ページ、繰出金の推移の一覧表がありますけれども、これ毎回、私は、決算やら、予算でずっと言い続けているわけですけども、この中で一般会計から、今度、一般会計からの見方ですよ、一般会計の中から約43億円出ていると。そして、その中の市立病院関係が約6億7,000万円、約7億円。実績から見ると平均7億円弱と。私があと問題視しているのは、魚市場ですけども、魚市場、それから浦戸交通関係。何とか、やはりこの繰り出しを低くしてもらわないといけないわけですけども、一般会計から考えると、先ほど言ったようにこの経常収支比率を上げるためには、この繰り出しがなければ、どんどん上がるというか、楽になるというか、数値が下がってくるわけですよ。この一般会計の観点から、どういうふうにこれを考えていらっしゃるのか。この繰り出し全部。本当に必要なことは、必要なものかもしれないけれども、余りにも額が多過ぎではないかと。特に市立病院に関しては。そう思うわけですけども、この繰り出しを出す一般会計としての考え方として、どういうふうに思われているのか、その辺をお伺いしたいと思います。

○小野委員長 相澤財政課長。

○相澤市民総務部財政課長 委員がおっしゃいますとおり、繰出金が減れば、その分、経常収支比率というのは改善の方向に向かうということでございます。また、各会計の状況についてでございますが、やはりそれぞれの会計におきまして経営の健全化、あるいは収入の確保ということに努めていただいて、経営を安定的に運営していただければというのが一般会計からの見方でございます。よろしく申し上げます。

○小野委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 もっともな回答だと、私は思うんですけども、多分やりとりがいろいろあると思うんですよ。これだけの金額の繰出金を欲しいという要求があつて、それをある程度、査定するって言うのはいいのか悪いのかわかりませんが、一般会計側から見ても、本当に出さなくちゃいけないのかどうなのかという検討をこれ一つ一つやられているのか。それとも、要求があつたものはもう出さなくちゃいけないと、ぼんと出しているのか。その実態はどうなのか。どういう進め方をして繰り出しをずっとやってきているのか。その考え方といいますか進め方、どういうふうになされているのかを、ちょっとお聞きしたいと思います。

○小野委員長 相澤財政課長。

○相澤市民総務部財政課長 まず、予算措置の流れということでございますが、当然、各課から要求がございまして、それを財政課で取りまとめを行うと。その後につきましては、全庁的に議論をして、最終的に市長のもとで決定をしてきたということでございますので、そういう流れでございます。

以上でございます。

○小野委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 そうすると、予算組み時点で、もう最初から繰り出しは幾らつてもう決めて、決めてというかそういう前提で進んできているんですか。もう我々はお金が必ず足りなくなるのは確かだと、そして、これは必ず一般会計からもらうんだという、そういう主張をそのまま丸々のんで進めているということではないんですか。

○小野委員長 相澤財政課長。

○相澤市民総務部財政課長 当然、議論の中では、そういった要求そのものということではなくて、繰出金の中には、ご承知のとおり、総務省の基準に基づきます繰り出しというのがございますので、基本的には、そこに沿った内容で繰出金の内容を精査させていただいて予算計上を、議論の中でさせていただいているということでございます。

○小野委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 そうすると、今、基準という話が出ました。ある程度、法的にも認められている金額なんでしょうけれども、では、その基準からオーバーして支出している会計はどれですか。

○小野委員長 相澤財政課長。

○相澤市民総務部財政課長 まず、魚市場事業特別会計につきましては、水揚げの目標120億円に達しなかったということでございますので、その分について基準外という繰り出しにまずなっ

てございます。

それから、下水道事業につきまして、復旧・復興分につきまして、これは基準内の繰り出しということでは規定はございませんので、基準外の繰り出しとなっております。ただ、これは復旧・復興に係る分でございますので、それはそのルールに基づいて繰り出しをしているということになります。

それから、市立病院事業会計につきましては、在宅介護それから療養病床等に係る部分につきまして基準外繰り出しということになってございます。

基準外の繰り出しとなっているものにつきましては、以上でございます。よろしく申し上げます。

○小野委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 魚市場はわかりました。それからあと病院関係ですか。基準よりオーバーしているといっても、例えば、100万円とか1,000万円程度とかっていう話ですか。その基準を、約でいいますから、約幾らなのか。それに対して、病院会計は今回6億8,000万円ぐらい出ているわけですけれども、この基準は、どういう基準になっていますか、今のところは。

○小野委員長 相澤財政課長。

○相澤市民総務部財政課長 繰り出しの中で、金額についてご質疑をいただきました。

魚市場事業特別会計につきましては、平成30年度決算で6,365万8,000円の繰り出しということになりますが、うち1,373万円が基準外の繰り出しということでございます。

それから、市立病院事業会計につきましては、6億7,900万5,000円の繰り出し総額ということになりますが、基準外の繰り出しとしては3億7,311万3,000円ということでございます。

それから、下水道事業、これは先ほど申しました復旧・復興事業でございますが、全体で17億6,569万2,000円の繰り出し額ということになりますが、4億1,376万1,000円が基準外の繰り出しということになります。

以上でございます。

○小野委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 そうすると、市立病院の場合は約3億円、基準が3億7,000万円だという計算ですよ。それに対してプラス約3億円出ているわけですけれども、ですから、早い話が基準の金額の倍ですよ、今の説明によると。倍も出すんですか、一般会計から。要求があったからといって。お金が何ぼでもあって、税収も毎年ふえて、経常収支比率も70%とか60%で、ああ、ど

んどうぞというのであれば、それもいいのかもしれませんが、この約99%、そんな中で、この3億円もぼんと出すという、その出す側の考え方としては、私はちょっと考えられないんですが、やっぱりこれでいいんですか。

○小野委員長 相澤財政課長。

○相澤市民総務部財政課長 繰出金の全体の決め方につきましては、先ほど申したとおり全庁で議論をして決めているところでございます。

なお、やはり病院のその繰り出しの一番大きい基準外となっておりますのは、療養病床、在宅医療、それから訪問看護に要する経費につきまして、通常、民間事業者がなかなか採算が合わないということで取り組めないものの、これからの社会医療としては必要となってくる在宅医療に対するものの必要性等を鑑み、全体を総合的に勘案しながら、この分の繰り出しをさせていただいているというのが、これまでの経過でございます。よろしく申し上げます。

○小野委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 先ほどの話にちょっと戻りますけれども、やはり税収入を、市税をアップさせるということは、やっぱり人もふやさないといけないと。そうすると、この定住人口をふやす、少子高齢化に対する対策を早急に行わないといけないということですよ。そんな中、お金はないと。ですから、鶏が先なのか、卵が先なのかという論議になるかもしれませんが、何とかして、やはり人口増加策をどんどん打ち出していかないと、もうこれは大変な事態になると私は思うわけですよ。

市長は、これにかかわってはいないわけですが、決算を見てどう思われるのか。この380ページの繰出金の推移。先ほどの市立病院やら、魚市場やら、浦戸交通やら、下水道もありますけれども、この表を見て、市長はどう思われますか。私が言っていることを理解してもらえるのかどうなのか、共通した考えなのか。その辺ちょっとお聞きをしたいところです。

○小野委員長 佐藤市長。

○佐藤市長 今ずっと、山本委員、そして鎌田委員の議論を聞かせていただいて勉強させていただいているというのが、率直なところでございます。ただその一方で、人口が短期間で、15年間で6,500人減少している現状と、ますます各施設の老朽化等々で負担金がかかっているという現状を鑑みたときに、これは早急に取り組まなければいけない事柄がたくさんあると認識しております。

その一方で、今までの流れもあるものですから、その整合性を図るために、現場を回って、

どのような状況か、今確認をさせていただいている最中でございますので、今後、これらの数字を改善するために、どのような手法が必要でどのようなことを行わなければいけないのか、早急に取り組まなければいけないと感じている、今はそのような感想でございます。

○小野委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 今、早急にという話が出ましたが、私もそう思うんですね。話し合い、聞くだけではなくて、もうこの出おくれが、この人口減少、いわゆる係数を上げるというか下がり勾配をきつくするというか、そうなるんじゃないかと私は思うんですよ。ですから、少しでも早いタイミングで進まない大変な状況になるのではないかと、私は思うので、やっぱりこの辺をきっちりと考えてやっていただきたいなと思います。

次は、同じ資料No.10の、ずっと細かなところに入っていきますけれども、125ページ、防犯対策事業。

私は、たびたび一般質問やら、何やらで言っているわけですがけれども、やっぱり魅力ある塩竈をつくらないといけないと。そんな中で、やはり安心・安全が大きなポイントになるだろうという話をさせてもらっています。ここでLEDのことと、それから防犯カメラのことについて出てきますね。

これもたびたび言っているわけですがけれども、この次のページの現況と課題のところをちょっと見ていただきたいんですけども、こういうふうに評価していると。「市内の犯罪抑止と、町内会の維持管理上の軽減に繋がる防犯灯のLED化を推進するため、平成29年度に町内会から更新要望のあった約2,000灯の早期達成を目指すとともに、例年の要望灯数全ての更新や年度途中での交換にも対応していく必要がある。」と書いているわけですがけれども、この要望があるというのは、町内会、ただでみんなやってくれるんなら、もうばんばん要望するわけですよ。これは町内会の負担があるから、町内会の会計も見て要望しているわけですよ。これをちゃんと理解しているのかどうかを、まずお伺いしたいと思います。

○小野委員長 尾形市民安全課長。

○尾形市民総務部市民安全課長 鎌田委員から、今、防犯灯について、市の負担が4分の3でございまして、町内会の負担が4分の1ということで、その部分を理解しているのかという部分でございまして、平成29年度にこの4分の3助成制度というものを始めさせていただきました、そのときにそういった4分の3の助成でも町内会としては設置したいかということで、もうそういった部分も含めて、うちで調査をさせていただいたときに2,000灯という要望がござ

いましたことから、そういった部分も、当然ながら、ご理解いただいた上で例年要望していただいているものと認識しております。

以上でございます。

○小野委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 ですから、いわゆるその4分の3を市から補助すると。そうすると、4分の1は町内会で負担しているということなんですよ。毎回言っているんですけども、町内会は、今やはり会計を見ますと、この防犯灯関連、電気代も含めて整備費、それから新たにつける、LED化する、これを含めるともう町内会の半分くらいのお金がなくなっちゃうんですよ。ですから、事業として何らできないという、そういう状況になっているんですね。町内会にもよりますよ。ある程度、幅はありますけれども、かなり負担になっていることは確かなんです。

そういうことを考えると、もう4分の3なんて言っていないで、全額を市で面倒見ると。そして、もう計画的にぼんとやっちゃうと。そうすると電気代も下がると。そうすると整備費も下がってくるんですよ。蛍光灯だったらしょっちゅう球切れがあるんですよ。そういったことをちゃんと理解していただいて進めていただかないといけないなど、私は思うわけです。そういう考え方、もう一気にやってしまう、それは町内会の持ち物だからそんなにできないとか何とかって、そんな頭の固いことを言っているんで進まないし、町内会の活動も低迷化するし、それから、その魅力ある塩竈市につながってこないんですよ。もうこれだって、市内全部、市費を使ってみんなやりましたっていったら、マスコミか何かで報道されますよ。仙台市内の人だって、ああ塩竈市でそんなこともやっているんだっていうことになれば、じゃあ何かのとき考えてみようかってなるわけですよ。

それから、この防犯カメラについても、再三言ってきて、今度、条例化もされて予算化もなったと。ことしも駅前周辺につくということですけども、これも補助を出して、ここにもちょっと書いていますね、防犯カメラ。「防犯カメラの条例施行にあわせて本市の玄関口であるJR本塩釜駅駅前広場等に市が防犯カメラを設置し、犯罪のない安全・安心なまちづくりを目指すとともに、今後、関係機関が設置する防犯カメラの助成制度についても検討していく必要がある。」と。認識はしているんですね、防犯カメラについて。実際、ことしの予算にどれだけこれが生かされているのか、今後、どういうふうにするつもりなのか、その辺をちょっと防犯カメラも含めてお聞きをしたいと思います。

○小野委員長 尾形市民安全課長。

○尾形市民総務部市民安全課長 防犯カメラにつきましては、ことしの予算というのは令和元年度予算ということでよろしかったですか。（「はい」の声あり）済みません。

金額は約600万円ぐらい予算化しておりまして、防犯カメラについては、まず市で積極的につけていこうということで、ことしは、先ほど委員からもお話があったとおり、本塩釜駅と西塩釜駅に今のところ5台の設置を予定してございます。

あと、先ほど最後の助成制度という部分でお話ございましたけれども、まず、市で防犯カメラについては、積極的につけていくということの大前提にしまして、今後、町内会とか商店会とか、そういったところから、ぜひ防犯カメラに助成してくれとか、そういったお声が多くなった際には、当然、うちとしても何とか防犯カメラの助成については検討していきたいと考えてございます。

以上でございます。

○小野委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 今、町内会も、私は助成して、いわゆる寂しい場所にも、ですから駅前周辺で人が通る場所だけではなくて、めったに通らなくても、そういった場所で痴漢やら、いろいろ犯罪が起きたりするわけですけれども、そういったことで各町内会に補助を出して、各町内会で設置してもらったという話を一般質問でもやっているわけですけれども、それも先ほどのLEDと同じように補助だけでは、その補助率がかなり高いんだったらいいんですよ、90%とか95%とか。ですから、このLEDのお話にまた戻りますけれども、やっぱり補助率を上げるないしは100%出して進めるということで、今後、今年度については、もう進んでいるわけですけれども、次年度については、そういったことも含めて、予算化する場合、考えていただきたいなと思います。

こればかりやっていると時間がなくなるので、次に移ります。

次は、資料No.10の129ページです。

子育て・三世代同居近居住宅取得支援事業、この実績は、これを見てわかりました。この実績が施策の成果として上がっているわけですけれども、これについて、この現況と課題、ここをちょっと見ていただきたいんですが、「平成30年度補助対象者の従前居住地は、全世帯が仙台都市圏内であることから、引き続き圏域内の移住希望者への事業PRと県外への制度広報ソースの発掘が必要である。」と。PRが必要だということは、ここに書いてあるわけですけれども、この間の施政方針の中で聞きましたけれども、仙石線や東北本線で出したらって言った

ら、出すだけのアピール性のあるものがないということだったんですよね。やっぱりそれだけのものを、今後考えていただかないといけないと私は思うわけですが。

それからもう一つ、一般質問でずっと言ってきたのは、入れるだけではなくて、塩竈市から人が逃げないような施策が、これ、現在、塩竈市に住んでいる人も三世代一緒にまとめて住みましょうよとか、そういう人たちにも補助をあげるような施策を並行してやらないと余り意味がないんじゃないのという話をしたわけですが、ちらりとは聞いたんですが、今後、そういうことも考えていくということも聞いたような気がするんですが、この反省文も見ながら、課題も見ながら、今後どう考えているのか、そこをお聞きしたいと思います。

○小野委員長 星定住促進課長。

○星建設部定住促進課長 鎌田委員にお答えさせていただきます。

先ほどご質問をいただきましたPRにつきましては、成果の129ページに書かせていただいている内容で、平成30年度は取り組ませていただきました。申し込みの方にお伺いした中では、ホームページ、あるいは新聞記事を見たとか、あとはタウン誌に載った部分につきましてというご回答をいただくのが一番多かったかなと感じてございました。また、あとそういったものを見た方が、ロコミというんですか、ママ友というんですか、そういった形で自分が住んでいたアパートの方々にご紹介いただいて、その方が同じ団地に移住してきたというケースもございましたので、そういった部分で効果があったのかなと考えております。

また、施政方針で鎌田委員からもご指摘がございました部分につきましても検討をさせていただきますながら取り組みを行っていければと、現段階では考えてございます。

あと、三世代につきましては、転入者につきまして補助金を出すということで、それを逆の立場で、転出しないほうにということですが、そちらにつきましては、空き家対策とかそういったものも含めまして、総合的に検討させていただければと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○小野委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 空き家対策という話が出ましたが、私が言わんとしているのは、入ってくる人たちには、ある程度、こういった補助が出るということですが、塩竈市に住んでいる人が同じことをやろうとする場合、何も出ないっていうんじゃ、出ていくんじゃないのということを言っているんですよ。やはり現実に塩竈市に住んでいた人たちが、もう家も古いし、じゃあ隣の利府町の造成地を買おうかとかとあって、出ていっている人が結構いるわけですよ。私が見

ている範囲ではね。そんな意味で、同じ条件なら、外から入ってくるのもいいけれども、市にいる人たちにも出したらいかがですかと。そうすると出ない人が出るんじゃないか、出ない人が出るっていうのは、表現が悪いけれども、市から逃げる人が少なくなるんじゃないのという話なんです、そういう検討はされているんですか、それとも全然されていないんですか。お願いします。

○小野委員長 星定住促進課長。

○星建設部定住促進課長 現在、塩竈市内にいらっしゃる方が転出しないように方策をとということのご質疑かなと考えてございます。

今回、前も何度かお答えさせていただいてはいたんですけれども、まず転入者の増ということで、今回、補助金を創設させていただいて、現段階で2年目を迎えている状況でございます。そういった部分で、去年は、平成30年度分につきましては、アンケート調査とかそういったものを分析させていただいた中で、今後の方向性ということで検討させていただいてございます。そこも含めまして、今いらっしゃる方についても、どのようなことができるかについては、今後、検討課題とさせていただければと思っております。よろしく願いいたします。

○小野委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 先ほども、一番最初に言ったように、もう早急に進めないといけないんですよ。ですから私は、その受け入れ側に力を入れるのはもちろんですけれども、出ないほうにも力を入れないと片手落ちじゃないかということを行っているんですよ。せっかく塩竈市にずっと長年住んでくれて、それで次に家を建てかえするとき、じゃあ息子と住もうかと思っているんだけど、じゃあほかのほうがいいよねという、そういうことがあり得るんじゃないですかということを行っているんですよ。

そうすると、自分の子供たちとその親たちも一緒に出ていっちゃうわけですよ。ですから、これは本当に片手落ちだと、私は思うんですよ。早急に進めるべきだと思います。これもこれだけやっているとあれなので、そういったお願いをして、次に移ります。

資料No.10の315ページ、今度はふるさと納税事業です。

これは、ある程度、実績が上がっているようです。これを見ますと、次のページにも成果がずっと上がっています。これについても、ずっと言い続けてきて、随分、成果が上がってきたなどは思っているわけですが、もっと上がるんじゃないかと、私は思っているんですよ。そんな意味で、もっと工夫が必要だと思うんですけれども、この中にふるさと納税についての

課題がずっと載っていますね。

それで、多分、この成果を見て、今年度、新たに変更点があると思うんですけれども、今これを含めて、次の年度について、どういうふうこれを反省の材料として進めてきたのか、それから、今後、どういうふうに進むつもりなのかをちょっとお聞きしたいと思います。

○小野委員長 末永政策課長。

○末永市民総務部政策課長 お答えいたします。

まず全体としまして、平成30年度決算なんですけれども、昨年10月に、これまでは塩竈市が自前でふるさと納税を受け付けして返礼品を送ってという形としていたんですが、10月から民間委託をしまして、それで販路拡大、販路拡大という言葉は正確じゃないかもしれませんが、品数と各種工夫等を進めてまいったところでございます。具体の数字を申しますと、去年は品数が69品でございました。それが現在では250品を超える品数になっています。そういったことから、これまで取り上げていなかった地場産品ですとか、あとは体験型のふるさと納税の御礼品ですとか、そういったものを工夫してふやしていきたいと考えております。

現在、なかなか体験型、実は、おすしなんかは、実際にすし屋さんに来ていただいて、ご本人が握るわけじゃないんですけれども、握ったものを食べていただくとか、あとはカキの種つけ体験とあわせてペンションに宿泊ですとか、先日実施されましたガマロックでアーティストの方からサインをいただくとか、あと今進めていますのが定期便でございます。何か月間か定期的に塩竈市の地場産品を発送しますよ、ですとか、あともう一ついいますと、関西の百貨店と実は、コラボを組もうと思っていまして進めているんですけれども、関西の百貨店ブランドを使って、塩竈市の地場産品を少し高級化してといいますか、パッケージング化して、それで全国の、ある意味、富裕層の方々に少し訴えるような、そういった工夫なんかを今進めようとしております。

とにかくこういった実績が、昨年10月からスタートしたんですけれども、今年度、そして来年度と実績としてはきちんと上げていくように、我々今努力しているところでございます。

以上でございます。

○小野委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 これが2倍、3倍と伸びるといいなと思います。期待をしております。

次に、ちょっと先ほど飛ばしちゃいました、今度は資料No.10の130ページ、私道等整備補助金交付事業、これについて飛ばしてしまいました。これに戻りたいと思います。

魅力ある塩竈として、やはりこの私道整備が、私は欠かせないと思うんですよ。やっぱり塩竈市、どこも道路が悪いと。特に私道になると、本当に自分の経費でやらないといけないわけですから、かなり荒れているといいますか大変な状況にあると私は思うわけですよ。

この今回の決算の実績を見ますと、1件だけだということなんですね。これはちょっと、1件というのは、先ほどのLEDの観点と同じ考え方で、助成率が低いからなんですよ。毎回これは言っているわけですがけれども、一定の負担をいただかないといけないということなんですけれども、一定の負担だったら1%でもいいんですよ。この比率を上げる計画はないんですか。予算だって100万円しか取っていない。何ですかね。だから、この100万円しか取っていないといたら、毎回言っているんですけども、これは利用者がいないからだと言っているんですよ。何で利用者がいないのかわからないのかと。それは、やっぱり補助率が低いからですよ。例えば、100%だったら、みんな応募しますよ。これは、この100万円なんかじゃ足りない、1億円、2億円、3億円ぐらい必要かもしれないよ。そういう実態ですよ。この補助率を上げる、なぜ使わないかというのは、補助率が低いからですよ。上がれば、確実にみんな利用するんですよ。これについて、いかがですか。

○小野委員長 星土木課副参事。

○星建設部土木課副参事 お答えいたします。

委員がおっしゃるとおり、補助率の関係で申請数が少ないということはあるかと思います。あとまた、我々受け付けしている際、よく感じるのが、道路の権利関係でなかなか承諾がとれないというのも大きな要素かと思います。

今後は、要望者の方から十分に意見を聞きながら、委員がおっしゃるとおり、予算の確保及び補助率のアップを今後、検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○小野委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 地権者が1人ではなくて、何人かの場合、はその人たちの承諾を得ないと進めないわけですがけれども、それだってやっぱり補助率が高かったら、ああいいですよ、いいですよってなりますよ。誰が考えても。ですから、それは理由にならない。やっぱり補助率が低いからだ、私は思うんですね。

そんな中、この現況と課題の中に、「住宅地域内には未整備の私道が多く、地域住民から良好な生活環境の確保のため、その改善が求められている。」と、ちゃんと認識しているじゃな

いですか。「良好な住環境を確保するために、整備が必要な私道については、継続して町内会などに必要な経費を支援していく必要がある。」と、もう必要性は認識しているじゃないですか。何で認識しているのに、こんな予算、それから補助率なんですか。ちょっと、これはおかしいと思うんですよ。

これは、こういった私の考え方をずっと言い続けてきているわけですけども、決算のたびに言っていますよね。これは生かされているんですか。例えば、今年度、これは聞いたって仕方ないといえば、仕方ないんですけども、今年度の、令和元年度の予算はふえているんですか。それから次年度、令和2年度の予算についてもふやしていくつもりなんですか。

○小野委員長 星土木課副参事。

○星建設部土木課副参事 お答えいたします。

今年度、令和元年度の予算でございますが、平成30年度と同様の100万円でございます。令和2年度につきましては、先ほど申したように、予算額のアップについて、今後、検討させていただきたいと思っています。

以上でございます。

○小野委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 現況と課題として、ここにこういう文章も載せつつ、これに対して対応しないというのは、ちょっとおかしいと私は思うんですよ。市長、どうですかね。急に振って悪いんですけども。

○小野委員長 佐藤市長。

○佐藤市長 よく担当課と協議をして進めさせていただければと考えます。

○小野委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 やはりほかから来る人たちは、塩竈市に初めて来た人なんかは特に、道路悪いね、細いねというそういう話になっちゃうんですね。やはりこれは、施政方針でも言ったように、塩竈市へ移り住んで家を買おうかと、中古住宅もいかなって見にきたら、こんな道路が悪いんじゃない誰も買う人いないですよ、これは。本当にこれ、魅力ある塩竈に、全然つながらないですよ。ですから、これは補助率を上げて、予算もばんばん取って整備したほうが、絶対、塩竈市にとって得策ですよ。これは検討をよろしくお願いします。今年度は、もうそういった形でスタートしているんですけども、次年度、令和2年度については、そういうふうをお願いをしたいところです。

では次は、これで終わりにしようかなと思っているんですが、教育委員会の点検・評価報告書について、これもいいんですよ。

これの11ページ、学識経験者の意見がここに述べられております。2名の方がここに掲載されているわけですが、この11ページの4)、最後の項目で「全国学力・学習状況調査」：「平成30年4月に実施された結果については、国語・算数・理科の3教科において、小学校全体で4～6ポイント下回り、中学校全体では3～8ポイント下回り、全国平均を上回るができなかった。小中一貫教育を実施して2年が経過するので、実態を把握し達成度についての分析のもとに、学力向上につながる授業改善や学びの質的向上を高める工夫に今後も期待したい」と。もう一方の方も、最後の2行目から「学力調査の結果にはまだ改善が見られないものの、今後の取り組みの継続と充実に期待したい」という、こういう項目が載っています。

現実、ことしは何か上がったということでもありますけれども、これを受けての、何か対策はとられたのかなというところをお聞きしたいと思います。

○小野委員長 遠山学校教育課長。

○遠山教育委員会教育部学校教育課長 学力向上対策、これを受けて新たにとっているのかというご質問をいただきました。

総務教育常任委員協議会でもお話しさせていただきましたけれども、平成30年度については、今、委員のご指摘のとおりですが、今年度、ことし4月に実施したところによりますと、小学校については、国語・算数ともに全国平均を上回ることができましたし、中学校についても国語・数学について、これまでにないくらい全国平均に近づくことができたという成果は上げることができております。

この取り組みにつきましては、平成29年度から小中一貫教育、それから昨年度から授業改善に基づく学力向上対策と、しおがま「学びの共同体」による授業改善ということに取り組んでおります。これは市内全小中学校で取り組んでおまして、今年度については、県の学力向上マネジメント支援事業等も行いながら、各学校で年間計画を立てて、確実に授業研究を行って、その後の事後の検討会もしっかり行っております。この視点については、授業に参加できていない子供たちもしっかりできているかと、また授業中に困っている子供にどういう支援ができているのかと、そういうところで、私たちも含めて、今真剣に取り組んでおりますので、この取り組みをお見守りいただければと思います。

以上でございます。

○小野委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 ありがとうございます。

私は、いつも言っている魅力ある塩竈の中に、学力が高いというのが、やっぱり大きなファクターになるんじゃないかと思っていますし、今回、成果が出てきたと。もっと、欲張りですからもっと出るように、今後とも期待をしたいと思います。

以上で私の質疑を終わります。

○小野委員長 辻畑めぐみ委員。

○辻畑委員 よろしく願いいたします。

資料№10の56ページの各種健（検）診事業について伺います。

平成29年度、平成30年度の健診結果を見ますと、後期高齢者健診は受診率が向上しております。がん検診については、肺がん検診以外は受診率が向上しております。過去5年間未受診の方に無料クーポン券を送付し受診を促す努力もされています。

異常が発見された方の精密検査の受診率は、57ページの下のとおり、平成29年度では、5つのがんのうち半分は8割以下です。100%を目指して電話などの対応をされていますが、この受診率の向上は、余り図られていません。どうしてなのでしょう、伺います。

○小野委員長 櫻下健康推進課長。

○櫻下健康福祉部健康推進課長 ただいま各種健（検）診の受診率の向上が、なかなか図られないことに対しての理由のご質疑だったかと思えます。

私どもといたしましても、がん検診、各種健診の受診率向上を目指して、いろいろ通知をお出しいたしましたり、あとは健診期間中も、要精密検査等の結果があったときは、ぜひ受診をしてくださいという呼びかけを行っておりますけれども、なかなか数字としてあらわれてこないのが実情でございます。なかなか皆様の受診に対する意欲の向上というところが、私どもに対する課題であると認識しているところでございます。

○小野委員長 辻畑委員。

○辻畑委員 ありがとうございます。

精密検査を受けないのは、ご本人の仕事でなかなか忙しいとか、金銭的な問題とか、いろいろおありでしょうけれども、とにかく病気が見つければ早く治療する、それが一番大事だと思っております。引き続き、ほかの自治体の、こういうふうなアプローチをすれば、「ああ行かなくちゃ」となる、そういう動機づけをぜひ検討をお願いします。

それから、ちょっとつながるかもしれませんが、57ページの訪問相談ですが、平成29年度は23人、平成30年度は4人と減少していますが、どうしてこんなに減っているのかお伺いいたします。

○小野委員長 櫻下健康推進課長。

○櫻下健康福祉部健康推進課長 57ページ、施策の実績、中段3番、健康相談事業の訪問相談（健診後の要指導者等を対象）という項目でのご質疑かと思ます。

こちらは、平成29年度の実績が23名、平成30年度が4名ということでの減少の原因についてのご質疑ですけれども、こちらにつきましては、健診結果を受けまして、医師会から至急行って、この訪問相談をしてほしいという検査値の高い人に対して通知が来て行うものなんですけれども、平成30年度に関しては、この対象となる方が少なかったということが原因となっております。

○小野委員長 辻畑委員。

○辻畑委員 ありがとうございます。

この事業に関連しまして、今、国民2人に1人は一生のうちで一度はがんにかかります。がんにかかった人の3人に1人は20歳から64歳の就労世代です。治療率は60%を超えるようになってきました。とはいえ、体への影響や経済的な負担など、さまざまな負担を抱えながら治療を受け、社会復帰をされていると思います。

宮城県は、がんの治療と就労や社会参加の両立を支援し、療養生活の真の向上を図るため、医療用ウィッグ、脱毛したときに使うかつらですが、その購入助成事業が平成30年4月から開始となっています。県が、市町村助成の半額、上限2万円まで助成する事業です。放射線治療や化学療法で副作用で脱毛してしまう、治療後半年から1年くらいの方が多そうです。長くても年単位の方もいらっしゃいますが、そういう脱毛した状態が続く中で、精神的な負担はとて大きいものがあります。宮城県がん診療連携協議会患者相談部会で相談活動をしているケースワーカーからのお話では、若いお母さんはふさぎ込むようになって、子供と散歩にも行けなくなり、鬱状態になってしまう方も少なからずいらっしゃるということです。

この事業は、既に宮城県内35市町村のうち28市町村が実施しています。当市でも、ぜひ検討していただきたいと思ます。市長も県議会でこの事業が始まったことは、十分ご存じかと思ます。塩竈市でも、ぜひ実施していただきたいのですが、市長、いかがでしょうか。

○小野委員長 佐藤市長。

○佐藤市長 県議会でこの話題が出たことは記憶にございます。本市といたしまして、必要な検討がこれからあるかと思っておりますので、担当課とよく話をしてみたいと思っております。

○小野委員長 辻畑委員。

○辻畑委員 では、ぜひよろしく願いいたします。

では、次に移ります。

資料№10の113ページです。

心身障がい者医療費助成事業についてお伺いいたします。

身体障害者手帳1級から2級の方、目や耳の障がいや脳卒中などによる体の不自由、またはペースメーカーを埋め込んだ心臓の病気とか透析をされている腎臓の病気などを内部障がいとありますが、これは3級までの方、また、療育手帳Aを持っている方に対して、医療費の自己負担を助成することにより、医療の確保と経済的負担の軽減が図られています。ことしの10月から、かなり長い運動の成果によって、精神障がい者も1級だけですが、対象となりました。

本市の助成は、平成29年度から平成30年度にかけて10人ふえ1,279人となっています。この制度は、健常者に比べて医療を必要とすることが多い障がい者の方の適正な受診機会の確保及び経済的負担の軽減を図っています。ただ、本市では、この制度を利用するにはその都度、毎月、この黄色い紙ですけれども、毎月、この医療費助成の用紙に必要事項を記入して、受診された全ての医療機関及び薬局の窓口で、これを出さなければなりません。ご家族は、それぞれ記入しなくてはならなくてとても大変です。これは大変だ、本当に何とかしてもらえないかと、私の知り合いで先日投書された方もいます。今、介護される方はどんどん年齢が高くなっているので、私たちがこれを書くのはそうでもないかもしれませんが、行った医療機関全てで年老いた方、ご家族の方がこの黄色い紙に記入する、とてもこれは大変負担だと思います。

ことし6月の県議会での確認では、現在、窓口での医療費の支払いが要らない現物給付の市町村は2自治体あります。この用紙を提出しなくてもよい、一旦、医療費は払っても2カ月後に戻ってくる償還払いは6自治体あります。近隣の多賀城市、利府町、七ヶ浜町は、国民健康保険、後期高齢者医療保険で既にこの紙を出さなくてもいいとなっています。

各都道府県の状況を見れば、現物給付は、国民健康保険の場合など対象が限定されますが、その5県を含めて30都道府県にもなっています。用紙の提出が要らない自動償還は7県となっています。市として、この現物給付、お金を払わなくても後からお金が戻ってくる、そういう現物給付はできますか。教えてください。

○小野委員長 一応、決算の審査ですので、決算に触れてから、要望的な事を言っていただくようお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。では、長峯保険年金課長。

○長峯健康福祉部保険年金課長 お答えさせていただきたいと思います。

ただいまの委員からのご質疑でございましたが、本市の場合、子ども医療費を除きまして、今現在、償還払い、月1回、今、お示しのありました黄色い申請書を医療機関にお出しいただきながら、その場では自己負担分をお支払いいただいて、その後に2カ月、3カ月後ぐらいにその医療費自己負担分が戻る制度となっております。

これまでの議会でも、利用者の負担軽減のため、自動償還払いの制度を導入できないかというご質問をいただいているところでございまして、こちらの対応としては、将来の検討課題とさせていただいているというところでございます。

自動償還払いにつきましては、利用者の方々が医療機関の窓口で毎月申請、紙を出していただくということで負担をかけているところでございましたが、本市でも、こちらに自動償還を行う場合、さまざまな障がいというか、課題があるのも事実でございます。1つ目として、医療機関を利用される方々の、軽い気持ちで医療費がかからないということで、「コンビニ受診」という表現でよろしいかどうかわかりませんが、そういったことで医療費の増大につながる可能性があること。また、自動償還を行う際に、医療機関、または宮城県国民健康保険団体連合会とのデータ突合のためのシステムの改修、こちらに費用がかかると。また、対応可能であるのが、今現在は、国民健康保険、あるいは後期高齢者医療保険だけでございまして、被用者保険、社会保険に関しましては、これまでどおりの紙ベースで対応するというので、それぞれ自動償還を行った場合にしても、紙での申請書の作業は残る状況となっております。こちらでも、職員の業務量の増大につながる可能性、こういった可能性もうちの中で検討させていただいてございました。

こちらのさまざまな課題を整理しながら、今後の対応に関しては、慎重に検討したいと考えておりますので、ご理解いただければと考えております。

以上でございます。

○小野委員長 辻畑委員。

○辻畑委員 ありがとうございます。

何をするにもお金はかかるとは思います、その障がい者をお持ちのご家族の負担を少しでも軽くしてあげる、そういう立場に立って、人を厚くするとか、そういうところで何とか工夫を

していただければと思います。ありがとうございました。

3つ目ですが、資料No.22の225ページについてお伺いいたします。

市内小中学校の教職員の超過勤務状況について伺います。

80時間以上の教職員数は、このようになっていますが、これをどのように捉えていますか。

○小野委員長 遠山学校教育課長。

○遠山教育委員会教育部学校教育課長 225ページの表ですけれども、小中学校ともに教員の超過勤務は、まだまだ多いと考えております。

○小野委員長 辻畑委員。

○辻畑委員 何かそれに対して対策がとられているのでしょうか。

○小野委員長 遠山学校教育課長。

○遠山教育委員会教育部学校教育課長 昨年度ですけれども、塩竈市学校における働き方改革推進会議というのもし立ち上げました。そこで校長会の代表、教頭会の代表にお集りいただきまして、令和元年度、今年度、どのような取り組みをするかという計画をつくっております。1学期は、その試行期間ということで実施し、2学期から本格実施ということでやっております。

その主なものとしてしましては、市内共通で取り組む事項として、部活動への取り組み、週2日以上以上の休養日をしっかりと設けること。また、管理職による勤務時間の確実な把握を行うこと。また、保護者の皆様のご協力もいただきまして、19時以降の電話での問い合わせは、なるべく控えていただくというところをやっておりますし、また、各学校では、定時退庁日を週1回、なるべく設けると。また、最終退校時間を午後7時15分と決めて、なるべくこちらも守るよというところで、市内全体で取り組んでいるところでございます。

以上でございます。

○小野委員長 辻畑委員。

○辻畑委員 ありがとうございました。

そもそも、この80時間以上の過重労働は、一人一人の子供たちの個性を尊重して向き合い、ともに考えて成長を見守り励ます役割の教員にとっては、とても過酷なものと思います。統計的には、時間が減少してはいますが、家庭を持ち、子育てをする教員は、先ほど、いろんな改善はされていらっしゃるようですが、持ち帰り残業が当たり前というお話も現場の先生からお聞きしました。こういう持ち帰り残業とかそういうことは、把握されていますか。

○小野委員長 遠山学校教育課長。

○遠山教育委員会教育部学校教育課長 持ち帰り残業等につきましても、毎月調査はさせていただいております。単に時間が減ればいいというものではなくて、そのような持ち帰り、または仕事の中身まで、私たちが現場にしっかりと耳を傾けながら取り組みを進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○小野委員長 辻畑委員。

○辻畑委員 済みません。持ち帰り状況を把握していると、今おっしゃいましたが、どのような形で具体的に把握されていますか。

○小野委員長 遠山学校教育課長。

○遠山教育委員会教育部学校教育課長 この超過勤務の把握につきましては、まず、今現在、タイムレコーダー等の設置でやっているのではなくて、教頭の前に各自のシートが置いてあります。そこで出勤したならば、まず時間を書く、あとは退勤時に書くということで行っておりまして、それをまとめるときに、実際の持ち帰り時間についても記入するということになっておりまして、それを毎月教育委員会に提出していただいたものを集計してございます。

以上でございます。

○小野委員長 辻畑委員。

○辻畑委員 どうもありがとうございました。

国の2016年の教員勤務実態調査によると、月曜日から金曜日まで平均12時間近く働き、休みのはずの土日も働いているという結果があります。忙し過ぎて子供とゆっくり接したり、保護者との意思疎通も十分にとれず、教職員同士のコミュニケーションも難しいそうです。

でも、今いろいろお話を伺いまして、市としての改善策を考えていらっしゃるそうなので、ぜひお願いしたいと思います。

それから言い忘れましたが、現場で働いている先生から、病休者もふえていて、病休者、または産休のときの代替がなかなか見つからないというお話を聞きましたが、実態はいかがですか。

○小野委員長 遠山学校教育課長。

○遠山教育委員会教育部学校教育課長 病休者につきましては、市内数名おります。また、産休者の後補充の講師につきましても、県全体で講師の数が少ないというところでしたけれども、教育事務所と連携しながら、なるべく空きがないように努力しているところでございます。

以上でございます。

○小野委員長 辻畑委員。

○辻畑委員 ありがとうございます。

日本共産党では、持ち帰り時間の上限を定めるとか、現場に負担を与えている教育施策の軽減などを提案しています。教員は、労働者であるとともに専門家です。その専門性を発揮するためには、それにふさわしい労働条件が必要です。そのためにも、教職員の異常な長時間労働の是正は重要なことだと思います。

以上で終わります。

○小野委員長 暫時休憩いたします。

再開は13時15分といたします。

午前 11時55分 休憩

---

午後 1時00分 再開

○阿部（眞）副委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。

なお、質疑の際には、資料番号及び該当ページをお示しの上、ご発言くださるようお願いいたします。

菅原善幸委員。

○菅原委員 それでは、決算特別委員会での質疑をさせていただきます。

資料に関しましては、主に資料No.10から質疑させていただきますので、よろしく願いいたします。

まず初めに、122ページの交通安全対策事業、並びに124ページの交通安全対策事業、同じ事業なんですけれども、ハード面とソフト面がございますけれども、その両方を質疑をさせていただきます。

まず初めに、ソフト面で質疑をさせていただきます。近年、全国的にも高齢者による交通事故が相次いでおります。先日の5月7日に滋賀県大津市で発生した保育園児らを巻き込んだ交通事故は、多くの人に強い衝撃、悲しみを与えたと思っております。本市においても、市内において、人身事故件数及び死傷者件数は、平成29年度では年々減っておりましたが、平成30年度はまた128件と増加しましたが、この発生件数の中に高齢者ドライバーに関する事故はどのぐ

らいあったのか、また、この対策等も含めまして、お伺いしたいと思います。

○阿部（眞）副委員長 尾形市民安全課長。

○尾形市民総務部市民安全課長 ただいま菅原委員から交通事故の件数について、ご質問をいただきました。済みません、高齢者事故の割合なんですけれども、事故件数は、確かに128件ということで、そのとおりではございますけれども、高齢者の事故割合とか、そちらのほうまでちょっと詳しいデータは持っていないんですけれども、記憶の中では35から40%ぐらいだったと記憶しております……。済みません、ただいまデータが回ってまいりまして、お答えさせていただきます。高齢者事故、65歳以上の高齢者に関係した事故ということで、平成30年度につきましては、19.5%となっております。あと、高齢運転者が当事者となった事故ということで、こちらは26.6%ということで、塩竈市においては、比較的高い数字ではないのかなという状況では捉えております。

以上でございます。

○阿部（眞）副委員長 菅原委員。

○菅原委員 わかりました。65歳以上、95%ということで、これは全国的にやはり高齢者ドライバーの事故が多いということでございます。本市においても、そのとおりかなと思います。

そこで、この交通事故でございますけれども、交通安全の対策として、先ほど言ったんですけれども、どのような対策をされているのか、お伺いします。

○阿部（眞）副委員長 尾形市民安全課長。

○尾形市民総務部市民安全課長 お答えします。

交通事故の対策でございますけれども、本市におきましては、例年、春の交通安全運動とか、秋の交通安全運動の中で、例えば、高校生向けの自転車マナーアップ作戦と称しました高校生向けのチラシ配布ですとか、あとは小学生とかに向けましては、吉津交差点とか塩釜陸橋、体育館での朝の啓発活動とか、あとはことしからJRと共同で踏み切り事故防止ということでキャンペーンを展開していたり、あとは尾島町のほうに夜出向きまして、飲酒運転根絶呼びかけ作戦ということで、いろいろやっているような状況でございます。

あと、高齢者ということで、事故の啓発というか、交通事故関係の啓発活動としましては、今年度から高齢者ドライバー向けの安全教室というものを予定してございまして、サポートカー、ペダル踏み間違い時の加速抑制装置ですとか衝突被害軽減ブレーキ等を搭載したサポートカーを試乗体験などさせる高齢者向けの安全運転教室も予定してございます。

以上でございます。

○阿部（眞）副委員長 菅原委員。

○菅原委員 安全運転の、先ほど出ましたけれども、高齢者でございますから、やはりアクセルの踏み間違えというのが、多分、多くあるんじゃないかなと思います。そういった部分で、こういった教室も開いて行うということなんですけれども、しかしながら、教室を開いても皆さんが参加しなければどうにもならないわけございまして、ぜひともしっかりと市民の皆さんに告知していただきまして、この安全対策、アクセルの踏み間違えについて実践を踏まえて教室を開いていただきたいなと思います。

また、今回のこの交通事故の課題を踏まえまして、やはり交通安全指導隊の高齢化も進んでいるということで、ここにも書いてございました。隊員の方の後継者不足、また高齢者になってしまって指導隊の方も少なくなっている、なり手もないという形で書いてありましたけれども、現在、隊員数はどれだけいるのか、また、募集はどのようにされているのか、その辺もお伺いします。

○阿部（眞）副委員長 尾形市民安全課長。

○尾形市民総務部市民安全課長 答えいたします。

交通指導隊の隊員数でございますけれども、10月1日現在、15名という状況になっております。平均年齢につきましては54歳ということで、若干高齢というような状況になっております。あと、募集方法とかにつきましては、今年度、交通指導隊の皆様とチラシとかを使って配布をしようとか、あとは商工会議所の青年部に呼びかけとか、そういったものを行っていきたくと考えておりました。

以上でございます。

○阿部（眞）副委員長 菅原委員。

○菅原委員 今、15名という形で、年齢も54歳という形でございます。朝の歩道橋のところとか、また、交差点のところ立っている方とか、数多く見かけるわけでございますけれども、また、学校付近ですと、やはり先生みずから、校長先生みずから交差点立って交通の整理をしているような状況も見かけるわけでございますけれども、この辺の隊員の人数もこれから課題になってくるのかなという部分がございますけれども、ぜひとも、この15名ではちょっと本市のこの交差点を見ますと、通学路、大変危ない箇所もございますので、ぜひとも隊員もふやしていただきたいと思っております。

それでは、次の質疑をさせていただきます。

次はハード面でございますけれども、124ページ、交通安全対策事業の道路という形でございます。平成30年度の予算として900万円の予算の中で、道路における交通事故防止と歩行者の安全確保のために道路の反射鏡とかカラー舗装等の設備等が行われておりますが、塩竈市の地形を見ますと、市街地も含めて、車道と歩道の幅が大変狭くなっております。子供の安全な通学路の確保もできない道路もあることから、市の管理する道路、通学路の交差点は、現在、危険箇所を把握されているのか、お伺いいたします。

○阿部（眞）副委員長 星土木課副参事。

○星建設部土木課副参事 通学路の安全確保についてでございますけれども、毎年、教育部で学区ごとに危険箇所を抽出した箇所につきまして、学校関係者、スクールガードリーダー、警察、市の関係部署と合同で安全点検を行っております。また、地域からの要望を踏まえて、危険度の高いものから順次、先ほど委員がおっしゃったように防護柵や道路反射鏡、路側帯のカラー化などを行い、計画的に交通安全対策を行っております。

以上でございます。

○阿部（眞）副委員長 菅原委員。

○菅原委員 小まめに調査をしながら、そういった舗装とか、道路の反射鏡とかということでございますけれども、その危険箇所というのは、ぜひとも早急な措置が必要ではないかなと、私は思います。滋賀県大津市では、児童生徒を巻き込んだ事故が、本当に衝撃があったわけでございますけれども、滋賀県では、それに対して、児童が通る舗装を設けたという形であります。そういった対策をして、今回の事故の対策にやったということでございますので、ぜひとも、この塩竈市の地形を見ますと、本当に狭い道路があつて、歩道か車道かわからない道路がたくさん混在しております。また、坂が多いために、車が冬になりますと、なかなかとめられないような状態の中で、そういった防護柵とか、カラー舗装をきっちりやっていただきたいなと思っておりますけれども、その辺、この予算で足りるのか、もっと上げなければいけないのかという部分があると思うんですけれども、いかがでしょうか。

○阿部（眞）副委員長 星土木課副参事。

○星建設部土木課副参事 お答えいたします。

先ほど委員もおっしゃいましたように、大津市で発生しました児童死傷交通事故を受けまして、国から未就学児の通常的に集団で移動する経路の安全点検を行うような指示がありました。

そこで、保育関係者、警察、市などの関係部署が合同で安全点検を行い、その後、今、調査をまとめているところでございます。国でも新たにその整備に関する予算案の動きがどうもありそうですので、そういった予算を活用しながら、交通安全の施設整備に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○阿部（眞）副委員長 菅原委員。

○菅原委員 ぜひとも予算も上げていただきまして、決算がちょっと残っているような、13万円残したような状態で決算額が示されたみたいなので、ぜひともこれ以後に、年次計画も含めまして、やはり道路というのは、予算がかかる部分が大変ありますので、年次計画も含めて検討していただければと思います。

それに付随しまして、やはり高齢者ドライバーの運転事故が多いということで、ソフト面にも入ってくるんですけれども、去年の私の一般質問の中でも取り上げました、高齢者ドライバーが運転免許証を返納できる行政の取り組みとして、高齢者の足となる環境づくりの交通助成も必要と思われませんが、その辺も、どちらになるかちょっとわからないんですけれども、お伺いしたいと思います。

○阿部（眞）副委員長 志野長寿社会課長。

○志野健康福祉部長寿社会課長 高齢者のドライバーに関する助成関係ということでございます。私ども、長寿社会課として高齢者を担当していますので、お答えさせていただきます。

長寿社会課といたしましては、まず移送サービスということで、運転免許を返上、返上しないにかかわらずですけれども、介護度が3以上の方、もしくは歩行がなかなか困難、寝たきりといったような方に対しては、タクシー券の助成というものを通しまして、運転できなくてもそういったことで移動を一定程度確保しているということを対処させていただいております。

私からは以上となります。よろしく願いいたします。

○阿部（眞）副委員長 菅原委員。

○菅原委員 これはあくまでも介護からということで、タクシーの助成ということなんですけれども、私が今回、ドライバーの返納という部分で、高齢者がなかなかいろんな買い物とか、さまざま病院に行くためにどうしても自分の車を使わなくちゃいけない。先ほど山本委員からもそういったタクシー、100円バスの利用ということで質疑をされておりましたけれども、そうい

った環境づくりというのが、また必要ではないかなと、私は思っております。100円バスの1年間の無料カードとか、乗り合いタクシーとか、そういったものも整備しながら、返納できるような環境づくりをしていくことが、私は必要ではないかなと思いますが、その辺の返納に関する対策などは、市長、どうでしょうか。

○阿部（眞）副委員長 小山市民総務部長。

○小山市民総務部長 免許返納に際しましては、運転免許証自体が身分証明書になっていたということについて、例えば、免許経歴証明書発行に際して助成をしているケースですとか、あるいは、そもそも移動の手段としてタクシーの助成ですとか、あるいは本市の場合ですと100円バスについての助成等々、そういったことが考えられるかと思えますけれども、これにつきましては、改めまして免許返納、高齢者の事故がふえてきているということを踏まえて、これはやはり行政の課題だと捉えておりますので、具体的に、今ここでお話はできませんけれども、そういったことを前向きに考えていく必要があるだろうと考えております。

以上でございます。

○阿部（眞）副委員長 菅原委員。

○菅原委員 ぜひとも検討していただきたいと思えます。

次の質疑に入らせていただきます。

同じ資料No.10で129ページ、先ほど鎌田委員からも質疑がございましたけれども、子育て・三世帯同居近居住宅取得支援事業についてお伺いします。

転入促進事業として、子育てや介護などの自助、共助を促進する、子育て三世帯にわたるきずなともいう地域の活性化を進める、住宅取得経費に助成する本市独自の支援策だと思っております。成果を見ますと、平成30年度の成果件数が、子育てが31件、三世帯同居に関することが1件でございます。転入の人口が、子育てが103人、それから三世帯同居が4人ということで、合計で107人という形でございます。どの地域にこういった新しい取り組みで転入されてきたのか、立地条件などがあると思うんですけれども、その辺お伺いしたいと思います。

○阿部（眞）副委員長 星定住促進課長。

○星建設部定住促進課長 菅原委員にお答えさせていただきます。

32件の申請がありまして、補助金を交付させていただいた地区別ということなのですが、基本的には、開発行為で宅地が造成されたとか、建て売り住宅とか、中古物件で5件ほどあったんですけれども、全域的にわたっているのかなと感じております。

以上でございます。

○阿部（眞）副委員長 菅原委員。

○菅原委員 多分、新築物件、それから中古物件という形になると思うんですけども、新築物件に関しましては、ある程度の敷地がございませんと新築物件には多分ならないと思います。本市の地形を見ますと、私の知っている限りでは、玉川地区内に新しい住宅がふえている。また、後楽のほうに敷地がございまして、そこに新しい世帯が、結構、地方から入ってきている。泉沢地区のちょうど上の部分ですけども、そこにも入っているということでございまして、この子育てに関する、新しく新築の形では仙台から、遠方から来ているという形で、要は何を言いたいかという、やはり敷地がなければ、この子育て・三世代同居近居住宅取得支援事業が、なかなか厳しくなってくるのではないかなという部分がございます。

そういった部分で今回の課題になるんですけども、しっかりと不動産の敷地を検討しながら、新しい取り組みに入るんですけども、他の市町村にPRをしていかないと、なかなかこの塩竈市に入ってくることができないんじゃないかなと私は思いますので、そういった市外にPRというのはどのようにされているのか、お伺いします。

○阿部（眞）副委員長 星定住促進課長。

○星建設部定住促進課長 菅原委員にお答えさせていただきます。

資料No.10の129ページにも書かせていただいているんですが、平成30年度の取り組みといたしましては、まず、市のホームページに掲載させていただきました。紙面関係ですと、一緒に今、この事業と連携させていただいております住宅支援機構のフラット35のパンフレットに記載していただいたり、地元新聞紙にも取り上げていただいておりますし、また、その関連する地元のタウン誌にも掲載していただいております。一番紙面的には効果があるのかなと思うのが、3カ月連続なんですけれども、民間の新築住宅関係の雑誌にこの50万円の制度、子育て・三世代を載せていただいているという部分がございます。そのほかに、市の公共施設とか住宅メーカー、住宅展示場に子育て・三世代のパンフレットのチラシを配布して周知させていただいているような形でございます。新築住宅を建てる方が、一番最初に行くのが、展示場なのかなとも考えておりますので、こちらを強化していきたいとも考えております。

以上でございます。

○阿部（眞）副委員長 菅原委員。

○菅原委員 そうすることで市外のほうでそういう努力をされているということで、今回の予算

に対して決算額がもっともつとという形になったかなと思います。

では、今年度なんですけれども、今年度の申請というのはどのぐらい、今現在あるのか。多分、3月までの申請だと思うんですけれども、今現在はいかがでしょうか。

○阿部（眞）副委員長 星定住促進課長。

○星建設部定住促進課長 菅原委員にお答えいたします。

令和元年度の申し込み件数でございますが、きのうまで32件で、人数的には111人の転入者を見込んでおります。

以上でございます。

○阿部（眞）副委員長 菅原委員。

○菅原委員 ありがとうございます。ということは、もう32件で111人の定住が確保できるのかなという部分が、私はあるのかなと思います。あとは、やはり敷地がどれだけ塩竈市に残っているか。また、今現在、1世帯で構えている、もう離れようとしている建物に関しても、これを分割して2つに分けて建てるケースもございますので、そういったものも活用しながら、今回の支援事業が成功しているのかなと思います。

しかしながら、これは来年の3月で、多分終わるかなと思うんですけれども、その後はどのようにお考えなんでしょうか。

○阿部（眞）副委員長 星定住促進課長。

○星建設部定住促進課長 菅原委員にお答えさせていただきます。

今後の予定ということでございますが、担当とすれば、継続を考えていきたいなどは思っておりますが、引き続き、この件に関しては検討させていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

○阿部（眞）副委員長 菅原委員。

○菅原委員 ぜひともよろしくお願ひしたいと思います。市長の施政方針の中でもリノベーションという空き家の対策も入っていますので、ぜひともお願ひしたいと思います。空き家のリノベーションに関しては、多分、同じ子育て・三世代の課でやられると思いますので、壊すのは多分、違う課でやられると思いますので、ぜひとも検討していただければと思います。

では、次の質疑に入らせていただきます。

続きまして、187ページ、塩竈市の観光振興ビジョン推進事業について質疑をさせていただきます。

2011年3月11日の東日本大震災がございました。本市でも生活とか産業、観光などで甚大な被害を受けました。震災後、落ち込んだ観光客入り込み数も戻りつつございますけれども、しかし、いまだ伸び悩んでいるところでございます。これからの塩竈市の観光振興は、大変重要であると、私は思っております。かつ、まちづくりと交流人口の拡大は大きく財政を支えていくと思っております。

そこで、平成30年度の観光関連の予算が全体で2,512万円に対しまして、決算額が2,349万7,000円と、かなり抑えぎみなのではないかと思います。観光振興として平成30年度はどのように取り組んでいくのか、お伺いしたいと思います。

○阿部（眞）副委員長 吉岡観光交流課長。

○吉岡産業環境部観光交流課長 平成30年度の観光振興に取り組んだ内容というご質疑だったかと思えます。

まず、1つとしましては、毎年継続しております各種事業、イベントとかも含めてですけれども、そういったものは継続して、基本的には、全部継続してやっていました。あと、そのほかには、今、観光振興ビジョンというのがありましたけれども、観光振興ビジョンが平成29年度末に策定されたんですけれども、そのとき、当然、交流人口の拡大、経済効果の拡大だけではなく、それをするためには市民、事業者、行政は当然ですけれども、一緒になって意識を上げながら取り組んでいかなければならないよねということもうたわれました。

そういったこともありまして、ビジョンをつくったときの若手の市内の事業者を中心にワークショップとかをやったんですけれども、その方を中心に、大体、月1回から2カ月に1回ぐらいのペースで、どうやって進めていこうかという話し合いをしながら、あとは当然、塩竈市の観光の中心になるのが、それぞれポイントはありますけれども、門前町だろうということもありまして、本町で商店の方とかと一緒にくるくる談義というのを改めて考えてみたりとか、あとは震災前に実はあったんですけれども、町の中で町の人が観光の案内をする i-shopというのが青年四団体で行われていたんですけれども、それを再開しようということで、海岸通、本塩釜駅から門前町にかけてのところで再開し、そのときにもそういった方たちの意見なども取り入れながら再開したというのが平成30年度の新たな取り組みになるかなと思います。

以上です。

○阿部（眞）副委員長 菅原委員。

○菅原委員 ありがとうございます。先ほど、課長から、若手メンバーで月2回、いろんな勉強

会等をされたということで、平成30年度はくるくる談義、それからi-shopなどを行ったということでした。

そこで、観光ビジョンの推進に当たって勉強会とか、交流会をした中で、意見とか、塩竈市に対する課題とか、本町周辺もそうですけれども、門前町地区の課題なども挙げられたのか、その辺の課題の中で挙げられたこと等をお話ししていただきたいと思います。

○阿部（眞）副委員長 吉岡観光交流課長。

○吉岡産業環境部観光交流課長 その会議とか、勉強会において出された意見とか課題でございますけれども、これから10年後、20年後、この塩竈市で商売をされている方を中心として勉強会などもしましたので、当然、自分の商売を続けていけるようにもつながるような観光という話も出ました。それがいい方向にというか、発展していけば、塩竈市に来て観光には携わるけれども、住みながら商売もできるねというような雰囲気がつくれていけばいいかなという意見も出ました。

あとは、例えば、やはり塩竈市内にいたのではわからないところもあるので、外部の人というか、塩竈市以外の人にも意見をもらおうと、そういった外の目も大事だねというような意見も出されております。

あとは、営業日の問題とかという話も出されました。やはり土日にお客様が来る確率というか、人数が多いので、日曜日に営業するとか、あとは営業時間帯の工夫をするとか、そういったものも大事だよねと。自分のことのように意見が出されたというところがありました。

以上です。

○阿部（眞）副委員長 菅原委員。

○菅原委員 とにかく課題というのは、やはりたくさんあると思います。先ほども出されましたけれども、広域で考えていかなければならないというのがあるかなと、私も思っております。この観光というのは、本当に大事で、経済効果もにぎわいも含めて、この塩竈市がにぎわいを戻していくという形を目標にしておりますので、ぜひとも広域も含めて考えたほうがいいかなと私も思います。

そこで、取り組みの経過の中で、12月の交流で多賀城市との情報交換ということで書いてありました。この多賀城市との情報交換、どのような内容で交換されたのか、その辺もお伺いしたいと思います。

○阿部（眞）副委員長 吉岡観光交流課長。

○吉岡産業環境部観光交流課長 多賀城市のキーパーソンとなるような方との情報交換でございました。多賀城市も同じように観光でまちづくりに取り組んでおりまして、同じような課題を持つということだったのでやったんですけれども、先ほど申し上げたとおり、外からの目、外から見たらどうなのかということもありましたので、お互いに、例えば、塩竈市から参加した方たちは多賀城市のいいところ、多賀城市は、逆に塩竈市のいいところというふうに、最初、褒め合おうというところから入りまして、そこから逆に見えてくる自分のまちの課題というのが出てきましたので、そういったところをこれから補いながらできればいいかなというような話をその場ではさせていただきました。

以上です。

○阿部（眞）副委員長 菅原委員。

○菅原委員 本当に外と本市との情報交換というのは、必要不可欠ではないかなと思います。この話の中で、以前ちょっと話がありました、これは宮城県が多分進めていたと思うんですけれども、松島“湾”ダーランド推進計画というのが進んでいたかなと思います。これは広域で、仙台を含めた多賀城市、塩竈市、それから松島町まで含めた、動線を含めた松島“湾”ダーランド推進計画でございますけれども、その後、どのようにこの計画が進んでおられるのか、その辺をまずお伺いします。

○阿部（眞）副委員長 吉岡観光交流課長。

○吉岡産業環境部観光交流課長 松島“湾”ダーランド構想についてのご質疑です。

宮城県の観光課が事務局になりまして、たしか、平成27年度だったと思うんですけれども、その計画をつくっております。その計画の中には、具体的な小プランのようなものもありました。それを宮城県が事務局になって推進しますよ、ということで進んでいたんですが、やはり観光に関する情勢が1年と言わず、目まぐるしく変わるということもあってか、あとインバウンドということも出てきましたので、宮城県では、皆さんもご存じの「DMO」という枠組みの中に包括というか、入れ込んでしまおうということになりました。ここの地区のDMOのエリアというのが岩沼市から東松島市なので、ちょうど松島“湾”ダーランドのエリアも入るといって、そちらのほうで対応しようということになっております。

ただ、地元の市町単位では、継続してやっているのはそれぞれのイベントでその松島“湾”ダーランド、自分のまちのPRも兼ねてということで、イベントのときにブースを出し合ったりとか、そういったことは取り組んでおります。

また、あと、例えば、まち歩きをする事業なんかでも多賀城市と一緒に、多賀城市と塩竈市をまたいで歩くような町歩きとか、あと、ちょっとタイムリーなんですけれども、けさほど入ってきた情報で、世界で最も美しい湾クラブというのがあるんですけれども、そこに日本では松島湾と富山湾が入っているんですが、その会長がカナダから来るといったような気がするんですけれども、その方がちょっと台風が来るんですけれども、この週末に松島町を訪れると。その流れで七ヶ浜町とか塩竈市の市場方面とか神社のほうも回るということで、うちもそのとき一緒にお手伝いさせていただくようになったんですけれども、そういったことで連携しながらやっております。

以上です。

○阿部（眞）副委員長 菅原委員。

○菅原委員 わかりました。DMO、私もそのセミナーにも参加させていただきまして、私もお聞かせいただいたんですけれども、これからは、そういったDMOを中心にやれるのも観光の宮城県の中での動線かなと思っております。また、JRも、仙台空港が民営化になって、このJRの路線を東北全体で考えていくような対策がとられているということでございますので、仙台から松島へ、また進めていただきたいと。また、塩竈市にも来ていただけるようなJRとの連携も深めていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

また、今後の本市におきましても、やはり国内外に発信していかれると思うんですけれども、現状のままの観光のままに発信していくのか、また、新しい観光をつくって行ってまちづくりの発信をしていくのか、本当に大変な事業でございますけれども、新しい発想で本当にコンパクトシティーに合った、専門家も入れながら築いていければと思います、その辺を最後にお伺いします。

○阿部（眞）副委員長 吉岡観光交流課長。

○吉岡産業環境部観光交流課長 先ほど申し上げましたDMOの枠組みの中では、実際に事業展開する方たち、観光に携わっている事業者の方たちなんですけれども、その方たちの専門的な知識とか、特に外国に向けましては、外国とのパイプなんかも持っている方たちですので、その方たちと連携しながら、特に塩竈市の魅力をその方たちに知ってもらいながら、その人たちを介して外国に発信とか、あと国内につきましては、従来、一番力を入れていましたけれども、JRの発信力というのがかなり高いので、そちらの紙であったりネットの媒体だったり、それぞれ生かしてやっていきたいなど。

あとは、それに加えて、例えば宮城県が航空機会社と地方創生か何かの協定の中で、宮城県内の市町村のPRを機内でできるような仕組みがありましたので、そちらのほうに、11月からなるんですけれども、塩竈市のPR動画をつくらせていただいたのとか、ガイドマップなども機内で見られるようお願いをして、11月から流れるという形ですので、そういった新しいほうも開拓していきたいなと思っております。

○阿部（眞）副委員長 菅原委員。

○菅原委員 ぜひともよろしくお願ひします。大変だと思いますけれども、私もこの動画、見させていただきますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

次の質疑に入らせていただきます。

206ページの渡船運航業務について質疑させていただきます。

この渡船運航業務でございますけれども、島々の観光客の足として利便性の確保を図るとともに、そういった渡し船でございますけれども、本当に365日待機しながら、連絡時には出動するという渡し船でございます。質疑でございますけれども、その業務内容について、まず教えていただければと思ひます。

○阿部（眞）副委員長 村上浦戸振興課長。

○村上産業環境部浦戸振興課長 それでは、お答えをさせていただきます。

今、委員がおっしゃったように、我々は「渡船」と呼んでおりますけれども、渡船業務は野々島・寒風沢間とそれから野々島・石浜間を結ぶルートを1年365日。野々島・石浜間につきましては、若干11月から3月までは、例えば、日曜日・祝日は運休ということになっておりますけれども、基本的には、一年中、時間の制限はございますけれども、島民の足として、島と島を結ぶ業務というものをやらせていただいております。

以上です。

○阿部（眞）副委員長 菅原委員。

○菅原委員 わかりました。

そこで、この利用者も含めて、どのような方が利用されているのか。また、この渡船というのは島に何そうぐらいあるのか。利用料金も含めてお伺ひしたいと思ひます。

○阿部（眞）副委員長 村上浦戸振興課長。

○村上産業環境部浦戸振興課長 お答えをさせていただきます。

まず、利用者につきましては、この206ページの表を見ていただければと思ひます。まず、

野々島・寒風沢間が平成30年度ですと5,814人、渡船をご利用いただきまして、そのうち島外、島民の皆さんではなくて島の、ざっくばらんに言いますと観光客の皆さんのご利用が4,453人でございます。率にいたしますと76.6%、76%を超える方々、観光客の方々がご利用いただいているということでございます。また、隣の野々島・石浜間は平成30年度ですと5,516人ご利用いただいておりますけれども、島外の利用者の方が2,863人で、こちらは51.9%の観光客の皆さん、半分を超える方が観光客の皆さんでご利用いただいているということでございます。

料金につきましては、これは道路の延長という考えでございますので、無料で運航をさせていただきます。

船の数でございますけれども、2隻でございます。野々島・寒風沢間につきましては、「第一うしお丸」という船でございます。野々島・石浜間につきましては、「すずかぜ」という船でございます。どちらも12人乗りの小型船でございますけれども、それで運航をさせていただきます。

以上です。

○阿部（眞）副委員長 菅原委員。

○菅原委員 わかりました。渡船に関しては2隻で行って、主に観光客が利用されているということで、一部には郵便局員も利用されているかなと思いますけれども、やはりこれは、島にはなくてはならない渡船でございますので、まず、先ほどこの課題の中で書いてございましたけれども、高齢化が進む中で後継者の確保が大変難しくなってきたというのがここに挙げられております。多分、常時、一日携帯を持ちながら連絡があったらすぐ出勤しなくちゃいけないということで、大変苦痛というか、大変な業務ではないかなと。これは委託されているかなと思いますけれども、その辺の24時間待機に関して、今現在、多分4名かなとは思いますが、4名ぐらいで多分交代でされていると思うんですが、その辺の今後の対策などは行っていかれるのでしょうか。

○阿部（眞）副委員長 村上浦戸振興課長。

○村上産業環境部浦戸振興課長 確かに、委員がおっしゃるように、ここに課題の部分で後継者の確保ということで書いてございますけれども、今、4名の船頭さんをお願いしておりますが、56歳、68歳、70歳、74歳の方をお願いしてございます。平均年齢は67歳ということでございます。島民の皆さんの65歳以上の人数がほぼ69%を超えるような地区でございますので、後継者というのは、大変厳しいと考えてございます。ただ、今お話ししたように67歳の平均年齢で

ございますので、今、今すぐに厳しくなるというふうには考えてございませんが、今後、委員がおっしゃったように、後継者をどうしていくのかというのを、きちんと我々としても考えていかないと、将来にわたって続けていくというのは難しいというふうに考えて、このように書かせていただいております。

以上でございます。

○阿部（眞）副委員長 菅原委員。

○菅原委員 わかりました。この渡船も重要ということで、本当に観光客の足だけではないとは思っております。それはなぜかという、緊急を要した場合に出動できるような渡船ではないかなと思っておりますので、ぜひとも、後継者ということもございますけれども、やはり安全に島々に送るのは当然ですけれども、緊急時の対策もこの渡船が担っているのかなと思しますので、ぜひとも力を入れていただきたいなと思っておりますので、よろしくをお願いします。

この渡船ですけれども、燃料はどのぐらいですか。

○阿部（眞）副委員長 村上浦戸振興課長。

○村上産業環境部浦戸振興課長 金額的にいいますと、年間で40万5,000円ほどかかっています。それぞれ1,500リットルから1,600リットルぐらい、年間で使っています。

以上でございます。

○阿部（眞）副委員長 菅原委員。

○菅原委員 ありがとうございます。

次の質疑をさせていただきます。

315ページのふるさと納税事業でございますけれども、これも先ほど鎌田委員からもお話がございまして、質疑をされたと思うんですけれども、今回、寄附金を見ますと、かなり3倍近くまで上がっているのかなと思えます。その要因というのは、先ほど言ったように、品数を195ふやしたというのもございますし、それから委託されたということで、専門家がそういう品ぞろえをしたと思えますけれども、この寄附金、これからもこういった商品をどんどんふやしていくのか、それとも現状のままにふるさとチョイスも安定的にさせていくのか、その辺、インターネットで見ますと変わっていく部分があると思うんですけれども、改正があって、肉の加工品みたいな感じで、牛肉の一番売り上げのあるようなものが扱えなくなったというのもございますけれども、品ぞろえというのはどんどん変わっていくものなんでしょうか、お伺いします。

○阿部（眞）副委員長 末永政策課長。

○末永市民総務部政策課長 お答えいたします。

これからもどんどん工夫をしながら寄附金を集めたいというのが、基本的なスタンスでございます。品数をふやしました。そのほか、品数はもちろんもっともっとふやしたいと思っておりますし、あとは、先ほどちょっと触れました体験型ですとか、そういった興味をそそられるようなものを工夫しながら、これからも進めていきたいなと思っております。

以上です。

○阿部（眞）副委員長 菅原委員。

○菅原委員 最後に、体験型とさっき出たんですけれども、今回も多分入っていたと思うんですけども、その辺の人気度はどうなんでしょうか。

○阿部（眞）副委員長 末永政策課長。

○末永市民総務部政策課長 お答えいたします。

残念ながら、実は、一番売りであったカキ体験に関しては1件しか現段階ではないという状況です。ただ、すしに関しては、かなりの人気がございます、20件相当、30件か、今年度の話なんですけど、そういった形で人気は比較的好いと思います。

以上でございます。

○阿部（眞）副委員長 菅原委員。

○菅原委員 ありがとうございます。私からは以上でございます。

○阿部（眞）副委員長 小高 洋委員。

○小高委員 それでは、私からも何点かご質問をさせていただきます。

平成30年度決算ということで、果たして、その取り組みはどうであったのかというところで振り返るに当たりまして、これまで何度もお話がございました、人口減少と少子高齢化と、いかにこの流れを克服していくかというところを考えていかなければいけないんだろうと思っておりますが、子育て支援と、佐藤新市長におかれましても、重要な施策としての位置づけ、施政方針等々を見させていただいても、そうした位置づけをされておられたように思いましたが、この決算を振り返りながら、そういったところを主に子育て支援、保育・教育の分野を中心にお伺いしてまいりたいと思っております。よろしくお願いたします。

資料No.10と主に資料No.22、あと一部、教育委員会の点検・評価報告書からお聞きいたします。

まず、資料No.10の26から29ページのあたり、保育所の関係のところ、あわせまして、資料No.22の166ページ、いわゆる各公立・私立保育所の申し込み件数でありますとか、定員、待機児童、

そういったところから初めにお伺いをいたします。

これら一連の数字、さまざま見させていただきまして、私立保育園から見ますと、入所率平均が大体104%ほどでしょうか。公立保育所が入所率で見ますと92.8%ということで、平成29年度のところから見ても、これは若干数字がふえているところかなと捉えました。

待機児童につきましては、平成29年度当初で3名、年度末で12名、平成30年度は当初で18名、年度末で37名ということで、特に待機児童に関しては、かなりふえてきたかなというところがあります。

そのほかに出していただいた資料No.22の166ページ、保留児童数を合計しますと106名ですか、かなりの数になってきたなという思いがあるわけですが、まず初めに、これらの数を実態として、どのように捉えて、保育需要の傾向というのが、一体どのようになってきたのか、その理由もおわかりになればお答えいただきたいと思います。

○阿部（眞）副委員長 小倉子育て支援課長。

○小倉健康福祉部子育て支援課長 保育需要についてのご質疑をいただきました。これまで低年齢児の保育のニーズがふえているというお話をしてきましたが、それに伴いまして、3歳から5歳の利用希望の方もふえているというふうに見ております。公立保育所は100%を超えない受け入れになっております。民間は入所率が100%を超えているというところで、まずは、優先的に民間で受け入れをしていただきます。運営ということもありますので、そういったことで受け入れをしていただきます。ただ、待機児童が出ているところですけども、保育士確保ですか、それから保育室の面積上の関係で公立保育所が100%になっていないという状況ではあります。今後、そちらをうまく調整しながら、少しでも待機児童を減らしていく取り組みをしていきたいと思っております。

○阿部（眞）副委員長 小高委員。

○小高委員 お答えをいただきました。先ほど公立保育所で入所率100%になっておられないということで、どういったことなんだろうということもあったわけなんですけど、施設、設備の問題であったり、そういったところで、言ってしまえば、定員として掲げた分ほど、実態は入れないというようなこともあるのかなと捉えたわけでありました。

そういった中で、今の話になるわけですが、いわゆる「保育無償化」というものも始まってくる中で、そうしたものも含めて、例えば、現時点でどういった実態にあるのか、その保育需要というのが、さらに高まっていくような傾向にあるのか、その辺をお聞きしたいと思います。

○阿部（眞）副委員長 小倉子育て支援課長。

○小倉健康福祉部子育て支援課長 10月から教育・保育の無償化が始まりました。その関係で、無償化になったから保育所を申し込みますとか、そういった話は、特には出ていないようですねけれども、ただし、昨年の新のびのび塩竈っ子プランの策定のためにニーズ調査を行いました。そして、幼児教育・保育の無償化になった場合、どのような施設を利用したいですかという質問をしましたところ、保育というよりは、幼稚園の教育事業を利用したいというようなご希望の数が多く、どちらかというところと教育事業に対する保護者の関心が高いのかというところを捉えております。

以上です。

○阿部（眞）副委員長 小高委員。

○小高委員 ありがとうございます。料金の面ですとか、そういったところ、さまざま、これまでであった中で、そうした傾向というのが一定あらわれてきているのかなというような気もしているわけですが、10月に始まって、すぐさまあらわれてくるということではないのかなというおそれと言ってしまうとあれなんです、どういったことになるのかなというところもちょっとありまして、教育も含めて、お子さんを預かっていただくというニーズの高まりについて、今、今、塩竈市の保育行政としてどのように応えるべきなんだろうというところを少し教えていただきたいと思います。

○阿部（眞）副委員長 小倉子育て支援課長。

○小倉健康福祉部子育て支援課長 今後、ニーズがふえていくのか、保育を必要とされているのかということをも十分把握した上で、整備をし過ぎるということは、供給過多になってしまいますので、そういったことがないように需要と供給のバランスを見ながら、整備が必要であれば、今、今すぐの話ではないですけども、将来的には検討が必要なのかなということは考えております。

以上です。

○阿部（眞）副委員長 小高委員。

○小高委員 ありがとうございます。確かに必要とされる数の倍つくって、半分埋まっていないよというようなところ、これは大変、そういうことはあってはならんとは思いますが、ぜひ必要量をいかにして提供していくかというところは、ぜひ考えていただきたいと、まず初めに申し上げたいと思います。

資料No.10の30ページのところで、待機児童ゼロ推進事業の取り組みがございます。また、いただきました資料No.22で164ページに、これは公立保育所の部分になるわけですが、保育士の状況というところで一覧を出していただきました。

この間、待機児童ゼロにつきまして、その一つの取り組みとして、保育士が足りないというところが、これまでもたくさん言われてきたわけであります。これらの数字につきまして、年度ごとに減っているという言い方はあれなんです、保育士の数がなかなか確保できていないのかなという現状がちょっと見られてしまうわけなんです、そのあたりにつきまして、この事業で十分な人員確保と言えるのかどうか、お聞きをしたいと思います。

○阿部（眞）副委員長 小倉子育て支援課長。

○小倉健康福祉部子育て支援課長 お答えします。

平成28・29年・30年度と、公立保育所の職員の数が年々少なくなっているということが見て取れます。また、正職員というよりも、臨時的任用職員がなかなか募集しても見つからないという状況にあります。ただ、フルタイムの臨時的任用職員でなくて、6時間ですとか、4時間ですとか、そういった働き方をしたいというようなご希望で採用している方もおまして、最近はその傾向が大きいのかと見ております。4時間の勤務ですと、保育の中で部分的に加配というような形で入っていただいたり、あとは4時間だとか6時間の人が交代で勤務するというので、なかなか子供たちにとって1日いる保育士の方とは違うことにはなりますが、そういったことで加配などで子供たちに十分な保育ができるような先生たちの使い方をしております。

以上です。

○阿部（眞）副委員長 小高委員。

○小高委員 わかりました。

平成31年度は、たしか、この予算につきまして1,733万円ですか、およそ3倍化したようにも思ったんですが、現時点で金額を一定ふやした効果といいますか、そういったものがあらわれているのか、お聞きをいたします。

○阿部（眞）副委員長 小倉子育て支援課長。

○小倉健康福祉部子育て支援課長 待機児童ゼロ推進事業の平成30年度と平成31年度の予算の違いがあるというご質疑です。実は、今年度、予算が大きくなりました理由としましては、保育士、臨時的任用職員を募集してもなかなか見つからないというところで、人材派遣会社に派遣

の保育士をお願いして配置しようということを考えている予算でした。ただし、今いる職員と派遣職員との賃金の差とか、勤務上の条件の差があるというところで、なかなかなじまないのではないかという話も出まして、この派遣保育士の配置は、現在できていない状態にあります。そのかわり、人材派遣会社に職員を募集してもらおうというような、紹介をしていただく制度をやろうということを考えておまして、10月、11月からそういった募集を人材派遣の会社にやっただきまして、紹介をしていただくということで、今取り組んでいるところです。

以上になります。

○阿部（眞）副委員長 小高委員。

○小高委員 ありがとうございます。その紹介というのは、紹介された方を、形態は別として、直接雇用で市のほうで、という形になる取り組みですか。

○阿部（眞）副委員長 小倉子育て支援課長。

○小倉健康福祉部子育て支援課長 紹介していただきまして、市で直接雇用という形になります。

以上です。

○阿部（眞）副委員長 小高委員。

○小高委員 さまざま、その他につきましてお聞きをいたしました。

この事業そのものについては、待機児童ゼロ推進事業という名前がついているわけですが、一方で、待機児童の状況というのが、今こういった状況になっているということで、なかなか、だんだん次元の違うところに来てしまっているのかなという思いもあるわけでありませう。

そういった中で、例えば、先ほどどこまで整備をするのかというお話もございましたが、例えば、公立保育所の新規設置というところでは、国の予算づけの関係で非常に厳しいということも、これまで何度もお話をいただきました。ただ、一方で子ども・子育て支援新制度の導入に当たっては、児童福祉法も一定変わってくると。保育を必要とする保護者が保育所を希望すれば、それに応じなければならない義務ということが市町村には課せられているわけでありまして、その義務について市町村としてどこまでというところは、確かに、これは議論のあるところではありますが、少なくとも臨時保育所、数名の確保ということで、この義務を果たしたということには、なかなかならないかなという思いもあるわけでありませう。

そこで、そのほか、例えば、私立保育園とか、認定こども園等を含めまして、保育の提供量、質は当然のこととして、いわゆる「提供量の確保」という観点でさらなる取り組みがあれば教

えていただきたいと思います。

○阿部（眞）副委員長 小倉子育て支援課長。

○小倉健康福祉部子育て支援課長 民間の保育所で保育士を確保するというか、提供量を確保する、保育の量を確保するという取り組みということで、やはり保育士がいなければ保育ができない、受け入れ枠も拡大できないというところですので、保育士募集に際して民間の保育園と協力しながら市が募集をするとか、そういった情報を共有しながらということでの取り組みになるかと思います。あとは民間での努力というところは、こちらのほうでなかなかお聞きはしていないところです。

以上です。

○阿部（眞）副委員長 小高委員。

○小高委員 ちょっと私の聞き方があれだったかと思いますが、今ある保育所の部分で対応するための保育士の確保ということだけではなくて、例えば、保育の提供量そのものをいかにして確保していくかという点で、例えば、私立保育園にお声がけをするとか、そういった取り組みが、もしあるのかということでの質疑でした。例えば、この地域でやってみませんかぐらいのものがあつたのかどうか。

○阿部（眞）副委員長 小倉子育て支援課長。

○小倉健康福祉部子育て支援課長 私立保育園をさらに整備していくということも含めて、新のびのび塩竈っ子プランにおいて、保育の提供量というものを計画的に定めておりますので、その中で保育園の数、それから提供量について決めているところです。その中で、今現在、新たに整備してくださいというようなことでお声がけしたりということは、市で特にはございません。

以上になります。

○阿部（眞）副委員長 小高委員。

○小高委員 ありがとうございます。ちょっとわかりにくい聞き方をしたかなと思います。

この間、のびのび塩竈っ子プラン等で位置づけられた人数というところもあるのかもしれませんが、一方で、少し決算という部分での聞き方を離れるかもしれませんが、小規模保育とか、あるいは企業主導型というところで幾つか市内にもできてきたかなというところも捉えておりますが、一つちょっと細かいことで心配があつたのが、いわゆる「小規模保育所」、ゼロ歳から1、2歳というあたりで、3歳に達した際のその連携について、果たしてスムーズ

にいくのかどうかというところも一つ心配がありまして、まずその点について、問題等がなければいいんですが、お聞きをしたいと思います。

○阿部（眞）副委員長 小倉子育て支援課長。

○小倉健康福祉部子育て支援課長 小規模保育施設の連携施設にうまく転園ができるか、そういったことのお話かと思います。小規模保育施設は2歳までの受け入れになりますので、3歳の時点で、必ずほかの保育園に転園をしなければいけないことになりますので、次年度の保育を継続したいというご希望に対しまして、ほかの方たちと同じように、次年度の入所申し込みをしていただきます。そして、その中で、今後、基準の改定を考えておりまして、小規模施設から転園をするお子さんにつきましては加点をつけまして、より転園がしやすいような基準に変更することを考えておりまして、ご希望の保育所、保育園に転園できるような取り組みを今後していきたいということを考えております。

以上です。

○阿部（眞）副委員長 小高委員。

○小高委員 わかりました。その点についてもやっぱり心配がありまして、3歳になった瞬間、いきなり待機児童という形ではちょっと大変かなというところもありましたので、その点については、ぜひ取り組みをお願いしたいと思います。

この間、さまざま、全体的な保育のことでお伺いしてきたんですが、やはり新浜町保育所の廃止問題というところをお聞きしたいと思うわけでありまして。

先日ご説明いただきました。来年度の4月から一定ずれ込むスケジュールとなってきたと。9月の廃止と。海岸通の子育て支援施設の転所も含め、9月まで延期となったということもお聞きいたしまして、個別に説明だとか、あるいは説明会等が行われているようでありましたけれども、その中で一定混乱、あるいは出された意見等々がありましたらお聞きしたいと思います。

○阿部（眞）副委員長 小倉子育て支援課長。

○小倉健康福祉部子育て支援課長 民生常任委員協議会で海岸通の新たな施設の開所時期がずれますというご報告をさせていただいております。そして、その間、新浜町保育所で保育をさせていただくという話もさせていただいております。新浜町保育所から海岸通の子育て支援施設の保育所に転園を予定しているお子さんの保護者の方に対しましては、個別に面談をさせていただいております。その中で、時期がずれますというお話をしたところ、皆さんに一定程度の

ご理解をいただいているところです。ただし、駐車場のこととか、保育室の状態、ホールがないとか、そういったことについてどのようになるのかとか、園庭が屋上になるということ、そういったことも気にかけていらっしゃいました。

それから、それ以外の新浜町保育所の保護者の方にも、個別ではなく、全体的な説明会をさせていただいておまして、そちらの方たちは海岸通の保育所に転園する方たちではないんですけれども、やはり一定程度、海岸通と同様の施設だということに関心があるというお話は何ってございましたので、そういった方に海岸通の施設の資料などを提供しているところです。

また、主には藤倉保育所に転所を希望されている方たちが多かったので、そういった藤倉の情報とか、藤倉の駐車場のこと、どういった保育をしているのかというようなことを、質問をいただきまして、お答えしていたところです。

以上になります。

○阿部（眞）副委員長 小高委員。

○小高委員 ぜひ丁寧にといいますか、さらなる心配事というふうになってしまわないようにというところでは、それはお願いをしたいと思うわけであります。

この新浜町保育所の廃止に当たりましては、これまで保護者の方々からも、さまざまご意見等が出てきた中で、さまざま対応を求めてきた中で、先ほどお話にもありましたとおり、藤倉保育所初め、希望するところへの転所の確保等々、大変ご尽力はいただいていたかなと思いますけれども、そうしたところとは、また別に根本的なところといたしまして、一つ、新浜町を初めとした地域というかエリアといいますか、特に市内でも今、子供たちがふえている地域のかなとも捉えておりますが、そしてまた、水産業集積地でそこにある保育ニーズを支えてきたと、その発展に寄与してきたということでは、やはり大きな歴史のある保育所が消えていくということで、ちょっとまだこの地域の保育をどのように考えるのかということが若干置き去りにされているのかなという印象がまだぬぐえないわけであります。

そうした中で、先日行われました塩竈市長選挙、市議会議員選挙がございましたけれども、その中でも私自身、たくさんのお声を頂戴してまいりました。この地域にしっかりとした保育を確保してほしいというような声を、やはりこれはたくさんいただいていたわけであります。そして、そのほか、水産業界の方々からも、「ぜひ新浜町、あの近くに保育所があったほうがいいね」ということでお声をいただいているわけであります。

そこで、佐藤市長にお聞きしたいと思いますが、施政方針の中でもいわゆる子育て応援と、

子供たちが塩竈市の未来を担うということで掲げておられましたけれども、この問題について、どのような方向性で考えられるのか、その点についてお聞きしたいと思います。

○阿部（眞）副委員長 小高委員、決算審査になりますので、こちらでお答えをもらったらオーケーでいいですか。決算にひもづくように。佐藤市長からお答えをもらいましたら、それで大丈夫ですか。内容を確認した上で。決算に対してなので、今、市長の考えと、市長の施政方針に対する考えになっていますので……（「施政方針に対する考えでなくて、決算……」の声あり）でも、今のお話ですと、市長の施政方針にこう記されていると。小高委員、お願いします。

○小高委員 施政方針にはそのように記されておりますが、こうした決算の中身等々を踏まえて、これからの保育、子育て、特にこの地域の保育を考えて、市長の現時点の方向性をお聞きいたします。

○阿部（眞）副委員長 佐藤市長。

○佐藤市長 今、議論をさまざま聞かせていただいて、今の状態は、私にとりましては、現状把握に努めているところでございます。ただ、これまでの経緯、経過もあることから、あとは今後、市としても、当然、定住対策、もしくは若い世代の皆様方にどんどん塩竈市に住んでいただきたいという希望もありますので、私立、公立、そういったバランスもあろうかと思っておりますので、そういった政策とどのような形で整合性を持って、また、民間の方々、私立の方々とはよく連携をとりながら、待機児童ゼロに向けては今後も状況状況に合わせて対応できるように努力していきたいと考えております。

○阿部（眞）副委員長 小高委員。

○小高委員 その地域におけるあり方というところも、ぜひご検討いただければと思います。

それでは、大分時間も使ってしまいましたが、教育の方面に移っていきなさいと思います。

資料No.10の246ページから249ページのあたりになります。学校施設の管理、あるいは整備といった観点から質疑をさせていただきたいと思います。

この中身をさまざま見させていただきますと、一つ一つの事業について、これはこうで、あれはこうで、ということではないんですが、子供たちの学校環境、学習環境において直結するような中身が並んでいるかなと思っております。

そういった状況の中で、さまざま国からの交付金等々あるかと思うんですが、そういったところがなかなか採択されづらいと。一つには、昨年ちょっと話題になりましたけれども、今、今のことは一旦置いておいて、去年の時点でエアコン導入というお話があったときに、そうし

たところの整備に向けた予算というのも、大変つきにくいというようなお話も聞いてまいりました。

そういった状況の中で、エアコンというものをどうしていくのかというような議論もさまざまあったわけでありまして、そういった状況の中で、例えば、ここを見ますと、保健室のエアコン設置工事等と、こうしたものが、さまざま並んでいるといったような状況になっております。

そういった中で、いよいよエアコンが導入されるということにもなってきました、ただ、この決算書からずっと今にわたって連綿と続いてきた中で、今、今どうなっているのかというところがなかなか見えてこないということもありましたので、その進捗、見通し等についてぜひお伺いしたいと思います。

○阿部（眞）副委員長 佐藤教育総務課長。

○佐藤教育委員会教育部教育総務課長 エアコンの設置についてのご質疑かと思えます。平成30年度決算におきまして、小学校、中学校の普通教室、あと特別教室について整備の、国のお金がつきまして、議会でもご承認いただきまして、今年度、繰り越し事業として取り組んでいるところでございます。

こちらの空調整備事業については、今、現状は全学校で普通教室の契約は済みまして、こちらは順次工事が入っているところでございます。なお、浦戸小中学校については7室ということもございまして、8月30日に全て整備が終わっているところでございます。その他の学校についても順次工事が入りまして、年度末までには全て竣工する予定でございまして。

なお、特別教室については、6月定例会で専決補正をお認めいただきまして、普通教室の整備実績に基づく整備費を、また熱中症対策として効果的な特別教室について方針を定めながら実施していく予定でございまして。金額等含めて、今、普通教室の整備状況を踏まえて、手戻り内容、また年度内の整備ができるよう準備を進めているところでございます。

以上でございます。

○阿部（眞）副委員長 小高委員。

○小高委員 ありがとうございます。なかなか難しさがあつた中でというところではあつたんだと思いますが、ぜひその点につきましては、先ほど年度末とお聞きをいたしましたので、経過を含めて今後も見させていただきたいと思えます。

続きまして、資料No.10の230ページ、新入学用品費の関係で、ちょっと細かいことなんです、

お伺いいたします。

ここに新入学用品費の「新年度早期支給」の実施ということで、3番のところに記載がございます。この新入学用品費につきまして、なるべく入学前の支給が望ましいということで私ども申し上げてきた中で、ここにもございますとおり、平成30年度から3カ月前倒しをしていただいたと。4月支給というところで実施をしていただきました。

その中身を見ますと、希望者が対象ということで、小学校で56%、中学校になりますと84%がご希望なされたということでございますが、希望者の方々がこういった割合になったことについて、どのように捉えればよいのか、お聞きをしたいと思います。

○阿部（眞）副委員長 遠山学校教育課長。

○遠山教育委員会教育部学校教育課長 平成30年度、今、委員がおっしゃるように早期支給を実施いたしました。その周知につきましても、入学前の就学時健診等で満遍なく周知していきまされたけれども、希望が、このような結果となったところでございます。来年度につきましては、早期支給ではなくて、入学前支給というところで、今、現在準備しておりますし、また、希望者ではなくて全員対象でやりたいと今考えているところでございます。

以上でございます。

○阿部（眞）副委員長 小高委員。

○小高委員 今まさに、その点についてお聞きをしようかと思っただけではありますが、全員対象で、かつ入学前ということで、これは非常に助かることかなと思いますので、ぜひ支障のないように進めていただければと思います。

では、次に行きます。同じ資料No.10の219ページから入っていきたいと思うのですが、いわゆる不登校等々、そうした部分でお聞きをしたいと思います。資料No.22におきましては226ページですか、その辺にそうしたところの資料が幾つかございます。

不登校児童数の推移というところで出されております。この数字をまずどのようにこの推移を見たらいいのか、その中身も含めて少し特徴を教えてくださいとありがたいです。よろしくをお願いします。

○阿部（眞）副委員長 遠山学校教育課長。

○遠山教育委員会教育部学校教育課長 お答えします。

資料No.22の226ページの上段の不登校児童生徒数の推移についてご質問をいただきました。この見方ですけれども、平成28年度から小学校、中学校の不登校児童生徒の実数をそのまま書い

たものとなっております。この推移につきましては、以前の議会等でもご報告させていただきましたけれども、平成28年度から心のケアハウス事業を進めております。平成27年度比、この数だけ見ますと、平成27年度は90名の不登校児童生徒がおりましたけれども、ケアハウスを始めた1年後の平成28年度につきましては34.4%減の59名というところで、1年間でまずは大幅な減少を図れたかなと考えているところでございます。

○阿部（眞）副委員長 小高委員。

○小高委員 ありがとうございます。今、そこをお聞きしようかと思いました。ケアハウス事業の中で、一つは「コラソン」と、そしてもう一つは各学校ごとの「学び適用サポートルーム」というところで利用実績等々も出していただきましたけれども、私どもも、特に各学校での取り組みということで、以前見させていただきましたが、その中で大変忙しい、大変な業務ではあるかと思うんですが、その中でも寄り添って取り組んでいただいているというところにつきましては見させていただきました。

一つ気になるのは、心のケアの業務並びに図書整備員との兼務というところがやはり私としてはどうしてもひっかかってくることでありまして、そのあたりで不都合がないのか、できることならば、そこでそれぞれの業務にしっかり邁進していただきたいという思いもあるわけなんです。そのあたりについてはいかがでしょうか。

○阿部（眞）副委員長 遠山学校教育課長。

○遠山教育委員会教育部学校教育課長 それでは、お答えしたいと思います。

この学び適用サポーター、委員がおっしゃるように子供の心のケア、それから図書整備業務のほうもあわせて兼務していただいているところでございます。しかし、この2つの業務につきましては、この方だけがやるものではなくて、不登校の心のケアについても学校でチームを組んで実際やっております。また、図書整備員につきましても、司書教諭であるとか、あと、子供たちの手もかりながら、こちらチームでやっているところで、今現在、不登校の子供たちの数によって、ちょっと忙しさは変わるんですけども、今のところ回っているのかなと考えているところでございます。

以上でございます。

○阿部（眞）副委員長 小高委員。

○小高委員 ありがとうございます。先ほどおっしゃいましたように、チームで取り組むと。例えば、ケアの部分、あるいは図書の部分も含めてチームで取り組むということは、私としては

大変、ある意味でいいことなんだろうとも思うわけであります。ただ、一方で、先ほどおっしゃったとおり、不登校のお子さんの数で左右されてしまうというところがどうしてもひっかかってくるのでありますので、そのあたりでぜひ、さらなる発展といいますか、そういったところをお願いしたいと思えます。

障がいの関係ですとか、発達支援ですとか、そういった分野で少しお伺いしたいと思うんですが、資料No.10ですと、例えば、225ページに特別支援、教育支援員配置事業というところがございます。それと、例えば、出していただきました資料No.22の227ページ、一番後ろ、最後のページには、その学び適用サポートルームとか適応指導教室とか、そういった本来の目的とはちょっと違う中で、いろんなことで、今こうしたところを活用しながらの取り組みというのが、現実的にはあるんだろうと捉えております。

そういったところで、この発達支援とか、そういった部分を含めて、一つ学校という単位で見ただけの場合に、改めてどのような課題があって、どのように進めていくべきかというところをちょっと総論的にお聞きしたいと思うのですが、よろしくお伺いしたいと思えます。

○阿部（眞）副委員長 遠山学校教育課長。

○遠山教育委員会教育部学校教育課長 それでは、お答えしたいと思います。

委員がおっしゃるように、発達障がい等を含めた特別支援教育については、今後、しっかりと取り組む必要のある課題であると考えております。まず、発達障がいの平均値が全国で6.5%でありますけれども、本市の場合、在校している子供たちの調査はできておりませんが、入学段階での子供たちの情報としまして、保健センターから小学校に発達障がいの疑いがあると情報提供されている子供たちが5年間の平均で約14.9%おります。そのうちの3%は特別支援学校、または特別支援学級に入りますので、残り12%は通常学級にいるのではないのかなと考えております。しかし、それは全て診断を受けているわけではありませぬので、グレーの生徒もかなり入っておりますけれども、そういう子供たちも含めて学校としてさまざまな対応をする必要があるかなと。先ほどありましたように、特別支援教育の支援員、各学校2名ずつ配置しております。また、資料No.22の227ページにありますように、LD等発達障害の通級教室等も整備しております。まだまだ、これでは十分ではないのかなというところもありますので、学校現場の声をしっかりと聞きながら、取り組みを進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○阿部（眞）副委員長 小高委員。

○小高委員 今まさに聞こうと思いました。前段、以前の議会の中でも、たしか教育長からもそうした15%といったような数字をお聞きした覚えがございます。

それで、全国で、例えば、6.5%、先ほどおっしゃいました。塩竈市においては、入学段階での疑い15%ということで、それだけを捉えてしまいますと、何で塩竈市だけそんなに高いんだろろうというような見方も一つはできるわけなんです、一方で、果たして捉え方といいますか、そこが単純に全く同じものでないんだろろうということもありまして、そういった中で、先ほど15%、うち3%は特別支援学級といいますか、そういったところだと。12%は通常学級というお話がございましたが、そういったところをベースに置いて、今後、どのようにこれを組み立てていくかというのを、これは考えなくてはいけないんだろろうと捉えております。

そういった中で、例えば、特別支援員の方の加配とか、あるいは学び適用サポートとか、あるいは通級教室と、こういった中でそれぞれの学校の現実に合わせてと言ってしまうとあれなんです、そういった中で相互に連携をとりながらということで、今、本当に紙一重のところ、今、取り組まれているんでないかというような危惧といいますか、思いがあるわけであります。

そういった中で、先ほど午前中、辻畑委員からも、教員の皆さんの多忙化というところでのお話がございました。通常学級の中でも12%のお子さんが在籍をされて学校生活を送っておられるという中で、それを、ではいかに特別支援にという話では、これは違うと思うんです。その通常学級の中でどういったケアといいますか、ケアというよりも通常生活の中でいかに違和感なく過ごしていけるのかというところが大事になってくるんだろろうと思うんですが、その取り組み方ということを考えますと、これはやはり現場でかかわる方々が児童一人一人の特性をしっかりと把握していくと。適切にそこに対して対処していく方、本当に重い取り組みなんだろろうと思うわけであります。

そういった中で、先ほど超過勤務実態というお話もございましたけれども、こういった実態があって、現場の先生方一人一人にこれ以上、何を求められるだろろうというような心配もこれはあるわけであります。そういった状況の中で、それでも私も2人の子を持つ親であります、そういった中で子供たちに、やっぱり先生たちの一人一人に対するしっかりとしたまなざしを向けていただきたいと、親としてはそういった思いもあるわけなんです、そういった中で一つの少人数学級という考え方も出てくるのかなと思っております。

これまで何度もお願いをしてまいりました。その中で、これから少子化というところも言わ

れる中で、自然発生的にそうになっていくということもあるのかもしれませんが、ぜひ改めてこの点、考えていただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○阿部（眞）副委員長 遠山学校教育課長。

○遠山教育委員会教育部学校教育課長 それでは、お答えしたいと思います。

今の委員がおっしゃる自然発生的に、という言葉がありましたけれども、今現在、35人学級になっている数ですけれども、小学校は90.2%がもう既に35人以下の学級になっております。また、中学校は95.1%がもう既に35人以下になっていると。しかし、まだまだこれは十分ではないと私たちは考えておりますので、今現在、小学1年と中学1年のみですけれども、それから中学2年まで県でやっていますけれども、ほかの学年もぜひとも35人以下にということで強く要望してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○阿部（眞）副委員長 小高委員。

○小高委員 ぜひ強く求めたいと思います。

先ほどおっしゃいましたとおり、やはり県、あるいは国というところも含めて、これはもう喫緊の課題なんだろうと思っております。文部科学省、厚生労働省を初め関係省庁にも直接、私どももお願いをしておりますが、なかなか腰を据えた取り組みになってこないなという印象を持っております。ぜひ、県、国も含めて強力に推進をしていただきたいと。これは市長も含めて、ぜひそこをお願いしていただきたいと思います。ご一緒されたくはないでしょうが、必要とあれば一緒に行きますので、ぜひよろしくお聞きしたいと思います。

これまで学校内の取り組みということでお伺いをしてまいりました。次に、ちょっと学校の外といいますか、そういったところの取り組みでお聞きをしたいと思うのですが、放課後等デイサービスの関係でお伺いしたいと思います。

資料No.22の163ページです。放課後等デイサービスの登録者数、延べ利用者数、市内受け入れ可能人数というところを出していただきました。登録者数というところもどんどんふえていく傾向にある中で、平成30年度の市内受け入れ可能人数が一つ2倍にいただいたというところもございしますが、こういったことを踏まえて、現状は、どうなっているのか、お聞きをしたいと思います。

○阿部（眞）副委員長 小林生活福祉課長。

○小林健康福祉部次長兼社会福祉事務所長兼生活福祉課長 放課後等デイサービスの現状という

ご質疑でした。こちらに記載のとおり、以前、平成26年度は放課後等デイサービスの施設については1カ所といった部分ですけれども、平成30年度末につきましては6カ所ということで、60人が受け入れ可能となっています。ただ、今ちょっと一部、現状として、今現在としましては2カ所が一時停止ということでありまして、40名ほど、今現在は受け入れ可能といった現状となっております。

以上です。

○阿部（眞）副委員長 小高委員。

○小高委員 わかりました。ちょっと残念なお話ではありますが、1人で複数施設の利用というところもございます。本当に大変だというお声もお聞きしますので、なかなか市でどうするというところではないのかもしれませんが、そのあたり、どういったやり方があるのかということも含めて、少しお願いをしておきたいと思います。

ちょっと総論的な話になるんですが、支援を必要とする児童、あるいは生徒というものがどんどん増加していくという中で、先ほど通常学級内での取り組みというところ、あるいは特別支援学級とか、あるいは学校の外での取り組みというところについて、さまざまお聞きをいたしました。さまざまところにハードルが一つ一つ存在しているなということを思っておりまして、例えば、校外での支援というものを見たときに、一つこれははっきり申し上げたいと思いますが、差別的目線で見られてしまうというお声もお聞きいたしております。

そういった中で、ちょっとこれは全体的なお願いになるのかもしれませんが、一人一人のお子さんにとって適切なおところ、一つ一つが特別ではなくて、それぞれが一番いいところに行くんだよというような環境をどうつくるかというところで、ぜひ取り組みをお願いしたいと思います。

残り時間が大分少なくなってまいりました。ちょっと簡単にお伺いしたいと思います。

資料No.10の32ページ、子ども医療費助成の関係で1点お伺いいたします。

平成29年から、18歳まで拡充をしていただきました。大変喜びの声を、私もいただいております。そうした中で、子育て支援ということでこれまでもございましたけれども、一つ、所得制限というところにつきまして、どう考えるか、お聞きしたいと思います。

○阿部（眞）副委員長 長峯保険年金課長。

○長峯健康福祉部保険年金課長 お答えいたします。

子ども医療費助成に係る所得制限の考え方についてでございます。こちらに関しましては、

今現在、県内でも中学生までを対象にしている自治体、あるいは高校3年生まで対象にしている自治体、それぞれあるかと思えます。こちらにあわせて所得制限に関しましても、それぞれ設けている団体、あるいは所得制限だけではなくて一部自己負担といったものも求めている団体もあるかと思えます。

本市におきましては、平成29年10月から対象者を高校生までに拡大して行っているところでしたが、この前段にあわせまして、年齢を拡大するのか、所得制限を見直しするのかというところで検討を行った結果、年齢の拡大をとというような選択を行っているかと思えます。こちらに関しましても、ほかの県内の各団体の状況を捉えながら、今後の見直しに合わせた検討を進めていきたいと考えてございます。

以上でございます。

○阿部（眞）副委員長 小高委員。

○小高委員 わかりました。これまでの流れといたしますか、傾向といたしますか、そういったところを見ておられますと、やはり必要性というものがあって、その中で広がってきているんだろうというところもございまして、ぜひ前向きなご検討をお願いしたいと思います。

住環境整備ということで、これまでと少し違う観点からのご質疑をしたいと思うんですが、資料No.10の143ページのところでお聞きしたいと思います。

道路橋りょう整備事業ということで、一つ、約3億3,800万円と、金額で申し上げますと、事業の中では、比較的大きな事業であるかなど。決算額につきましても、当然、繰り越し等々ありまして、2億何がしの決算ということになっておりますが、一方で、議員として市民の皆さんからいただく部分、やはりこの道路関係とか、一定そういったご要望というのが大変多いわけでありまして、そういった中で当局等々にお届けをする中で、ここに書いてあるのは、比較的大きな事業ということもあるんですが、やはりお待たせをしまっているなという思いもあるわけでありまして、そういった中でも、ここに載っておりますように、さまざま大きな工事を実施してきていただいております。

そういった中で、一つ大変心配をしているということがございましたのでお聞きいたしますけれども、新浜町泉沢線舗装修繕事業というところで、大変な坂道ということで早急な整備、凍結対策をお願いして、これは予算としては3,000万円つけていただきながら、冬季到来の前の工事完了ということでお願いをしておりました。そのように努めるというようなご答弁をいただいていたわけでありまして、一方でスケジュールがちょっと見えなくなってきたということ

で、本当にできるのということでお声をいただいておりますので、そのあたりをお聞きしたいと思います。

○阿部（眞）副委員長 星土木課副参事。

○星建設部土木課副参事 お答えいたします。

今年度予算としまして3,000万円計上させていただいているところでございますが、国の社会資本整備総合交付金事業でこの事業をやる予定となっております。年度当初、国からの内示がおりなかったということで、今現在、ゼロの金額となっております。県に対しましては、再三、補助をつけていただくようお願いはし続けているところで、現在もその流れでございます。ただし、現状の舗装状況を見ますと、大変クラックとか、ひび割れとかが入っていますので、維持工事の中で今年度、必要最小限の安全対策はやっていきたいと、今のところ考えています。なお、こちらの事業につきましては、来年度、再度、国に要望してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○阿部（眞）副委員長 暫時休憩いたします。

再開は15時ちょうどいたします。

午後2時41分 休憩

---

午後3時00分 再開

○小野委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。志子田吉晃委員。

○志子田委員 私からも何点かお聞きしたいと思います。

最初に、「平成30年度決算審査意見書」、資料No.7の35ページのむすびのところから、同僚委員の鎌田委員もここを持ってきて聞かれました。全体像を聞きたいと思ひまして、この決算審査意見書のむすびのところ、皆さんにもう一度確認してもらいたいと思ひていました。

全体像を見るのに、この資料No.7というのは、結構、便利なもので、まとめて書いてあるなと思ひまして、私は毎回、この資料をもとに質疑をさせていただいております。

そこで、今回の平成30年度の決算について、今回の決算というのは、どのような決算だというふうな特色づけたらいいのか。こういう決算だったんだというような特色というか、そういうものがありましたらご感想を聞かせていただきたいんですけれども。できましたら、財政課

長から財政的によろしくお願ひしたいと思います。

○小野委員長 相澤財政課長。

○相澤市民総務部財政課長 それでは、本市の決算状況ということでご質疑をいただきました。

まず、本市財政全般についてでございますが、財政的な立場ということでご質疑をいただいたかと思ひますので、まずは前年度と比較しまして、改善しているという状況で捉えてございます。

具体的に申し上げますと、財政の健全化の判断となります健全化比率の4つの指標の状況が改善状況にあるということとともに、財政調整基金については前年度から2,096万1,000円の増であります18億2,553万4,000円を確保しております。標準財政規模につきましても1,722万8,000円の増で121億4,752万円、財政力指数につきましても0.004ということで、微増ではありますが0.522と改善状況にあるということでございます。さらに、地方債残高につきましても、これは全会計ベースで申し上げますと、前年度から27億4,428万1,000円の減という状況でございます。

ただ、何度もご説明申し上げておりますが、一方で、経常収支比率が98.9と1ポイント増加しております。このことが今後の財政の課題ではないかということで捉えてございます。

一般会計についてでございますが、大型の復旧復興事業が完了いたしまして、歳出決算規模が大体200億円前後、前半台という規模になって、震災前の水準、平成21年度歳出決算ですと、大体220億円ぐらいだったかと思ひますが、そういった規模になりつつあるという状況でございます。

長期総合計画のまちづくり、それから復興まちづくりの総仕上げというものがあらわれている決算ということで捉えております。よろしくお願ひいたします。

○小野委員長 志子田委員。

○志子田委員 どうも全体的な財政面からのお話をいただきました。それを聞いて、私も少しは安心できるかなと。改善しているのではないかなと思つたので、自分で改善しているなと思つても、「いやそうではないですよ」と言われると安心できませんから。

決算上の成績は、なかなかいい数字ではないかなと、これまでの過去10年ぐらい前の数字から比べれば、相当よくなっているというふうに、私も思っているところでございます。

それで、全体像からですけれども、この決算、資料No.7のちょっと心配しているところね。26ページと27ページにちょっと戻っていただきますと、一般会計歳出款別決算額というのが書

いてありまして、ここで見ていましたら、平成30年度は総務費のところは平成29年度に比べて6億2,797万7,178円のマイナスになっていて、増減が非常に減っているわけなんです。それで、ほかのところ、農林水産業費とか、土木費のマイナスは、大体復興工事が終了したので、少なくなっているのはわかるんですけども、ここの総務費、6億円も減少しているということについてちょっとお聞きしたいんですけども、この原因とか影響はないのかどうか。その辺、中身をお願いします。

○小野委員長 相澤財政課長。

○相澤市民総務部財政課長 それでは、総務費の6億円程度の減少について、その要因についてお答えいたします。

結論から申しますと、ふるさとしおがま復興基金積立金、これが5億6,000万円程度減となったことが要因でございます。

中身については、昨年度、国に返す復興分の関連経費があるということで積み増したものでございますが、その差額として、今年度はそういったことがないので、6億円弱の減になったということがございますので、決算全体の何か通常の経費のところでは減になったということではございませんので、よろしく願いいたします。

○小野委員長 志子田委員。

○志子田委員 ありがとうございます。それを聞いて少しは安心しました。

影響されているのではないかと、総務費だから給料がカットになったりして大変な状態になっていないかなということだけ、念のため確認させていただきました。復興基金ですね。

それで、同じ資料No.7の24ページなんですけれども、歳出で不用額が12億1,800万円ほど、平成30年度に出ていますけれども、全体を合わせての不用額というのは、計算上こういうふうに出てくるんでしょうけれども、会計上の処理というのは、不用額というのは、こういうふうになって、不用額が出たからこういう、その予算分のお金はこういうふうにして処理するかとか、そういうところの不用額の説明についてお願いしたいと思います。

○小野委員長 相澤財政課長。

○相澤市民総務部財政課長 まず、不用額につきましては、さまざまな市が支出する経費、例えば、委託契約でありますとか、そういったことでの契約額と予算額との差が請け差という形で生じたものが大きく積み上がって、それから経費節減という形で、効率的な使い方をしたということで、不用額が発生するといったようなことが要因でございます。

その不用額につきましては、収支差し引き、そして、翌年度に繰り越す財源を除きまして、2分の1を超える部分につきましては、基金に積み立て、残りの部分につきましては、翌年度に繰り越すというふうな処理をするものでございます。よろしくお願いいたします。

○小野委員長 志子田委員。

○志子田委員 わかりました。どうもありがとうございます。

頑張って節約してもらった分の合計だというふうな認識でいいのかなと思います。ということは12億円も、100%使っていたら、このところはお金が、ひょっとすると決算上足りなくなっていたところを、12億円分、経費節減していただいたその合計額だと。これが不用額として年額で出たというふうに理解したいと思います。

そうすると、そういうものは、これからもいっぱいどんどん不用額というものをを出していただければ、財政上は運用がしやすくなると、そういうことかなと思いました。それで聞きました。

それから、同じ決算審査意見書、資料No.7の22ページまで戻ると、ちょっと細かい数字なんですけれども、危惧されていることがここに書いてあります。22ページの真ん中より下のほうで、収入未済額は前年よりも3,600万何がしが多いが、その収入未済額、未済額がふえているということは、お金が集まらないと。だから、民生費貸付金元利収入3,100万円というものが、それがふえているということなので、その辺のところを注意しなければいけないのではないかと、というふうに決算審査意見書では出ているのではないかと思うんですけれども、その辺のところの心配はないのでしょうか。お願いします。

○小野委員長 小林生活福祉課長。

○小林健康福祉部次長兼社会福祉事務所長兼生活福祉課長 ただいま民生費の総務費ということで3,100万円ほどふえているといった中身です。これにつきましては、災害が起きたときに生活再建のための貸付制度、これまでも何度かご報告させていただきましたけれども9億2,700万円ほど、これまでお貸ししていた部分でございます。それが平成30年度から償還が始まりまして、その結果、償還率は大体6割、57%ぐらいの償還ということで、その結果、ちょっと未償還の部分については繰り越しをさせていただいたといった内容でございます。

今後とも、その償還につきましては、積極的に訪問したりとか、そういった形で償還に努めてまいりたいとは考えております。

以上です。

○小野委員長 志子田委員。

○志子田委員 どうもありがとうございました。

その辺のところ、これから宿題が毎年ふえてくるのかなというふうに出てくるところかなと思って聞きました。

決算審査意見書からは、82ページのところでちょっと表が出ているので聞いてみたいと思います。ここには平成30年度の一般会計歳出節別一覧表が載っていました。それで、全体の割合が見えるんですけども、ここで一番最初に出てくるのが議会費ということなんですけれども、議会費を見ていたら、ここの議会費の第4節共済費4,140万円となっているんですけども、ほかの款のところから見ると、議会費の共済費だけがちょっと割合が、パーセントが多いので、この数字は間違いでないかなと思って確認したいと思うんですけども。これは4,140万円よろしいのでしょうか。

○小野委員長 議会費です。志子田委員。

○志子田委員 別なページで聞きます。

資料No.9の議会費の58ページの第4節に共済費と書いてあるんですけども、報酬は8,974万8,000円、第4節共済費は4,147万7,000円。これがこういうものを、先ほどのこの資料No.7の表にやって全体的な表をつくったと思うので、こっちから聞けば、会計課長ですか。こっちのほうの答えになりますか。それでよろしいかどうか。

○小野委員長 川村総務課長。

○川村市民総務部次長兼総務課長 第1款議会費の中の共済費でございます。職員人件費も、当然この中には含まれてございます。職員人件費に係る一般職の共済費につきましては約730万円がこの4,200万円の中に入っていることになります。

また、その他の共済費につきましては、議員共済の関係が主な内容というふうに把握してございます。

以上でございます。

○小野委員長 志子田委員。

○志子田委員 どうもありがとうございます。

私も何でここだけ多いのかなと思って不思議で。そうでないかなと思って聞いたんです。

それで、報酬のところ、もう一回戻ります。資料No.7の82ページの議会費の中の第1節報酬8,974万8,000円、それから共済費は4,140万円、ここにもう一回戻るんですけども、これは本

当は報酬の部分が共済費のところに入っているのではないかと思うんです、中身自体は。なぜそのことを言うかという、もうちょっと前は、具体的に言うと、平成16年度の同じ決算審査意見書の資料を見ると、その当時は議員報酬が1億1,428万8,000円。そして、共済費が2,003万9,000円だったんです。こういうふうに分けるとはっきりわかるのね。どっちの共済費なのかな、職員の共済費なのか、議員の共済費なのか。そういうふうに分けてもらおうと、議員1人当たりの人件費がよくよくわかると思うんですよ。だから、これで入っているから、実はそうなんだと言われればそれでもいいんですけれども、このところ、ちょっとこの共済費の書き方、少し問題があるのではないかと思ってお聞きしました。

次の質問に入ります。関連します。

資料No.22、この3ページに給料、職員手当、共済費の総額というのを書いてあります。

そして、6ページにいくと、1から7の合計で市の職員全員、全体像が書いてある表があります。これが、人件費というふうにも考えてもいいのではないかなと思います。給料とかもらっているほうのお金というよりも、かかっているほうの人件費としてかかる総人件費、そのように思って、私はこの表を見ました。

3ページのところを見ますと、職員、平成30年度ですけれども、全体で401人いて、給料は14億3,351万何がし。そして、共済費も含めて総計が31億6,036万何ぼと。こういうふうになると、1人当たりの人件費が出てくると思うんです。そうすると、職員の給料から見ると、総計という総人件費は、大体給料の2.2倍から2.3倍くらいが総人件費としてかかっているのではないかなと、全部の人件費を調べてもらおうとね。そう思ってここを聞きました。ですから、議員の場合は、給料というところは報酬のところと共済費なので、そのところがしっかりわかると比較ができるかなと思って聞いたんです。

質問の聞きたいことは、言います。聞きたいことは、資料No.10の386、387ページ、主要な施策の成果に関する説明書、この決算カードというんですか、毎回、この表を見ながら全体的に質疑をさせていただいております。

386ページを見ると、下のほうに職員の1人当たり平均給料月額（百円）と書いてあるところがあるんですけれども、一般職は一月当たり29万7,000円というふうになっております。ということは、これは給料だけのほうだと思うんです。そして、そうすると、先ほどのNo.22の資料からすると、これの2.2倍くらいが実際の人件費になると思います。

それから、この下のほうの左側だと、議会の議員は1人当たり月額40万9,000円。だけれども、

これはこれと共済費だけだから、一月当たりになると、そうすると、この40万9,000円と29万7,000円だけでは、あれ、議員と一般職員をぱっと見ると、議員というのは高いんだなと。一般職は29万7,000円しかない。議員は40万9,000円だ。多いなというふうな表にしか見えないんですけれども、実際、議員1人当たりと職員の平均の1人当たりの人件費と、どちらが多いんでしょうか。どのようになっているか、計算しているものがありましたらお知らせ願いたいと思います。

○小野委員長 川村総務課長。

○川村市民総務部次長兼総務課長 職員1人当たりの総人件費の平均ということでございます。

ちょっと手元の資料を確認させていただきまして、ご答弁申し上げたいと思います。申しわけございません。

○小野委員長 志子田委員。

○志子田委員 後で調べてもらえばいいと思って、私はもともと質疑をしております。

私は私なりに1カ月当たり何ぼかかっているのかなと思って、私なりには計算してきました。職員は、総人件費を月給に割ると69万8,529円です。それで、議員は56万9,259円です、1カ月当たり。だから、議員は職員の平均の人件費の81.49%、私の計算上ですよ。そのようになります。だから、この表だけ見ると議員が高いようなんですけれども。それで、ここに議員1人当たりの平均給料のところ、ここを見ると、適用開始年齢が平成8年10月1日となっていて、大分昔の話だなと思って、そこをお聞きしたいんですけれども、22年か23年間ぐらい前から変わらずそのままなんでしょうけれども、どうして今まで20何年も変わらなかったか。その辺の事情をわかりましたらお願いしたいと思います。

○小野委員長 志子田委員、ちょっと質疑を変えていただいていいですか。志子田委員。

○志子田委員 どうも失礼しました。20何年前の人の責任まではとれないのは、これはやはり去年の平成30年度の決算についてだから、去年、何で、この金額でいいんですかということについてはそのとおりだと思いますので。

ただ、ここの決算カードに書いてあるのは、22年間同じなんだと。ほかのところはもう少し新しい年度が書いてあるけれども、そのところを一応この決算カードの中から、全体像から、人件費ということを考えたときに、そのくらいの人件費になっていますよと。

ですから、いただいている給料というのと、実際にかかっている人件費、最後までね。共済費あるいは退職金、引当金まで含めた、そういう管理人件費というのはそのくらいなんだと、

相当のことなんだ、給料掛ける2.2倍ですよというふうなことを皆様に認識していただいて、そのように時間を有効に使っていただきたいなと思って聞きました。この表だけ、管理カードだけ見ると、議員の報酬だけが非常に高いような数字になっているので、質疑に入れてみたところでございます。

詳しい数字は、あとは総務課で計算して教えてくれるでしょうから、それを見ながら、またあとで検討したいと思いますので、今のところはそれでよろしいです。

別な質疑に変えさせていただきたいと思います。

資料No.22から少し、せつかく資料をつくっていただいたので、152ページの市税収入の推移についてちょっとお尋ねしたいと思います。

ここには市税収入と地方消費税交付金等の推移ということで、平成26年から平成30年度まで、5年間書いてあるから推移がよくわかるなど。平成30年度だけの決算を見ても、改善したのか悪くなったのか、こういうところは、わからないところがあるんですけども、5年とか10年の推移表があると比較検討しやすいから、傾向線がよくわかると思うんですね。

それで、この表を見て、上のほうなんですけれども、私を感じたことを言いますけれども、収入率というのは、本当に頑張ってやっていただいて、収納率というんでしょうか。97.8%なので、平成26年のときは93.9%ですから、相当頑張ってやられて、いっぱい集めてもらっているんだなという努力のところは見えるのではないかなと、こういうふうに思います。

それから、心配かなと思うのは、市民税のうちの法人税割のところは少し景気が悪くなっているところの数字があらわれ出してきたのではないかなというのがちょっと感じ取れるなと思います。

それと、確実に減ってきているなと心配するのは、市のたばこ税です。平成26年度には4億7,100万円あったんですけども、毎年減って3億8,600万円。あと10年もしたら、これは2億円台まで、このままで行ったら下がってしまうのではないかと。そういう傾向にあるのではないかなと思うんですけども、その点については、しばらくの間は、たばこ税は4億円台ぐらいでずっと維持してきたんですけども、ここ急にちょっとその数字を割るようになってきた。そして、今、庁舎内でもたばこを吸える区域がもうなくなりました。ということは、吸うなという政策になっているから、やはり、たばこを吸う人はますます減ってきて、たばこ税も減ってくると思うんですけども、その辺のところ、たばこ税にかわるような税収対策というものをこれから考えないと、本当に市の市税収入が落ち込むのではないかなと心配しているんです。

けれども、その辺、心配ないのでしょうか。よろしく願いいたします。

○小野委員長 木皿税務課長。

○木皿市民総務部税務課長 志子田委員にお答えいたします。

今、おっしゃられたとおり、まず、市税全体なんですけれども、こちらのほう、平成30年度と平成29年度、この資料から見てわかるとおり、収入額に関しましては、平成29年度よりも減額になったと、2,400万円ほど減額になっているということでございます。

収入減の主な理由なんですけれども、これは何かと言いますと、市税の調定額、つまり賦課額ですね。そちらの調定額が平成29年度よりも平成30年度は下がってしまったというのが、一つ原因に挙げられております。

なぜそれが下がったのかというふうなことを言いますと、こちらの市税の収入というのは、現年度と滞納繰越分というふうに2つの種類に分かれます。平成30年度でいいますと、平成30年度が現年度分であって、それ以前のものが滞納繰越分というふうなものになります。この平成30年度分に関しましては、調定額も収入額も軒並み、我々、一応努力させていただいて上がったという経過があるんですが、残念ながら滞納繰越分に関しましては、実をいうと、ちょっと調定が下がって収入額も下がっていると。なぜそうなったかと言いますと、これも実をいうと、我々、納税職員の努力によって前の未納税額、滞納税額というものを削減していった結果だというふうに私は言えると思います。

今後、市税収入に関しましては、この滞納繰越分というのがだんだんと下がっていく予定でございまして、もちろん現年度分も若干上がっていくんですが、それを相殺したとしても、ちょっと調定額はだんだんと下がっていつてしまうのかなというのが1点でございまして。

あと、法人税割も減少傾向というふうなこと、志子田委員よりお話を伺っております。法人市民税というのは、均等割と法人税割というふうに分かれております。先ほど、志子田委員からは法人税割が下がっているのではないかというふうなお話だったんですけれども、こちら、法人税割というものに関して業者さんたちがどうやって計算しているかというところ、国税に申告している法人税、あちらの法人税に対して一定の利率を掛けまして法人市民税所得割というのを出しております。昨年度よりも、こちらちょっと下がっているというふうな状況があるので、企業の景気が悪いかどうか、ちょっと私も把握はできませんけれども、そういった事実があると思います。

もう一つ、たばこ税の減少につきましては、やはり、健康増進法を今、推進しているという

こととございますので、減額というふうな事実でございます。ちなみにですが、たばこ税の平成30年度の購入本数、販売本数が、平成30年度と平成29年度で比べると、およそ500万本減少しているということでございます。

以上でございます。

○小野委員長 志子田委員。

○志子田委員 どうもありがとうございます。私が聞いた以上に詳しく説明していただきました。

でも、私は心配していないんです。よくやっているなと思って聞いたんです、法人税割のところはね。でも、法人税の合計でいえば毎年毎年少しずつ、合計でね。どっちみち合計すれば少しずつ減少傾向だし、それから収入率のところも、滞納繰越分のところは、なかなか努力するところが難しいと思いますけれども、それが下がったとしてもこれだけ毎年毎年上がっているから、相当、課長さん、いろいろ言われたけれども、いや、頑張っていると思いますよ。うんと頑張っているなと思って、この表から聞かせていただきました。予算の中からちょっと心配しているところ、塩竈の市民税を少し聞かせていただきました。

次の質疑、資料No.22の22ページです。22ページからずらっと、分厚い資料なんですけれども、114ページまで90ページくらいにわたって、入札関係のものをこれだけ詳しく出していただいたこととなります。毎回、資料を詳しく出していただきました。

それで、これは全部見切れないんですが、全体的に毎年毎年のことだと思うんですけれども、この22ページのところを見て、やはり毎回感じることは、一般競争入札といっても競争にならない1者だけの場合には、やはり高どまりになる。それから、何者か入っているときには、1回目で落札して落札率も低いというのは、ここをぱっと見れば、どこのところにも該当する共通項目ではないかなと思うんですけれども、その辺のところ、私、先ほど不用額のところで、12億円も皆さん頑張って不用額をつくってくれましたと言った。こここのところにも該当すると思うんですけれども、この落札率が。それで、その不用額をいっぱいつくっていただくためにも、この落札率、ちょっと今は、工事の時代的な関係で高どまりなのかもしれませんが、この辺のところ、もうちょっと1者だけでなく何とか2者以上入っていただいて競争になるようにしていただければ、自然と落札率も下がるという、結局は、そういう一覧表になっていると、私は感じるんですけれども、その辺のところのご見解はいかがでしょうか。

○小野委員長 相澤財政課長。

○相澤市民総務部財政課長 志子田委員から、今、お話がありましたとおり、一般競争入札にお

いても1者ではなくて複数者入ることが競争性が高まり、落札率もいい数字になるということはそのとおりかと思えます。これまでも一般競争入札につきましては、広く公告を行って募集をしてきておる結果だということで我々も捉えております。どういった形で一般競争入札について複数の方に入札に参加していただくかということについては、ちょっと今、なかなか難しいのかなと思っております。今後の課題とさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○小野委員長 志子田委員。

○志子田委員 どうもありがとうございます。何とか頑張っているいろいろな方法を見つけ出してほしいと思えます。なかなか業者が参加してくれないというのも困るしね、仕事がおくれてね。やはり、仕事の大きさを何ぼかに分けるとか、分けられない工事もありますし、あるいは時期のところをぎりぎりになさなければ、やってくれるのかどうかいろいろあると思うので、工夫して、ここで不用額をいっぱい作り出してくれるのが、塩竈市の財政の健全化につながると思うので頑張ってください。

あと、詳しい数字、これだけの資料が出ているということは、きっちりと皆さん仕事をなされているという証拠かなと思って見させていただきましたので、この辺の入札と落札率についてはいろいろ頑張ってみてください。

前に1回だけ落札率を下げるために「事前公表制」というものを試行的にやったと思うんですけれども、そのときはたしか1年間で7億円の不用額が出たはずですから、そういうこともいろいろ検討して、不用額を出していただくように頑張ってもらいたいと思えます。

資料No.22は終わりました、では資料No.9から1つだけ。ちょっと感じたことなんですけれども、66ページで委託料とあるんですが、総務費の中の総務管理費の中の委託料で、この右側に樹木剪定・伐採委託料110万何がし、それから草刈作業委託料104万何ぼというのがあります。ここの財政課にかかわる総務費以外にも、資料No.9の136ページにいくと、土木費にも同じような樹木剪定・伐採委託料と草刈作業委託料が入っています、約347万円と約370万円ということで。それから、142ページにいくと、公園費は金額が大きくて、公園費の樹木剪定・伐採委託料が約1,061万円と、それから草刈作業委託料は約439万円。大きくこの3つの課に分けて草刈りしていただいたり、木を切っていただいたりしていると思うんですけれども、66ページのことについて聞きますけれども、ここは財政課で持っているところの土地に対しての草刈りと、それから樹木の伐採というところの決算が約110万円と約104万円ということで、そのように考え

てよろしいんですか。

○小野委員長 相澤財政課長。

○相澤市民総務部財政課長 財政課で管理しておりますのは、普通財産に係る部分に關しましての予算ということで、おっしゃるとおりでございます。

○小野委員長 志子田委員。

○志子田委員 どうもありがとうございます。

そうすると、ほかの土木のほうの金額とか公園のほうの金額に比べて、財政課のところはちょっと少ないのではないかなと思って聞いたんです。財政課でも抱えている財産のところの木を切ったり草を刈ったりするところが、ちょっと予算というか、決算上削りすぎて足りないのではないかと。それで、やはり、塩竈市の景観というか、まちの中のイメージね。そういう雑草とかが、道路から見えるところからいっぱいぼうぼうなっているとかということになると、その辺のところは、そんないきなりうんと大きな金額ではないので、大事なところは年1回ばかりとは言わないで年2回、大事なところ、観光客が通って歩くようなところは2回しなければならぬとか、あるいは市の財政課で持っていて崖の見えるところとかはやってくれるというふうにならないと、見ばえが悪いまちになって、塩竈市に住んでいて誇りが持てないような、そういう草ぼうぼうではうまくないと思うので、その辺のところのご検討というのはどのようにお考えでしょうか。

○小野委員長 相澤財政課長。

○相澤市民総務部財政課長 樹木剪定・伐採等について、今、ご質疑をいただきました。

確かに、予算額については、おっしゃるとおりかもしれません。ただ、市内にかなりのそういった箇所がございますので、やはり優先順位をつけてやらなければいけないということで、どの程度までという、限りなくありますので、その辺につきましては、やはり優先順位を鑑みながら、今おっしゃっていただいた視点でいろいろ取り組みを進めてまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○小野委員長 志子田委員。

○志子田委員 どうもありがとうございます。

全部を年2回にしてくださいと言ったら大変なことになりますから、それはわかりますので、全部1回しか、どこも1回だから1回しかしませんということではなくて、2回やる場所もあってもいいのではないかなと、そういうふうにやっていただければうまくいくと思います。よ

ろしくお願ひしたいと思ひます。

同じように、関連してなんですけれども、ここに予算上どうしても出てこないという、決算にね。民間の宅地、草ぼうぼうしているときに、その地主さんに言って刈ってもらおうということはできるんですけれども、地主さんに連絡できないときには、もう伸び放題で、周りの住宅の人が困っているというところが現実にあるわけですね。そういうときに、強制的に市で刈ったりできないのかどうか。ちょっと予算上ゼロ円だから、今の、ここの質問にちょっと関連して聞きますけれども、特別に教えてください。

○小野委員長 小山市民総務部長。

○小山市民総務部長 例えば、空き家の草を刈れないかということなんですけれども、空き家については、空家等の対策推進に関する特別措置法というものがございまして、放置していると危険な状態であったり、著しく衛生上有害な状態であったり、美観を損ねているような場合については、我々としては、もともとはその地主さんが誰なのかというのを調べることもできなかったんですけれども、この特別措置法ができたことによりまして、固定資産税台帳を見て、それを我々が察知して通知をするということではできるようになっております。

また、著しく危険な場合には、法的には代執行制度というものがございまして、役所がかわって壊して、その代金を請求するということではできるんですけれども、やはり権利関係があるとか、場合によっては、かなりの確率で、最終的には回収ができないということも、ほかの自治体なんかではありまして、そういったものを税を使ってやることについての難しさというものがございまして、とりわけ草、草程度という用語弊ありますけれども、そういったものでは、なかなかやりかねる部分があるのかなというふうに我々としては考えているところでございます。

○小野委員長 志子田委員。

○志子田委員 どうもありがとうございます。

いろいろ空き家対策と同じようにやってもらいたいと思ひます。宅地、空き地だけではなくて、畑地、あるいは宅地の中にもありますので、そういう樹木が。そうすると、そこだけが木が伸び放題になっていて、地主さんがちゃんとやってくれればいいんですけれども、大体は管理しているところの不動産屋さんが管理していれば連絡がついてすぐ行くんですけれども、そもやっていないところというのは実際に進まないところがあるんです。だからといって勝手に刈ったりもできないというところがあるので、少なくとも勝手に刈ってもいいくらいのことになれば、うんと景観がよくなるので、うまいこと改善する方策を見つけてほしいなと思ひて

お聞きしました。

あと2分なので1問だけ聞きます。

資料No.10の202ページ、松くい虫対策事業です。

現況と課題ということで、今後、県と関係市町が連携し、抑止ではなく「根絶」を目標とするための抜本的な方策を協議していく必要があると。松島湾の松が本当に枯れてしまいまして、このまま枯れ続けたら、松島から松がなくなったら、松島でなくなるんじゃないかというところまで来ていると思います。

それで、何とか復興も追いついてはきたと思うんですけども、伐採のところまでは進んでいると思うんですけども、植樹ね。植樹のところも急がないと、松島から松がなくなったのでは、本当に目玉の観光の松がないのでは松島になりませんので、本当に大急ぎで対処してもらわなければならないと思うんですけども、しっかりやっていただきたいので、その辺の現況がどうなっているかお聞かせ願いたいと思います。

○小野委員長 草野水産振興課長。

○草野産業環境部水産振興課長 それではお答えします。

まず、松くい虫対策事業につきましては、お手元の資料のとおり、市で取り組んでおるといふことと、あと周辺市町と連携して、ばらばらでは効果がありませんので、根絶を目指してタイミングを合わせてやるという取り組みを行っております。

一方、枯れてしまった松につきましては、一部、県事業で松の植樹を行っております。象徴的なのが、馬放島を見渡すところという茶色のシートみたいなものが、多分かかっていると思うんですが、あそこに耐性松といいまして、松くい虫の中でも生き残った松、これを培養しまして、その松の苗木を今、馬放島を中心に植えているという形になります。今後、県ではその植樹を拡大する意向もおありですので、今後、そういった植樹も進んでいくのではないかと考えておるところでございます。

以上です。

○小野委員長 阿部眞喜委員。

○阿部（眞）委員 本日、最後を務めます阿部でございます。よろしく願いいたします。

資料No.10を中心にご質疑をさせていただきたいと思います。

まずは97ページです。

障がい者総合支援事業のところ、（2）の広報しおがま等の情報を音声テープで提供する

という記載なんですけれども、これは同じ資料No.10の301ページ、広報の事業のところなんです  
が、この（7）の「声の広報」の発行ということで、毎月、広報紙をCDに録音し、視覚障  
がい者に送付したとあるんですけれども、これはテープなのか、CDなのか、重複しているのか、  
ちょっと教えていただけますでしょうか。

○小野委員長 小林生活福祉課長。

○小林健康福祉部次長兼社会福祉事務所長兼生活福祉課長 ただいま「声の広報」発行等につ  
いてご質疑をいただきました。この中身につきましては、毎月発行される市の広報をCDに入れ  
て、それを視覚障がい者の希望する方に送っているといった事業でございます。

なお、同じ事業というふうに考えていただければと思っております。

○小野委員長 阿部委員。

○阿部（眞）委員 ありがとうございます。では、同じ事業ということですね。テープとCD、  
2つでやっているというわけではなくて、同じ事業ということになるんですね。わかりました。  
ありがとうございます。

これはちょっと質問なんですけれども、こうやって見ていくと、例えば、県の事業ですと、  
最大5,000万円まで出して、障がい者の皆様が住めるような宿舎をつくるというような事業もあ  
るんですけれども、この中でいくと、住むための支援策という、自立して一人で障がい者の方  
が住むような支援策というのは見受けられないので、そういうものは、市としては、今までも  
これからも予定はないのかどうかだけ教えていただけますか。

○小野委員長 小林生活福祉課長。

○小林健康福祉部次長兼社会福祉事務所長兼生活福祉課長 障がい者の方々がこの地域に住むと  
いった部分で二通りがあると思ひまして、まず、在宅で暮らしていく場合に、ホームヘルプサ  
ービスとか、そういったサービスを入れながら地域で暮らしていく方法。あともう一つとしま  
しては、施設ですね。一般的には障がい者の方はグループホームと言われている施設がありま  
して、そういった施設等に入るといった中身でございますが、具体的には同じ資料No.10の109ペ  
ージにそれぞれのサービス内容が入っております。このサービスを、先ほどご説明したとおり、  
①で居宅介護、ホームヘルプサービスを利用して手助けをいただきながら自宅でお過ごしいた  
だくと。あと、それ以外で⑭に共同生活援助ということで、これは、実は、グループホームと  
言われていまして、市内にも何カ所かあるんですけれども、簡単にいうとアパートみたいなと  
ころで共同生活をしていきながら、サポートを受けながら生活していく。こういった形で住居

といった部分では、こちらでサポートしながら生活していくという部分。あと、障がいの程度にもよりますけれども、結構、重度になりますと、本当に施設と言われている、市内では杏友園ですとか、そういった重度の施設等もありますので、障がいの状況に応じた対応ということになると思います。

以上です。

○小野委員長 阿部委員。

○阿部（眞）委員 ありがとうございます。たまたま関係の方からこういうお話を聞いたので、ご質問させていただきました。

やはり、個人として障がい者の方が一人でアパート等を借りるというのは、保証人等がかなり厳しいということで、探してもなかなか見つからないので、何か新しい事業を考えてもらえないかということで質問されたんですね、最近。そういう形では、今、築20年、30年のアパート、市内でもあいているところがあるので、うまく大家の方と連携をとって、必ず訪問に、毎日確認をとりに行くというような形の事業ができれば、空きアパートも埋まるのではないかなとちょっと思ったので、ご質問させていただきました。今の市の現状、わかりましたので、大丈夫です。ありがとうございます。

続きまして、122ページです。

交通安全対策事業ということで、（3）なんですけれども、自転車のマナーアップ啓発活動ということで、私、2月定例会で一般質問をさせていただきましたが、自転車の自賠責保険の加入の啓発活動を行っていただきたいということで、交通安全の用紙などの裏面にいろいろ入れていただいて、行っていただいたこと、感謝申し上げます。ありがとうございます。

その後、例えば、加入に結びついたよとか、そういう流れがあるのかどうか教えていただけますか。

○小野委員長 尾形市民安全課長。

○尾形市民総務部市民安全課長 お答えいたします。

阿部眞喜委員から加入に結びついたかどうかというご質疑でございますけれども、済みません、そこまではうちのほうでは把握していないような状況で、あくまでも啓発活動ということでやらせていただいております。

以上でございます。

○小野委員長 阿部委員。

○阿部（眞）委員 ありがとうございます。

引き続き、ぜひとも継続していくことが、やはり意識の改革につながっていくと思いますので、皆様にお伝えをしていただけるといいのかなと思います。

仙塩地区のエリアになるんですかね。塩竈が最初に動き出せばほかの地区にも波及していくのかなと思いますので、ぜひともよろしく願いいたします。

続いて、子育て・三世代同居の129ページです。

ちょっとこちら質疑をさせていただきたいのですが、読んでいくと、一番大切なところ、40歳以下というところが抜けているので、私もこれは何度か「塩竈に50万円ありますよ」と言う「考えるよ」と。実は、50歳以上の方で対象にならないということで何度か怒られたことがあるんですが、この対象を40歳以上で、逆に使いたいといってだめだったケースというのはほかに、過去、平成30年度ではあったのかどうかというのはわかりますか。

○小野委員長 星定住促進課長。

○星定住促進課長 阿部眞喜委員にお答えいたします。

大変申しわけないんですけども、そこまでの数字の把握は、現在しておりませんので、よろしく願いいたします。

○小野委員長 阿部委員。

○阿部（眞）委員 ありがとうございます。

例えば、中学校3年生までのお子様がいるとなれば15歳ですか。そうすると、25歳にお子様を生んでおれば40歳以下になると思いますけれども、今、晩婚という時代でございますので、年齢を撤廃しないと対象になってくるものも大分狭まるのではないかなと思うので、ご検討いただきたいなというところと、これは31件で、ことしは32件ということで、隣の松島町でもこれを進めるというような話がちょっと聞こえてきましたので、同じ制度をずっとしては、かわりばえしなくなってしまうから、やはり先にスタートしたというところでは、じゃあどういうところが壁になっていて、どうブラッシュアップしていけば、より皆様に活用していただけるかというところをしっかりと確認するために、決算で、こういう委員会があるんだと思うんですね。どういうところで受けられなかった人がいたのかということと、これから受け人にはどういうところをよくしていけば、より支援が広がるのかというところを確認したいんですけども、例えば、リフォームのところですけども、リフォームをした際に、拡張しないとだめだとかということも言われまして、リフォームされた方でも受けられなかった方が

私の知り合いでもいるんですけども、そういうところのお話がほかにも出ていないのかというの、何か情報があれば教えていただけますか。

○小野委員長 星定住促進課長。

○星定住促進課長 阿部眞喜委員にお答えいたします。

先ほどの40歳以上の方ということだったんですけども、40歳を超えた方に対しては三世代同居近居ということをお勧めさせていただきまして、たまたまなんですけれども、平成30年度は1件ございまして、その方は、近居という形でご夫婦それぞれ40歳は超えていたんですけども、近居という形で補助金を1件だけ交付させていただいたという内容になっております。

また、リフォームということなんですけれども、中古住宅ということで、平成30年度につきましては、一応5件の方に補助金を交付させていただいていると、そういった内容でございます。よろしく願いいたします。

○小野委員長 阿部委員。

○阿部（眞）委員 ありがとうございます。

例えば、近隣でも生まれれば、先ほど鎌田委員もお話ししておりましたが、じゃあ隣町で出るんだったら、隣町に行こうという人も出てくるかもしれませんので、やはり、移住・定住というものを両輪でしっかりと考えていただければなと思いますので、塩竈から塩竈へというところも踏まえて、制度の拡充を、ぜひとも考えていただきたいなと思いますので、よろしく願いいたします。

次に移ります。

154ページ、塩竈市浅海漁業振興支援事業です。

確認させていただきたいんですが、隣、去年、七ヶ浜のほうで重油の漏れがあったということで、大変な事故というか、被害を受けたということは、我々も産業建設常任委員会で確認しておりますが、それに伴って、155ページの現況と課題のところ、のりの生産量・額ともに大きく減少したというところで、これはたしか塩竈では2件ですか、浦戸の方が七ヶ浜で棚を借りていてということは把握しておりますが、それに伴って、例えば、風評被害で生産量・額とも減少したのかというのを教えていただけますか。

○小野委員長 草野水産振興課長。

○草野産業環境部水産振興課長 お答えします。

今、阿部委員より質疑があったのは、ことしの1月20日に起きた重油流出事故の関連だと思

います。

お手元の資料No.10の155ページ、乾のりの今年度の生産額が約1億8,400万円という形で、昨年より5,000万円落ちているという形です。今回の重油流出事故に関しましては、漁協さん等からの調査の結果、被害額が約1億円という形でお示しされましたので、もし、重油流出事故がなければ、この1億8,000万円に1億円ほど上乘せされたのではないかと。つまり、生産額が落ちたというのは、重油でとれなくなった分というふうに考えてございますので、その影響による減少という形になります。

以上です。

○小野委員長 阿部委員。

○阿部（眞）委員 ありがとうございます。

あのとき、たしかC重油ということで下に沈んでと。ただ、気温が変われば上がってきたりとか、流れてきて、また再度、時間がたってから、こちらの湾のほうに入り込む可能性もあるのではないかと、私、産業建設常任委員会で質疑をさせていただいたんですけれども、その後、どのような対策があつて、今どういう状況なのかというのを教えていただければと思います。よろしく願いいたします。

○小野委員長 草野水産振興課長。

○草野産業環境部水産振興課長 委員のご指摘のとおり、当初は、海面に落ちた重油がボールのようになって、海に浮上してくるといのが危惧されたんですが、今のところ、私どもにそういった報告は入ってございませんので、そういったいわゆる「重篤な状況」にはなっていないのではないかなというふうに思っているところでございます。

○小野委員長 阿部委員。

○阿部（眞）委員 了解しました。時がたってから、そういったも、業者も神戸のほうの業者ですか、連絡がとれないとか、いろいろなことがあるみたいでしたので、引き続きそういう状況になって、漁、養殖しているものや海的环境が変わるようなことになる前に、しっかり対応いただければと思いますので、よろしく願いいたします。

続きまして、164ページの商工振興対策事業です。

確認なんですけれども、4. 小規模事業者サポート補助金事業ということで、これは国の支援を取りこぼした際に、市で支援するという事業だったと思いますが、私もこれはすごくいいということで業者からお話を聞いて、商工会議所から紹介されて、すばらしいので挑戦したい

というような話を聞いているんですが、この結果、17事業者の方に採択いただいたということで、すごく評判がよかったのではないかなと思うんですが、その評価と、次の、引き続き継続して行っていくのかどうかの意気込みを教えてくださいと思います。

○小野委員長 高橋商工港湾課長。

○高橋産業環境部商工港湾課長 平成30年度から実施を開始しました小規模事業者サポート補助金事業ですけれども、今、阿部委員からお話のあった、国の持続化補助金の不採択者ということで、当初は、そういう設計で考えておまして、当初はそのような募集をいたしました。

それで、不採択者、第1回目の募集ということで、これが4件であったということでございます。さらに、市としまして、さらなる事業者のニーズに応えるために、まず、この国の補助金の不採択という枠を外しまして、より使いやすい補助金に改良を加えまして、2回目の公募をしたところでございます。その結果、17事業者の応募をいただいて採択をしたというところでございます。

どのような取り組みがあったかということですが、販路拡大といたしまして、まず、ホームページなどの広報費8件ほどありました。あと店舗改装2件、新商品の開発2件、業務効率化といたしまして、機械、機器の導入5件などがありまして、採択をしたところでございます。

今年度におきましても、もう既に公募いたしまして、7件の採択をいたしましたところでございます。みずから計画をつくることで、今まで気づかなかったことなどの気づきとかきっかけづくりになると考えておりますので、今後の継続的な経営につながればというふうに考えております。

以上でございます。

○小野委員長 阿部委員。

○阿部（眞）委員 ありがとうございます。

ぜひともこのように業者の皆様が求めるものを継続していただければと思いますので、よろしく願いいたします。

その隣の165ページに、廃業や震災による建物解体等で空き地が目立つということで書いてありますけれども、ここ最近でも、また何社か廃業されるというような話も耳にします。その中で、私、前回、後継者の方がいるのかどうかとか、今後、M&Aをするのかどうかというような調査をしてほしいということをお話をさせていただいていたんですけれども、これはちょっ

と決算と関係なければお答えしてもらわなくて構いませんが、もしそういうことでは、ことしそういうことを進めていっていただけるのかの確認だけしたいんですけれども。もしお答えできればいいので、よろしく願いいたします。

○小野委員長 高橋商工港湾課長。

○高橋産業環境部商工港湾課長 昨年、そのようなお話をいただいたのを覚えております。

何社か、担当の職員がお話を伺いには行っているということなんですけれども、やはり事業承継につきましては、なかなか秘匿性とか、相続問題とかいろいろな問題課題があるというふうに認識しておりまして、市役所としてどこまで入っていけるかというのが課題であるかなというふうに考えております。

そこら辺につきましては、宮城県で構成しております事業承継ネットワークとかと連携して、今後も進めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○小野委員長 阿部委員。

○阿部（眞）委員 前もお話ししましたが、まちづくり、人づくりをしていくためには、まず仕事づくりをしっかりしていかななくては、人口移住・定住だといっても、仕事、働くところがなければ、皆様、出て行ってしまったりしてしまうのかなと思いますし、さっきの志子田委員が言うように、税収の確保というところでも固定資産税がなくなるとか、法人税がなくなると、もちろん人が減れば市民税もなくなりますので、全体的に苦しい経営になっていってしまうのではないかなと思いますので、やはり、早く、早く動くことは間違ったことではないと思いますので、県との連携も大切ではございますけれども、行政だから何とか踏み込める部分だったり、難しい部分もあるとは思いますが、しっかり進めていっていただかなければ、本当に私、廃業、廃業とばかり耳にしますので、廃業される情報が入ってくる前にM&Aができたのではないかと。そうすれば、企業は残して、働く人たちも残して、会社も残してというような形ができると思いますので、やはり早い対策を引き続き進めていっていただきたいので、よろしく願いいたします。

続きまして、168ページです。

企業誘致活動推進事業でちょっとお聞きしたいんですけれども、宮城県立地セミナーということで、東京のセミナーと名古屋のセミナーに行ってきたと。ごめんなさい、その前に、企業訪問・相談5社というのと、（2）関係機関情報提供2社とあるんですけれども、これはどう

いう関係の会社になるかというのを教えていただけるでしょうか。

○小野委員長 高橋商工港湾課長。

○高橋産業環境部商工港湾課長 お答えいたします。

塩竈に、例えば、来たいとか、あと塩竈で設備投資を行いたいと、そういったものの支援制度の紹介とか、あと復興特区関係の相談というものがありません。まず、そのような相談を5件というふうにしております。

あと、情報提供ということですが、これは物件情報ということで、土地があるかとか、そういった問い合わせがありましたので、そういったものに対しまして情報提供をさせていただいたというところでございます。

以上でございます。

○小野委員長 阿部委員。

○阿部（眞）委員 ありがとうございます。

それは実際に、この塩竈に、その後は企業誘致につながっていらっしゃるのでしょうか。教えていただけますか。もしつながっていないのであれば、何が原因でつながっていないのかというのわかれば教えていただけますか。

○小野委員長 高橋商工港湾課長。

○高橋産業環境部商工港湾課長 相談いただいた方につきましては、1社は県外から昨年度会社のほうを誘致というか、来ていただいたところでございます。

あともう一つが、復興特区の制度を現在活用しているというところで、そのような制度を相談されて、お答えしたというところでございます。

以上でございます。

○小野委員長 阿部委員。

○阿部（眞）委員 了解しました。

1社でも多く来ていただけるように努めていただければと思うんですが、その下の東京のセミナーと名古屋のセミナーもなんですけれども、これは、もちろん他の自治体さんも行ってらっしゃると思うんですね。その中で、ここでじゃあ塩竈に、企業が興味あるよという人とは何社ぐらい話ができて、何社ぐらい情報提供して、それで、何社ぐらいが見に来てくれたとか、その後つながっているのか。それがもしつながっていない場合はその理由と、他の自治体と何が決め手が違うのか。わかれば教えていただけますか。

○小野委員長 高橋商工港湾課長。

○高橋産業環境部商工港湾課長 企業立地セミナーですが、宮城県が主催するもので、県内の市町村が全て集まるというものでございます。

ここに書いてあります出席者からは、大体、本市のブースに来られる方は、本市と今まで関連がある企業の方が多いということで、そこからなかなか誘致につながるというところでは、ちょっと今のところはなかなか難しいという感触がございます。

以上です。

○小野委員長 阿部委員。

○阿部（眞）委員 もちろんつながらないと、難しい流れなのかなと思うんですが、例えば、これは旅費をかけてせっかく行っておりますので、どの自治体が興味を持って、例えば、人が多く企業が伺っているのか。なぜそれが、例えば、塩竈のブースが、ほかの名取や富谷のブースがあつて、そちらに人が行っていれば、なぜそちらに人が行っているのかというのを見にいくだけ、業者さんに何が決め手でそっちにと聞くだけでも、やはり情報を聞いてこなくては、ただ行って、誰も来ないとか、いつも知っている人しか来ないかと座っていては、何にも次につながらないと思うんですよね。

だから、なぜほかの自治体はそこが決め手になっているのかというのを聞いてくるだけでも勉強になると思いますので、ぜひともそういうようなセミナーにしていきたいと思うんですね。

私も、例えば、いろいろな事業に参画するときには、どういう屋台に人が並んでいて、どういうイベントですと興味を持っていらっしゃるのかというのを、ただただ楽しみに行くだけではなくて、見に行くから、じゃあ、自分のまちではどうやってできるのかなというところを見に行っていますので、ただただ参加するだけではないセミナーにしていきたいんですけれども、そういうところでは、ほかの自治体というのはどういう、例えば、人気のあった自治体とかは、その理由とか、何かわかればいいので教えていただけますか。

○小野委員長 高橋商工港湾課長。

○高橋産業環境部商工港湾課長 ちょっと自分のところのブースのPRでもう手いっぱいなんです。市長も来てやっているもので、なかなか開催前にほかのブースは見るんですけれども、大体うちと同じような感じのブースというか、ただ市のPRというのは、行った職員、三、四人なんですけれども、一生懸命PRはさせていただいておりますので、今後とも頑張ってい

たいというふうに思っております。

以上でございます。

○小野委員長 阿部委員。

○阿部（眞）委員 次につながる企業立地セミナーになればいいなと思いますので、引き続きよろしく願いいたします。

続きまして、208ページ、浦戸振興事業なんですけれども、これは飛ばします。後ろのふるさと納税のところと一緒にやりますので大丈夫です。

257ページです。

一般質問でもさせていただきました、中学校情報教育施設整備事業に関してなんですが、ノートパソコンやiPad、無線LANなどの整備を、ないお金を一生懸命やりくりしていただきながら整備していただいているのかなとは思っております。

この間、宮城県内全域の整備状況の資料、昨年度のものを見せていただいたんですが、どうしても塩竈市が、まだまだ目標数値にまで行っていないという現状は、勉強させていただきました。

その中で、もちろん教室や生徒が少ない自治体の皆様では完璧に整備されていらっしゃる場所もありますけれども、例えば、栗原、登米、富谷なんかは整備が非常に進んでいらっしゃるんだなと思います。その差は何なのかということと、ぜひとも宮城県内で校務ソフトを入れていらっしゃる場所もありますので、先ほど小高委員からもありましたが、35人学級をもちろん目指すという中も大切だとは思いますが、校務ソフトを入れることで授業の効率が上がって、先生たちが子供たちの時間に費やせる時間もふえるというところがまずは見えてくると思うんですね。ないお金の中ではございますけれども、入れている学校、入っていない学校がある状況ではなくて、全域に入れていただけるように進めていただきたいんですけれども、なかなか厳しいのはわかりますけれども、なぜ、進めていけない原因、状況というのがあれば教えていただけますでしょうか。

○小野委員長 佐藤教育総務課長。

○佐藤教育委員会教育部教育総務課長 阿部委員の質疑にお答えします。

整備がなかなか進まない現状ということでご質問だったと思います。

昨年度、教職員の皆さんへのパソコンの更新を行っております。そちらは平成21年度に購入したパソコンをいよいよ全て新しいパソコンにすると。あと、委員がおっしゃるのは、多分、

統括的な校務ソフトだと思うんですけども、そこまではっていないんですけども、校務ソフトも昨年度導入しております、そうしたことで、あと子供たちの情報を預かりますので、そういったものを集中管理型でセキュリティーをしていくということに重点を置きまして、昨年度校務用パソコンを整備しております。

昨年度、教育用パソコンは整備しなかったんですけども、今年度、教育用パソコンを整備しまして、今度、台数としてはあられないんですけども、無線LANを今回全て各教室に整備しまして、パソコンの台数ではない、そういった部分で取り組んでおりまして、ちょっと栗原市とどういう差が生まれているのかということについてはちょっとお答えしづらいんですけども、そういった重点に掛けている部分というのは、それぞれ自治体で対応が異なっているのではないかなというふうに考えております。

○小野委員長 阿部委員。

○阿部（眞）委員 ぜひとも整備を進めていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

ぜひとも進めていただきたいと思いますので、子供たちに、やはり教育に差がないということが大切なかなと思いますので、よろしくお願いいたします。

続いて315ページ、ふるさと納税事業のところなんですけれども、項目がふえてということで、当初の平成28年度から3倍ほどに、すごく成果が出てきているのかなと思います。大変喜ばしいことだなと思います。

その中で、例えば、今、体験型、お寿司の体験ということを進めていて、非常に評判がいいというところですね。体験型を導入して、ただただ物を送って終わりではなくて、こちらに来てもらったほうが、より地域にお金が落ちるのですばらしいのではないかということでは、成果が出てきているのかなと思います。

今、ふるさとチョイスとかいろいろなふるさと納税サイトがありますけれども、体験型のふるさと納税サイトも先日立ち上がったみたいで、そういうところと連動していくという今後の流れがあるのかどうかとか、考えがあれば教えていただけますか。

○小野委員長 末永政策課長。

○末永市民総務部政策課長 お答えいたします。

先ほどもご答弁申し上げましたとおり、体験型にぜひ力を入れていきたいなというふうに思っております。おっしゃるとおり、送るだけではなくて、それをきっかけにこちらに来てい

ただくというのが最大の効果なのかなというふうに思っております。

今、お話にあったサイトに関しましては、済みません、私、情報不足で把握しておりませんが、ぜひ活用方法等についても検討してまいりたいと思います。

以上でございます。

○小野委員長 阿部委員。

○阿部（眞）委員 塩竈、本当に来て楽しめるものやおいしいもの、非常にいっぱいあると思いますので、送るものと来て楽しんでもらうものをしっかりと両輪でふるさと納税を進めていけば、またこれが右肩上がりであっていくと、市民の皆様にご提供できる制度もいろいろとできてくるのかなと思いますので、引き続き、何が原因で進まないのか、何がいいから調子がいいのかというところをしっかりと把握して、いいものはしっかりと進めていくような流れをつくっていただければなと思いますので、よろしく願いいたします。

私からは以上でございます。ありがとうございました。

○小野委員長 川村総務課長。

○川村市民総務部次長兼総務課長 志子田委員のご質疑に答弁漏れがございました。職員の給与等の支給に関しまして、平成30年の給与実態調査の内容でお答えをさせていただければと思います。

まず、職員、一般行政職1人当たりの平均給料月額でございますが、約30万6,000円。これに毎月支給されます手当、時間外手当等含めた平均給与月額については39万1,000円。これにさらに期末手当、勤勉手当等を加えますと、年1人当たりの給与費ということでは約575万2,000円になるという状況でございます。これに退職手当組合負担金あるいは共済組合負担金というものが加わりますと、人件費1人当たりの金額ということになってまいります。

以上でございます。

○小野委員長 お諮りいたします。

本日はこれで会議を閉じ、明11日午前10時より再開し、一般会計についての質疑を続行したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○小野委員長 異議なしと認め、さよう決定いたしました。

本日の会議はこれで終了いたします。お疲れさまでした。

午後4時22分 終了

塩竈市議会委員会条例第29条第1項の規定によりここに署名する。

令和元年10月10日

平成30年度決算特別委員会委員長 小野 幸 男

平成30年度決算特別委員会副委員長 阿部 眞 喜

令和元年10月11日（金曜日）

平成30年度決算特別委員会

（第3日目）

平成30年度決算特別委員会第3日目

令和元年10月11日（金曜日）午前10時開会

出席委員（17名）

阿部眞喜委員	西村勝男委員
阿部かほる委員	小野幸男委員
菅原善幸委員	浅野敏江委員
今野恭一委員	山本進委員
伊藤博章委員	志子田吉晃委員
鎌田礼二委員	伊勢由典委員
小高洋委員	辻畑めぐみ委員
曾我ミヨ委員	土見大介委員
志賀勝利委員	

欠席委員（なし）

（一般会計）

説明のため出席した者の職氏名

市長	佐藤光樹	市民総務部長	小山浩幸
市民総務部 政策調整監	荒井敏明	健康福祉部長	阿部徳和
産業環境部長	佐藤俊幸	建設部長 兼土木課長	佐藤達也
市民総務部次長 兼総務課長	川村淳	健康福祉部次長 兼社会福祉事務所長 兼生活福祉課長	小林正人
産業環境部次長 兼環境課長	木村雅之	建設部次長 兼都市計画課長	鈴木康則
市民総務部 危機管理監	佐々木誠	会計管理者 兼会計課長	菊池有司
市民総務部 政策課長	末永量太	市民総務部 財政課長	相澤和広
市民総務部 税務課長	木皿重之	市民総務部 市民安全課長	尾形友規

健康福祉部 子育て支援課長	小倉知美	健康福祉部 長寿社会課長	志野英朗
健康福祉部 健康推進課長	櫻下真子	健康福祉部 保険年金課長	長峯清文
産業環境部 水産振興課長	草野弘一	産業環境部 商工港湾課長	高橋数馬
産業環境部 観光交流課長	吉岡一浩	産業環境部 浦戸振興課長	村上昭弘
建設部 定住促進課長	星和彦	建設部 土木課副参事	星潤一
建設部 復興推進課長	鈴木良夫	教育委員会 教育会長	高橋睦麿
教育委員会 教育部長	阿部光浩	教育委員会 教育部次長	本田幹枝
教育委員会教育部 教育総務課長	佐藤聡志	教育委員会教育部 学校教育課長	遠山勝治
教育委員会教育部 生涯学習課長 兼生涯学習センター館長	伊藤英史	教育委員会教育部 市民交流センター館長	井上靖浩
選挙管理委員会 事務局長	伊東英二	監査委員	福田文弘
監査委員	香取嗣雄	監査事務局長	鈴木宏徳

#### 事務局出席職員氏名

事務局長	武田光由	事務局次長 兼議事調査係長	鈴木忠一
議事調査係主査	平山竜太	議事調査係主査	工藤貴裕

午前10時00分 開会

○小野委員長 ただいまから、平成30年度決算特別委員会3日目の会議を開きます。

それでは、これより昨日の会議に引き続き、一般会計の審査を行います。

なお、質疑の際には、資料番号及び該当ページをお示しの上、ご発言くださるようお願いいたします。

それでは、質疑に入ります。伊勢由典委員。

○伊勢委員 私から、決算にかかわって、質疑させていただきます。

主に使うのは、資料No.10の、ページ数で言いますと381ページと、あともう一つは、全体の指標が表記されております384ページ、これに関連してお尋ねをしたいと思います。

そこで、私がお聞きしたいのは、例えば、一般会計の財政調整基金が、今年度末でしょうか、5月末、つまり出納閉鎖を経た上で、18億2,500万円ほど財政調整基金がありますというのがこの資料10番の成果の最終的な結論だと思います。そこで、過般、決算における総括質疑の中で、今後、財政調整基金についてどういうふうに取り扱うのかということで総括質疑で確認をした際に、36億円の目標値で進めていきたいと、こういう回答がございました。

それで、さまざま理由はあるかと思います。災害時の対応等々、そういうことをお述べになりましたが、1つは、その31%と言われている、つまり標準財政規模に対して31%、つまりは36億円を目標にするという、最大、理由について総括質疑でちょっとだけしか触れていないので、36億円の目標の根拠、理由についてお聞きしたいと思います。

○小野委員長 相澤財政課長。

○相澤市民総務部財政課長 それでは、財政調整基金の残高の目標について、標準財政規模の3割程度を目指したいというふうな考え方についてお答えしたいと思います。

標準財政規模に対する財政調整基金の割合につきましては、標準的、最低でも約1割は必要だというふうに言われてございます。決算特別委員会資料の資料番号22の17ページをごらんいただきたいと思います。

こちらの表の縦列、真ん中付近に財政調整基金現在高比率というものがございます。これが標準財政規模に対します財政調整基金残高の割合ということになります。下段の一番下、市部平均のところを見ていただきたいんですが、県内市部の平均で言いますと31.4%がその割合ということになります。本市といたしましても、県内市部平均程度の財政調整残高は、将来等、緊急等見越して、標準的な規模だというふうに考えてございます。

そういったことで、3割程度を目指したいと、現時点では、目標を掲げているところでございます。よろしくお願い申し上げます。

○小野委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 それで、そうしますと、今回の形式収支で8億何がしが翌年度繰り越しになって、4億2,782万円が財政調整基金として繰り入れますと。翌年度の繰り越しは、4億2,600万円と。形式収支の最後の結論のくだりはそうになっておりました。

改めてお聞きしたいんですが、そうすると、18億2,253万円に4億2,782万円加わるから、単純に考えると22億5,036万円と、こういうことで、今、財政調整基金は残るということで捉えてよろしいんですか。

○小野委員長 相澤財政課長。

○相澤市民総務部財政課長 平成30年度末現在高は18億円程度ということで、財政調整基金の残高でございます。さきの令和元年度の当初予算に既に所要一般財源ということで、これは、毎年同規模程度だと思うんですが、今年度で言いますと4億9,000万円、もう既に当初予算の所要一般財源として繰り入れを行っております。

さらに、6月、それから9月、年度末の必要な財源等を見越しますと、およそ令和元年度の財政調整基金現在高は、ほぼ同じ18億円程度ではないかというふうな見込みで、現在いるところでございます。よろしくお願いいたします。

○小野委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 そうすると、4億円何がしは、例えば、取り崩している。既に翌年度に繰り越しているものの、既に取り崩して、現行の水準の18億何がしの水準だというふうに捉えてよろしいわけね。はい、わかりました。

そこで、県下平均の31%を目指すということですが、1つは、物の考え方、捉え方にもよるかと思いますが、そうすると、私も改めて、県下の平均について、ちょっと試算をしてみたんですね。何をもちょうと試算をしたかという、宮城県で発行した「平成29年度市町村決算概要」ということで、普通会計と公営企業会計の平成31年度の2月の資料がございます。宮城県総務部市町村課で発行されている、これは議会事務局にありますから、その資料でちょっとひもときたいと思います。

そこで、31%という平均値ですが、単純に比較すると、我が市と同市の関係で言うと、例えば、多賀城市は、今現在、ざっと財政調整基金が19億円なんですね。仮に多賀城市と比較する

と、31%を目指すとなると、38億円ぐらいになるんですね。

それで、全部述べるわけにいきませんけれども、大体同市、例えば、人口規模、財政規模で比較しても、抜けているところありますよ。例えば、気仙沼市は13億円ぐらいの財政調整基金が153億円か、随分大きいなと思いますが、例えば、震災に遭わない、例えば、白石市で20億円、名取市が71億円、角田市が15億円、多賀城市が19億円、岩沼市はちょっと大きいから54億円と、こういうふうになっているんですね。

あとは、ほかの財政調整基金で大変大きいというふうに思われるのは、やっぱり合併した市町村、例えば、栗原市とか登米市とか東松島市とか大崎市とか、これはもう60億円台から百数十億円台というふうに、合併に伴う基金が、いわば厚くなってきているというふうになっている状況になっています。

そこで、財政調整基金は、確かに必要性は感じますが、総務省の「基金の積み立て状況に関する調査結果」というのが既にホームページ等に掲載されております。平成29年度11月、総務省自治財務局というところで公表したもので、「財政調整基金の積み立ての考え方について」というところを見ますと、全体として、市町村2,840自治体の中で、大体標準財政規模で5%から10%以下で、ということで答えているのが167自治体、それから、10%超から20%以下が142自治体ということで、ちょっと飛び抜けて多いのではないかなと。ほかの自治体との比較で見ますと、全国の自治体で見ると、そういうふうな感じが見受けられるので、いろいろな考え方あるかと思います。でも、やっぱり全国の自治体の事例の平均値は、5%から大体20%以下の範囲のところでも、財政調整基金になっているのかなと思われるんですが、その辺の総務省で示した、あるいは総務省で全国統計をとった中での捉え方と我が市の立場について、ちょっと確認させていただきたいと思います。

○小野委員長 相澤財政課長。

○相澤市民総務部財政課長 財政調整基金の現在高については、金額そのものというよりは、自治体によって規模が、それぞれ人口規模等が違いますので、やはり標準財政規模に対する割合ということが、一定程度の適正な判断基準になるのかなということで、そういう意味では、財政調整基金現在高の比率ということのをベースに考えてございます。

また、全国平均との考え方ということでございますが、やはり全国は、さまざま地域性も違いますし、特性も違いますので、塩竈市で今考えておりますのは、やはり宮城県、この地元のおおよその標準というものを一定程度の物差しにするということが、またこれも一定程度、客

観性のある考え方ではないかというふうに考えてございます。

その結果、先ほど申し上げました市部平均であります3割程度を、まずは目標として積み立ててをしまいたいというふうな考え方でございます。以上でございます。

○小野委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 31%を目途にということですね。ただ、前段、各委員からもさまざま定住政策をもっと力を入れるべきだと、こういう話だとか随分議論されています。私もそう思うんですね。さまざまな政策があるかと思えます。

そうしますと、そういった、例えば、財政調整基金は災害時、あるいは全国のリーマンショックによる自治体の疲弊、経済的な財政的な疲弊等々、そういうことも対応しての財政調整基金ということで、対処せざるを得ないということは、それはそれで理解するところなんです、やはりもうちょっと議論すべき課題ではないかというふうに思うんですよ。

というのは、「地方自治総合研究所」のホームページを見ると、今後の財政の姿として、やはり議論の残す余地があると。つまり、財政調整基金をめぐってあるかと思えます。全国の自治体いろいろな、人口、広さ、財政規模、予算規模、もろもろありますけれども、やはりそれは、よく議論して、その31%を目指すということになると、35億円ですから、少なくとも塩竈市、今、18億円ですから、そうすると、倍近い財政調整基金を保有するということになるかと思うんですよ。

そうすると、きのう鎌田委員からおっしゃったように、一方で使える財源は1%だと。義務的経費除くと、ということで、せっかくの予算で繰り越しをしているものを、もう少し定住政策に思い切って使ってはどうかと、これは私的に考えていることですから、その辺の決算を踏まえて、さっき言ったようなものの対応ができないのかどうか、ちょっとお聞きしたいと思えます。

○小野委員長 相澤財政課長。

○相澤市民総務部財政課長 財政調整基金の使い方というか、ことについてご質問をいただきました。基本的には、一般的な家庭で考えていただきますと、貯金を財源にして通常の予算に充てていくということは、いずれは、その貯金がなくなるということになりますので、一般的には、貯金を当てにせずに予算を、家計を組み立てるとというのが、一般的な基準ではないかというふうに考えてございます。

ですので、ただ、必要なときには、その貯金は使うということになりますから、やはり積み

立てと、今、委員から言っていた定住施策との、やっぱりバランスといいますか、基金残高の推移を見ていただきますと、18億円、これから3割程度標準的に目指すということですが、平成29年度の残高から比較しますと、プラスで2,000万円程度ということですので、こういったことが純増で積み立てているということではなくて、やはり今言った施策との兼ね合いの中でやっていくということで、たとえそのバランスが崩れる、どんどん財政調整基金がなくなっていくというような取り組みまでは、なかなか難しいのではないかなというふうな考え方でおります。以上でございます。

○小野委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 この財政調整基金、資料No.10の381ページを見ると、ひところ、平成21年度で5億5,000万円ほどですから、この間ずっと随分ふえたなというふうに見ますし、もちろん家庭で考えると、やっぱり貯金は必要だと、蓄えは必要だというのは、それは理解できますけれども、やはり一定の目安、31%がいいのかどうかはわかりませんが、やっぱりそこだけではなくて、今後、市民生活の暮らしにさまざま、やっぱり税を使うという立場は、ひとつ踏まえていただければよろしいのかなというふうに思います。

やっぱり私たちが危惧するのは、このまま走っちゃって、全国の規模でも、実際、財政調整基金をさらに30から50%ためようとか、50%さらに大幅にためようとかという自治体が28かな、合わせて28プラス6だから34ぐらいの自治体があるんですよ。

やはり、そうなっちゃうと、言葉は悪いけれども、ため込み過ぎと言われても、そういうふうな言葉が出ないように、やはり自治体として懐を預かるわけですから、皆さん。しかも、それは税で、市民の暮らしに逆の意味でフィードバックさせるわけですよ。そして、それでフィードバックしながら、税の、市民が税を支払って、それで福祉、教育、全般のさまざまな施策を展開するわけですから、そこはひとつ、そこをしっかりと踏まえていただいて、財政調整基金についての捉え方、考え方を踏まえていただければよろしいのかなと思います。

時間もありませんから、これでまず終わらせていただきます。

それで、資料No.10の384ページのところで何点かだけ確認させてください。

ここにあらゆる指標、下のほうから読み上げたほうがいいのかな。財政調整基金現在高比率、これは今、議論しました。それから、地方債現在高比率、公債費率、起債制限比率、公債費負担比率、単独事業費比率、押しなべて、平成21年度との比較数値をもってしても、大分下がっているなというところが、この中で見受けられます。

そうしますと、これを、いわばこういうもので数値が改善した、最大の理由は何なのか、ちょっとその辺を教えてください。

○小野委員長 相澤財政課長。

○相澤市民総務部財政課長 最大の理由というのは、なかなか難しいところではありますが、まずは、震災ということがありましたので、大きな公共施設、建設改良事業につきまして、普通建設事業につきましては、ほとんど国の復興交付金基金、もしくは震災特別交付税を活用できたということが、まず1つあることと、あと、それにあわせて、財政調整基金のさっき話もありましたが、地方債の、さっき言った普通建設事業の財源ということで、地方債を借り入れるというのを抑制してきている。抑制している中身としては、やっぱり有利な、後ほど、交付税措置のある有利な起債を選びながら実施してきたということ、さまざま、そういった取り組みによって公債費が減ってきたということの結果だというふうに捉えてございます。よろしく願いします。

○小野委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 私もそういうふうに捉えてはおります。つまり、東日本大震災に伴う復興交付金基金等々の充当によって、私たちの記憶の中でも結構、本来ならば、ポンプ場とか大規模な施設等々について交付金で財源を充てているということでの関係で、随分つくってきたなと思います。

そうしますと、ここの5項目、経常財源の比率で99%なので、使える財源は1%弱しかないよというふうには言うものの、いわばこういった地方債や公債費比率が下がってきているということは、今後、決算を踏まえて、今後、それは総体として下がっていくようになるのでしょうか。今後の財政の目安としてちょっと教えていただければと思います。

○小野委員長 相澤財政課長。

○相澤市民総務部財政課長 今後の、今言った公債費関係の分析指標につきましては、やっぱり今後、どういった施策をやるか。例えば、地方債につきましては、ハード整備について行うときに、その財源として活用できるということが基本になりますので、例えば、そういったことを今後、縮小するというのであれば、この地方債の残高等については目減りしていくというふうなことでございますが、市長が申し上げておりますとおり、これからハードからソフトということが基本となれば、そういうふうなことになるかと思えます。

ただ、今後、長いスパンで見たときには、やっぱり大きなどうしても必要なハード整備とい

うのが必要になれば、その分、地方債は上がるということになりますので、それは、その状況によってやっぱり変わるので、この時点で断言できるものではないのかなというふうに判断してございます。

○小野委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 今後の施策の展開によっては、公債費比率が引き上がるかもしれないと、こういうことですね。

全体としては、この決算指標の推移を見ると、下のほうの横段ぐらい見ると、やや好転はしているというふうに思われますので、そういったことをしっかり捉えて、今後の決算、あるいは今後の財政運営について、しっかり私たちも対処していきたいというふうに思います。一応、この分は終わりとさせていただきます。

次に、入札関係の指標を出していただきました。それで、この関係で、ちょっと何点か確認をさせていただきます。

それで、1つは、建設業ですね。資料22番のところに建設業が書いております。それで、ちょっと私も見て、改めて地元の建設業の仕事おこしの関係で、ちょっと確認をさせていただきたいんですが、資料No.22の124ページ、建設業、ここに全会計、合算で載っています。例えば、500万円以上の入札関係で、市内が39%、金額16億円ぐらいですか。市外が25億円ぐらいになるんですかね。だと思います。それで、件数として、市内が39%の割合、市外が60%の割合。

1億5,000万円について、議会の議決が必要な案件で言うと、市内が9.7%、市外が90%と、こういうふうになっているわけなんです。

細かく言っちゃうといろいろ重なってきますので、私たちとしては、市内、市外、できるなら、やっぱり建設企業、地元の建設業の皆さんに対して必要な、やはり入札との、予算があり、そして入札のさまざまな執行があり、いわばできるだけ地元の仕事になるようにという立場は踏まえているところですが、これを見ると、残念ながら4割程度市内ですね。500万円以上、こういうふうな全会計を見るとそうなっているんですが、これは何らかの事情、理由があるんでしょうか。

○小野委員長 相澤財政課長。

○相澤市民総務部財政課長 本市では一般競争、いわゆる広く入札を求める基準につきましては、3,000万円以上というふうに公示でしてございます。

ほかの自治体では、多くは1,000万円以上ということになりますので、3,000万円以下につい

ては、そういう意味では指名競争ということで、地元の企業の事業者の皆様にはぜひおとりいただきたいということで、そういった仕組みを用意してございます。

そういった仕組みを用意しておりますが、やはり今、委員から言っていたとおり、結果としてこういった状況になっているということでございますので、よろしく願いいたします。

○小野委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 そこで、もう一つこの資料No.22で、確かに見ますと、指名競争入札かな、125ページのところで指名競争入札が載っています。これは、企業の、いわば指名委員会で、しかも決めた市内の業者を決めて、指名委員会で指定をするんだらうと思うんですが、ちょっと私の記憶、認識の捉え方が違ければ、ちょっと是正しても構わないんですけども、これをもつても指名競争入札の関係だと、比較的地元の方々の、例えば、127ページのところで、500万円以上全会計で96%、市外で3.8%、こういうふうになっています。金額ベースで考えると。あと、件数も同様です。

そうすると、今、恐縮なんですけれども、指名委員会は、前副市長が指名委員会の委員長をなされていたと思われるんですが、今現在、執行の形はどういうふうになっているんですか。

○小野委員長 小山市民総務部長。

○小山市民総務部長 指名委員会の副委員長である私がかわりに委員長役ということで進めさせていただいております。

なお、先ほどの、なぜ一般競争入札で地元業者が少ないのかということについても、ちょっとあわせて答弁させていただきたいんですけども、先ほど資料で申し上げますと、資料No.22の124ページでは、確かに市内事業者36.3%で、少ないんじゃないかということでございましたけれども、123ページの下水道事業の北浜地区復興土地区画整理事業の関連ですとか、越の浦雨水ポンプ場の流入管渠の約4億9,700万円の事業ですとか、あるいは水道事業会計におきましては、124ページの10番、梅の宮浄水場電気計装類更新工事ですとか、これが14億6,880万円ですとか、特にこういった大きな事業が一般競争入札の結果、市外業者がとったというふうなことがございまして、先ほど言ったような割合としては、市外業者が60.7%に大きくなってしまっているというふうなことも、あわせて述べさせていただきたいと思います。以上でございます。

○小野委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 そこで、資料として、私ども、入札の関係で求めていたものがございます。資料No.

22のページ数で言うと、一般競争入札の申込書と116ページから121ページ、この辺のくだりになります。

それで、中心は120ページのところでちょっとひもときたいんですが、2つあります。1つは、下から3段目、地域貢献というところで、営業拠点の所在地ということで、「塩竈市内または宮城県内における本支店、営業所の有無（東日本大震災以前から有していること）」こういうことで表記をしている。評価項目の中に。そして、Aとして、市内に本店、支店、営業所あり、Bは、県内に本店、支店、営業所あり、Aの市内本店、支店、営業所ありが配点が3点、それから、Bの県内に本店、支店、営業所ありが2点と、こういうふうになっております。

一方、地域貢献のところで、一番下のほう、地域貢献活動、市内における実績、過去5年間、Aが実績あり、年間5回以上2点、それから、Bが実績あり、年間5回未満1点、あとは実績なしはゼロと、こういうことで、全体として20点ぐらいだったのかな、総合評価の落札、応札をする方々にとっても大事な、これポイントみたいなものですね。

それで、こういう、例えば、一般競争入札の関係でこれを進めていくということと、もう一つ対比したいのは、実は多賀城市さんのところでの同様の、私何年か前に、多賀城市に伺った際に、多賀城市の特別簡易型総合評価方式というものをちょっといただきました。その際、同じような価格評価基準、評価点についてあって、例えば、地域貢献については、多賀城市に本店、支店、営業所の所在地の有無、それ以上のものはないんですよ。それからもう一つは、もう一つ地域貢献で、多賀城市と災害協定の有無と、災害協定ありと、この2つだけなんですね。もちろん、指名登録申請の確認だとか、そういうものは、手続上はあるみたいですけども、そうすると、我が市の場合、つまりこれを素直に読めば、つまり、オールジャパンで、県内も含めてオールジャパンで塩竈市に営業所があれば、どこの建設業の方々も入札に参加できるよというようなもので、捉えられてしまうのではないのかなと思うんですが、私の言い方がちょっと違うよ、というのであれば、それは是正しますけれども、ちょっと比較すると、やはり地域貢献の関係なり、あるいは営業所在の関係なりで、ちょっと多賀城市との比較でいうと、いろいろ差があるというところですが、その辺はどういうふうに捉えたらよろしいんですか。

○小野委員長 相澤財政課長。

○相澤市民総務部財政課長 今、ごらんいただいております資料No.22の120ページの資料につきましては、一般競争入札の中の総合評価落札方式というものを導入しておりますが、そういった契約の中身でございます。

この契約につきましては、委員もご承知のとおり、本市が発注いたします建設工事の品質を高めるため、それから、地元事業者に育成を図るためということで導入していることでございます。

そういったことで、価格だけではなくて、その他の評価の部分についても評価をして、落札者を決定するというふうな内容のものでございます。

今、ご質問いただいた地域貢献の評価項目につきましては、多賀城市では、今、ご紹介いただいたように、2項目ということでございますが、塩竈市としては、3項目を設けてさせていただいて、より地域貢献というものが評価に反映できるように設定をさせていただいております。

多賀城市の、その評価点と本市の評価点につきましては、少し高いのではないかなというふうに考えてございます。より、地元の事業者の皆様の評価をさせていただくというふうなことで、多賀城市とはそういった考え方になるかなというふうに、今考えてございます。

○小野委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 私が聞きたいのは、要するに、地元の評価とはいうものの、営業拠点の所在地というところで、Bで見ると、県内に本店、支店、営業所なんですよ。そうすると、いつでも参入できるというか、そういうことになりはしないのかと。総合評価技術調査書ですか、こういうやり方で、地元育成につながるんですかと。だって、多賀城市の場合は、多賀城市に本店、支店、営業所の所在地、つまり多賀城市が、前々から建設業を営んでいる方々を中心に、やっぱりあくまでもそこにウエートを置いている評価点なんですよ。

だから、ちょっとこの時期、これから東日本大震災の復興事業は、あと2年ぐらいで収束します。そうすると、普通建設事業そのものは、いわば通常分というか、例えば、ものをつくるにしても、維持管理なり、あるいはメンテナンスなり、そういうものにシフトしていくのかなと。今までのような大規模は、もう大体収束するでしょうね。そうすると、どうやって地域貢献なりを地元の企業の中で本物にしていくのかと。やっぱりここは、少し見直すべき時期に来ているのではないかというふうに思われるんですが、その辺はどうでしょうか。

○小野委員長 相澤財政課長。

○相澤市民総務部財政課長 今ごらんいただいている120ページの地域貢献のところの、今、営業拠点の所在地の関係でお話をいただきましたが、見ていただきますとおり、県内以外に所在のあるものについては、評価ゼロ点というふうになってございます。ただ、今、委員からご質疑

のあった、Bの県内に本店、支店、営業所がありというところが主な質疑かなと思いますが、現在は、こういったところで、県内については、ゼロ点となっておりますので、評価にはならないということを、まず理解を、ぜひお願いしたいと思います。

あと、県内の評価につきましては、今、この総合評価落札方式につきましては、試行ということで導入してございますので、今、委員からお話あった点につきましては、今後、課題というふうにさせていただきたいと思います。よろしくお願いたします。

○小野委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 災害協定、やっぱりきちんと入れたほうが、私はいいと思うんですよ。災害協定、評価の中に。その際、私がちょっとご意見として申し上げたいのは、実は、災害協定を結んではいません。平成20年の当時。塩竈市の防災協定を改めて見ますと、これなんですね。当時、塩竈市の防災の関係のマニュアルというのかな、それは各議員に渡されております。当時、大規模災害時における緊急対応業務に関する協定書ということで、塩竈市災害防止協力会、それから、塩釜建設協議会、塩竈市が当時、平成20年2月19日、佐藤 昭市長とそれから、塩竈市災害防止協力会並びに塩釜建設協議会会長との間で一応こういった災害時における取り交わしをしているわけなんですね。ただ、塩竈市、塩釜建設協議会会長の方は、既に他界しているんです。お亡くなりになっているんですね。そうすると、やはり一応文書はありますよ。公式文書、公印を押したわけですから、これはありますけれども、改めてきちんとこういった業者の方、建設業者の方々が、すわ何時、いろいろな対応する際に、やっぱり協定をもう一回しっかり結んで、実質あるものにしていかないと、もう既にお亡くなりになって方を会長に据えるというのはどんなものかなと。これが実際に執行できる体系になっているのかどうか、ちょっとその辺だけ確認してください。

○小野委員長 佐々木危機管理監。

○佐々木市民総務部危機管理監 委員のご指摘のとおり、年数がたっておりますので、塩釜建設協議会の会長職とかというのは、受け継いでおられると思います。

ただ、協定以外にも、我々は日ごろの、例えば、土のうの手配をお願いしたり、各協会とは、ずっとお仕事を続けております。ちょっと法律的に会長職がかわったときに、これが有効かと言われると、ちょっと今、答えかねるんですけれども、委員のご指摘がありましたので、もう一度その新しい協会のメンバーの方々とお話し合いを申し上げまして、必要があれば、必要な改定を行ってまいりたいと思います。以上でございます。

○小野委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 わかりました。ひとつ、そういう捉え方で進めていただいて、改めて、もう平成20年ですから、今、令和元年、もう十二、三年前の話ですので、当時は、やっぱり東日本大震災、その直後ですよ。起きて、ちょっといろいろな案件があって、建設業界自体が2つに割れたというか、これ以上は避けますが、いずれにしても、そういうことも含めて、正常化させて、災害時対応を速やかに対応できるというような協定を取り結んでいただいて、今後の市民生活の安心安全に、ぜひ寄与していただければ幸いということで、この点については、これで終わらせていただきます。

次に、資料No.10の139ページのところをちょっと確認をさせてください。きのう菅原委員並びに山本委員からもバスの関係でご質疑があったと思います。資料22番の13ページです。失礼しました。バスね。資料22番の13ページです。

それで、きのう公共交通会議、14ページは、平成30年度における塩竈市地域公共交通会議の、いわば議事録ということで述べられております。これは、事前に聞きましたので、バス停の移動についての調整会議をやられていたというのは、事前にちょっとお聞きしましたから、理解しました。

そこで、13ページのところに、しおナビ100円バスのところで、北回り、南回り、利用数は大体31万人でしょうかね。それから、NEWしおナビ100円バスの関係で、平成30年度をもって9万3,000人ほど。全体としては、やっぱり市民の皆さんの、公共交通機関のところで、非常に役立っているなというふうに思われます。

そこで、お聞きしたいのは、きのう、山本議員もおっしゃっていましたが、例えば、具体的な地域を言うと、千賀の台とか、伊保石とか、そういうところは、まさに空白なんです。バス会社のゴルフ場線が走っていて、本塩釜駅から乗って、最後の終点、千賀の台まで行くと370円ぐらいなのかな。1回。料金かかるということや、あと、やっぱり1回ぐらいだったらいいですよ。だけれども、やっぱり常々、日常生活という点で言うと、やはりなかなか負担がふえるというお話も承りました。地元の方からですね。

そうすると、そういった空白地域への考え方、対処方について、私も質問の中で何点か、これまで過去取り上げてきましたが、今現在、どうなっているのか。そういう対処方について、どの段階までの検討なのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○小野委員長 末永政策課長。

○末永市民総務部政策課長 お答えいたします。

今、ご指摘のございました、いわゆるゴルフ場線の部分でございます。バスを運行していませんバス会社と何度か協議をさせていただきました。その上で、現在の状況、あとは、もし、仮にでございますけれども、仮に100バスと同等の形で運営した場合に、どのぐらい費用がかかるかとか、そういった部分を検証しているところでございます。以上でございます。

○小野委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 そうすると、いわば費用対効果と申しますか、バス会社にとっては、国の補助が受けられるバス路線でありますから、国の補助は入っているんでしょうね。現段階で。これは直接、会社に入っていると思うんですね。

それで、そうすると、結構、大きいバスなんだよね。しかも、大体2時間置きぐらいの運行なのかな。大体ダイヤを見ると。そうすると、バス会社自身の、実際の経費等々を見ると、費用面でプラスなのか、マイナスなのか、その辺までのやりとりあるんですか。

○小野委員長 末永政策課長。

○末永市民総務部政策課長 お答えいたします。

現在のゴルフ場線、バス会社の運営での、要は費用対効果等々についてまでは情報は、済みません。得てはおりません。以上でございます。

○小野委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 わかりました。

これひとつ、地元の方々の、やっぱり切なる願望というか、願いというか、思いというか、それもありますし、千賀の台では、たしか75歳以上のお年寄りが700人いるとかと言っていました。大体、年齢的には、きのう菅原委員がおっしゃったように、免許返納対象者なんですよ。

やはり、そういう方々が、今後の生活を建てるための対応としては、このバスの運行は、必須の課題と思われまますので、ぜひその辺は、今後、進めていただければと思います。

それから、このNEWしおナビ100円バスの関係で、私が土日の運行ということ、あるいは平日の増便ということを一貫して求めてきました。また、地域でのアンケートも行って、かなりの数の方々が必要性を求めていると。これはこれで理解するところです。

それで、過般、総務教育常任協議会に報告された1、2月のアンケートを見ると、何かそういう感じのアンケート等々があったように思うんですが、そこら辺で今後の動向ですから、これは次年度に委ねることになるのかなと思いますが、そのアンケートでの評価、到達点など、

ちょっと考え方を教えてください。

○小野委員長 末永政策課長。

○末永市民総務部政策課長 お答えいたします。

さきに、総務教育常任協議会でご報告させていただきましたアンケートでございます。あのアンケートの内容というのは、土日運行、もしくは早朝便、夜間便、あと逆回り便、それぞれのパターンの場合、どの程度、利用が見込めるかとか、もしくは需要があるかとか、そういった部分の内容でございました。

あのおとき資料として、回答しましたのは、順番としましては、土日、祝日便がやはり第1位、2位が夜間便、次が早朝便、そして逆回り便というような順番でございました。

ただ、いずれもやはり、これは言うまでもないことかもしれませんが、費用対効果としては、やはり1位を下回る状態になります。費用のほうが大きくなるというのは、現実でございます。以上でございます。

○小野委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 ひとつ、そういうことで、アンケートをやられたことは、大事なことだと思います。

このアンケートをどう生かすのかというのは、かかって、今後の課題ということになりますので、ぜひしっかり生かしていただいて、やっぱり市民のニーズに応えるように、対応方をよろしくをお願いをしたいと思います。これは、バスの関係は以上で終わらせていただきます。

次に、資料No.22の138ページのところで伺いたいと思います。

そこに西塩釜駅のエレベーター設置の設計についての委託がされているんですね。簡単に言うとうね。設計委託をこの委託の中に書かれていて、それも含めて、西塩釜駅のエレベーター設置についてどのようになっているのか、ちょっと経過だけ教えてください。

○小野委員長 星土木課副参事。

○星建設部土木課副参事 お答えいたします。

設計委託につきましては、JR東日本と協議を行いながら、錦町側のエレベーター及び佐浦町側のエレベーターについて、設計は終わっております。以上でございます。

○小野委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 わかりました。設計終わっているということですので、期待を持って、今後の、実際の工事に取りかかっていたらいいように、ご祈念申し上げまして、この件については終わらせていただきたいと思います。

時間がさほどありませんから、ちょっと問題点だけ指摘しておきまして、1つは総務費のところ、資料No.9、66ページ、ここに計画策定業務委託というのがございます。これは、例の、去年、課題になった、例のあれなんではないかな。公共施設再配置計画の製本並びに審議会等の予算の委託経費なんではないかな。

○小野委員長 相澤財政課長。

○相澤市民総務部財政課長 資料No.9の66ページの委託料の一番下でございます。計画策定委託料、備考欄にあります、782万4,600円、言われたとおり、公共施設再配置計画策定業務委託でございます。

○小野委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 これは、私たちが総括質疑でも述べたように、やはり問題点はあるので、この件については、決算認定のかかわりでは、同意できないなというふうに思います。

次に、総務費の関係で、マイナンバーのところ載っております。資料No.9の78ページのところですね。資料No.10のところ、成果にも書いていますから、くどくあれこれ言いませんけれども、資料9番の78ページで、通知カード・個人番号カード関連事務委任交付金ということで、大体真ん中下のほうぐらいかな。それで、やはりマイナンバーについては、ある方からも落としたら大変だと。カード化したら、自分のいろいろな履歴も全部載ることになるので、やっぱり不安だという声が出ています。

したがって、これはもう、既に繰り返しませんので、これは、やはり私たちとしては、この決算認定に当たって、この部分についての認定は、やはり賛同できませんというところを申し上げておきたいというふうに思います。

あとは、討論の中でしっかり議論を進めておきたいというふうに思うところです。

あとは滞納整理機構、資料No.9の76ページのところ、8万6,000円、負担金があります。これもやはり、詳細は避けますが、いずれにしても、宮城県地方税滞納整理機構へのやっぱり移行ということで、年間60件ぐらいかな、目標値があって、そういうふうに対処しているということで、やっぱりこれは、私たち、税の対処の仕方としては、そういう仕方はありませんよということを前々から言っていましたので、これも同様に、この決算認定に当たっては、この滞納整理機構の市町村負担金について、8万6,000円については、賛同できないということを申し上げて、私の決算の質疑を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○小野委員長 西村勝男委員。

○西村委員 それでは、平成30年度の一般会計について質疑をさせていただきます。

大分、先輩議員方がお話しになりまして、大分かぶりもありますので、選んで質疑をさせていただきますので、よろしくをお願いします。

資料№10を中心に行いたいと思います。よろしくをお願いします。

122ページ、交通安全対策事業、決算額325万8,000円となっております。昨日の質疑でも出ていましたが、指導隊の隊員数が15名、平均年齢54歳ということで、全体の予算の8割、9割は交通安全指導員運営事業で264万7,000円になっておりますが、その内容についてちょっとお知らせください。

○小野委員長 尾形市民安全課長。

○尾形市民総務部市民安全課長 お答えいたします。

指導隊の費用の内訳ということでよろしいでしょうか。委員のご指摘のとおり、交通指導隊員のほうが3月31日の時点で14名ということで、今現在、11月1日以降は15名というふうな形になっておりますけれども、費用の内訳としましては、交通安全指導隊の隊員等の報酬、あとは、活動に要して出動実績に伴う費用弁償、あとは、若干の被服とか、そういったものが費用となっておりまして、以上でございます。

○小野委員長 西村委員。

○西村委員 わかりました。

その中で、被服費、制服の件でちょっとお伺いしますが、以前、指導隊の方とお会いしましたら、もう随分、古い制服を着て、市民の方から見られても、ちょっと恥ずかしいみたいな、随分、古くなった制服を着ているので、あこがれて入るといってもなかなか少なくなってきたというお話を伺いましたが、その辺での対応は、どのように考えているのかお知らせください。

○小野委員長 尾形市民安全課長。

○尾形市民総務部市民安全課長 お答えいたします。

指導隊の被服というか、その辺関係ということで、基本的にはまず、指導隊に入るときに1名当たり大体男性の隊員でございますと、制服、あと夏服、冬服、上下とか、防寒コートなどを用意しますと、大体20万円ぐらい、1名当たりかかります。女性隊員につきましても同様に、19万円ぐらいかかるような部分もございまして、なかなか全部の交換というのは難しい部分もございまして、例年徐々に、例えば、夏服のワイシャツを購入したりということで、徐々にや

ってございます。昨年も夜間のチョッキとかを若干購入したり、あとは、冬用の帽子を購入しているというような状況でございます。以上でございます。

○小野委員長 西村委員。

○西村委員 その辺は徹底して行っていただければと思います。つまり、きのうのお話でも商工会議所青年部なり、若い方々に、これからも勧誘して隊員をふやしたいというお話ですので、その会員のメンバーにも議員が2人入っていますので、すぐ入会するような感じがしますので、そういう部分も含めて、充実させていくと、会員数が膨らんでくるのではないかと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

次に、資料No.10の124ページ、交通安全対策事業、道路についてお伺いします。

ちょっと私も理解していない部分あるんですけども、路側帯のカラー化というのは、これに入ってくるんでしょうか。ちょっとお知らせください。

○小野委員長 星土木課副参事。

○星建設部土木課副参事 平成30年度の決算の内訳でございますが、カラー舗装168平方キロメートル、赤坂地区、白菊地区をやらせていただきましたが、こちらにつきましては、車道の交差点部のカラー化を整備しておりまして、今回については、路側帯のカラー化はしておりません。

ただし、上段のほうの区画線の補修工事でございますが、こちらにつきましては、月見ヶ丘小学校に上がっていく道路がございまして、そちらのラインを新たに引き直しをさせていただきました。以上でございます。

○小野委員長 西村委員。

○西村委員 ありがとうございます。

子供たちの安全安心のための月見ヶ丘小学校への路側帯のカラー化も含めて、実現していただければ幸いですので、よろしく願いします。

ただ、一度、路側帯のカラー化しますと、そのままというところも、結構多くて、色が剥げて、そういう部分が見えないという部分もありますので、その辺も、補修方もよろしく願いします。よろしいでしょうか。

○小野委員長 星土木課副参事。

○星建設部土木課副参事 一度施工した場所につきましては、再度確認しながら、補修というものも考えていきたいと思っております。

なお、今年度、玉川小学校に玉川利府線、そちらから玉川小学校に上っていく道路がござい

まして、延長で言うと約260メートルほど、今回、カラー化しておりますので、よろしくお願いたします。以上でございます。

○小野委員長 西村委員。

○西村委員 ありがとうございます。どうぞよろしくお願いたします。

続きまして、資料No.10の125ページ、防犯対策事業でちょっとお伺いします。

全体予算の2,389万3,000円となっておりますが、LED防犯灯整備事業並びに防犯灯維持管理助成金で、全て賄われております。その中で、空き家の取り組みにつきまして、予算がないような気がするんですが、平成29年度から改善要請を継続している空き家と平成30年度に新たに相談のあった空き家43件を対象に調査を行い、改善が必要な空き家に対して通知を行ったとなっておりますが、その通知を行った結果をちょっとお知らせください。

○小野委員長 尾形市民安全課長。

○尾形市民総務部市民安全課長 西村委員のほうから空き家の関係ということでご質問いただきました。

空き家に関しましては、126ページにも施策の成果ということで、下から2番目でございます。43件の空き家につきまして、通知とか、あと連絡方つく方については直接ということで指導のほうをさせていただきまして、そちらにも載っておりますが、1件が解体、あとは12件が何らかの対策をしていただいたということで、うちのほうで合計13件の改善がされたということで考えております。以上でございます。

○小野委員長 西村委員。

○西村委員 改善がされたということで、これ載っているのわかっていましたけれども、なかなか見た目では、わからない部分がありまして、今回、台風が近づいております。空き家に対して、防風が強くなれば、窓が1つ壊れていれば、天井が抜けるという状況もありますし、その空き家に対しての申し出があった分ではなくて、その空き家に関する調べというか、調査についてはどうなっているのか、もう一度お話しください。

○小野委員長 尾形市民安全課長。

○尾形市民総務部市民安全課長 お答えいたします。

台風が今近づいております、先月千葉県とかでもかなり被害が出たような部分もございまして、うちのほうとしましても、空き家関係で台風とか近づいた際にはご連絡をいただいた分については、例えば、ブルーシートで対策をとらせていただくとか、そういった対応のほうは

とっておりますが、なかなか全部をカバーし切れていないという部分もございまして、できれば危険なそういった屋根が飛びそうだとか、そういったものについては、できれば地域の方からご連絡いただくと大変ありがたいなというふうには感じているところでございます。以上でございます。

○小野委員長 西村委員。

○西村委員 どうぞよろしく申し上げます。どうしてもこの予算を見ますと、全然、空き家に対する予算はないという状況の中で、どこまでやるのかというのが、ちょっと心配になっているものですから、聞かせていただきました。

また、こういう部分、空き家に対しては、塩竈市も建設業が多い中で、大分、空き家がふえてきております。仙台市でも、あちらこちらで自治体のほうでは、空き家の適切な管理に関する条例を策定しているという。条例制定の都市がふえてきておりますが、塩竈市としては、今後、どのように考えているのか、ちょっとお知らせください。

○小野委員長 尾形市民安全課長。

○尾形市民総務部市民安全課長 お答えさせていただきます。

済みません。空き家のほうの条例については、全く今のところ市のほうでは検討しておりませんが、他市町村の事例等を踏まえて、今後条例等の整備については検討させていただきたいなというふうに考えております。以上でございます。

○小野委員長 西村委員。

○西村委員 検討といいますと、なかなか先が見えないので、いつごろまでやるのかを考えながら、目標、KPIですか、目標値を定めて、政策を練っていただければと思います。

仙台市も、平成25年度から始まっているんですかね。平成26年4月から施行しまして、空き家に対する条例も始まっておりまして、市長の権限で、ある程度、立ち入ったところまで改革ができる、改善ができるということもやっていますので、その辺も含めて、これから空き家予備軍といいますか、空き家に対する考え方を進めていかないと、なってからでは遅くなりますので、その辺よろしく願いいたします。

これについては、12月定例会でまた一般質問をさせていただきますので、よろしく申し上げます。

次に、資料No.10の164ページ、商工振興対策事業ということで、昨日も、小規模事業サポート補助金事業については、皆さん、質疑をされておりましたので、今回、私は改めてシャッター

オープン・プラス事業についてお伺いします。

このシャッターオープン・プラス事業の内訳として、資料No.22の208ページには、その内容が記載されております。移転された方、平成22年度から始まりまして、移転された方が5件、廃止が5件、縮小が1件ということで載っております。ここ最近になりまして、平成27年度から廃止という、つまり経済的なのか、商売の先行きが見えないということなのかもしれませんけれども、この数字を見まして、どういうお考えになっているのか。これからどう対策を考えていかれるのか、ちょっとお聞かせください。

○小野委員長 高橋商工港湾課長。

○高橋産業環境部商工港湾課長 シャッターオープン・プラス事業についてお答えいたします。

まず、今、委員からお話のあった廃止の部分ですとか、縮小の部分ですけれども、残念ながら、2割程度の方が健康上の理由とか、資金ぐりの悪化などで廃業されてしまったとかという事実は、ちょっと受けとめていきたいというふうに思っております。

あと、残りの8割弱程度の皆さんは、今でも継続されて利用されていらっしゃるということで、一般的には、飲食業などですと2年以内に5割が廃業というデータもございますので、継続されている方につきましては、今後、ハンズオン支援策として、商工会議所と連携しながら、あと、小規模サポート事業なども活用しながら、ぜひ継続的な経営につなげていただきたいというふうに考えております。以上でございます。

○小野委員長 西村委員。

○西村委員 ありがとうございます。

なぜ、このような形、数字に出てきたかといいますと、お金は出して、あとお任せしますと。今回も商工会議所でサポートするということですが、ビジネスサポートということは、県でもやっていますし、地域でもやっているところが結構あります。お金ではないノウハウ、スキルを伝授するということで、成功するまで見届けるというようなサポート事業があると思いますけれども、それも含めて、やはり商工会議所ともっともっと連携をとりながら、そういうことにならない、廃業にならない、縮小にならないようなサポートをしていかないと、これからは小規模事業者サポート補助金事業についても、お金は出した、設備を整えて、販売路を拡大に向けて頑張っているといいましても、個人企業ですので、そういう部分で、やはり大きな目で商工会議所なり県なりでもいろいろなところでビジネスサポート、宮城県だとDATE Bizという形でビジネスサポートをする場所がありますので、それをうまく利用させていた

だいてサポートしていただきたいと思いますが、その辺もう一度お願いします。

○小野委員長 高橋商工港湾課長。

○高橋産業環境部商工港湾課長 ありがとうございます。引き続き、宮城県などと連携して進めていきたいと思えます。

また、持続的な経営ということでは、やっぱりリピーターが必要不可欠であったり、選んでもらえるコンセプトづくりとか、顧客にとっての価値を明確にできるものが必要だということ、そこら辺の磨き上げをするものとして、市としても、商人塾というものを開催しておりますので、そのようなものにご参加いただいて、お店のコンセプトづくりなどに役立てていただきたいというふうに思っております。以上でございます。

○小野委員長 西村委員。

○西村委員 よろしくをお願いします。

せっかく塩竈市内に商店を構えてこれからやり始めようという方、やっている方々に対しまして、やはり先に見える事業経営ができるようにサポートをよろしく願いいたします。

それでは、資料No.10の173ページ、塩竈みなと祭協賛会補助事業ということでお伺いします。

施策の趣旨の中にありますように、「日本三大船祭りの1つでもある本市最大の観光イベント『塩竈みなと祭』の実施主体に対し助成を行い、市民の祭りとして市民総参加を目指すとともに、全国に向けて本市の特色と復興へと歩む塩竈をアピールし、全国各地から観光客の誘致を図る。」ということで、行事費で1,050万1,000円、宣伝費が132万7,000円、事務費138万3,000円、その他で1,020万1,000円、計2,341万2,000円を計上しております。

決算額としては813万6,000円ですが、ちょっと集客数で2万人……、最大のお祭りである、塩竈市の最大観光の目玉であるお祭りが2万人の観光客しかないという、しおがま市民まつり、商工会青年部へ50万円の予算で3万1,000人が集められていると聞いておりますが、ちょっとこれに対して少ないような気がするんですが、その辺、今後の見通しとして、また、今後、どうするお考えなのか、お知らせください。

○小野委員長 吉岡観光交流課長。

○吉岡産業環境部観光交流課長 塩竈みなと祭協賛会補助事業で、ただいまの西村委員がおっしゃったのは、集客数のところの、本祭のところの2万人というところですね。こちら、本祭につきましては、実は、陸上パレードの分と、あとはマリンゲート、西埠頭からおみこしが船に乗って出るときの発船と、あと戻ってくるときの人数ということで、それぞれ場所ごとにカウ

ントをしております。

まず最初に、この2万人の状況からご説明しますと、去年につきましては、陸上パレードの最中、ちょっと雨模様だったということがあって、陸上パレードを担当しているほうに状況聞きましたら、「ちょっと少なかったね」ということで、人数を教えていただいたものを積み上げるということになった現状あります。

ただ、実際、本祭だけを見ますと、平成28年度、ディズニーパレードが来たときで4万1,000人ということです。やはり、見るのと、あとは参加するというお祭りになっていまして、確かに市民まつりのように、飲食のブースがたくさんあったりということではないので、このような人数になっていますけれども、やっぱり日本三大船祭りということもありますので、特に、ご発船とか、そちらの船の部分で、まだまだ見るスペースというかありますので、そちらのほうの工夫をしていきたいと考えております。

特に、西埠頭だけではなくて、例えば、浦戸もありますので、浦戸のほう、島に渡っていただいて見ていただくとか、そういったことも関係者からも話出ていますので、その辺について検討していきたいと思います。以上です。

○小野委員長 西村委員。

○西村委員 よろしく申し上げます。

観光の一大イベントとして、塩竈みなと祭、宮城県内だけではなく、東北6県、各駅にポスターも張られていることだと思いますが、なかなか来ていただけないということもありますので、その辺、もう一度観光に対する見直しも必要ではないかと思いますが、今、お話にありますように、いろいろなツールを使いまして、今度は、北の護岸工事も終わりますし、それも含めて、これから観光客、つまり市内の方々も含めて、市外の方々も来ていただけるような形でのPR方法をもうちょっと考えていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

次に、資料No.10の201ページ、昨日も、志子田委員からも出ました松くい虫対策事業についてお伺いします。

決算額で1,241万円ということですが、この費用で、現在まで、十分に対応できているのか、ちょっとお知らせください。

○小野委員長 草野水産振興課長。

○草野産業環境部水産振興課長 お答えします。

正直に申し上げますと、もっとあったほうが良いということですが、担当としては、一定程

度、松くい虫対策の5カ年計画というのを立てまして、それをもって財政当局と協議をしているという形ですので、当面は、このレベルの、この水準の予算で対応することとなろうかと思えます。以上でございます。

○小野委員長 西村委員。

○西村委員 松くい虫も5ケ年で計画して、松を食っていくのかもしれませんが、やはり、その場、その場の対応でしていかないと、松くい虫は冬から春にかけて伐採し、駆逐していかないとまたふえてくると。私どもでも、塩釜港の1つの島を管理している者として、4月ごろには、まだ青々としていましたけれども、もう9月過ぎましたら真っ赤っ赤になっていますということもありました。これから駆除の時期が来るのに関しましては、もう予算が枯渇しているということだったものですから、その辺も含めて、早期に対策しないと、きのう、志子田委員がお話しましたように、元に戻すのに20年、30年かかります。きのうの話ですと、それに対応できるような松苗をつくっていらっしゃるということもお話にありましたけれども、そういう部分も含めて、早目にお知らせいただければ、こちらに対応できますので、よろしく願いたします。

これからなんです。対策を講じるのが。何とか、これからでも予算のほう、よろしくご検討のほどお願いしたいと思っています。

最後になります。ちょっと早いんですが、資料No.10の364ページ、放射能対策事業について伺います。

放射能対策事業として、決算額で1,267万4,000円、県から500万円ちょっと、あとは一般財源から759万2,000円ということになっております。これを見ましても、測定値がゼロということが、ずっと続いておりますが、平成30年度では何か変わった数値が出たとか、何とかということはあるのでしょうか。それをお知らせください。

○小野委員長 木村環境課長。

○木村産業環境部次長兼環境課長 環境課で実施しております空間の放射線量の調査、それから、敷地境界の空間線量の調査、こちら市内循環して放射線量測定しておりますが、全て基準値以下でございました。

大体、市内の54カ所の小中学校、あるいは保育所、幼稚園、そういったところを中心に回るわけなんですけれども、平成30年度の測定値の平均が0.049ということで、基準値が0.23マイクロシーベルトということで、基準値を随分と下回っているというふうな状況にはなっておりま

す。以上でございます。

○小野委員長 西村委員。

○西村委員 空間の生活環境における放射線量測定についてはわかりました。

では、食品における放射能物質の測定については、どうなっているのかお知らせください。

○小野委員長 草野水産振興課長。

○草野産業環境部水産振興課長 では、この下段の表の幾つかあると思いますが、一番下の水産物についてお話し申し上げます。

こちらは、本市の魚市場で水揚げされる海産物、こちらのサンプルを、競り売り前のサンプルをとりまして、今、卸売機関に委託しておるんですけども、そちらで毎日、放射能測定すると。それも表の右に書いてありますとおり、基準以下ということで、委託後、基準値を超えたことはほぼないという形になりますし、あと、インターネットでこちらの結果を公表しておるところでございます。以上です。

○小野委員長 西村委員。

○西村委員 食品関係といえますか、食品は中央卸売市場の水産関係の市場を通す場合には、全て測定値をはかってから事業所なり、販売店に渡されて、そこから測定に値出るということは、まれにしかありません。

そこで、市持ち込みということで、南相馬市あたり、タケノコとか、キノコとかという部分については、出る可能性があるということで、今、はかっていらっしゃるということは聞いております。またあと、動物では、イノシシとか、熊の肉を食べるときに、はかるとやっぱり出るんだという話も聞いていますけれども、現在、この状態の中で放射能対策事業、いつごろまで考えていらっしゃるのか。これは、県、国まで、東京電力の福島第一原子力発電所の関係もあるんでしょうけれども、その辺はいつごろまでということで考えていらっしゃのか、ちょっとわかっていたら教えてください。

○小野委員長 小山市民総務部長。

○小山市民総務部長 現時点でいつまで、ということはありませんけれども、少なくとも復興期間ということで、当分2年以内は引き続き必要はあるんだろうなと思っています。

それ以降については、まだ、今のところ考えてはございません。

○小野委員長 西村委員。

○西村委員 では、今回、県支出金508万2,000円、一般財源と759万2,000円ということになって

おりますが、この請求は東京電力株式会社に請求を出していらっしゃるということでよろしいのでしょうか。これから出すのでしょうか。その辺もちょっとお知らせください。

○小野委員長 鈴木復興推進課長。

○鈴木建設部復興推進課長 取りまとめしておりますのが、復興推進課でございますので、私から回答させていただきます。

各課から協議いただいた内容に基づきまして、請求をしております。決算額でございますので、この形で交付が出されたということでございますので、よろしく願いいたします。以上です。

○小野委員長 西村委員。

○西村委員 ありがとうございます。

結構、大きな一般財源が出費されているものですから、これからやっぱり6年、7年かけて全て計算された総額を、やはりきちんと請求されて、一般財源として戻していただかないと思われましたので、確認のため質疑をさせていただきました。

以上で私の質疑を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○小野委員長 志賀勝利委員。

○志賀委員 私から、委員の皆さん、資料を持っていないかもしれません。特別決算委員会資料、別冊2からちょっと質疑を……、せっかくこんなに資料出していただいて、700ページも、質疑をなしにするわけにいきませんので、ちょっと質疑をさせていただきます。

まず、この別冊2の8ページ、北浜の貯留槽の随意契約のことでちょっとお聞きしたいと思います。

契約者は株式会社橋本店で、それでここに特記仕様書というものがあって、ここに上から(3)工程関係の(2)関連工事による施行時期の調整ということで、近接箇所、本市北浜地区において発注並びに発注予定の工事があることから、調整が必要ということが書いてあるわけですがけれども、このときのこの事業は、たしか株式会社エムテックですか、最初請け負っていた会社が潰れて、急遽、この事業者が請け負ったと。それと同時に、別の北浜の事業を株式会社千葉鳶が随意契約で請け負ったという形になっているわけですがけれども、株式会社千葉鳶も同じ時期に北浜地区でも仕事を何か2件ほどやられているようなんですけれども、それで、この特記仕様書というのは、両者とも同じようにやっている、仕事を受けているわけで、そこは株式会社千葉鳶では、この特記仕様書というのが、この資料の中に添付されていないですね。

それで、これは前のときも私は聞いたんですけども、結局、何でこの2者に決まったんですかというときに、塩竈市内で仕事をやっているという条件がついたので、そうするとこの株式会社橋本店と株式会社千葉鳶しかなかったということが説明をいただいて、それで、同じように、両者とも北浜で仕事をやっているにもかかわらず、

○小野委員長 志賀委員、特別会計のほうです。下水道事業特別会計。

○志賀委員 下水道だから、特別会計、わかりました。

それまで皆さんに資料を渡してもらえばいいですね。じゃ、それはこれで。

あと、別冊2の270ページ、同じ資料、皆さん持っていないと思います。ここに1つ多分、これは庁内のシステムですね、電算システムのメンテナンスということだと思いますけれども、株式会社インテックが請け負っているわけですが、この事業者が関連事業で、大体、年度で8,000万円、7業務ぐらいですか、請けているわけです。そうすると、大変な金額になってくるなということで、それで、見積書をちょっと拝見しましたら、271ページに積算書ということで、塩竈市の担当者の方が書いているんだと思います。それで、SE人件費単価というところで、時間当たり5,625円と、大体、7時間労働にすると1日当たり3万9,000円ちょっとを超える金額になると。大変な金額になるなと。それと、あと月平均の勤務時間は150.25時間ということで、7時間で割ると21.何日ということで、ほぼ1カ月間つき切りで仕事をされているんだなということは、この辺でわかるわけですが、この辺で、見積もり積算書の中に実績値というふうに備考のところに書いてあるわけですが、これは、一応役所の中で、実際に確認した上で、業者に確認した上で、こういった実績値という項目を入れているのかということを確認させてください。

○小野委員長 相澤財政課長。

○相澤市民総務部財政課長 済みません。ちょっとこの実績値において、実際に市役所で確認したかというのは、ちょっと、今、確認してからお答えしたいと思います。

○小野委員長 志賀委員。

○志賀委員 あと、1日当たりの3万9,000円という人件費で単純に月計算すると78万7,000円という月給に、人件費になってくるわけですけども、こんなにSEって高いのかというふうにも感じるわけですが、その辺のやっぱり精査という、一回システム入れちゃうとどうしてもそこに頼らざるを得ないという状況はわかります。

ただ、ある意味、それが適正価格なのかどうかということを検証していく必要があるのでは

ないかなと感じるんですが、その辺についてはいかがでしょうか。

○小野委員長 相澤財政課長。

○相澤市民総務部財政課長 言われるとおり、検証は必要だというふうに考えてございます。

さきにご質疑をいただいた単価の5,625円につきましては、これ県の単価、県が考えている単価を参考にさせていただいて、この単価ということで、やはりそういった、一定程度の検証というのは一部させていただいて積算をしているというふうな内容でございます。よろしく願いします。

○小野委員長 志賀委員。

○志賀委員 そうすると、検証した……、結局、システムを入れちゃうとずっとそこに頼むわけですね。そうすると、その値段が本当に適正なのかどうかというのは、なかなか難しいし、じゃ、ほかに切りかえられるのかというと、なかなか今度、切りかえづらい。

ただ、こういったソフトシステムというのは、ここだけがやっているわけじゃなくて、ほかの行政では、いろいろなところがやっているわけですから、やっぱりそういうところもコスト削減というところで、もうちょっと取り組まれたらいかがなものかなと。

それと、こういうものも近隣の二市三町の中で、広域の中で運用することによって、もっとコストが下がっていく可能性もあるのではないかなというふうにも思いますので、やっぱり8,000万円という金額が、1つの会社に、毎年メンテナンスとして払っていくというのは、大変な金額だなというふうにも思いますので、やはり、このところをきちんと精査していくと。言われるがままにお金を出すというんじゃなくて、やっぱり出す側としてきちんと、県に書いてあるから、そのとおりなんだという回答じゃなくて、やっぱり、それなりのコスト削減の努力をしていくということが必要ではないかと思いましたので、ちょっと取り上げさせてもらいましたけれども、その辺については、今後、検討されますか。

○小野委員長 相澤財政課長。

○相澤市民総務部財政課長 今、ご質疑をいただいている費目につきましては、住民情報システムというものの機関システムがあって、そのシステムのネットワーク、あるいは保守、そういったもともとのシステムにひもづく内容でございます。

志賀委員がおっしゃるとおり、本体がそのシステムですので、それに基づくものということで、随意契約ということになってございます。

そのもともとの本体の契約につきましては、基本的には、以前と違いまして、今、基本的に

は一般競争入札というふうなことで、今、取り組みを既にしておりますので、まずはそういったところで競争性を働かせております。

それに本体のシステムに係って関連づく、いろいろな経費につきましては、今、委員からおっしゃっていただいたように、検証については、どういった形がいいのかということを検討しながら進めてまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○小野委員長 志賀委員。

○志賀委員 一般競争入札でやっているということですが、多分、導入するときには一般競争入札でやるんでしょうけれども、それがそのときは、後々のメンテナンスの経費まで入れて一般競争入札しているんですか。

○小野委員長 相澤財政課長。

○相澤市民総務部財政課長 今、申し上げましたとおり、本体の契約後にメンテナンスの契約というのもしておりますので、そういった意味では、志賀委員がおっしゃるとおり、その保守等の検証というのは、やっぱり必要かなというふうに思いますので、よろしく願いします。

○小野委員長 志賀委員。

○志賀委員 このことに限らず、電算機のシステムというのは、やはりそういったメンテナンスまで含めて、やっぱりちゃんと見積もりをとって、それでランニングコストがトータル的に、どこが安いのかというところで判断していただければなど。

大分昔ですけれども、自治体のシステム導入で大手総合エレクトロニクスメーカーが1円という入札で応札して、それを導入したと。そんなの普通、普段考えられないわけですが、結局、その後のメンテナンス費用が言いなりで、結局取れると、言い値で取れるところから、そういう入札が行われていることもあったわけですから、やっぱりそういうところをランニングコストということを考えて、以後こういったもの、システム導入ということを、ここに限らず、ほかのものであってもそういうことで、メンテナンスが必要なものは、そういうことを含めてやっていただければなどと思います。

それで、次に別冊2の505ページ、これは廃棄物埋立処分場施設管理業務委託と。積算書、508ページにあります。ここに特殊運転手2級22号20万5,100円という金額が表示されているわけですが、この2級22号と括弧で書いてあるのは、どこから出てきている数字なのか、ちょっと確認させてください。

○小野委員長 木村環境課長。

○木村産業環境部次長兼環境課長　まず、508ページにあります特殊運転手（2級22号）と書いてありますのは、自治体といたしますか、市で給料表がございますが、これは行政（二）表の2級22号給ということで記載させていただいているものでございます。

○小野委員長　志賀委員。

○志賀委員　それで、平成30年度にはこういうふうに明確に書いてあるわけですがけれども、こういった積算基準というのは、この何年か前、それともずっと以前からこういうもので積算基準としているのか、ちょっと教えてください。

○小野委員長　木村環境課長。

○木村産業環境部次長兼環境課長　まず、平成30年度以前における積算においても、この行政（二）表の給料表を使用させていただいております。以上です。

○小野委員長　志賀委員。

○志賀委員　ずっと以前からこれでやっているということでもいいんですか。はい。

それで、例えば重点分野雇用対策促進事業、これに当然、積算するときこういった類似したもので、本来であれば積算基準として表示されなければ、以前からやっていけば、ところが、重点分野については、焼却灰処理、それと廃棄物パトロール、こういったものが役所の積算設計書に一切何も数字がなく、ものが提示された中で全てが会計処理が行われているというようなこともあるわけですよ。

そこに私たちは、不思議さを感じて、いろいろやったわけですがけれども、結局、本来であれば、こういうものがあるのであれば、それに基づいた形で積算書をつくって、そして、それに基づいてお金を払っていくということであれば、何ら問題は起きなかったはずであると思わうわけですね。

それで、単純にここにこの見積書の下には、技術管理者手当というものも書いてあって、これは当然、仕様書の中に技術管理者を届けなさいということがあるので、この作業の方が名前登録されて、その人に手当4,000円というものが支給されていくということになるわけですね。

そうすると、この人の、例えばこの特殊運転手の人が技術管理者手当というものを受け取っているんで、この人の年間の給与を大体計算しますと、357万円ちょっとという金額になると。技術管理者が年間そういう見積もりの中で仕事を依頼しているという形になるわけです。

ところが、重点分野雇用対策では、後から後づけで、受託業者から技術管理者手当が680万円だ、700万円だというような見積書が提出されることを、日付もないのに正当化されているとい

う形で処理されているということであれば、これは、やっぱり役所として、ダブルスタンダードでこういうものを処理していったのでは、私はまずいと思いますので、やっぱりこういうことがきちんと精査されていないといけないんじゃないかなと私は感じているわけです。

ですから、佐藤市長に、こういう現状というのをご理解いただいて、やはりもう一回ちゃんと精査していただいて、きっちりしたことを出していただけないかなというふうに思うわけですが、いかがでしょうか。

○小野委員長 佐藤市長。

○佐藤市長 前にもお答えさせていただきましたように、今、資料の読み込み等々含めて精査をさせていただいている段階ですので、コメントは差し控えさせていただきたいと思います。

○小野委員長 志賀委員。

○志賀委員 精査していただくということなので、しっかりとお願いしたいと思います。

それと、次は、別冊2の516ページ、ここでは、生活ごみの収集運搬に関する話になりますが、積算書を見ますと、運転手の方の給料が1級、3級号で16万4,000円と。そうすると、これ年間に直しますと279万円なんですね。そうすると、助手の方が1級26号で15万4,500円と。年間に直しますと264万円という給料で、例えば、先日、きのうですか、市の職員の方の平均年俸が570万円ですというお話いただきました。ところが、こういった作業をする方の給料が、新入社員ならわかりますけれども、新入社員ばかりじゃないはずなんですね。年齢はベテランの、10年、20年勤めている方も、当然、作業所に入ってくるわけですから、そうすると、こういう単価見積もりで、このごみの収集の作業が今後、成り立っていくんだろうかというふうに考えたときに、ただでさえも人が集まらない、集まりにくい時代に入ってきて、こういう低い賃金のもとに、こういったものを積算して行って、業者に依頼していくということになったときに、どこかで破綻を生じてくるんじゃないのかなというふうに、ちょっと心配になったわけですが、その辺については、いかがでしょうか。

○小野委員長 木村環境課長。

○木村産業環境部次長兼環境課長 まず、生活ごみの収集運搬業務委託における運転手、それから助手に係る部分の月額給与、16万4,900円なり15万4,500円、この部分が低いのではないかとということでございます。

確かに、雇用されている方の中には、お年を召された方もいらっしゃいますし、実際には、この金額で言いますと、新入社員同様の金額ということになるかと思います。

この点も今後の積算の上では、やはり改めていかなくてはならないのかなと、私もちょっと感じていたところではあります。以上でございます。

○小野委員長 志賀委員。

○志賀委員 だから、「感じたところであります」で、じゃ、感じてどうされるんですか。

○小野委員長 木村環境課長。

○木村産業環境部次長兼環境課長 感じておりますので、改めて精査していきたいと考えております。

○小野委員長 志賀委員。

○志賀委員 ぜひこういうところを見直していただければと思います。

職員の方の半分しか給料もらっていないわけですよ。果たして、これが本当に妥当なのかということを考えた場合、やっぱり市民生活に直結する問題でありますので、ぜひとも見直しをしていただければと思います。

一応この別冊2の質疑はここで終わらせていただきます。

次に、資料No.10を主体に質疑させていただきます。

56ページ、まず、成人保健事業ですか、検診の事業なんですけど、例えば、大腸がん検診、1の各種検診事業で、大腸がん検診が受診率が、ここに、平成30年度が46.6%と書いてあります。そして、右のページを見ますと、年齢別に大腸がん検診が書いてありまして、それで受診率が4.8%と書いてあるわけですが、年齢が一番該当しやすい年齢の人が4.8%という数字が、これどういうふうに判断したらいいのか、ちょっと判断しかねるので、ちょっとこの中身を詳しく教えてください。

○小野委員長 櫻下健康推進課長。

○櫻下健康福祉部健康推進課長 大腸がん検診についてのご質疑でございます。大腸がん検診の受診率の低さについてのご質疑でした。

大腸がん検診につきましては、対象となります方が、クーポンにつきましては、40、45、50、55、60歳の男女の方ということで、無料券を送付しているところでございますけれども、済みません。あとは、お申し込みをいただいた方に関しまして、受診をしていただいているということになります。

なかなか、この大腸がん検診の受診率が46.6%ということで、上がらないというところでは、自己負担金、単価は500円で設定をしております。国保の方につきましては、無料ということに

なっておりますが、こちら200円の容器代もまた受けた場合はつくものとなっております。

こちらのほうでいろいろ（「ちょっと聞こえない。ずれたほうがいいんじゃない」「大きい声出してもらわないと聞こえない」の声あり）

失礼しました。こちら大腸がん検診につきましては、料金を自己負担金500円を頂戴しております。また、容器につきましても、受けた方については200円いただきます。ただし、国保の方などは自己負担金はないというものになっておりますけれども、なかなかこの受診率が46.6%ということで、なかなか上昇が見られないというところでは、この大腸がん検診の容器の回収の会場を体育館ですとか、本庁など、いろいろ場所を設定しながら回収をしているところですが、なかなか無料クーポン券を配布しながらでも受診率が上がっていかないというところでは、なかなか受診率の向上に難しいところと考えているところでございます。

○小野委員長 志賀委員。

○志賀委員 残念ながら、全然、聞こえませんでした。

そんなにごちゃごちゃ話することではないと思うんだよ。この大腸がんの検診が6,600人受診して、これ46.6%なわけでしょう。ということは、1万2,000人検診対象がいるわけだ、大体ね。こっちが40歳から60歳まで3,300人いて、162人、4.8%しか受診していないということでしょう。ということじゃないんですか。

とすると、何か整合性が、受診率に対しての整合性がなく感じるわけですね。

○小野委員長 櫻下健康推進課長。

○櫻下健康福祉部健康推進課長 失礼しました。大腸がん検診のクーポンの受診をされた方、クーポン券を使って受診をされた方が4.8%というところでのご質疑でございました。

こちらは、対象者40歳、45歳、50歳、55歳、60歳の方で、過去5年間の間に一度も受診をしたことがなくて、この節目の年齢に当たる方に対して無料クーポン券をお送りしているというものになります。

こちらは、無料でお送りしているものですので、ぜひともこの機会にお受けしていただきたいというところでの送付なんですけれども、やはり対象者が3,385人いる中でも162人の方しか、残念ながら受診していただけていないということで、4.8%という数字となっております。

○小野委員長 志賀委員。

○志賀委員 結局、こういう適齢期の方々が（3）の大腸がん検診、4.8%、この方々が受診率が低いということに対して、問題意識というか、どういう対策を講じようかとされていますか。た

だ、少ないからしょうがないなというところなんですか。

今、大腸がんに限りませんが、2人に1人はがんに冒されると、テレビのコマーシャルでもよく流れていますけれども、そういった、今、時代なわけですよね。そういったときに、こういう低い率で、結局、せっかく検診というものをやっていて、どうなのかなと。片方には46.6%と書いてあるわけですが、こういう数字であれば、やむを得ないのかなと思うんですが、年代別に区切ったときに極端に4.6%というふうな数字が、じゃ本当に、これが大丈夫なのということを心配しているからお聞きしているわけですね。その対策はどうなんですかということ。

○小野委員長 櫻下健康推進課長。

○櫻下健康福祉部健康推進課長 委員がおっしゃるとおり、せっかくのこの節目の検診という機会を、ぜひ活用していただきたいと思っております、お送りするときには無料クーポン券ということで、厚紙で色をつけて、塩竈市独自助成大腸がん検診無料クーポン券ということで、ほかの一般的な検診とは特別だということがわかるような仕様になっている券を同封しております。

また、大腸がんになるリスクですとか、大腸がん検診を受けましょうというようなカラー刷りのチラシなども同封していて、ぜひとも、封をあけて、その中身を確認して、受けなくてはならないなというところを市民の皆様にご理解いただきたいと思っております、そういった工夫もしておりますが、なかなかそれだけでは、この数字にあらわれてこないというところで、ぜひまた、広報とかだけではなく、受診勧奨のための手だてをさらに考えていかななくてはならないと思っておりますのでございます。

○小野委員長 志賀委員。

○志賀委員 例えば、民間の会社ですと、そういった業務成績を評価するのに、やっぱり目標値を掲げて、そこに到達度、幾らかというふうな判断するわけですが、やはりこういった役所の中でもこういった事業推進するのであれば、目標値を掲げて、そこに向かって進んでいくというようなことをしていかないと、ただ口だけやっています、やっていますということで、結果としてやっていないと同じような結果になってきかねないので、やっぱりそういうところをもうちょっときちんとそれぞれが自覚を持てるような仕組みをつくっていかないと、なかなか到達は難しいと思いますので、ぜひその辺、ご検討いただければと思います。

それと次に、資料No.10の129ページで、昨日来、いろいろな委員の方が質疑をされていますが、

子育て・三世代同居近居住宅取得支援事業というところで、ここに「本市独自の支援」というふうに書いてあるわけですね。この制度が、何が独自なのか、ちょっと教えていただきたいと思います。

○小野委員長 星定住促進課長。

○星建設部定住促進課長 志賀委員にお答えいたします。

こちらに「本市独自の」というような表記させていただきましたのは、国庫補助金や県補助金といったもので、補助事業ではないというような意味合いで「本市独自」というような形で表現させていただいてございます。よろしく願いいたします。

○小野委員長 志賀委員。

○志賀委員 結局、一般的に受けて、何となく、独自でやっているんだという、ほかの自治体ではやっていないんだという感じに、私は受け取れるわけですね。何かそう、ほかの事業でもすぐ「独自、独自」って言葉が、非常に塩竈市は好きなようで、何かほかの自治体と差別化するために、そういう言葉を使っているのかなと私はずっと思ってきたわけです。

例えば、何も独自じゃないだろうってずっと思っているんですけども、そこで、今、お聞きしたわけですけども、独自の財源でやっている、それは自主財源でやっているというところでうたえばいいだけで、ほかと調べても、ほかでも同じようなことを自治体で、今やっているわけですね。ネットを見ると、そういうのが、今いっぱい出てきますので、だから、「独自」という言葉遣いというのが、果たして正しいのかどうかという、やっぱり受け取り方が違ってくると、同じ言葉でも、全然中身が違ってきますので、その辺ちょっと考えていただければというふうに思います。

この点は一応ここまでで、あと、次に、同じ資料No.10の130ページ、そして131ページ、私道整備補助金交付事業と狭あい道路整備事業と、これ両方一緒に、ちょっと疑問をさせていただきます。

それで、狭あい道路整備事業を見ますと、132ページに一番上に成果指標と書いてあります。このちょっと数字の確認をさせてください。460キロメートル分の12.7キロメートルと書いてありますが、市内には146キロメートルの狭隘道路があって、そのうち現在までで12.7キロメートルが整備されたというところでもいいんですか。

○小野委員長 定住促進課長。

○星建設部定住促進課長 志賀委員にお答えいたします。

こちらの狹隘道路の考え方というか、定義のことなんですけれども、建築基準法「42条2項道路」と通常、我々が呼ばせていただいている道路でして、土木課などで管理しております一般の市道とは、ちょっと違う性格のものということでご理解いただければと思います。

それで、46キロメートルと表記させていただいておりますのは、4メートルがない道路というような、建築基準法上の道路なんですけれども、46キロメートルというふうに表現させていただいているんですが、これ片側ずつということで、実際には23キロメートルということで、お互いにセットバックしなければならないという意味合いで、今回46キロメートルと、往復で表記させていただいてございます。

その整備が中心から後退するという形で下がっていただいているのが、現在12.7キロメートルまで促進したと、そういった内容で表記をさせていただいております。以上でございます。

○小野委員長 志賀委員。

○志賀委員 そうすると、そういうふうにちゃんとただし書きつけてもらったほうが、我々はわかりやすいですね。聞かないとわからないのでは、非常に不親切だと私は思います。

ですから、これはじゃ、実際には23キロメートルだよと。その中に私道の狹隘道路もあるわけですね。これは私道だけなんでしょう。

○小野委員長 星定住促進課長。

○星建設部定住促進課長 済みません。ちょっと説明の仕方、誤解を招いたのかなと思うんですけれども、建築基準法の道路ということになりますと、「私道路」もありますし、土木課で管理している、よく俗に言う「管理道路」と言われている部分、こちらを両方合わせたような形になりますので、よろしく願いいたします。

○小野委員長 志賀委員。

○志賀委員 だから、もっと簡単に言ってください。そういう狹隘道路という、4メートル以下の道路が私道、公道を含めて、これだけありますよという話してもらえれば、わかりやすいわけですね。なぜ余計なこと、いろいろなこと言ってわかりづらくするのか。聞いているほうが専門家じゃないんですから、法律上どうたらこうたらというよりは、そういう簡単に、道路、これだけありますよという説明してもらおうと、ああそうなんだなとわかるわけですね。

要は、聞きたいのは、結局この23年間で27.6%進みましたよと。100%進むのに逆算していくと、これ82年かかるなど。これで住みやすいまち実現できるのと。我々みんないなくなります。この世に。82年後にじゃ、塩竈市の人口、何人になっているんだということも考えたら、もう

ちょっと早くやってよというふうに感じるわけですね。

だから、やっぱりそういうところを解決して初めて住みやすいまち、日本一住みやすいまちになるんだろうと私は思うんですけども、結局、そういうところをおろそかにして、ただ言葉だけで、日本一住みやすいまち、住みやすいまち、住みたくなるまちと言っても、結局、街中には、依然として消防車の入れないような道路がいっぱいあって、そこにいっぱい人が住んでいるわけですよ。果たして、それがまちの姿としていいことなのかどうかということもあります。

確かに住んでいる人がいるので、簡単にセットバックできないとか何とかという問題はあるにしても、やっぱり塩竈市が10年後、20年後、30年後には、この地区はこういうふうにしたいんだというものをちゃんと地域住民の方にちゃんと示した上で、協力いただくというようなことを一つ一つ積み重ねていかないとまちづくりは不可能だろうと私は思いますね。

アドバルーンを上げるだけで、実際は、結局、首長が変われば、今まで言ったことと全く御破算になって、新しい首長の責任になっていくということになってしまう。

役所の方々は、2年、3年で職制が変わると、また責任がなくなってしまうという中で、綿々と過ごしているわけで、誰も責任をとらない、口先だけのというか、こう言ったら失礼だけれども、そこで格好いいことを言って、あとはお茶を濁していなくなればはいということで、そうすると、まちづくりというのが永遠に滞っていくということになりますので、そのところをそれぞれが、もうちょっと責任を持った体制が敷けるよう、組織を市長、ぜひ考えていただければと思います。よろしく。いかがでしょうか。

○小野委員長 佐藤市長。

○佐藤市長 私も元議員でございますので、今、志賀委員がおっしゃっていた意味は、よくよく理解をいたしております。

ただ、その一方で、行政の継続性等々もあるかと思いますが、ただ、私としてもこれまでの経験の中でいろいろ感じた部分もありますので、そういった部分については、ぜひ改善に向けて取り組みたいと考えております。

○小野委員長 志賀委員。

○志賀委員 ぜひお願いいたします。期待しています。

それでは、資料No.10の146ページ、塩竈水産品ICT化事業、これも先日、質問の中でもちょっとお話ししましたが、この中に国内販路の取り組みということで、名古屋イオンモール熱田

店を継続、開催しているということなんです、この検証結果というのは、我々に報告されていないわけですが、どういう形で販路の開拓につながったのか。また、その結果が見えていないのか、ちょっとお知らせください。

○小野委員長 高橋商工港湾課長。

○高橋産業環境部商工港湾課長 「みなと塩竈フェア」名古屋イオンモール熱田店で行いました国内販路の取り組みですけれども、こちらにつきましては、ことしの3月22日から24日までということで、参加企業が23社、出品数105品ということで、売り上げが約160万円ということの成果が出ております。

計算上ですけれども、入り込み数は約2,700人ということで、多くの方々に塩竈の水産品やスイーツ、地酒をお買い求めいただいたというふうに考えております。

今回で4度目の開催となりまして、お客様からは、ことしの開催を楽しみにやってきたとか、その後、参加した企業がみずから販売をしたことで、本市で製造される特産品のおいしさやこだわりをより具体的に消費者と届けることができたのかなと思っております。

そういった中で、今回、初出店した企業様が2社ほど、イオン様との商業構築にも成功したという成果もあらわれております。以上でございます。

○小野委員長 志賀委員。

○志賀委員 ですから、例えば、今2社ほど取引ができた。その取引ができた金額がどれぐらいあるかというようなことがないと、これだけの経費をかけて、費用対効果でどうなんだというところもあるわけですし、そういうところの検証が、結局、本来はここに行って物販する目的ではないと思うんです。物販を通じて、そういったお店に品物を置いていただく、消費者にアピールして、買った方からお店にないのと言ってもらうことによって、販路が開拓できるわけですね。

だから、そのところをただ、だから、私は、ただつくって、会社をいっぱい募って持って行って並べて売っても、なかなかそういう形になっていくのは難しいんじゃないのかなと。ただ、こういうところを持っていくのは、やっぱりおいしい、誰が食べてもおいしいと思われるようなものを持っていかないと、やっぱりリピーターが出てこない。

ですから、デパートで北海道物産展とかやっていると、やっぱりかなりの豪華なものが並んで、それを目当てに皆さんが買いに行くというようなことを、消費者の行動もあるわけですから、やっぱり塩竈の商品もそういう形を目指していかないと、ただやっていたって、結局、効

果の上がらないものになってしまいはしないのかなというふうに心配しているわけです。

だから、自分が、もし消費者だったら、これを買うか、買わないか。この商品を買わないよなどと思ったら、持っていかないとか、結局、何回かやって、大した商品でなければあきられて、あとは人が来なくなるわけですよ。塩竈フェアというのは。塩竈大したことない、おいしいのいやという、そうならないような商品構成を考えていかないと、せっかくやった意味が、私はないと思います。残念ながらね。

そういうところの、ちょっと思慮が不足しているのかなと。ただお金をかけてやりましたというだけの、やりましたというだけの宣伝材料だけであって、やっぱり実質的に効果を上げなきゃいけないわけですから、そのところをちょっと、もうちょっとしっかりと取り組んでいただければと思いますので、いかがでしょうか。

○小野委員長 佐藤産業環境部長。

○佐藤産業環境部長 アドバイスありがとうございます。

ここに塩竈水産品 I C T化事業で、例えば、今、みなと塩竈フェアということでご質疑をいただいているところでございます。例えば、我々職員が物を持って、行って直接売っているということではなく、この塩竈水産品 I C T化事業に参加をしていただいている企業にあまねく声をかけさせていただいて、ご自分の意思で出店していただいて、先ほど課長が申しましたように、お客様に対して、直接商品の P R をしながら販売をしてもらう。そして、その結果として、商談につながったということはあるかと思えます。

今、委員からご指摘いただいたような、おいしいものを持っていかなければならないのではなかいかいということは、皆さん、それぐらい業者さん、自信持ったものをつくっていると思えますし、それから、先ほど申しました、直接の商談等で吸収して、それを今度、自分の商品開発にもつなげていただけるというメリットもあるかと思えます。

我々行政が、その商品、おたくのはいいけれども、おたくのはだめだよと、これ差別化、恐縮ですが、するべきではないかと思っておりますので、やはりそこで業者さんを加入していただいている、参加していただいている業者さん、声をかけさせていただいて、そこで直接、お客様の声を聞いて、さらにいい商品へとつなげていただく。これも 1 つの大事な役目かと思っておりますので、そういった取り組みも続けてまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

○小野委員長 志賀委員。

○志賀委員 結局、そういう考えだから、インターネットのホームページも結局、成功しないわけですね。結局、持って行くのであれば、持っていきなりの責任がある。予算をとっているわけですから、そうしたら、やっぱり、その持って行く商品进行评估する仕組みをつくらなきゃいけないと思うんですよ。業者が判断するんじゃなくて。そういう仕組みをつくって、そして、その仕組みの中で合格した商品を持っていくというような仕組みにしないと、せっかく持っていても、金かけても、末端につながらなければ意味ないわけですから、そのところ言っているわけです。

だって、商売ってそういうものですよ。せっかく行くんですから、さすがに皆さん、つくっている方々は、自分のところの商品はおいしいと思ってつくっています。それは間違いありません。ただ、残念ながら、それが万人の舌に合うかといったら、そうではない。やっぱりちゃんをつくっている方以外の市民の舌で味を判断していくとかということ、そこで通過したものを持っていくとかという形の仕組みづくりをしていかないと、せっかく何千万円のお金をかけても、なかなか結果として結びつかないだろうと思いますので、そのところをちょっと検討してみてください。

ただやっているだけに終わらせないように、ひとつお願いいたします。

それでは、今度159ページ、同じ資料No.10です。ここは、塩釜港区利用促進事業というところで、「取扱貨物量の増加」ということを図っているわけですが、残念ながら、ちょっと減ってきていると。前年対比。それで、ここにはインセンティブを付与していると。ところが、対前年比マイナス9%というふうに書いてありますが、そのまず、原因としてはどういったことが考えられるのか教えてください。

○小野委員長 高橋商工港湾課長。

○高橋産業環境部商工港湾課長 原因ということですが、もちろん塩釜港区の取り扱い量が減っているということもあるんですけども、仙台塩釜港全体の水産品の貨物量も減っているという中で、塩釜港区につきましては、仙台港区ほどは減っていないという状況で、インセンティブの効果もあらわれているのかなというふうに考えております。以上でございます。

○小野委員長 志賀委員。

○志賀委員 今後の対策はどう考えていますか。

○小野委員長 高橋商工港湾課長。

○高橋産業環境部商工港湾課長 こちらにつきましては、現況と課題のところにもありますけれ

ども、引き続き塩釜港区のこのインセンティブとポートセールスというものの取り組みを引き続き進めていきたいというふうに考えております。以上でございます。

○小野委員長 志賀委員。

○志賀委員 課長、塩釜港にばら積み貨物を入れるようにするには、どうしたらいいかと考えたことありますか。水産加工品の。

○小野委員長 高橋商工港湾課長。

○高橋産業環境部商工港湾課長 済みません。ちょっと具体的にこれといったことは、今申し上げるものは、済みません。ございません。

○小野委員長 志賀委員。

○志賀委員 この定例会前の産業建設常任委員協議会でもちょっとお話ししましたけれども、塩釜港、ちょうど8年前ですか、県のばら積み貨物の指定港ということでなりましたね。そのときに、今の1万トン岸壁のところ、背後地に超低温冷蔵庫をつくりましょうということに一時的に盛り上がったわけですね。それは、何かというと、やっぱりばら積み貨物を水産加工品の原料を塩釜港に、何とか仙台港から来るんじゃなくて、塩釜のほうに持ってこようという業界の人たちの熱意があったわけですよ。思いがあったわけです。残念ながら、全く実現できなかったと。

ただ、1万トン岸壁は今まで「九の字」だったのが、一直線になって使いやすい港になってきている。そこに上屋ができた。本来であれば、その上屋の位置に上に超低温冷蔵庫を建設し、そこに冷凍魚を荷さばきをして、それで塩竈市内の加工屋さん、それから、日本全国のそういったところに集配していくというような思いがあったわけですが、やっぱりそういう思いがある人が課長にいないと、話が何も進まない。頓挫したまま、塩竈市の港の有効活用というのが、全く図らないという現実があるわけですから、そういうことも含めて、やっぱり佐藤市長、ぜひとも、今後とも検討いただけませんか。

以上で私の質疑を終わります。

○小野委員長 相澤財政課長。

○相澤市民総務部財政課長 先ほど、志賀委員から別冊2の271ページで、実績値についてお問い合わせあった部分について、答弁漏れございましたので、ご報告申し上げます。

単価につきましては、先ほどご説明したとおりでございますが、平均時間勤務時間につきましては、150.25時間、これ実績値、確認しているのかということでしたが、これは、受託業者

に確認をして、時間を確認したもので積算してございます。

ただ、先ほど、志賀委員がおっしゃいましたとおり、検証しているのかということにつきましては、今後、検討していきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○小野委員長 暫時休憩いたします。

再開は13時15分といたします。

午後0時09分 休憩

---

午後1時15分 再開

○阿部（眞）副委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。

なお、質疑の際には、資料番号及び該当ページをお示しの上ご発言くださいますようお願いいたします。阿部かほる委員。

○阿部（か）委員 それでは午前に引き続きまして、平成30年度一般会計の決算ということで質疑をさせていただきます。阿部かほるです。よろしく願いいたします。

それでは、資料No.7、35ページをお開きいただきたいと思います。

ここには、監査委員から「むすび」として文章が載っております。歳入が253億6,385万8,643円、歳出が243億1,954万5,946円、これは形式収支、実質収支では黒字決算となっております。しかし、実質単年度収支では3億130万9,023円の赤字というふうに出ております。これはどちらを見るかということになりますけれども、理想としては、実質単年度収支が黒字になることが一番でありますけれども、塩竈市の厳しい財政の中では繰り入れや、それから補填、基金の積み立てを入れたりといった大変な努力を重ねてこの決算をなし得ていると受け取っております。この中で、公債費比率が1.8ポイント改善されているということは、大変これは喜ばしいことだと思います。

もう1点ですが、歳入の自主財源を見てみますと、自主財源が42.1%。これは平成29年度では45.0%なんです、これが下がっております。依存財源が57.9%となっております。せめて自主財源が50%程度までというのが目標でしょうか。そのように安定的な財政運営のためには、これからも市税、または自主財源の確保、それに伴う歳出削減のためのアウトソーシングの推進など、行政改革が進められなければならないというのが、塩竈市の大きな課題であるかと思っております。

そこで一つお伺いしたいんですが、外部委託することによって、外部委託というのは、ある意味では、コスト削減というのが大きな意味合いを含めております。ただ、専門的な技術が必要とか、あるいは職員の皆さんでは手に負えないような、やはりいろんなお仕事が、今、情報、通信、さまざまな機械を駆使した業務が入りまして、なかなかできない部分もありますので、それはそれとしていいんですけれども、果たして、外部委託をしてコストが削減になっているのかどうかという視点を、やっぱりいつもチェックする必要があるのではないかと思います、その点お考えがありましたらお聞かせください。

○阿部（眞）副委員長 相澤財政課長。

○相澤市民総務部財政課長 ちょっと今、資料No.22で指定管理の評価の資料を出していたかと思うんです。今、ページを確認したいと思いますので、ちょっと……。

大変失礼しました。資料No.22の113ページをごらんいただきたいと思います。

外部委託の中の一部ということで、ここに指定管理施設一覧及び効果ということで資料を要求いただきまして、出させていただいております。真ん中の行財政効果ということで記載させていただいておりますが、例えば、一番上の体育館・温水プールでありますと2,237万1,000円の削減。それから、マリゲート塩釜では1,316万9,000円の減等々、ここに記載しておりますとおり、一部、放課後児童クラブでは、逆に2,171万4,000円の増と、これは、内容の充実を図ったということが主な理由でございますが、ここに書いてありますとおり、相当たる、指定管理者だけを見れば、そういった削減効果が生まれているということでございます。なお、外部委託したことによって内容の充実も、それぞれの事業で、行政が直接になっていたときよりも、民間の視点というものが入りますので、そういった効果もあるかと考えてございます。

以上でございます。

○阿部（眞）副委員長 阿部委員。

○阿部（か）委員 ありがとうございます。

実は、その点は、まず、こちらに置いておいて、施設の設備点検とか、あるいは機械などの保守点検とか、さまざまな部署で上がってきております。これは結構、全部足しますと相当な額になっているということで、私は前に議会で申し上げておりますけれども、この管理の専門の方を雇ったほう安く上がるのではないですかということを、私は議会でお話ししております。一般に民間の、中途採用でもよろしいでしょうし、そういったことに明るい人を採用して、常にやっぱり点検をしていただくほうが、逆にコスト削減に当たると私は思っているんですが、

その点よろしく願いいたします。

○阿部（眞）副委員長 相澤財政課長。

○相澤市民総務部財政課長 全般的なことで、なかなかお答えしにくいところがあるんですが、一例を挙げれば、ちょっと金額は、今は記憶にございませんので、考え方だけ。

財政課で、以前マイクロバスの委託をしておりましたが、やはり年度契約更新をするに当たって積算の見直しをして、比較したところ、やはり直営のほうが安いということもあって、そういうことで、今は直接、今、阿部委員がおっしゃられたとおり、職員を雇用して運営しています。ですから、委託については、そういう上がったたり下がったりということがありますので、常に毎回発注するに当たって、そのような検証をして、より効果的なほうを選ぶということで進めておりますので、よろしく願いいたします。

○阿部（眞）副委員長 阿部委員。

○阿部（か）委員 ありがとうございます。

実は、ある施設で保守点検をしていただいたというようなことでしたけれども、何日かしたら故障したんですね、設備の故障がありまして。そうしましたら、そこにおられた市民の方が、「じゃあ点検要らないんじゃないの」と、「壊れたら直せばいいんじゃないの」とおっしゃった市民の方がいらっしゃいまして、私もちょっと受けとめたんですが、本当にそういった専門の方がいらっしゃれば、ある程度、その方の給料というものを考えればよろしいわけで、そのほかの業務もできれば、専門家の方というのは、ある程度、いろんな技術を持っていますので、そういった面では、役に立つ方を雇えば、コストが削減になるのではないかと思いますので、今後ともに、そういったことを検証していただいて、できるだけ細かく見ていただければと思います。「ちりも積もれば山となる」ということで、コスト削減というのは非常に大切な部分かなと思います。有効に資源を使っていただければと思っております。

それでは、改めまして資料No.9をご用意ください。お願いいたします。

資料No.9の1ページ、2ページ、ここに、備考欄に、市民税のところ、一番トップの上のほうですけれども、これからずっと備考欄に収入済額中還付を要する額ということで出ていますけれども、新しい議員さんもいらっしゃいますのでお尋ねしたいと思います。この還付を要する額ということですけれども、この内容的なものをお知らせください。

○阿部（眞）副委員長 木皿税務課長。

○木皿市民総務部税務課長 資料No.9の備考欄に書いてございます、収入済額中還付を要する額

ということでございます。

こちらなんですけれども、今回の市税の収入済額のところを、ちょっと見ていただきたいのですが、57億9,827万9,258円というのが、市税の総額でございます。実をいいますと、この額というのは、入ってきた額プラス、本来であれば、この年度中に還付しなければならない額も含まれているということになっております。その額というのが、この収入済額中還付を要する額というものでございまして、総合計で425万8,939円、本来であれば、平成30年度に還付しなければならなかった金額ということでございます。なぜ、還付しなかったということなんですけれども、実は、還付される方にこちらのほうから還付請求書というものを送っております。しかしながら、そちらの還付請求書が戻ってこない方もいらっしゃいましたので、平成30年度中にちょっとこの額だけは還付できなかったということでございます。

以上でございます。

○阿部（眞）副委員長 阿部委員。

○阿部（か）委員 恐れ入ります。

これがいろいろ、法人のほうもありますけれども、その内容的な、還付するというのは、何か税法的なものとか、いろいろ絡んでくると思うんですけれども、ちょっと差し支えなければ教えてください。

○阿部（眞）副委員長 木皿税務課長。

○木皿市民総務部税務課長 還付する理由、どうして還付になったのかという原因だということでございますけれども、まず1点目は、実をいうと、納付書ですね、そちらで一度納めたんですけれども、例えば、督促状が間違っ行ってしまっって、過誤になって還付したというふうなこともございますし、あとは、例えば、確定申告を一度したんですけれども、またちょっと所得が下がって、控除額がふえて課税標準額がちょっと下がりました、税金がちょっと下がってしまったということを更正といいますけれども、そういった税額更正が起こった場合に、こちらで還付をするということもございます。

以上でございます。

○阿部（眞）副委員長 阿部委員。

○阿部（か）委員 わかりました。細かくありがとうございました。

それでは次に参ります。同じく資料No.9の11、12ページ。

ここに地方交付税といたしまして、備考欄に普通交付税、特別交付税というのがございます。

これをちょっとご説明をお願いしたいと思います。

○阿部（眞）副委員長 相澤財政課長。

○相澤市民総務部財政課長 まず、普通交付税につきましては、自治体が標準的な行政運営を行うに当たって、一定程度の積算に基づいて、基準財政需要額という歳出の部分が、まず算定されます。それに各自治体の収入がございます。市税から譲与税、そういった一般的に入る財源、それが基準財政収入額というものがあるんですが、普通は、その基準財政収入額と基準財政需要額が一致していれば、その自治体は、税源が、その地方にあるということになりますが、やっぱり全国的には税源が少ない自治体もありますので、その基準財政収入額に満たない、需要額に満たない部分について交付されるというのが地方交付税でございます、その大体94%が普通交付税ということで配分されます。特別交付税というのは、さらに地域によって特別の事情がございますので、それに基づいて、国に求めるものが特別交付税ということで、地方交付税の大体6%と言われております。ただ、この特別交付税につきましては、災害等があると、全国的にそちらのほうに財源が回っていくということで、そういう事情があると、年度では目減りするという事情がある内容の交付税ということになりますので、よろしく願いいたします。

○阿部（眞）副委員長 阿部委員。

○阿部（か）委員 ありがとうございます。

いろいろ、災害とかいろいろありますので、そういう部分で特別交付税ということですね。承知いたしました。ありがとうございます。

それでは、次に資料No.9の66ページ、財産管理費の、節といたしましては第19節ですね。負担金補助及び交付金のところで、備考欄に、これ、教えていただきたいんですが、壱番館管理負担金ということで3,308万2,822円と出ております。それからもう一つ、済みません、同じく168ページをちょっとごらんになっていただきたいんですが、ここに出ております、壱番館管理運営委員会負担金というものが4,907万9,265円となっているんですが、これは同じく壱番館の負担金になっていますが、これはどういう性質のものか教えていただきたいと思います。

○阿部（眞）副委員長 相澤財政課長。

○相澤市民総務部財政課長 まず、66ページの第19節負担金補助及び交付金、備考欄にあります壱番館管理負担金3,308万2,822円については、財政課で所管しておりますので、これについては、今、壱番館に産業環境部、それから建設部、教育部、健康福祉部が入っておりますが、壱番館に係ります維持管理の部分を、その持ち分によりまして、市が負担しているという内容の

負担金となりますので、よろしく願いいたします。

○阿部（眞）副委員長 井上市民交流センター館長。

○井上教育委員会教育部市民交流センター館長 それでは、168ページの負担金の部分につきまして、市民交流センターの所管ですので、私からお答えいたします。

壱番館管理運営委員会というのが組織されていまして、配分で市民交流センター、図書館、それから遊ホール、視聴覚センター、そちらに係る維持費の部分について壱番館管理運営委員会に負担金としてお支払いし、壱番館管理運営委員会で全ての、壱番館全体の支払いをしているというような状況でございます。

以上です。

○阿部（眞）副委員長 阿部委員。

○阿部（か）委員 理解いたしました。ありがとうございました。それでは次に参ります。

それでは、資料No.10に移らせていただきます。37ページをお開きいただきたいと思います。

放課後児童クラブ・藤倉児童館管理運営事業ということで、国、県、そして一般財源から入れまして1億2,627万9,000円ということで載っております。それで、お尋ねしたいんですけども、この指定管理、これはどのように積算されて、この数字が出てきているのか教えていただきたいと思います。

○阿部（眞）副委員長 小倉子育て支援課長。

○小倉健康福祉部子育て支援課長 放課後児童クラブ・藤倉児童館管理運営事業の指定管理料になります。指定管理は、平成29年度から3年間の指定管理期間ということで、そちらについての人件費ですとか、管理運営に必要なものということで、まず1年間で、どの程度、必要になるかということ積算しまして、それが3年間の指定管理料ということで設けているものになります。

以上です。

○阿部（眞）副委員長 阿部委員。

○阿部（か）委員 ありがとうございます。

しっかりやっただいていっていると思うんですけども、実は、平成28年度放課後児童クラブ、12クラブあるんですけども、国から国庫支出金、県からと、4,161万6,000円という補助がありまして、一般財源からは720万4,000円、その他として985万円。決算として5,870万円ぐらいの予算でやっておりました。プラス、児童館は3,000万円ぐらいの予算でやっているわけなんで

すけれども、非常に指定管理になってからやっぱり相当な額に膨れ上がっているということで、それがどういう積算かなということで、今、お聞きいたしました。ありがとうございます。

それで、今、小学校6校ですけれども、5、6年生は何人ぐらいいらっしゃいますか。

○阿部（眞）副委員長 小学5、6年生の人数ということになりますね。全体でということですか。（「はい」の声あり）市内の5、6年生。（「市内の5、6年生、児童クラブの……」の声あり）児童クラブにいらっしゃるお子様ということですね。（「はい」の声あり）

小倉子育て支援課長。

○小倉健康福祉部子育て支援課長 放課後児童クラブのとし4月1日現在の登録ということで、5年生につきましては14人、それから、6年生につきましては3人という登録の数になっております。

○阿部（眞）副委員長 阿部委員。

○阿部（か）委員 ありがとうございます。

どうしても5、6年生になると、こういうクラブに帰ってこなくなってしまうというような現実もあるようで、ちょっといろいろとお話を伺っております。一生懸命やっていただければと思います。

次に参ります。塩竈アフタースクール事業、43ページをお願いいたします。

塩竈市では、今、不登校の子供さん、あるいはいろんな事情で子供たちの居場所づくりということで、大変いろんな部分で事業を展開し、そしてきめ細やかに手当てをしていただいております。これは本当に素晴らしいことだと、いつも思っております。この塩竈アフタースクール事業の中のShiogamaこどもほっとスペースづくり支援プログラムなんですけれども、これは放課後児童クラブに行っていない児童が対象ということでよろしいのでしょうか。

○阿部（眞）副委員長 小倉子育て支援課長。

○小倉健康福祉部子育て支援課長 放課後児童クラブに行っていないお子さんも利用しておりますし、放課後の事業となっていますけれども、土曜日、日曜日ですとか、祝日に、この事業をやっている、活動している団体もございます。そういったところには、放課後児童クラブを利用しているお子さんも参加しているとは思われますが、どのくらいの数かということは、ちょっとこちらでは把握しておりません。

○阿部（眞）副委員長 阿部委員。

○阿部（か）委員 ありがとうございます。

いろいろな助成金を支給して、いろんなところに委託事業として事業を展開しているのかどうか、ちょっとお尋ねしたいと思います。

○阿部（眞）副委員長 小倉子育て支援課長。

○小倉健康福祉部子育て支援課長 こちらは委託ということではなくて、それぞれの団体の方たちが、その活動を行うための助成金ということで、助成金の交付を市がしている内容になります。

以上です。

○阿部（眞）副委員長 阿部委員。

○阿部（か）委員 ありがとうございます。

新しく立ち上げた5カ所については、どの辺のところにできておりますかわかりますでしょうか。

○阿部（眞）副委員長 小倉子育て支援課長。

○小倉健康福祉部子育て支援課長 平成29年度から平成30年度に新しく活動されている団体ということで、②の表の3つ目から下が新しい活動団体になりますが、まず、牛生町子供会については第三小学校の学区になります。それから、浦戸桂島復興連絡協議会につきましては、マリゲートですとか、浦戸を会場に活動していることになりますが、こちらは学区ということは、特に問いませんで、全学区のお子さんに声がけをして活動している団体になります。それから、塩釜ライオンズクラブにつきましては月見ヶ丘小学校、それから虹のこどもカフェは第一小学校、子ども食堂SANTAについては第三小学校の学区で活動しているものになります。

以上です。

○阿部（眞）副委員長 阿部委員。

○阿部（か）委員 ありがとうございます。

本当に市内、適材適所といいますか、各学校ごとのところに、こういった居場所をつくるということも、とても大事なことですので、今、ちょっと安心いたしました。それぞれ、子供たちが大いに利用して楽しんでいただければと思います。

それで、次にわくわく遊び隊の件なんですけれども、これは全市内の6校のPTAの運営委員会が主体となってやっている。そして、指導講師の方をお願いしているようなんですけれども、どんな方が指導講師になられているのでしょうか。お尋ねいたします。

○阿部（眞）副委員長 伊藤生涯学習課長。

○伊藤教育委員会教育部所外学習課長兼生涯学習センター館長 わくわく遊び隊についてお答えいたします。

主なものをご紹介します。体育協会とか、あと塩釜FC、サッカークラブですね。そちらとか、あと地元の体操の先生とか、そういった形でスポーツにたけた方々をお願いしているということもありますし、あともう一つは、美術館の指定管理者に伝承遊び、そういったものも一つの指導講師となってやっていただいているというふうな部分もございます。

以上でございます。

○阿部（眞）副委員長 阿部委員。

○阿部（か）委員 ありがとうございます。

すばらしい方たちのお力をもって、地域の子供たちが健やかに育ちますように。大変ありがとうございました。

それでは次に参ります。208ページをお願いいたします。同じく資料No.10です。

浦戸振興事業というところで、ちょっとお聞きしたいと思います。地域おこし協力隊活用事業というのがございます。これは、国からの、国の制度としてできた制度であって、活用しているということなんですけれども、決算ですので、ちょっと決算額を見てみますが、これは、国の制度なんです、国から来ている部分がちょっとないようなんですが、予算はどうなっておりますでしょうか。

○阿部（眞）副委員長 草野水産振興課長。

○草野産業環境部水産振興課長 地域おこし協力隊についてのお尋ねです。

委員のご指摘のとおり、この制度は、国の、総務省が地域の活性化のために取り組んでいる事業でございまして、全国で約5万人ぐらいいらっしゃるということだそうです。こちらに対しまして国の補助制度があるんですが、補助金ではなくて、特別交付税という形になります。具体的には、まず、隊員1人当たりの受け入れについて、国が400万円を上限とした特別交付税を交付する。あと、それに1団体当たりのその募集にかかわる経費ですね。これについても200万円を上限として特別交付税を交付するという形になります。ちなみに、本市の30年度決算、208ページにありますとおり458万3,000円ほどの所要経費がかかってございます。こちらは決算書の第2款のほうに溶け込んでおるんですが、財源としては、特別交付税ですので、一般税源という形で計上しているところでございます。

以上でございます。

○阿部（眞）副委員長 阿部委員。

○阿部（か）委員 わかりました。ありがとうございました。

それでは、地域おこし隊、今現在1名ということではなかなか、定着してほしいなど願っております

それでは、次に資料No.10の210ページをお願いいたします。

浦戸ステイ・ステーション運営事業ということで、決算額が1,835万円ということで出ております。これは委託事業になっておりますでしょうか。お尋ねいたします。

○阿部（眞）副委員長 村上浦戸振興課長。

○村上産業環境部浦戸振興課長 それではお答えさせていただきます。

浦戸ステイ・ステーションの運営に関しましては、委託事業ではなくて、浦戸振興課で、直営でやらせていただいております。

以上でございます。

○阿部（眞）副委員長 阿部委員。

○阿部（か）委員 そうしますと、直営ですか、これは。ああ、そうですか。これ、何かどこかのNPOか何かに委託というような話もちらっと聞いたことがあるんですけども、直営ということではよろしいんですね。

それで、この浦戸ステイ・ステーションの運営なんですが、予算がどういう形になっているかはちょっとわからないのでお聞きしたいんですけども、平成28年度が938万2,000円、平成29年度が1,115万2,000円というような運営経費になっているんですが、ここに来て1,800万円というのが出てきたんですが、この辺はちょっと教えていただきたいと思います。

○阿部（眞）副委員長 村上浦戸振興課長。

○村上産業環境部浦戸振興課長 それではお答えさせていただきます。

浦戸ステイ・ステーションにつきましては、平成27年12月にオープンしてございます。経費の部分、ほとんどとはいいませんけれども、ほぼほぼ報酬ということで、非常勤職員の報酬になっております。当初は、昼間だけの非常勤職員の配置でございましたが、これは協力隊の皆様のための施設でもございますので、24時間管理する人間が必要だということで、今現在は、各施設4名ずつ張りつけまして、昼間1人、夜1人ずつの体制で運営をしておりますので、そういった意味で人件費の、非常勤の報酬の部分が非常に伸びているということでございます。

以上でございます。

○阿部（眞）副委員長 阿部委員。

○阿部（か）委員 恐れ入ります。

それで、この今いらっしゃる協力隊の方1名ですけれども、このステイ・ステーションに寝泊まりしているんですか。

○阿部（眞）副委員長 村上浦戸振興課長。

○村上産業環境部浦戸振興課長 桂島のステイ・ステーションにつきましては、協力隊のOBの方が今ちょっと住むところがないということですので、ステイ・ステーションに住んでいただいて、それでノリの作業に従事していただいております。寒風沢に関しましては、協力隊の皆さん、お一人が刺し網ということで協力隊になっているんですけれども、ご夫婦でいらっしゃったものでしたので、ご夫婦では、ちょっとこのステイ・ステーションには入れませんので、ただ、寒風沢は公営住宅があいておりましたので、そちらに入らせていただいておりますので、今のところ、寝泊まりしている方は、寒風沢に関してはいらっしゃらないという状況でございます。

○阿部（眞）副委員長 阿部委員。

○阿部（か）委員 ありがとうございます。

いろいろと地域の事情がありまして、私も、今ふっと、災害公営住宅があいているはずだとちらっとかすめたんですが、お住まいになっていただいているということで、とても利用させていただいておりますね。

ただ、非常にその管理費が、やっぱりコストがかかっているという部分では、これはもうちょっと改善の余地があるのではないかと考えますので、いろいろなやり方があるんでしょうけれども、地域の島の方に、近くの方にいろいろ管理をお願いするとか、いろんなそういった方法もあるかと思っておりますけれども、その辺のお考えをお聞かせください。

○阿部（眞）副委員長 村上浦戸振興課長。

○村上産業環境部浦戸振興課長 我々としたしましても、当然、運営につきましては、いろいろな形態があるのではないかと、それを課内でいろいろ考えさせていただいております。地元の方々が受け皿とならないのかなというお話もちょうとはさせていただくんですが、言いわけに聞こえるかもしれませんが、ご高齢の方が多くて、こういったところの運営に携わるのは難しいというお話も聞こえてきますので、我々として、今後、その指定管理とか、業務委託とか、そういったことも含めて検討する中では、もうちょっと幅広く考えていく必要がある

のかなとは考えております。

以上でございます。

○阿部（眞）副委員長 阿部委員。

○阿部（か）委員 ありがとうございます。

ただ、この浦戸ステイ・ステーションでお食事を出したり、そういう部分は、また別としまして、普段、施設を管理する場合は鍵をあけ締めするとか、あるいはたまには窓をあけて空気を入れかえるとか、さまざまなあれはあるでしょうけれども、周りに島の方が住んでいらっしゃるわけなので、その辺はもうちょっと検討していただけたらいいのかなと思いますので、ぜひご検討いただければとお願いしておきます。

それでは、ちょっと資料No.10の125ページにお戻りいただきたいと思います。

防犯対策事業ということで、私も前に一般質問などで防犯カメラをつけてほしいということ、設置の取り組みに対してお願いいたしました。本塩釜駅前に設置するというので、いろいろと努力をしていただいております。塩竈には4つの駅がございます。やっぱり駅というのは、たくさんの不特定多数の方たちが乗りおりするというので、やはり駅に設置というのは、まず最優先であろうかと思っております。

もう一つは、市民の皆さんからお願いされていた部分でしたが、通学路の安全安心のために、まちの死角といったところをよく見てほしいという答えがございました。というのは、非常に景観として、私はすばらしいと思うんですが、神社の通りですね。足元灯というか、とてもいいんですが、実は、皆さん歩いてみてください。真っ暗になりますと、足元は光があるんですけども、すれ違う人の顔が見えないんですね、ほとんど。ある方から、「孫を塾のお迎えで歩いているので、阿部さん、怖いのよ」と。すれ違う寸前までどなたかわからないんだと。そういったことも、孫をやっぱり1人で往復させられないということで送り迎えしているんですという声も聞こえておりました。これは、全国的に見まして、さまざまな子供の事件やいろいろな事件に関しては、防犯カメラで解決している部分がたくさんございます。ですから、やはりその辺は、まちの安心安全というところで、もう少しこの設置状況というのを進めていただきたい。何かというと、何かプライバシー云々と言いますけれども、今、プライバシー、道路を歩いていてほとんどの、おうちの中でしたら別ですけども、もうちょっとその辺は、柔軟に考えていただかないと犯罪は防げないですし、まちの安全安心というのは得られないということも考えていただければと思うんですが、その辺のお考えをお聞かせください。

○阿部（眞）副委員長 尾形市民安全課長。

○尾形市民総務部市民安全課長 お答えいたします。

防犯カメラにつきましては、先ほど、委員がおっしゃったとおり、今年度につきましては、本塩釜駅と西塩釜駅に重点的につけてまいりたいと考えております。それで、駅にということだったんですけれども、今のところ、東塩釜駅や本塩釜駅の駐輪場、塩釜駅の駐輪場ということで、駐輪場に関しては、先行的に、駅にはつけているんですけれども、駅の、例えば、乗りおりとかそういった部分については、まだ不完全な部分もございますので、そのあたりにつきましては、警察等々の協力や情報もいただきながら、あとは、地域安全まちづくり会議というものも行っておりますので、そういった中で設置箇所については、今後も検討していくとともに、子供たちの安全という部分では、やっぱり市内でも昨年度で16件の不審者が出ているような状況にもございますので、将来的に、そういった部分にもカメラ等が普及してというか、市でも設置できればとは考えております。

以上でございます。

○阿部（眞）副委員長 阿部委員。

○阿部（か）委員 ありがとうございます。ぜひよろしくお願ひ申し上げます。

それでは、次に資料No.10の261ページをお願いいたします。

これはスクールガード・リーダー配置事業であります。決算額が77万5,000円という、これは県の支出金で賄っていると受け取ってよろしいのでしょうか。それで、塩竈市では、今2名のスクールガードリーダーの方を配置しているということは、私も存じ上げております。大変まじめな方たちで、一生懸命子供たちのことを見ていただいております。私はいつも感謝してお言葉を申し上げるんですけれども、いつも感じるのは、2名では足りないということですね。少なくとも東西南北、本当は学校区の中であと2名ぐらいは増員してほしいというのが願いなんです。この辺の決算の、この額を見ますと、果たしてあと2名プラスする余裕が塩竈市にはないのだろうかと思ってしまうんですが、その辺のお考えがありましたらお聞かせください。

○阿部（眞）副委員長 遠山学校教育課長。

○遠山教育委員会教育部学校教育課長 スクールガード・リーダー配置事業についてご質疑をいただきました。

委員がおっしゃるように、現在、2名の方に、市内を半分に分けて、それぞれ週2日、4時間ずつ勤務していただいているところでございます。しかし、お二人は、今、高齢ではあるん

ですけれども、週2日となっていますけれども、実は、ほぼ毎日回っていただいております。それが、できれば本当に2人ではなくて4名、さらにはもっとというところもありますので、県にさらに強く要望してまいりたいと思います。

以上でございます。

○阿部（眞）副委員長 阿部委員。

○阿部（か）委員 ありがとうございます。ぜひよろしく願いいたします。本当に真心で、一生懸命毎日のように回っていただいて、感謝しております。子供たちを見守ってもらっております。

こういった面で、私たちはきょう決算を見ました。少ない予算で、一生懸命、まちを守っている人、いろんな方がございます。これをもう少し見直して、つけるべきところに予算をつけてあげるといふようなこともとても大切かと思っておりますので、何とぞよろしく願い申し上げます。

これで質疑を終わります。ありがとうございました。

○阿部（眞）副委員長 土見大介委員。

○土見委員 それでは、続きまして私から質疑させていただきます。

ちょっと質疑の件数が多いので、さらっと。さらっとではないですね。しっかりとやりつつ、急いでやっていきたいなと思います。

資料は9番、10番、22番の3つを使わせていただきます。

まず、初めに資料No.10、これを中心に行っていきたいと思います。資料No.10の14ページ、母子保健事業から質疑をさせていただきたいと思います。

先日、パパ&ママクラスに参加してきました。そうしたら、そのときは、大分、参加人数が多かったようで、参加人数が多くて、隣町から人間をかりてきたよという話をうれしそうに保健師の方が語っていたのが印象的でしたが、ここの資料を見せていただきますと、実施回数12回で、参加者として64名、パパ・ママ含めて64名という、大体1回につき二、三家族ぐらいなんだと思うんですけれども、現状としては、この参加者というのはふえているのかどうか。ほかの事業も多々あるんですけれども、その傾向についてお伺いしたいと思います。

○阿部（眞）副委員長 櫻下健康推進課長。

○櫻下健康福祉部健康推進課長 パパ&ママクラスに参加いただきまして、ありがとうございます。平成30年度につきましては、大体、平均二、三組のご夫婦の方が参加していらっしゃる

たという状況でございます。ただ、先日、土見委員が参加されたときは、11組ほどの参加がありました。それは、今年度の話なんですけれども、ピチピチしおがまっ子育て相談会、今年度は、これも同時に開催することにいたしまして、例えば、先輩ママが赤ちゃんも連れてくる、その赤ちゃんを妊婦さんや新しくパパになる方がだっこするといった体験も交えて、今年度は、少し人数がふえてきているかなと考えている次第でございます。

○阿部（眞）副委員長 土見委員。

○土見委員 ありがとうございます。

ちょうど現状と課題のところ、参加者の減が課題であると書いてあったんですけれども、そのような相乗効果というのでしょうか、そういうものもあって参加者がふえている傾向にあるというのは非常にいいことかなと思いました。

参加してみても含めてなんですけれども、感じた点なんですけれども、やはり初めて、もしくは2回目、3回目などに保健所に行ったときに、いかに保健師の方と妊婦さん、もしくは配偶者の方がちゃんとコミュニケーションをとれるような環境づくりができるのかというのが、一つ子育てする側の安心ですとか、何かあったときの対応をとるためには必要なかなと感じておりました。その中で、課題のところを見ると、インターネットやSNSで気軽に相談できるツールがあるという話があります。確かにそのとおりだなと感じているんですけれども、現状としては、子育て支援アプリというのは、あるのは知っておりますが、双方向のコミュニケーションというのは、まだとれないような仕様になっていると考えておりますけれども、SNSなどを利用してと書いてあるんですけれども、ほかの自治体ではラインなどを使ってちゃんと双方向のコミュニケーションがとれるような事業を行っていらっしゃる場所もあります。特に私たちよりもさらに若い世代では、やはり電話よりもテキストベースの、もしくはスタンプなどを使ったコミュニケーションのほうが敷居が低いというか、話しやすいというような現状もあると思うんですけれども、その辺の導入などはお考えなのでしょうか。

○阿部（眞）副委員長 櫻下健康推進課長。

○櫻下健康福祉部健康推進課長 問い合わせのツール、双方向でのコミュニケーションがとれるようなツールを考えているかどうかというご質問でした。

現在は、まだアプリ、それからラインというようなものは用いておりますんで、今年度、母子保健アプリも導入したところなんですけれども、こちらからの情報発信という形になっております。ご質問などありましたときは、市のウェブサイトからお問い合わせですとか、今、敷居が

高いとおっしゃいましたが、電話でのお問い合わせで、離乳食のつくり方とかミルクのつくり方とかそういったものもお問い合わせはいただいているところですが、新たなツールにつきましては今後の課題と考えております。

○阿部（眞）副委員長 土見委員。

○土見委員 ありがとうございます。

あと、保健師の方とのコミュニケーションもそうなんですけれども、既にやられているという話だったので、ここは特に突っ込みませんけれども、参加者同士、要するにママさん同士とか、パパさん同士があるかどうかはちょっとなかなかわからない部分もあるんですけれども、そういうところの横のつながりというのも積極的に進めていただけたらいいなと思って、次の質疑に行きたいと思います。

資料No.10の43ページ、塩竈アフタースクール事業です。ここでは、Shiogama子どもほっとスペースづくり支援プログラムの質疑をさせていただきます。

この事業、非常に、私自身もいい事業だなと思って、応援したいという気持ちがあるんですけれども、今回、今期の事業の実績としては、資料No.22の168ページも見ながらなんですけれども、7事業者、59回、747人参加しましたと書いてあります。さまざまな事業者の方々に、実際に実施している方々にお話を聞くと、やはり経営というか、運営が大変ですよという話をよく耳にします。その中で、ことしと同様の実績が出せるのかというのは若干不安なところもあったりとか、あとは、第二小学校とか、杉の入小学校がちょっと弱いところも現状としてはあると思います。その中で、現状と課題のところを見ていくと、各小学校区に配置したいということが書いてあるんですけれども、目標としては、もちろん各小学校区というのはあるんだと思うんですが、事業の内容としても食堂があったり、遊びのものがあったり、学習があったりと、さまざまある中で、理想としては、各小学校区にそれぞれ幾つぐらいずつというか、どのような形で配備したいと考えていらっしゃるのでしょうか。

○阿部（眞）副委員長 小倉子育て支援課長。

○小倉健康福祉部子育て支援課長 Shiogama子どもほっとスペースづくり支援プログラムにご質疑をいただきました。

昨年度は7団体が活動しておりますが、今年度につきましては、今現在、助成金を交付している団体につきましては2団体あります。えざるプロジェクトと、それから塩釜ライオンズクラブの子ども食堂になります。そのほかに、助成金を交付していませんけれども、がまっこぷ

れ一ぱーくは不定期ですけれども活動しているということを聞いております。また今後、まだ助成金の交付はしていないけれども、今後、活動したいというご相談を受けている団体も幾つかありますので、今後、連携をとりながら、活動は支援していきたいと考えております。

そして、今後、学区にどれくらいあるといいのかということになりますけれども、できれば学区に最低1団体は必要なのかなということは考えておりますが、今現在、活動しているのは二、三団体というところになりますので、新たな発掘というところもありますし、あとは第二小学校、杉の入小学校がちょっと弱いかなというお話がありましたけれども、実は、児童館で子ども食堂の活動に取り組んでおります。また、杉の入小学区には、ほっとスペースの枠組みではありませんけれども、子ども食堂を立ち上げて、大分、長いこと活動されている団体もございまして、ほっとスペースに限らず、子供の居場所づくりということで、それぞれの団体と連携しながら取り組んでいきたいということを考えております。

以上になります。

○阿部（眞）副委員長 土見委員。

○土見委員 ありがとうございます。

ほかのところの、この事業の範囲の外の事業団体のことまでご紹介いただきましてありがとうございます。

最後に、ここの部分で聞きたいんですけれども、現況と課題のところ、団体等の活動が安定的に継続していける仕組みづくりが必要なんですという形であるんですけれども、実際の事業者たちにアンケートをとったりとかはしているんだと思うんですが、どのような点が、今一番大きな課題と認識されていますか。

○阿部（眞）副委員長 小倉子育て支援課長。

○小倉健康福祉部子育て支援課長 アンケート調査などから、団体の方たちから、活動する仲間づくりが、なかなか難しいというところを聞いております。活動するのにお手伝いしていただける方もですし、それから、中心となって、リーダーとなって活動していく方というのも、なかなか忙しかったりということで、そういう中心となる方が続けていかないと、その団体の活動も続かないというところで、リーダーとなる方、また、その周辺でお手伝いをしていただける方、運営にかかわる方の担い手というところが難しいのかなと思います。そういったところ、それぞれの団体がお困りのことを、市としても協力できることがあるかどうかをお聞きしながら、一緒に取り組んでいきたいということを考えております。

○阿部（眞）副委員長 土見委員。

○土見委員 ありがとうございます。

そうですね、なかなか担い手不足というのは、それこそ市内のいろんな団体においても非常に問題、頭を抱える部分であると思いますけれども、できれば、各小学校区の中にカフェ、もしくは遊び場、学習の場、子供たちがさまざま選択できるような多くの事業団体がそれぞれ活動できるというのが理想だと思しますので、それに向けて頑張っていたらなと思っております。

次に、同じ資料No.10の56、57ページですね。成人保健事業。あとはその後にも保健事業や健診など続くんですけども、そこら辺をまとめて、確認の点だけちょっと質疑をさせていただきます。

先ほど、志賀委員からもクーポン券、大腸がんの健診の件で、受診率が、大分、低いんじゃないかというお話があったと思うんですけども、ここで確認なんですけれども、受診率が低い理由として考えられるものが幾つかあるのかなと考えているんですが、この健診というものは自治体で受けなくても、企業で受けるという可能性ももちろんあると思うんですけども、そのあたりというのは、どの程度いると推定しているというか、考えていらっしゃるのでしょうか。

○阿部（眞）副委員長 櫻下健康推進課長。

○櫻下健康福祉部健康推進課長 クーポン券に関しての全体的な、こちら、私どもは申し込みがあった方についてを、まずは対象者ということで、母数に考えてございます。ですので、申し込みがあった方、そして受けた方で受診率を出しているんですけども、会社で受ける方の中にはいらっしゃるということは把握しておりますが、どれくらいの割合かということとはちょっと、今現在、把握していない状況にございます。

○阿部（眞）副委員長 土見委員。

○土見委員 ありがとうございます。

ちなみに、済みません、前提なんですけれども、この健（検）診事業の対象者というのは国保の方々でしたか。

○阿部（眞）副委員長 櫻下健康推進課長。

○櫻下健康福祉部健康推進課長 国保は特定健診ですので、こちらには記載はしてございません。

○阿部（眞）副委員長 土見委員。

○土見委員 ありがとうございます。

この健（検）診、予防医療というか、この点の受診率の向上というのは、非常にどこの自治体さんも苦労されている点だと思うんですけども、実際にクーポン券を送付して受診してくださった方々というのも少なからずいらっしゃる、10%までいかないのかもしれませんがいらっしゃるんですけども、そういう方にアンケートとかでとってみたりとかというのはされているんでしょうか、受診率向上に向けた。

○阿部（眞）副委員長 櫻下健康推進課長。

○櫻下健康福祉部健康推進課長 クーポンを使って受けていただいた方に対するアンケートは現在、行っておりません。

○阿部（眞）副委員長 土見委員。

○土見委員 ありがとうございます。

なかなか健診の受診率向上というのは難しいこともあると思うんですけども、がんもそうなんですけれども、例えば、腎臓関係の疾患を受けてしまって透析などになってしまえば、もちろん医療費もかかるんですけども、そのご本人の、もしくはご家族のQOLという部分でも大分低下してしまう大きな問題になると思いますので、ぜひ取っかかりできそうなところから、何とかきっかけを見つけて受診率の向上というのをはかっていたらなと思っています。

次、同じ資料No.10の86、87ページから質疑をさせていただきます。地域支援事業……

○阿部（眞）副委員長 土見委員、特別会計ですね。

○土見委員 そうだ、失礼いたしました。特別ですね。ありがとうございます。

では、資料No.10の146ページ、塩竈水産品 I C T化事業から質疑をさせていただきます。

今回のこの塩竈水産品 I C T化事業、交付金の関係か、名前に「I C T」とついているので、ちょっとややこしくなってしまうのかもしれませんが、メインとしては、この販路の拡大というのが一番大きな肝だというふうに考えております。その中で、先ほど、先般、いろんな委員からも質疑があったので、重複は避けたいと思うんですけども、何点か確認したいんですが、データベースづくりのところで一つ確認させていただきたいと思います。

このデータベースづくり、そのデータの登録というのは、非常に難しいというか、手間というか、今まで全くやってこなかったものを、新しく機械や技術やテクニックを導入してやらなければいけないというのは、今の事業者たちにとっては、非常に面倒くさいものでもあり、手

間であるというふうに感じております。今回予算を、いただいた資料No.22の207ページを見せていただきますと、データベース運営費として200万円が計上されていると思います。あとは、その下のほうを見ていくと事務費等ということで140万円というものもあるんですけれども、この辺りを使ってデータベース、もしくは商品の更新というのをしていくのかなと考えているんですけれども、実際問題として、多分、事業者たちにお任せしては、ほとんど更新というのは、難しいのかなと考えていく中で、その専属の人でもつけて、その人が積極的にやっていかなければいけないんじゃないかなと考えておるんですけれども、実際には、どのような形で商品の更新、もしくは新しい新規開拓というのをしていくのでしょうか。この登録事業者数の増加と商品数の増加というのを、どのように図っていくのかということです。

○阿部（眞）副委員長 高橋商工港湾課長。

○高橋産業環境部商工港湾課長 お答えいたします。

まず、事業者数ですけれども、いろんな、例えば、セミナーとかそういうところに出たいただいた方に、まず登録のお願いはしております。あと、商談会に出たりする方、そちらについても今まで登録されていなかった方については、登録を促しているところでございます。

あと、商品の登録につきましては、基本的には、事業者の皆様がそれぞれ新しい商品を登録するということになっておりますが、皆様それぞれしているようなんですけれども、事務局でもお手伝いをさせていただきながら登録を進めているというところでございます。

以上でございます。

○阿部（眞）副委員長 土見委員。

○土見委員 ありがとうございます。

サイトも拝見させていただいたんですけれども、それこそ写真の撮り方一つから始まり、必要な登録項目、必要な情報を、ほとんど、例えば、登録せずに、お店の名前と電話番号とだけとかというところもあつたりと、なかなかその商品をしっかり登録して、このサイトとして、データベースとして使うというには、まだちょっと難があるのかなと考えているんですけれども、データベースがある程度、ちゃんとそろわないと活用が難しいとは考えているんですが、その点についてどのように今後改善していくと考えているのでしょうか。

○阿部（眞）副委員長 高橋商工港湾課長。

○高橋産業環境部商工港湾課長 商品数は、まだまだ登録が必要かなと思っております。こちらにつきましては、まずこのサイトにつきましては、例えば、商談会におきましてタブレットを

持ち込んで、塩釜の水産商品を集めたサイトですので、そういうところからサイトのPRはもちろんですけれども、商談の中でサイトの中の商品を紹介していくというものでご紹介させていただいているということで、引き続き登録につきましては、事業者の皆様をお願いをしていきたいと思っております。

以上でございます。

○阿部（眞）副委員長 土見委員。

○土見委員 では、こちらの市側というか、塩竈水産品協議会としては、特段、情報の更新、もしくは登録数の増加というところに関しては、今までとは、変わった働きかけはしていかないという形でよろしいでしょうか。

○阿部（眞）副委員長 高橋商工港湾課長。

○高橋産業環境部商工港湾課長 商品の登録につきましては、引き続きお願いしていきたいというところと、あと、今は、海外の商談会等にも参加しておりますので、先ほどの、こちらの創成交付金の執行見込み等にも書いてありますけれども、例えば、ちょっとまだトップページで英語化がされていないので、今年度は英語化をしながら、海外での商談会にも活用していきたいというのと、あともう一つが、こちらの予算の中で、例えば、メールマガジンでその商品を、1回のメールマガジンにつき2から4商品の紹介をさせていただくことでサイトの閲覧に結びつくというような取り組みもさせていただいております。

以上でございます。

○阿部（眞）副委員長 土見委員。

○土見委員 ちょっと困ってしまうところでもあるんですけれども、なかなか、もし海外に展開していくというところを考えたときに、それぞれの大きな会社であれば、自社のサイトというものも持っていて、そこに商品が全部載っているというのが現状だと考えています。そのサイトと比べて、こっちがどういうふうに優位なのかというところは、多分、今のところ、ちょっと見えない状況なのかなと。もしあるとすれば、今まで海外に行けるような、ある程度、小さな事業者の商品を外に引っ張り出していく、もしくは宮城県を超えて日本の各地に持っていくというところには、ちょっと優位なツールなのかなとは考えていたんですけれども、登録がうまくいかないという状況であるならば、そこもちょっと難しいのかなと考えていますので、ぜひ登録にふなれな事業者に対しても、しっかり見栄えのいい写真と内容のそろった情報を載せられるように、レクチャーというかお手伝いをしていくのが必要なのかなと考えています。

ちょっと次に行かせていただきます。

同じ資料No.10の187ページです。塩竈市観光振興ビジョン推進事業についてお伺いたします。

この事業の中で、それこそ、人口ビジョンの作成シームを含めて、さまざま取り組みを、今後も継続し続けていращやることは、既に確認させていただいております。今行っている事業を見ていくと、勉強会ですとか、どちらかというとおもてなしをする側の方々が、まずはその技術であつたりとか、地域の魅力をもう一回再認識したりとかというところに力を入れているような印象を受けているんですけれども、その一方で、今でも既にお客さんとして来ている観光客の方とか一般の方がいращやったりとか、あとは課題のところを書いてありますシビックプライドの醸成を図るということを考えていくと、もちろんサービスを提供する側もそうなんです、受ける側であつたりとか、市民の方のシビックプライドというか、機運というものも同時に、ある程度、温めていく必要があるのかなということで、外に対するアピールの事業というのが、まだまだちょっと少ないのかなと考えております。実際に、この振興ビジョンのチームの方々ともちょっと話をしたりとかしたこともあつたんですが、例えば、本町の中に、今ここにしおナビ i - s h o p のフラッグがあると思うんですけれども、このような形のフラッグを、例えば、本町にばあつと全店舗につけてウェルカム感を出してみるとか、そのような小さなことからでいいと思うんですけれども、何かやっているぞというような雰囲気だったりとか、あとは小さな成功というのを少しずつ積み重ねていくことというのをシビックプライドの醸成には、結構、重要なことなのかなと思うんですけれども、対外的なPRないし活動としては、今後、どのようなことを考えていращやるんでしょうか。

○阿部（眞）副委員長 吉岡観光交流課長。

○吉岡産業環境部観光交流課長 塩竈市観光振興ビジョン推進事業の件でご質疑をいただきました。

今、委員からおっしゃっていただいたとおりに、平成30年度はビジョンを策定して1年目ということもありましたので、受け入れる側の気持ちの醸成を図るとか整えるということに重点を置かせていただきました。それも、しかもビジョンの中では、観光の拠点が鹽竈神社と門前町、あとは新浜町の市場周辺、あとはマリゲートからのベイエリア、あと浦戸と4つの拠点があるといった中で、やっぱりメインが門前町、鹽竈神社付近だろうということで、そこから力を入れさせていただきました。その結果が、今おっしゃっていただいた i - s h o p という形の受け入れになったんですけれども、なかなか一回に、どうしても、何でしょう、メンバー

の方も普段働いているということもあってちょっと進んでいないのも、これ以上ちょっとペースが速くできなかったのは事実であります。ただ、そうはいつでも外に対することもやっぱり大事であるというのは認識していますので、その辺は、ことしは浦戸方面にも力を入れようということでやっていますけれども、それと並行して、今おっしゃられたようなことをメンバーと一緒に考えていきたいなと思います。

○阿部（眞）副委員長 土見委員。

○土見委員 ありがとうございます。

今、おもてなし側に立っている方々のほかにも地元で事業をされている方というのはいらっしやると思って、外向きの活動をして、それがお客さんであったり観光客を通して事業者のほうに戻ってくることで、ああ、僕も参加してみようかなという方も出てくるといいますので、ぜひ、それぞれ働かれています中で活動ということで、時間がないのは、もちろん重々承知しているんですけれども、少しずつ外向きにも、外向きというか、まちの中向きですかね、にも活動を広げていっていただけたらよりいいものになるんじゃないかなと考えております。

次にまた移らせていただきます。同じ資料No.10の197ページですね。再資源化対策事業です。

ちょっとここがわからないので教えていただきたいんですけれども、このところでは決算額1億4,452万円というものがかけられているわけなんですけれども、ここで、リサイクルをすることによって、資源ごみを売却することで、その利益というのも、多分出てくると思うんですが、その利益というのは、資料No.9の50ページに書いてある資源物払下料というものでよろしかったでしょうか。

○阿部（眞）副委員長 木村環境課長。

○木村産業環境部次長兼環境課長 資料No.9の50ページをごらんいただきたいと思いますが、まず、この資源物を売り払うことによって生じた利益、利益というか収入ですね、その部分が資源物払下料になります。こちらには中倉で発生した鉄くずですとか、あと市役所から出た紙類、そういった部分の売り払い料ということになります。その2つ上に有償入札拠出金とございます。こちらはペットボトルに係る売り払いということで、これが428万9,037円。あと、その4つ上になりますが、これが再商品合理化拠出金と言われるもので、プラスチック製容器包装、こちらの売り払いの部分になります。平成30年度につきましては4万7,921円となっております。あと、50ページの一番下から6番目、使用済小型電子機器等売払い料2万88円、こちらがございますけれども、これは家庭用小型電子機器を売り払いした分の収入ということになります。

以上でございます。

○阿部（眞）副委員長 土見委員。

○土見委員 ありがとうございます。

とすると、平成30年度としては、ざっくりと言った場合、リサイクルで得た収入というのはおおよそ1,500万円ぐらいという形と考えてよろしかったでしょうか。

○阿部（眞）副委員長 木村環境課長。

○木村産業環境部次長兼環境課長 資料No.10でいいますと、決算額の財源の内訳というところで、197ページの決算額の財源の内訳というところ、その他の部分に1,481万4,000円、これが再資源化に係る収入の総額になります。

以上です。

○阿部（眞）副委員長 土見委員。

○土見委員 ありがとうございます。

とすると、この価格というのは、毎年変わってくるのかなと考えております。その時々の時価というものがあると思うんですけれども、あとちょっと1点、実際にこういうリサイクルしたものをどれくらいの価格で売れるのかなというのを調べてみた結果があったんですけれども、例えば、古紙。一番、塩竈でたくさん出ている段ボール2,516トンというところを、段ボールで調べてみました。古紙再生促進センターなどのホームページから見てきた単価なんですけれども、そこら辺の単価ですと1トン当たり大体1万5,000円以上という価格で書いてあって、今回計算すると、この段ボールだけでも3,700万円ぐらいの価格になるような感じがするんですけれども、塩竈市として、このリサイクルで得た収入は1,481万円ということで、大分、安いような気がするんですけれども、ここら辺は、どのような形で値段はつけているんでしょうか。

○阿部（眞）副委員長 木村環境課長。

○木村産業環境部次長兼環境課長 まず資料No.10の197ページにあります段ボールの2,516トンでございますが、実際には、市で収集した分と市内の事業所から出された段ボールの量が合計されて出ているところでございます。次の199ページのところにも出てきているんですけれども、下のフローシートの図で、右側のほうに総資源化4,897トン、その下に直接資源化2,435トンとございます。この2,435トンの中に、事業所から集めた段ボール分の量というものが入っております。実際に、何と申しますか、市で段ボールを売り払いした場合には、平成30年度は段ボール1キログラム当たり3円ということで売り払いをしているところでございます。

以上です。

○阿部（眞）副委員長 土見委員。

○土見委員 ありがとうございます。

何となくわかりました。あと、これはもう数字上の話になってしまうんですが、今回、決算額の内訳ということで、一般財源とその他、リサイクルの収入ということで、この事業の費用を出しているわけなんですけれども、ちょっと思ったのは、今、リサイクル率がまだ21%程度で、もっと、今後、リサイクルを進めていきたいというような話があります。その中で、リサイクルをした成果というのを、市民の方々に見てもらうというのは必要なことなんじゃないのかなと。例えば、今回、皆さんのおかげで1,500万円という予算が生まれました。これを、例えば、小学校の備品の整備に使わせていただきますとか、そういう形で見える形にすると、リサイクル率というのも小、中学校からかもしれないですけれども、どんどん進んでいくのかなと。ということで、予算の、本当に数字の問題ではあると思うんですけれども、そういう形でやっていったら、リサイクル率というのは、少しは向上するのかなと考えているんですけれども、いかがでしょうか。

○阿部（眞）副委員長 佐藤産業環境部長。

○佐藤産業環境部長 そうですね、現在の決算の中身としまして、今、担当課長がご説明いたしましたように、この事業費の中の一部に充当させていただいているというのが現状です。ただ、今、いただきましたのは、アドバイスと捉えさせていただきまして、また、財政側ともいろいろご相談させていただきながら、検討させていただきたいと思います。ありがとうございます。

○阿部（眞）副委員長 土見委員。

○土見委員 ありがとうございます。

教育関係も予算がもっとたくさんあったらいいなと思うので、ぜひ、というのは冗談ですが、次の質疑に移らせていただきます。同じ資料No.10の283ページです。文化財保護事業です。

ここの中にさまざまな文化財、もしくは、その伝統芸能などの保存・保護、もしくは、その学習、あとは勝画楼の話も書いてあるんですけれども、勝画楼については、活用というのをしっかりしていこうということがうたってあるんですけれども、その他の事業については、なかなかその活用というところまでが書かれていないように受けます。書かれているとしても、収集・保存・管理・展示というところまでだと考えているんですけれども、この事業の中で、さまざま、しおがま何でも体感団とか、まちづくり学習事業など、学校などを通して触れる機会

というのはあるものの、そこで、いいな、きょうおもしろいな思った後に、次に市民が起こすアクションというのが、なかなか、またハードルが、また高くなってしまふのかなというふうに感じておって、ここまでは知るという段階だと思います。その先の、生かして自分の生活なりに落とし込んでいくというところがあって初めて、その文化財は生きたものとして保護することができると思うんですが、ここら辺の事業についてはどのようにお考えでしょうか。

○阿部（眞）副委員長 伊藤生涯学習課長。

○伊藤教育委員会教育部生涯学習課長兼生涯学習センター館長 文化財の関係についてお答え申し上げます。

文化財については、確かに土見委員がおっしゃるように、我々もいろいろ取り組んではおるんですが、では、市民がどのように使っていただけるかと、市民にどういふふう周知していくかというのが、我々が取り組んでいて一番の最大の課題となっております。ただ、一つは文化の港シオーモとかそういったもので、ホームページ等でいろいろ紹介しながら、その文化財、新たに文化財指定されたものを追加等々しながら、市民に知っていただくと。まず知っていただくことが最初ですので、それを踏まえて、それを活用して、我々もどういふふう市民に見ていただくか、または、触っていただくかというものを検討していくのが我々の課題かと思っています。それがしおがま何でも体感団であったり、または塩竈学まちづくり学習事業、塩竈学問所講座だったり、そういった部分の事業と考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○阿部（眞）副委員長 土見委員。

○土見委員 ありがとうございます。

文化の港シオーモということで、さまざまなデータをアーカイブしているのは存じ上げておりますので、ぜひ、そのシオーモに接する機会というの、たくさんまち、生活の中でふやしていけると、より生きたデータとなるのかなと思ひました。

次に移らせていただきます。同じ資料No.10の288ページ、塩竈市スポーツ振興事業です。

今回、この目的としては、生涯スポーツの普及と推進を図るということで、今回、事業としてはスポーツ玉入れを行っていますという話があります。予算も50万円ということで、これくらいなのかなと考えていたんですけれども、ちょっといろいろ調べていく中で、この塩竈市スポーツ振興事業の補助金ということで、塩釜市体育協会が主体なのかな、塩竈市総合体育大会というのが、実施されているというのが、見つけることができました。塩釜市体育協会の情報

紙を見てみると、それこそ小、中学生の体育、スポーツから始まり、高齢者の協議まで、さまざまなものを行っている。実は、市長もおっしゃっているような健康寿命の延伸ということを考えていくときに、このような事業をもっとPRしていくということが必要だと思っております。もちろん玉入れもいいんですけども、このスポーツ体育大会のようなものをどんどん市民の方々に知ってもらって、広めていくというのも一つ大きな必要な事業になるのではないかなと考えているんですけども、その点についてはいかがでしょうか。

○阿部（眞）副委員長 伊藤生涯学習課長。

○伊藤教育委員会教育部生涯学習課長兼生涯学習センター館長 塩竈市総合体育大会につきましては、塩釜市体育協会に加盟する24団体のうち15団体が、毎年初夏から冬場にかけてやっています。先ほどの情報誌というのは、多分、「体協ニュース」ということかと思うんですが、体協ニュースについては、2カ月に1回、体育協会で作っているものでして、それで広報している部分かと思えます。ただ、我々も一応47万円ほど体育協会を通して助成させていただいているという部分がございます。ただ、今、土見委員がおっしゃるようなお金だけの問題じゃなくてということですので、我々もぜひ、その体育協会の単位協会という形、加盟単位協会というんですが、そのそれぞれのスポーツ振興の結果とかなんとか、もしくはこういう事業やるよというのを積極的に広報等、またはホームページ等で紹介するというような部分については、今後とも力を入れていきたいと思っております。よろしくお願いします。

○阿部（眞）副委員長 土見委員。

○土見委員 ありがとうございます。

そうですね、もちろん塩釜市体育協会に委託をしてこういう事業を行っているというのもあるので、もちろん体育協会、もしくは塩竈の事業のため、そして加盟している団体のためであり、市民のためにもなると思えますので、ぜひ積極的に活動、アピールというのをさせていただけたらと思います。

次に移りたいと思います。同じ資料No.10の300ページですね。広報広聴事業についてです。

いろいろと広報に載せてとか、という話をしていく中で、若干、恐縮な部分もあるんですけども、最近、広報、大分変わってきたのかなと思っております。というのは、いろんな情報が載ったり、コラムが載ったりと、いい方向に移っているのかなと感じております。それと同時に、さまざま各部局でも情報紙というか、情報の紙を出してみたりですとか、ホームページ、あとはフェイスブックなどのSNS、インスタグラムも最近始めて、随分アクティブにやられ

ていると思うんですけれども、さまざまな媒体での広報活動というのが随分活発に行われているという印象を受けました。非常にいいなと好印象で受けとめているんですけれども、次の段階として考えることは、今、いろんな情報がばっと出ているという状況になっていると考えております。まちなかもそうなんですけれども、今度は、情報をどういう形で取捨選択していくかというのが課題になるのかなと。塩竈から出している情報も、非常に内容としては、さまざまおもしろいんですけれども、ボリュームが多かったりして、受け手側としては、とりこぼしてしまう部分も結構あるのかなと考えております。その中で、今後、よりよい塩竈の広報紙の紙面をつくっていく、もしくはSNSやほかの媒体も通して、必要な人に、必要なときに、必要な情報が行くようにするというのを考えていかなければいけないのかなと考えているんですけれども、一つ広報紙を例にとると、広報紙を改善するために、広報アドバイザーの委嘱なども行っていると考えているんですけれども、現在、その広報紙のアドバイザーの方、もしくは広報に関するアンケート調査というのはいかなるような結果になっているのでしょうか。

○阿部（眞）副委員長 末永政策課長。

○末永市民総務部政策課長 お答えいたします。

まずは、前段お話しいただきました各種の情報ですね。塩竈市、今、広報に一生懸命取り組んでおまして、うちの職員がSNS、フェイスブックですとか、SNSを積極的に使いながら情報をどんどん発信している、きれいな写真なんかを配信している、そういったところの努力を、今しているところでございます。広報紙に関しましても、なるべくカラーの状態の情報を出したいというところで、表紙を積極的にカラーにしたりですとか、あとはPDFの状態ですと全ページカラーの状態でもホームページも見られるようになっております。

ご質疑の部分でございます。広報アドバイザーに関しましては、市民の方々に広く公募しまして、こちらに記載のとおり5名の方を委嘱させていただいて、毎月の広報の感想等をいただいております。それを広報紙面づくりにフィードバックするように、我々としては努力しているところでございます。

あと、アンケートについてでございます。アンケートにつきましては、実は、昨年実施しました。たしか総務教育常任委員協議会でもご報告はしたのかなと思うんですけれども、紙面づくりの中でこういったところに工夫していったらいいのかですとか、わかりやすさ、わかりにくさ、そういった部分を情報として、市民の方々からご意見をいただきまして、こちらを活用していきたいと考えております。

以上でございます。

○阿部（眞）副委員長 土見委員。

○土見委員 ありがとうございます。

ぜひ広報に関するアンケートのあたり、私たちも議会の議会報というのをつくっているんですけども、それもより読みやすいような議会報づくりというところの参考にさせていただきたいと思うので、もし機会がありましたら、ぜひご教授いただければと思います。

あと、SNSなり、インターネットを使った情報、発信媒体としてさまざま使われているんですけども、そのおかげで僕たちもリアルタイムで市の情報というのが得られるようになりました。非常に恩恵を受けていいと感じるのと同時に、例えば、今週末さまざまなイベントが市内で行われる予定でしたけれども、台風で中止になりましたというのは、SNSではさまざま出ているんですけども、今度はSNSなどを使えない方々に対して、リアルタイムな情報発信というのはどのようにしていく必要があるんだろうかということを考えなければいけないと考えているんですけども、この点については、今後、どのように行っていくお考えでしょうか。

○阿部（眞）副委員長 末永政策課長。

○末永市民総務部政策課長 お答えいたします。

それは非常に難しく、今後のテーマだというように、我々も捉えております。そのとおりでございます。例えば、我々、私は若くはないんですけども、若い方々がスマートフォンを持っていつでも情報を得ることができる。一方で、スマートフォンを一切使っていない方々もたくさんいらっしゃる。そういった方々が情報弱者といいますか、情報を得られない状況になっている部分というのが、多々あるのかなと思っていました。市内でイベントをやるときに、こういったイベントあったか、実は、きょうやっていたんだとかそういった声も聞いたと、何回か聞いております。そういった中で、政策課として、ちょっといろいろ議論している中では、例えば、公共スペース等に、例えば、こういった行事が近々ありますよとか、イベントに限らず、例えば、会議でもいいと思いますけれども、そういったものを、例えば、物理的な意味での告知みたいな、そういった工夫も必要なんじゃないかなんていう話も出ておりました。実際にこれをいつやるかとかということころまでは、実は、話は煮詰まってははいないんですが、とにかくそういった方々に対しての情報を提供する場ですとか、機会みたいなものというのは、非常に我々も問題として捉えているところでございます。

以上でございます。

○阿部（眞）副委員長 土見委員。

○土見委員 ありがとうございます。

ぜひ、公共施設とか、病院の待合室とか、そういうところにホームページをディスプレイするような電子掲示板でも何でも構わないと思いますので、一般の方々がふらっと見られるようなものをつくっていただけたらいいのかなと思っています。

最後に、マリゲート塩釜について質疑をさせていただきます。資料No.22の209ページからになります。さまざま、委員から質疑があったので、私としては1点だけ質疑をさせていただきます。

マリゲート塩釜の管理としては、減資も済ませて、かつハローワークも3階に入るということで、経営の面としてはある程度安定してきた、先が見えるようになってきたのかなというふうに考えているのですけれども、逆に運営ということを考えてときに、もともとにぎわいを創出するなどの目的の達成というところに関しては、減資の話も、あとハローワークの話も、それだけでは好転するような条件にはなっていないのかなと考えております。その中で、現状、マリゲートのテナントというのは、非常にさまざまなジャンルのものがあったりとか、どうしてもターゲットが絞りが切れていないような印象を受けています。なので、私の質疑としては、現状、この決算、これまでの平成30年度の決算を見た上で、マリゲートというのは、これからどういう役割を担う必要があるのか、どのような店舗を今後配置していきたいのか。あくまで市側の希望となるので、それが実現するかどうかはちょっとわからないんですけれども、お考えをお聞かせいただけたらと思います。

○阿部（眞）副委員長 高橋商工港湾課長。

○高橋産業環境部商工港湾課長 土見委員のご質疑にお答えいたします。

まず、塩釜港復興開発といたしましては、減資が終わって、次に改善計画を立てましたけれども、それを実行に移す段階かなと考えております。今後、減資しましたので、黒字という決算になる見込みでございますけれども、そういうものを投資いたしまして、観光拠点施設として、さらなる活性化をさせていくべきではないかと考えております。ショッピングゾーンにつきましては、土見委員がおっしゃるとおり、今現在は、ちょっと統一性がないかなとは見えていますが、例えばですけれども、こちらの1階ショッピングゾーンのリニューアルを含めて一体感を持たせたものにするということは、大事なかなと考えております。あと、ちょっとき

のうもお話ししましたけれども、平日、主婦層をターゲットとした、例えば、ヨガとハーバリウムの試みですね。そちらにつきましては、例えば、ランチタイムとかティータイムを間に挟んだような、そのような取り組みになっていますので、まずその平日も楽しんでいただけるような、例えば、そのテナントさんとか、そのような形で今後もマリゲートの活性化を進めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○阿部（眞）副委員長 暫時休憩いたします。

再開は15時といたします。

午後2時44分 休憩

---

午後3時00分 再開

○小野委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。

浅野敏江委員。

○浅野委員 それでは、私からも平成30年度の決算の一般会計についてご質疑をいたします。主に資料No.10を使ってのご質問をさせていただきます。

まず初めに、22ページの児童虐待・DV防止スーパービジョン事業についてお伺いいたします。

なかなか、この児童虐待ということは、全国的にも、しばしばニュースに上がりまして、私たちの関心を引くところではありますが、本市におきましても、この22ページの施策の実績を見ましても、平成27・28・29年度とこの4年間、児童相談、また、虐待通報がなかなか減っておりません。この数字が主に延べ人数なのか、それとも一件一件個別の案件なのか、まずその点についてお聞きしたいと思っております。

○小野委員長 小倉子育て支援課長。

○小倉健康福祉部子育て支援課長 児童虐待・DV防止スーパービジョン事業の児童相談、家庭相談の実件数についてのご質疑をいただきました。

こちらの数は延べではなくて、221件だとか、109件ということですが、1家族というふうに1世帯と考えていただきまして、延べではございません。以上です。

○小野委員長 浅野委員。

○浅野委員 ありがとうございます。1年間の個別の案件となると、かなり大きな数字だなと思っております。

当然、今、児童虐待法がありまして、通報とか、相談とか、そういったことが表に出やすくなってきた数でもあると思いますが、毎年のように、このぐらいの数がありますけれども、これは毎年新しいのか、それとも、実は、昨年もあった事案を、また引き続きやっているという中身なのか、その辺の区別をお聞かせください。

○小野委員長 小倉子育て支援課長。

○小倉健康福祉部子育て支援課長 児童相談の221件についてですが、内訳としまして、新規の受け付け件数が122件、それから前年度から引き続きというところが99件という内訳になっております。以上です。

○小野委員長 浅野委員。

○浅野委員 ありがとうございます。トータル221件という状況で、なかなか一朝一夕で解決できる問題ではないと思いますが、この中で、特に児童相談所まで相談に行っている、また、児童相談所までこの案件を持たれている重篤な部分というのはどのぐらいあるんでしょうか。

○小野委員長 小倉子育て支援課長。

○小倉健康福祉部子育て支援課長 前のページの、20ページをごらんいただければと思います。家庭児童相談事業の3のところに施設入所及び中央児童相談所との連携という部分があります。そちらで、例えば、相談がありまして、なかなかご家庭で育てられないという場合に、まずは、一時保護ということになります。そのケースが、平成30年度につきましては6件ということになります。それから、相談の内容の中で、保護まではいきませんが、塩竈市の中でだけではなかなか解決できないという場合は、児童相談所にご協力をいただきまして、相談をしたりということは、やってございますが、その件数については、特にこちらは把握はしていないところですので。以上です。

○小野委員長 浅野委員。

○浅野委員 ありがとうございます。約21件、新規も含めてですけれども、そういった相談なんかで、今、言ったように児童相談所に送られたり、また、もっともっと深刻な状況になったりというものもあると思いますが、ほぼ全国的に見ましても、ほとんどの状況がそのままの家庭の中で相談を継続している。親子分離とかというのは、本当に数は限られている状況だと思いますが、塩竈市もこのまま相談はあって、その後のアプローチといいますか、その後のかわり

方は、具体的にどういったことがあるでしょうか。

○小野委員長 小倉子育て支援課長。

○小倉健康福祉部子育て支援課長 主には、子育て支援課に児童相談員がおりますので、そういった職員が受け付けまして、その段階で一度話をして終わりという方もいますけれども、定期的にかかわり、こちらからご連絡をする、または、家庭に訪問しまして、その都度、その都度その状況を聞きながら支援をしているという状況にあります。以上です。

○小野委員長 浅野委員。

○浅野委員 大変時間のかかる、また、担当者の方も根気の要るお仕事だと思います。今現在、この相談員の方は何人ぐらいいらっしゃるのでしょうか。

○小野委員長 小倉子育て支援課長。

○小倉健康福祉部子育て支援課長 児童相談員が3名、非常勤職員が3名おります。それから、児童虐待の全般的な相談を受け付ける職員としまして、調整担当ということで1名の職員がおります。

○小野委員長 浅野委員。

○浅野委員 まず、この問題なんですけど、当然、担当の方はいらっしゃると思いますが、その方だけでは、なかなか抱え切れない問題もあって、当然、会議等を開かれていくと思いますけれども、そういった家庭の、それぞれのご事情があると思いますが、関連してといいますか、連携をどのように図られて、例えば、子供さんが学校に行っているのか、保育所なのかでも、また違うと思いますし、重篤な場合というか、大変厳しい状況になるともちろんDVにもつながってきますが、警察のかかわりもないことはないと思いますので、その辺の連携はどのように図っていらっしゃいますか。

○小野委員長 小倉子育て支援課長。

○小倉健康福祉部子育て支援課長 相談の経路としまして、ご家庭からの相談もありますけれども、保育所、幼稚園だとか、学校から相談を受けるという場合もあります。それから、放課後児童クラブでこういうお子さんがいますという相談もあります。それから、警察からもこういうお子さんがいますということで相談があります。相談を受け、逆に近隣の方からの相談なんかもある場合に、学校に通っている場合は学校にお聞きして、どういう状況なのかというようなことを聞きますし、それから、未就学児の場合ですと、保健センターで健診や予防接種の状況など、どのようになっているかということを知りたいというふうに関係機関に情報をお聞きしま

して、場合によっては、ケース会議を開きまして、関係機関で、今後、どのような支援をしていくかということで支援方法を、皆さんで話し合い、意見を出しながら、その後の支援につなげていっているという状況でございます。以上です。

○小野委員長 浅野委員。

○浅野委員 ありがとうございます。もう本当にそういうふうに幾重にもいろいろ連携を緊密にとっていただきまして、大きな事件にならないように子供の命を守っていただきたいと思っております。

それに関連して、DVなんですけど、この対応も今のDV防止法であれば、被害者を逃すためのシェルターを紹介するとか、また、加害者に対しての退去命令とか、接近禁止命令とかという、そういった段階でしか対策がとれないと思っておりますが、本市の場合、加害者と見られる相手に対してのアプローチとか、そういったことは何か図っているのか、その辺をお聞きしたいと思います。

○小野委員長 小倉子育て支援課長。

○小倉健康福祉部子育て支援課長 家庭相談が昨年度は41件のうち、DV相談が13件ということで、前年度よりも少しふえているところです。こちらから加害者の方に接触して、双方の話し合いをするとか、そういうことはなかなかありませんけれども、例えば、身に危険が迫っている場合は、女性、相談の、保護をするような機関があるということをお話ししたり、それから、まずは、警察にご相談してください、警察にご相談すると保護していただけるというようなことで、そういうような相談先についての指導というか、そういう方法をお伝えしたりということをしております。

○小野委員長 浅野委員。

○浅野委員 DVは特に命にかかわる問題でございますので、本当にご本人が不安になっている状況の中で、なかなかそこから脱却できないというのも、このDVに関しての特徴だと思いますので、ぜひその辺のことを、アプローチはもちろんなんですけど、どういった方がそこにかかわっていただけるのかというのは、大変難しい問題かもしれませんが、本当に、まずその方の身を安全に守るために、例えば、警察に行ってくださいといっても、本人がそこまでひとりで行動できるかどうかという大変難しい部分があります。当然、市役所がどこまでかかわり合いができるかという部分もありますので、その辺、例えば、そういったシェルターをやっているボランティアの方々、そういった方々のところと連携を図っていただいて、実際に同行してい

ただくような方がいらっしゃるかどうか、その辺も市でかかわっていただければと思いますが、これまでにそういった事例はございませんでしたでしょうか。

○小野委員長 小倉子育て支援課長。

○小倉健康福祉部子育て支援課長 保護をする場合、相談員が付き添ってそちらに一緒に行くというようにこれまでにはございました。以上です。

○小野委員長 浅野委員。

○浅野委員 ありがとうございます。ぜひその辺、丁寧に対応していただいて、未然に防いでいただければと思います。

では次に、49ページの精神保健事業についてお伺いいたします。

実は、今回、大人のひきこもりについて質疑をしようと思ったんですが、ちょっと資料でその部分が見つかりませんでしたので、一番近い部分はここかなと思って質疑をさせていただきます。

ストレスによるセルフコントロール能力の向上とか、鬱や心の病の早期発見ということで精神保健事業が進められていると思いますけれども、最近では、大人のひきこもり、よく「8050」と言われて、80歳代の親のところは無職の息子さんだったり、たまに娘さんというか、女性の方が引きこもっていて仕事をもろんしない、家からも出ないというわけで、これまでは親も若いときは、何とか子供の面倒を見てきたけれども、もう自分たちも高齢でという中で、大きな社会問題にもなっております。本市で大きくこういった決算の中にも出てこないところを見ると、そういった問題が全くないのか、それとも把握されていないのか、対策をとっていないのか、その辺について、まずお聞きしたいと思っています。

○小野委員長 櫻下健康推進課長。

○櫻下健康福祉部健康推進課長 ただいま、ひきこもりについてのご質疑をいただきました。

健康推進課では、精神保健事業の中で、各地区に担当保健師という者がおまして、それで精神ケースの受け持ちも行っております。その中で、さまざまな精神的な疾病がありますがけれども、ひきこもりという形で把握している件数が7件ございます。そういったケースに関しましては、どういった症状なのか、どういったご家族などの悩みなどもございますので、そういったケースに合わせて定期的な訪問を行ったり、あとはご希望があれば、医療機関につないだり、あるいは県の相談事業、ひきこもりサポートを支援しているような団体を紹介するというような業務を行っております。

○小野委員長 浅野委員。

○浅野委員 今、7件実際に携わっているとお聞きしたんですが、こういったケースは、本当に先ほどのDVや児童虐待と同じように根が深くて、なかなか解決する問題ではないんですが、先ほど土見委員もおっしゃっていましたが、子供たちの、それこそ学校の不登校、小学校、中学校、高校、どこかで社会復帰して、その後、社会で働いている子供さんもいれば、それがせつかく社会に出ても、またあることがきっかけになって大きく引きこもってしまっているというような事例もたくさんお聞きしています。そういった意味で、先ほど言ったほっとスペースの部分でも、経験者といいますか、体験者といいますか、少しでも社会とかかわり合いたいと思っている、中にはそういった方もいらっしゃるかもしれないと。そういうところとうまく連携とかというのは図れないものなのか。その辺はどなたにお聞きしていいかわかりませんが、いかがでしょうか。

○小野委員長 小林生活福祉課長。

○小林健康福祉部次長兼社会福祉事務所長兼生活福祉課長 ただいまひきこもりの件ということで、対策として幾つかありまして、その中で、まず日常生活の自立、その次に社会生活の自立、そして経済的自立というのがやはりひきこもり、特に年齢を、「8050運動」関連に、お子さんがひきこもりといった方には必要なのかなと考えております。

その中で、生活福祉課では、就労支援といった部分では、生活困窮者の自立支援という中で、就労支援とか、そういった部分では、今後もかかわっていかうかなとは考えておりますけれども、ただ、単純に訪問して終わりということではなく、やはり保健センターとか、あるいは保健師の力をかりたり、関係機関との調整をしていながら社会復帰できるような関係づくりを行ってまいりたいとは考えております。

○小野委員長 浅野委員。

○浅野委員 それでもう一つ、やっぱり人間関係がすごく大事だと思っているんですね。訪問してくれている保健師、そういった方たちとのおうやく信頼関係がうまくでき上りつつあるときに異動とか、そういうのでやむを得ずほかの方とかかわってしまう。そのときは、できれば、それこそ何か月か一緒に同行していただくかなんかで、つくり上げていただいた信頼関係を崩さないようにしてだけいただきたいと。ぜひお願いいたしますので、その辺について、お考えをお聞きしたいと思います。

○小野委員長 櫻下健康推進課長。

○櫻下健康福祉部健康推進課長 人事異動による担当者の変更のことということで、ご質問をいただきました。

確かに、人事異動がございますと、部署が変わったりいたしますと、その地区担当だった保健師が変わるということは、実際ございます。そういったとき、精神保健担当の係長とその担当者で、まずは行くとか、あるいは引き継ぎも十分に丁寧に、どういった経緯でこういった方々とかかわって、こういったところまでサポートをしているとか、そういったところで十分引き継ぎを行いながら対応させていただくという方法をとってございます。

○小野委員長 浅野委員。

○浅野委員 ぜひよろしく願いいたします。

では次に、資料No.10の114ページの防災体制整備事業についてお伺いいたします。

今も台風が近づいておりますので、大変な状況にならないように祈っておりますが、まず初めに、114ページの2に塩竈市津波防災センター整備運営等とありますが、昨年の7月に供用開始になった防災センターが1年経ちまして、ここにありますように来館者の6,979名ですか、これも延べ人数だと思いますけれども、これまでの運営内容、特にこういったことを、ここにはタペストリーとかと、制作物のことは書いてありますが、こういった1年間だったのか、ちょっと教えてください。

○小野委員長 佐々木危機管理監。

○佐々木市民総務部危機管理監 お答えします。

昨年度7月にオープンいたしまして、おかげさまで毎月500名を超えるような入館者に来ていただいております。ただし、この人数が多いか、少ないかといわれますと、もっともっと使用できる余地があるんじゃないかなと考えております。これまでも例えば、バス事業者の方が教育旅行に使えないかとか、市内の高校生の方々、教員の方が授業の一環として使えないかとか、そういう方々にご来場いただいて、我々も震災の記憶を伝承することの大切さを訴えてきたところでございます。そのほかにも消防団や町内会、さらには自主防災組織の方々が自主的に講演会なんかを開きまして、自分たちの活動を紹介したり、さらなる組織の充実を図るために努力して使っていただいているところでございます。

なお、せっかくの施設ですので、もっともっと有効に使えるように、なお一層努力してまいりたいと考えてございます。

○小野委員長 浅野委員。

○浅野委員 ありがとうございます。1年間経って、さまざまな方にご利用いただいているという中身を今、お聞きいたしました。

それで、防災センターは、もちろん震災の記憶をとどめるという意味合いもありますが、そもそも、あの場所に設置されたのは、このたびの台風とか、津波で船が出ないとか、高潮だったり、いろんな意味で、どうしても観光客の方だったり、あの周辺にいらっしゃる方が一時避難をされたり、ちょっとそれこそ嵐が過ぎるのを待っていただくのにご利用もいただけるということで、シャワールームがあつたり、それからお湯を沸かす用意があつたりということで、すごく安心して、そこで時間を過ごしていただけるとと思います。そういった意味で、あの防災センターを活用した避難誘導訓練とか、町内の方とか、不特定多数の方に呼びかけるわけにはいきませんが、例えば、マリンゲートでお仕事なさっている、お店を持っている方たちに避難をしていただくような、何かそういったいざというときに使い勝手に戸惑うことのないような、そういった訓練に活用できないのか、いかがでしょうか。

○小野委員長 佐々木危機管理監。

○佐々木市民総務部危機管理監 委員からご紹介いただきましたように、あの施設は、単なる伝承施設じゃなくて、災害時には一時避難、一時的な津波からの避難ビルとしての活用を想定してございます。さらには、浦戸の島民の方々が、市営汽船が欠航したときなどに待合所にしたたり、場合によっては、1泊泊まっていたりするような、そういうことを考えてございます。ただ、昨年の7月以来、なかなかそういう大きな災害に、幸いにして、塩竈市が遭遇していませんもので、そういう意味での利用はされていないのが現状ですけれども、ただ、せっかくそういう目的でつくっておりますので、マリンデッキの使用とあわせて、あと、大型商業施設とつながっていることを生かしながら、市のさまざまな施設に、まず、こういう使い方をするんだよということを周知しながら、必要に応じて、観光船利用の方とか、あの辺を観光していただいている方とか、何かの機会に訓練といいますか、施設が有効に使えるようなことを確認してまいりたいと考えます。以上でございます。

○小野委員長 浅野委員。

○浅野委員 いざというときに私たちが、私も本当にどこに逃げていいとか、そういうときに戸惑ってしまうこともないことでもない。市民にしてもそうですし、ましてや、初めて塩竈に来た方がどこに逃げていいかわからないというときに、誘導のパネルがあるとは思いますが、よりわかりやすい設定もぜひしていただきたいなと思います。

あともう一点ですが、実は、ハザードマップですけれども、震災後、新しいハザードマップが各家庭に配られていまして、以前は、津波が来るかもしれないという黄色い部分も実際8年前の津波ではそこまで来たわけですので、新しいハザードマップが各家庭にあると思います。ただ、津波の避難だけではなくて、今回のように台風だったり大雨の場合の避難だったり、そういったところに関しては、あのハザードマップだけでは、なかなか自分がいる場所がどういった災害のリスクがあるのかというのが、なかなかわかりにくい部分もあると思いますので、その辺についてはどのように対応されていますか。

○小野委員長 佐々木危機管理監。

○佐々木市民総務部危機管理監 ご指摘のとおり、ハザードマップと一言に言いますが、例えば、津波浸水区域とか、土砂災害危険区域等、その危険度に応じて、さまざまなハザードマップがございます。塩竈市で津波避難計画に基づいてお配りしたのは、ある意味、津波のハザードマップですので、その中に避難所とか、土砂災害の恐れのある地域というのも載せさせていただいたんですけれども、その後、宮城県で詳細な調査をしていただきまして、土砂災害危険区域という指定を行ってございます。さらに宮城県では、津波の浸水エリアもシミュレーションをし直してくれております。それらの公表が、来年度か、再来年度か、知事から発表されてございますので、それらを確認の上、ハザードマップをもっとわかりやすいように改良してまいりたいと考えてございます。以上です。

○小野委員長 浅野委員。

○浅野委員 ありがとうございます。県でもそのような対策を今、とられているということなんですけど、実際今、あすあさって来る台風、これまでも被害があったところ、倒木があったところ、いろいろうちの場合は、特に川とかが氾濫というよりも崖崩れ、土砂災害のほうが大きいと思いますが、そういった危険区域、きのうもどなたかがブルーシートの話がされていましたが、そういったところのパトロール、事前に危険かどうかというところは把握されているんでしょうか。

○小野委員長 佐々木危機管理監。

○佐々木市民総務部危機管理監 先ほども申しましたとおり、宮城県で個別に全部測量とか、土質を確認した上で、土砂災害危険区域というのを指定しております。その指定の際には、県が一方的に指定するわけじゃなくて、まず、そこにお住まいの方々等に説明会を開きまして、こういうことなんだよという形で、その際には、塩竈市の担当も立ち会いまして、指定をしたと

いう形になってございます。以上でございます。

○小野委員長 浅野委員。

○浅野委員 それは把握されているということで理解いたしました。わかりました。

ぜひ、あす、あさってのこともありますので、市民の方への呼びかけ、また、本当に被害を最小限にとどめていただけるような手配をお願いしたいと思っております。

それでは、資料No.10の116ページの自主防災組織育成事業についてお聞きしたいと思っております。

ここに書かれています自主防災組織の育成は、平成28年度から平成30年度までに若干2件というか、2町内会がふえて、今、83防災組織ができているということで、これは全町内会の約何割ぐらいでしょうか。

○小野委員長 尾形市民安全課長。

○尾形市民総務部市民安全課長 答えいたします。

町内会加入率ということでよろしいでしょうか。町内会加入率は、実は、83団体ということで自主防災組織がございますけれども、83団体の中に、実は、95の町内会が入っているような状況ということで、町内会数は、今現在、164団体ということで、町内会の加入率としては58%ぐらいというような状況になっております。以上でございます。

○小野委員長 浅野委員。

○浅野委員 ありがとうございます。なかなか高齢化したり、また、町内会の人数が減ったりということで、自主防災組織を立ち上げるのが、なかなか難しいというのもよくわかっております。

その中で、今、約半分以上、60%近くまで自主防災組織が立ち上がったんですが、この運営というか、いろいろだと思います。その町内会によって立ち上げただけで終わっているところもあれば、毎年の訓練に積極的にかかわって活動しているというところもあると思いますが、相対的にどのような状況なのか、お聞かせください。

○小野委員長 尾形市民安全課長。

○尾形市民総務部市民安全課長 答えさせていただきます。

83団体の自主防災組織ということですが、大部分が、やはり世帯数の多いような町内会さんが組織を結成されておりまして、未結成のところというのは、やはり100世帯未満の町内会とか、そういったところですか、あとは集合住宅の方々がやっぱり未結成のような状況に

なっておりまして、市としましても今後も積極的にそういった小さい町内会に対しても積極的にちょっと働きかけをしてまいりまして、何とか自主防災組織の結成率を高めていきたいなどは考えているところでございます。以上でございます。

○小野委員長 浅野委員。

○浅野委員 ありがとうございます。自主防災組織は、どうしてもお父さんたちというか、年配の方たちが中心になって動いているのが各町内会に見受けられるんですが、婦人防火クラブというのが、塩竈市にあると思いますけれども、その婦人防火クラブ連合会とのかかわりというか、位置づけはどういうふうになっていますでしょうか。

○小野委員長 尾形市民安全課長。

○尾形市民総務部市民安全課長 お答えさせていただきます。

婦人防火クラブにつきましては、実はこの団体につきましては、自主防災組織というものができる以前から、昔から活動されていた団体でございまして、実はことしの5月に総会がございまして、その総会の中で、役員さん方が高齢とか、担い手の不足ということで、現在、今のところ、実は休止状態になってございます。それで、やはり自主防災組織というものが発展するにつれて、なかなか婦人防火クラブの存在というものが理解が得られないというか、活動もちょっと縮小傾向になってきての結果かなということでは捉えております。以上でございます。

○小野委員長 浅野委員。

○浅野委員 休止と聞きまして、ちょっと驚いたんですけども、今後、婦人防火クラブが、また再び活動されるかどうかということは、まだ見通しがついていないということでしょうか。

○小野委員長 尾形市民安全課長。

○尾形市民総務部市民安全課長 お答えさせていただきます。

5月の総会で休止という状況になりまして、市としましてもできれば存続してもらいたいということで、14クラブがあるんですけども、6月ぐらいにそちらにアンケート調査を実施してございます。14クラブ中13クラブから回答をいただきまして、7クラブがやはり婦人防火クラブの必要性は感じていただいているところでございます。ただし、継続できるかという部分では、3クラブのみが婦人防火クラブを継続できるというような回答がございましたことから、今のところ市では、できれば3クラブと近々お話し合いをさせていただきまして、今後の婦人防火クラブのあり方とか、その辺も含めましてお話し合いをさせていただきたいなという形で今のところ考えてございました。以上でございます。

○小野委員長 浅野委員。

○浅野委員 ここには補助金も出ていますので、しっかりと話し合いをしていただいて、今、各町内会にできている自主防災組織の中のお母さんたちといたしますか、婦人の方たちにもぜひ呼びかけをしていただけるような、全体的にやっぱり女性の力というのは避難所においても大変大きな力があります。また、そういった方たちのご意見というのは大変参考になりますので、ぜひそういった点で、塩竈市から婦人防火クラブのそれこそ火が消えないように防いでいただきたいと思っていますので、よろしくお願いします。

では次に、資料№10の177ページのインバウンド資源発掘・プロモーション事業についてお伺いいたします。

今、このインバウンドは、大変、外国の方も塩竈市にも見かけるようになりまして、これまでの努力が実ってきたのかなと思っております。先ほど、土見委員の話にもありましたように、これまでは、受け入れ態勢に力を入れてきたという中で、私も先日あるところでWi-Fiを使おうと思ったら、この宮城のフリーWi-Fiが入らないんですね。お店の方に聞いたら、いや、アプリを使ってもなかなかうまく入れなくてという話があって、そこで、せっかく市内8カ所ですか、今、設置したという部分があって、この辺の状況はどうなっているのでしょうか。

○小野委員長 吉岡観光交流課長。

○吉岡産業環境部観光交流課長 Wi-Fiの件についてお答えいたします。

昨年度、予算をお認めいただきまして、塩竈市として8カ所設置しました。そこで、その際に宮城県で取り組んでおります「みやぎFreeWi-Fi」というのにも参加しております。このみやぎFreeWi-Fiというのは、実は、主にインバウンドの方、外国から来た方の利便性を図るということで取り組んでいまして、日本語を含んだ5カ国語で、最初に宮城県の観光の案内をできるページに飛ぶという仕組みになっております。

実は、このみやぎFreeWi-Fiはいいんですけれども、それとセットで、実は、国が進めています「Japan Connected-free Wi-Fi」というのがありまして、これは、外国から来たインバウンドの方が、大体旅行する際は距離を長く移動されるので、日本全国どこでもフリーWi-Fiを使い勝手よくできるようにということで開発したというか、使われているアプリなんですね。これをセットで入れることで宮城県内のみやぎFreeWi-Fiもどこのポイントに行ってももう使いやすくなるということになっています。なので、このJapan Connected-free Wi-Fiというのをアプリをインストールする

ことで使いやすくなるというところはあるんですが、ただ、使いにくいという声も実際にいただいております。こちらにつきましては、これを実際運用しているのがNTTさんでみやぎFreeWi-Fiは宮城県の担当の部署がありますので、そちらに私が、実はこういう意見をいただいていますよということで、お話はさせていただいております。なので、ちょっともう少しお時間をいただいて、宮城県からどういった対応方法をするとか、県内の状況はどうなんだとかというのを声を聞きながら、ちょっと早目に改善していきたいなと思っております。以上です。

○小野委員長 浅野委員。

○浅野委員 せっかくのチャンスですので、早急に対応をお願いしたいと思っています。

もう一点、塩竈市に、いかに観光客の方に来ていただくかということは大きな目的だと思っているんですが、今、台湾とか、また、韓国なども日本のいろいろなロケ地で、舞台を見に来て映画をつくったりドラマをつくって、そこを再び訪れたいという方がふえている。また、特に最近、日本の映画にしましても仙台とか、宮城を舞台としたロケがあつて、せんだい・宮城FCというんですか、そこが窓口になって、いろいろな撮影隊を迎え入れるということをやっている。それには、よくホームページを見ましたら七ヶ浜とか、それから松島とかというところの名前が出てくるんですが、もちろん仙台とか。ただ、そこに塩竈の名前が出てなくて、それに参加されていないのかなと思ったんですが、そういったところで、これからのこのせっかくのすばらしいロケーションがある、この塩竈をこういった形でも売っていったほうがいいんじゃないかなと思いますけれども、その辺のお考えをお聞かせください。

○小野委員長 吉岡観光交流課長。

○吉岡産業環境部観光交流課長 映画などの撮影地ということですね。

「せんだい・宮城フィルムコミッション」というのがありまして、略して「FC」なんですけれども、そちらに自治体とか、いろんな観光協会として、毎年負担金を払っているところには、実は、私のところの塩竈市は入っておりませんので、名前が載っていなかったのかなと思いますが、ただ、実際は、映画の撮影であつたりとか、そういったもので、結構、私どもにも案内というか、ロケ地を紹介してくださいということがあります。

そういったことの一つとして、国内向けではありましたが、6月でしたか、7月でしたか、仲卸市場を舞台にした、石巻を舞台にした映画、あれもそうですし、最近、先月ですけれども、塩竈市内のおすし屋さんとか、そういったところで撮影をしたいんだということで依

頼を受けて、こちらで紹介をしたということもあります。そういったつながりは、以前からありまして、今後ともよろしくお願ひしますと、逆に向こうからお願ひされていますので、本来、負担金を払えば、もう少し細かな情報とかも来るとは思いますが、払わなくてもこういった関係をつくって強化していきたいと思ひますので、その辺で対応していきたいと思ひます。よろしくお願ひします。

○小野委員長 浅野委員。

○浅野委員 それは、たくさん宝物がある塩竈のことだと思ひます。でも、やはりそういった意味では、あらゆるところからの集客、そして、やはり映画、ドラマを見た人がもう一度そこを訪ねたいとって、たしか、シネママップというのを、宮城県で発行して、塩竈も出ているんですが、塩竈のどこに来たかということは、ちょっと細かいところは出ていませんけれども、ぜひそういうのでリピーター、また、新たな集客ということで、賛助金か何かを出すか出さなければ別といたしまして、ぜひそういったところには、深くかかわっていただければなと思ひています。

これにちょっと関連してなんですが、これまでキャッシュレスもインバウンドに關係して国でも進めていますし、大手とか、コンビニエンスストアでは今、消費税が10月からということで今、テレビにも盛んにいろんなキャッシュレスのことで騒がれておりますが、このインバウンドに關してもですし、塩竈でもこれまで「竈コイン」が出されているのは聞いていますけれども、そういった意味で、これまでの商工港湾課にしてもこの観光とタイアップして、何かそういったお店に対するそういったキャッシュレスの指導とか、そういうことはあつたんでしょうか。

○小野委員長 高橋商工港湾課長。

○高橋産業環境部商工港湾課長 キャッシュレスについてのご質疑でした。

まず、軽減税率とキャッシュレスにつきましては、基本的には、国の具体的な指針が出てから塩釜商工会議所でいろいろセミナーとか、例えば、レジ入れかえの補助とか、そういうものについて、ご対応いただいております。現在、商工会議所でも動画というものをセミナーという動画をごらんいただけるようになっております。あと、市といたしましても、キャッシュレス決済に關する国の支援策として、ホームページ等に上げて周知を図っているというところがございます。キャッシュレス端末の本体料金、設置料につきましては、事業者様には負担はないという状況ですので、現在、経済産業省でポイント還元マップというものをつくっているんで

すけれども、それによると市内で235店舗ほどがポイント還元を受けられる店舗となっております。引き続き周知に努めてまいります。以上でございます。

○小野委員長 浅野委員。

○浅野委員 ぜひよろしく願いいたします。

それでは、資料No.10の197ページの再資源化対策事業、先ほどもご質疑があったんですが、私、主にこの再資源の中のプラスチックについてお聞きしたいと思っております。

次の198ページの現況と課題の中にも、「平成29年12月に中国の廃プラスチック類の輸入禁止措置が行われたことにより、国内での処理量が増加し、その処理量増加により公益財団法人日本容器包装リサイクル協会での再商品化に要する費用が増加した。」とあります。このために各自治体に配分される再商品化合理化拠出金が減少する影響が出ておりますというので、塩竈市にはどのぐらいの影響があったのか、お聞かせください。

○小野委員長 木村環境課長。

○木村産業環境部次長兼環境課長 まず、公益財団法人日本容器包装リサイクル協会からの再商品化合理化拠出金でございますが、平成29年度の拠出金は179万円ほどございました。それが平成30年度になりまして4万7,921円に減少しております。そのような状況になっております。

○小野委員長 浅野委員。

○浅野委員 わかりました。大変、プラスチックに対する厳しい状況というのはわかりました。

リサイクルは、確かに大切でございますし、これからも続けていかなければならないと思っておりますので、ぜひ、このような状況を市民の方にもしっかりとわかっていたいただきたいと。今、プラスチックもだんだんと使われなくなってきていますので、なお一層そういった協力を呼びかけることが大事だと思っております。

もう一点お聞きしたいんですが、資料No.10の199ページにごみ処理事業、この埋立処分量、最終処分場で2,545トン、先日の答弁だと、あと二、三年で満杯になってしまうという状況、これは大変、非常事態宣言を発令しなければならないような状況になるかなと思っておりますが、いかがでしょうか。

○小野委員長 木村環境課長。

○木村産業環境部次長兼環境課長 埋め立て処分の関係になりますが、今現在、塩竈市の中倉埋立処分場、残余年数が、予想で3年数カ月程度になっているということでございます。その件も交えて今現在、広域処理の関係で宮城東部衛生処理組合と話し合いを進めさせていただいて

いるところでございます。以上です。

○小野委員長 浅野委員。

○浅野委員 やはり市民にも呼びかけをしていただいて、ごみの出し方とか、そういったものが、市が一生懸命努力していただいているのはわかりますが、やはり市民にお話も、きちんとこの現状をしっかりと知っていただいて協力を求めるというのも大事じゃないかと思うので、その点をお聞きしているんですが、いかがでしょうか。

○小野委員長 木村環境課長。

○木村産業環境部次長兼環境課長 そうですね。まず、ごみの減量化というのも一つの課題でございますので、市民の皆さんには市の広報紙なり、機会があるたびに呼びかけていきたいと思っております。以上でございます。

○小野委員長 浅野委員。

○浅野委員 よろしく願いいたします。

それでは、資料No.10の285ページの美術館運営事業が最後になるかと思っておりますけれども、杉村惇美術館の入館者が、昨年よりも3,985人増の2万6,988人とすばらしい結果を残していると思っております。この美術館を、塩竈市の芸術の拠点として、市民の生活を豊かにするためにも、ぜひ企画の事業を充実させていきたいと。こちらにも、そのような現況と課題の中に述べておりますが、一つ提案なんです、提案といいますか、お聞きしたいんですけれども、これまで杉村作品をほかの美術館に貸し出しをしたことはあるでしょうか。また、逆に超有名な、といったら変ですけども、ポピュラーで、どなたもあの絵が見たいとか、この美術館の絵なら見たいなというものを簡単にお借りすることはできないと思っておりますが、そういったふうにして集客を図るということも一つの美術館に対してのリスペクトといいますか、これからの拠点とするときに必要かと思っておりますが、いかがでしょうか。

○小野委員長 伊藤生涯学習課長。

○伊藤教育委員会教育部生涯学習課長兼生涯学習センター館長 他館への貸し出しという件なんです、美術館にはないんですけれども、河北新報社が主催する河北展に市の施設に飾ってある絵を1点だけお貸ししたという経過がございます。ほかの美術館はございません。

ただ、もう一点の、他の超有名な絵画を誘致して、集客に役立てたらという部分がございます。実は、私も初め、ここに来てそういうことを考えたんですが、施設的に、やはり超有名な絵となると消火設備というのが非常に重要になると。単なるスプリンクラー、水を出すもの

も、絵というのは、火と水は非常に苦手な分、単なる水は、例えば、仙台のメディアテークなどは窒素ガスの消火設備とか、そういったもので収蔵庫というのを確保しているということがありまして、なかなか、そういった超有名な絵については、難しいという話は聞いていました。ただ、杉村 惇美術館の作品については、仙台市とか、カメイ美術館が借りているんですが、それについては、名誉館長の配慮で何とか覚悟というか、その辺は承知の上で開示していただいているという部分がございます。以上でございます。

○小野委員長 曾我委員。

○曾我委員 ありがとうございます。きょう、最後の一般会計の質疑となりますが、今回は閉塞な状況での決算だと。つまり、前市長時代に組まれた予算の審査をするということで、今、座っている市長は新しい市長で、今後の市政運営にとって、何が必要かということをしつかりと見ていただく、聞いていただくということになろうかと思いますが、よろしくお願ひしたいと思ひます。

9月1日の選挙というのは、市長を初め、私たち市議会議員も、やっぱり今までの状況から少しでも市民の暮らしやなりわいをよくして、希望の持てる市政にしてほしいんだという、そういう声が強かった選挙ではなかったかと思っていますので、私たちも一生懸命、まず頑張っで提案することは提案しながら進めたいと思っでおりますので、よろしくお願ひします。

それで、まず1つは、前市長も言っでおりましたように、復興事業を完遂させるということが一番の大事なことだと。佐藤光樹市長もそう言っでおられます。

それで、資料No.9の143ページに東日本大震災の復興交付金事業費がござひますが、約2億9,000万円を歳出したということですが、繰越明許も多々あると。負担金補助及び交付金の関係もござひますし、それから基金では、71億円もの基金が積み増しされているということござひます。これらの状況をもう少し、あと2年間でどういふ見通しなのか、約71億円、全部使い切るといふ見通しなのか、その辺の事業を含めてご説明願ひたいと思ひます。

○小野委員長 鈴木復興推進課長。

○鈴木建設部復興推進課長 お答えいたします。

まず、復興計画に規定いたしました事業につきましては、90.2%の進捗率というところござひます。お話がありました復興交付金基金に積んでおりますお金は、その復興事業の中でも復興交付金事業に充てられるお金で、こちらは90.1%という進捗率になってござひます。

現在、基金に71億円ほど、要はお金が残っでおりますけれども、これは残ります1年半分

すね。令和2年度末までに使う分のお金をまず積んでおるところでございます。ただ、現状で、例えば、請差でありますとか、あとは使途が決まっておりません事業分につきましては、まだそのままという状況でございます。

国では、今現在、復興創生期間が終了に向けての流れが、今、出てきておりますので、それを精算するための動きというのが、今後、明らかになってくると思います。その中で必要な部分につきましては、今後も確実に要望はさせていただきますけれども、不要になった部分につきましては、基本的にはお返しするというので、精算に向けた準備を進めてまいりたいと考えてございます。以上でございます。

○小野委員長 曾我委員。

○曾我委員 大体事業は90.2%かそこらというんだけれども、あらあらのことは、まだわからないんですかね、事業のペースからいって。国に返さなければならない部分はこれくらいだとか、これくらいは必要になったとかというのはわかりますか。

○小野委員長 鈴木復興推進課長。

○鈴木建設部復興推進課長 あらあらのことということでございます。

現状の推計でいきますと、71億円ほど残っておりますうち、その金額につきまして約40億円まで減るだろうと考えてございます。ただ、現状で90.2%という進捗の中で把握しておるものでございますので、例えば、必要なものを要望すれば、その分については、基金としては減ってくる形になるでしょうし、現状の試算としては40億円ほどが残るということで考えてございます。こちら、確実に精算する手続を進めていかなければならないなと考えておるところでございます。以上です。

○小野委員長 曾我委員。

○曾我委員 ありがとうございます。しっかり取り組んでいただくよう、お願いします。

それから、資料No.22の217ページ、災害公営住宅家賃低廉化事業及び東日本大震災特別家賃低減事業の交付決定額が出されています。それで、家賃低廉化事業は、平成30年度で19億3,550万4,000円、特別家賃低減事業では1億2,149万2,000円となっておりますが、取り崩しもそれぞれありますが、このそれぞれの交付金事業はいつまで来るのでしょうか。どれぐらい来るのでしょうか。

○小野委員長 星定住促進課長。

○星建設部定住促進課長 曾我委員にお答えいたします。

家賃低廉化事業と特別家賃低減事業の件で、いつまでこの補助金が入るのかというご質問をいただきました。基本的には、家賃低廉化につきましては、建設年度から該当する方がいらっしゃる期間、土地を購入した施設であれば20年ということなので、今回、災害公営住宅といたしましては、土地も購入しておりますので、20年間補助金がかかるのかなと考えておりますが、ただ、復興期間が32年ということでございますので、そちらにつきましては、今後、方向性というのが、国から示されるのかなと考えてございます。ただ、先ほども申しましたように、制度的には20年間ということなのかなと我々は捉えてございます。

また、特別家賃低減でございますが、こちらにつきましては、被災した方が入居開始から、まず5年間は特別家賃ということだったんですけれども、そこからだんだん少なくなっていくんですけれども、国からトータルで10年間いただけることになるのかなと思ってございます。こちら先ほど申し上げましたように、復興期間が32年となっております。それ以降につきまして、まだ明確な方向性が出されておられません、我々としていたしましては、やはり同じように支出をいただけるのかなと考えてございます。よろしくお願いいたします。

○小野委員長 曾我委員。

○曾我委員 ありがとうございます。被災者の運動でさらなる低廉化運動をして、こういう取り組みまで来ているんですが、確かにお亡くなりになったりとか、施設に入ったりとか、出てしまえばその分の軽減も減っていくんでしょうから、そういう点で軽減は減るけれども、10年間はこういった減免額にも活用されるということになると思います。ただ、下のほうに書いてございますように、収入超過者がいなかったと。前、いるようなことで聞いていたんですが、全くもうなくなったのですか。

○小野委員長 星定住促進課長。

○星建設部定住促進課長 こちらの資料、大変つくり方でちょっと担当が間違ってしまったのかなと思っている部分があるんですが、若干あるんですけれども、収入超過者の認定はしていないという意味合いでこちらを書かせていただいております。現実的には、伊保石地区で5世帯いらっしゃるという形になっております。以上でございます。

○小野委員長 曾我委員。

○曾我委員 ありがとうございます。収入超過者については、市の配慮で少し軽減の措置もとられているのかなと思いますが、これは具体的には今、どのように考えているんでしょうか。お伺いします。収入超過者について、軽減するのか、それとももう打ち切ってしまうのか、その

辺はどのように、家賃が高くなっていくのか、その辺についてお伺いしたいと思います。

○小野委員長 星定住促進課長。

○星建設部定住促進課長 こちらの収入超過の件につきましては、毎年毎年、年度年度ごとに方向性を判断させていただきたいということで前回もお話しさせていただいたかなと思ってございます。その辺も含めまして、内部協議をさせていただきながら、決まりましたら、また議会にご報告させていただきたいと思っております。よろしくお願いたします。

○小野委員長 曾我委員。

○曾我委員 資料No.10の154ページ、塩竈市浅海漁業振興支援事業の中で、実は、佐藤光樹市長は、わからないかなと思いますが、震災で津波をかぶった越の浦漁港のところで、宮城県漁業協同組合塩釜第一支所に入っている組合員さんたちがお店をやっている、あそこは観光地にもなり得るということでいろんな運動がありまして、トイレをつくったんです。トイレはつくったものの、あれはまだ活用されていないと。つまり誰が負担金を払うのかということが決まらないままになっているんですね。それで、佐藤 昭市長には、選挙のときをお願いして、何とか県と力を合わせて少しでも援助していただくような話しぶりをしてきたというんですが、今すぐここで答えるというのは難しいと思いますので、ぜひ塩竈の浅海漁業者の、やっぱり商品販路拡大にもつながる地区でもありますので、ぜひそういったことをよく聞いていただいて、現場に出向いて聞いていただいて、県ともかけ合って進めるようお願いしたいと思うのですが、その辺はよろしくお願しておきたいと思っております。何かあればお願したいと思っております。答えは難しいですね。現場へ聞きますね。

○小野委員長 佐藤市長。

○佐藤市長 私もこの皆さんとはいろんな形で、トイレの件は、たしかマリゲートの仮設のトイレも移動できないかとかのご相談を受けて、その後、県ともいろいろ交渉させていただきながら、スキームはちょっとはつきりわかりませんが、基本的には、県でつくって県漁協に貸し出す形で、そこから浅海漁業の皆様方に貸し出しているということまでは、正しいかどうかちょっと定かではございませんけれども、記憶にございます。使われていない状況は今、初めてお聞きいたしましたので、これにつきましては、あと調査してみますので、よろしくお願いたします。

○小野委員長 曾我委員。

○曾我委員 よろしくお願いたします。

それから、続きまして、資料No.22の184ページ、塩釜市団地水産加工協同組合の総会の資料を要求して、取り寄せていただきまして、ありがとうございます。これは直接、市が答えるものではありませんが、これは6月定例会で水産業界の今、大変な思いをしていることの一つの例として、加工団地組合の状況を取り上げてまいりました。それで、佐藤光樹市長は、現場を歩いて、現場の意見を聞くということで、市長がひとりで歩いているのか、職員と歩いているかわかりませんが、この総会の事業で、多分、水産振興課でも現場に行って話を聞いてほしいと私、言ってきたんですが、この状況をちょっと担当課から説明していただければと思いますが、お願いします。

○小野委員長 草野水産振興課長。

○草野産業環境部水産振興課長 状況を担当から説明というお話だったんですが、お手元の資料No.22の185ページを、まず、ちょっとごらんいただきたいと思いますが、この第52回目の総会の中では、令和元年の事業計画と決算が審議されまして、185ページにその内容が、大体、おおむね書いています。団地組合の主軸事業は、給水事業、浄水を分配するという仕事なんですけれども、この平成30年度の欄をごらんいただきますと、契約水量がマイナス3万4,384立米ということで、前年より6%ほど減少しているということがまず見てとれるということが1点と、その下の表にありますBDF事業ですね。こちらにつきましても平成30年度の回収量が5万トンほど、13%ほど減っているということで、こちらは団地組合のいわゆる生産活動ですか、生産活動が停滞、あるいは縮小しているということが見てとれるのではないかと思います。9月末にこの総会がございまして、議会からも伊藤議長、それに山本産業建設常任委員会委員長もご出席したかと思いますが、組合の代表からもやはり販路の創出がなかなか復活しないであとか、あるいは減魚高、あとそれに製品をつくるに当たっての人材の不足の問題といったようなお話がなされておりますので、私ども担当としても団地組合の生産は、非常に厳しい状況に置かれていると認識しております。今回の決算認定にも付しておりますとおり、市としても、例えば、塩竈水産品ICT化事業を基軸とした輸出関連の販路拡大であるとか、あるいはお祭りやイベント等を活用したPR、それに担い手の受け入れに対応した従業員宿舍の整備補助等、こういったものを基軸にして市全体の水産加工業の振興、敷いては団地組合への経営的な支援という側面もありますので、そういった取り組みを重ねていきたいと認識しているところでございます。以上でございます。

○小野委員長 曾我委員。

○曾我委員 これは一部、団地組合のことではありますが、やっぱり全体として水産加工業、水産業は厳しい状況にあると。先ほども皆さん言われました塩竈水産品 I C T化事業も今年度、令和元年度で1,200万円予算、地方創生交付金、つまり、まち・ひと・しごと創生総合戦略の関係でこういう事業をやろうということで掲げたわけではありますが、商工観光課の責任だけではなくて、やっぱりこれを掲げた政策課、財政課も含めて、きちんと後押しをどうできるかと。私はもう70歳になりますから、余り I C T化だのなんとか、いろんなことはわかりませんが、やっぱり、相当、今の時代に乘せた商品を発信するというのは、並大抵のことじゃないということも聞いております。日進月歩なんでしょうから、その辺も政策課が掲げてここに取り組んでいただいているわけですが、政策課としてはどのように考えているのか、お伺いしたいと思います。

○小野委員長 末永政策課長。

○末永市民総務部政策課長 お答えいたします。

現在、塩竈市が実施している塩竈水産品 I C T化事業、国のまち・ひと・しごと創生事業の補助に乗って実施した事業でございます。国で第2次のまち・ひと・しごと創生総合戦略の計画を開示しまして、その中で今、委員からもお話がありましたとおり、第5次産業革命、I C T化ですとか、I Tをメインとした事業等、そういったものをモデルを掲示しているものがございます。塩竈市として、その I C T化事業を、今後、こういった形で進めていくか、もしくは、また違った角度でやっていくかというのは、実は、これからの議論ということでして、商工港湾課、観光交流課、水産振興課も含めて、議論をこれから進めていきたいと考えているところでございました。恐らく、また3年間という形での事業計画になるのかなと思いますけれども、今度は実のなるような、そういった事業をぜひ構築していきたいなとは思っております。以上でございます。

○小野委員長 曾我委員。

○曾我委員 期待しておりますので、どうぞよろしくお伺いしたいと思います。

それでは、資料No.22の1ページ、我がほうで求めた職員数と臨時職員数及び臨時職員の賃金等についての資料を出していただきました。ありがとうございました。

それで、佐藤光樹市長にも見てもらいたいんですが、塩竈市の職員は、平成26年から平成30年度にかけて644人から628人と減ってきているということです。それで、一方で臨時職員や臨時的任用職員は、ずっと固定した形での500人近くのこういった方に支えられて塩竈市のさまざ

まなサービス、窓口業務をやっているという状況です。

それで、前段でもありましたけれども、基金を積み増ししなければならないということがあっているわけですが、一方的に宮城県全部のことを平均して、これぐらいな財政規模にしなければならないというやり方も、それは非常に財政がいいところと悪いところとあるわけですが、それを追っていくとなりますと、まだまだ職員を減らさなくてはならないと。事業も縮小しなければならないということになるのではないかと、非常に、私はこここのところずっと危惧しているんです。

それで、これを見ますと長時間労働、超過勤務を見ますと、これ資料No.22にあります。8ページ、市民総務部から、健康福祉部から、産業環境部からずっと出させていただいて、常勤だけではなく非常勤、臨時的任用職員も含めて残業をなくそう、なくそうといっているわけですが、残業がなかなかなくならないと。全くなくすことはできないにしても、生活福祉部においては、これを含めて考えますと6,632時間、常勤と臨時的任用職員8人で数を割りますと236時間という形になるのかなと思っておりますが、これらをどのように見たらいいのかということなんです。どういう努力をされているのか。どんどん職員を減らすことでいいのかどうかということも含めて、ちょっと財政課、政策課、それから総務課も含めてちょっと何かあればお伺いしたいと思えます。

○小野委員長 川村総務課長。

○川村市民総務部次長兼総務課長 まず、時間外勤務についてでございます。

資料No.22の8ページでございます。全体的な傾向をお話しさせていただきますと、まず、震災前の職員1人当たりの時間外、1月当たりの時間外数で申し上げますと15時間というものが平均時間でございました。震災後は、やはり業務量がふえたということで、平成27年度におきましては22.8時間という規模まで時間外数がふえてございます。平成27年度をピークといたしまして、震災復興事業の進捗を含めまして、下降している傾向にございまして、平成30年度で18.0時間というところまで下がっていく形になります。

また、全庁的に時間外縮減の取り組みも進めてございまして、令和元年度におきましても平成30年度を下回るような水準で現段階で推移している状況でございます。

また、今年度から時間外の上限設定というものが出されてございます。それについては、職員の平均時間数にいたしますと18.0時間という状況ではございますが、今、委員からお話がございましたように、忙しい部署におきましては、平均時間が30時間を超えるというようなこ

るもでございます。こういった部署については、定数の配分を含め、さまざまな角度から検討しながら時間外の縮減に努めてまいりたいと思います。以上でございます。

○小野委員長 曾我委員。

○曾我委員 さまざまなというと、ちゃんと職員をふやすところはふやすようにしていくべきだと思っているんですね。

それで、平成30年度の決算、実は、第4次塩竈市行財政改革推進計画というのが、去年出されました。それで、これで行くと職員の削減、職員だけではありませんね。歳入と歳出の抑制との関係もバランスもありますが、やっぱりここでも職員の削減を掲げてきていることは間違いないわけです。まず、財政の見通しでは、平成30年度の見込みでは3億9,400万円の赤字になるんだよと、このままで、素のままで行けば。だから、いろんなことで抑制しなければならないという計画ですよ。それで、実際に決算を見ましたら、何だかんだいろいろあって4億円の基金を積み増しするということになっていると。果たしてこの計画、これは、実は、平成35年度までの計画なんですよ、この計画ね。だから、こういう流れをこのまましたのでは、せっかく市政を変えてほしい、市民が安心して暮らせるまちにしてほしいというのが、この行革をこれをもとにしてまたぞろやるつもりなのかどうか、財政課長に聞きたいんですが。

○小野委員長 相澤財政課長。

○相澤市民総務部財政課長 現在、進めております第4次塩竈市行財政改革推進計画につきましては、この計画に定めた内容を目標に進めてまいりたいと考えてございます。

それから、人の話で、先ほど、ご質疑をいただきましたけれども、財政調整基金の積み増しにつきましては、先ほども申し上げましたとおり、目標として、例えば、目標もなしにのべつ幕なしにとにかく積んでいくということは、やっぱり計画的ではないんだろうと。あくまで目標として3割程度はやはり目指すべきだろうという目標を持ったということでございます。

あとはもう一つは、先ほども申し上げましたとおり、施策、定住施策等の実施とその財政調整基金残高の兼ね合い、バランスを見ながら必要な事業については実施をしていくと。ただ、そのときにこれから継続していく事業の財源として財政調整基金を通常の財源として設定するとするといずれ枯渇してしまうので、そういった財政運営はなかなか難しいと思いますということでございますので、30%まで本当に目指して、淡々と財政調整基金を積み上げていくという方針ではございませんので、よろしく願いいたします。

○小野委員長 曾我委員。

○曾我委員 それでは、例えば、担当部署でこういう新しい事業がふえましたと。例えば、生活福祉課では災害援助資金の関係でこういう取り組みも窓口に置かなければならないということだとか、あるいはやっぱり専門的知識を持った人を置かなければならない、あるいは公園でいいますと塩竈市の公園の面積なんかは、公園の面積が書いているのは資料No.9の303ページ。塩竈市の公園を管理する面積や箇所が書いてあるんですが、今、実際に公園の職員は何名でやられているのかわかりませんが、そういった公園の管理をやるにしても担当課から、いや、実は、もう少し人をふやしてほしいんだとか、予算をふやしてほしいんだと言ったって、もう財政課でそういった係数削減ありきでもうぼんと出されると、なかなか部課長さんだと言にくいではないかと思いますが、それは毎年ちゃんと職員のこういう人を配置してほしいとか、そういったことをちゃんと受けとめて政策課では予算を組むんですか。それはもう本当に自由に物が言える状況になっているんですか。

○小野委員長 相澤財政課長。

○相澤市民総務部財政課長 人の配置状況につきましては、総務課、それから財政課、行革の担当である財政課で各課ヒアリングを行いながら進めてございます。

また、予算につきましては、先ほど申し上げましたとおり、新たな取り組みということもありますが、財源については、これは委員もご承知のとおり、限りのあるものでございます。限りある一般財源をどう有効に活用していくかということになりますので、例えば、新たな取り組みであれば、ぜひ各課には、国・県の新たな補助金とかも毎年度創設されておりますので、そういったものをまず探していただいたり、例えば、50万円の財源であれば補助が2分の1つくということであれば100万円までの事業ができるわけです。そういった工夫も織り交ぜながら、この限りある財源と新たな施策ということをバランスを考えながら実施していくという、そういうかなり難しさは、実際にはございますので、そうやって毎年必要な施策なりを実施計画の中で組み立てながら実施していくという考え方、それから進め方になってございますので、よろしく願いいたします。

○小野委員長 曾我委員。

○曾我委員 バランスは必要だと思うの。みんな積み増しして使わせないということではないと私も思っております。それはお金だからやりくりしながらやるんだと思いますよ、それは。だけれども、普通に道路維持、公園の維持管理というのは、補助金はそんなにつくものではありませんよね。やっぱり一般会計予算の中で年度年度、予算を組んでやらなければならないもの

だと思います。そういったことがなかなか窮屈になって、窮屈だからどうなんだといいますと、道路維持管理費では付与額は577万円も余している。公園課の清掃が大変だと言いながら338万円も余していると。付与額もいっぱいあるんですね。だから、前、誰かが言ったけれども、なぜ予算を組んだのが使われないで付与額になって、それが基金に、基金になったかどうかは全部調べられませんが、そういったことをやっぱりちゃんと使えるような、総職員挙げて、やっぱり市民のサービスに応えるような、そういったことをやる上では財政課としても大変なんでしょうけれども、もう少し風通しのいい関係をもうちよっと声を上げることができるとい関係に変えていかなければならないと。ここが一番塩竈市の取り組むべき課題ではないかと。できないこともたくさんありますよ、それは。だけれども、もうやっぱり自由に物を言って、学校なら学校でも、いや、なかなかねと。緊急なものからやるようにと教育長が言わなければならないような状況が何年も続くわけです。

塩竈市が、建設部が所管している道路があります。赤く地図に塗っている。あその道路なんかはほとんど何十年経ったって手がつけれられません。こういう状況をやっぱり変えないといつでも狭い道路で危険な道路は手がつけれられない。だから、本当に市民がやっぱりここに住んでいたいんだと、いられるんだと。ここから坂道でも介護施設に通えるんだという関係をもう少しやっぱり財政的にも、その辺は配慮しながら担当課の声をちゃんと上げていくようにしないと、この行財政改革で行ったらさらに、例えば、議会事務局なんかは4人にされてしまいます。ほかにも全部いっぱい出ていますよ。こういう計画ではなくて、まず物を言い合える関係をぜひつくってほしいを思いますので、市長はどうでしょうか、その辺は。

○小野委員長 佐藤市長。

○佐藤市長 市長がかわりましたので、私としては、風通しのいい市役所を目指して頑張らせていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○小野委員長 曾我委員。

○曾我委員 安心しました。いろんな要望をぜひほかの委員さんたちもそうですし、職員の方もどんどんやっぱり言い合える関係をつくって、一つ一つそんなにお金があるわけではありません、もちろん。市民の皆さんも大変苦しい思いをしていますから、だからこそ、やっぱり言い合える関係、知恵を出し合える関係をぜひつくっていただくように厚く厚くお願いを申し上げまして、私からの質疑といたします。ありがとうございました。

○小野委員長 お諮りいたします。

以上で一般会計決算の審査を一応終了いたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○小野委員長 異議なしと認め、さよう決定いたしました。

さらにお諮りいたします。

本日はこれで会議を閉じ、10月15日、午前10時より再開し、特別会計、認定第2号及び第3号の審査を一括して行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○小野委員長 ご異議なしと認め、さよう決定いたしました。

本日の会議はこれで終了いたします。お疲れさまでした。

午後4時24分 終了

---

塩竈市議会委員会条例第29条第1項の規定によりここに署名する。

令和元年10月11日

平成30年度決算特別委員会委員長 小野 幸男

平成30年度決算特別委員会副委員長 阿部 眞喜



令和元年10月15日（火曜日）

平成30年度決算特別委員会

（第4日目）

平成30年度決算特別委員会第4日目

令和元年10月15日（火曜日）午前10時開会

出席委員（17名）

阿部眞喜委員	西村勝男委員
阿部かほる委員	小野幸男委員
菅原善幸委員	浅野敏江委員
今野恭一委員	山本進委員
伊藤博章委員	志子田吉晃委員
鎌田礼二委員	伊勢由典委員
小高洋委員	辻畑めぐみ委員
曾我ミヨ委員	土見大介委員
志賀勝利委員	

欠席委員（なし）

（特別・企業会計）

説明のため出席した者の職氏名

市長 佐藤光樹	病院事業管理者 福原賢治
市民総務部長 小山浩幸	市民総務部 政策調整監 荒井敏明
健康福祉部長 阿部徳和	産業環境部長 佐藤俊幸
建設部長 兼土木課長 佐藤達也	市立病院事務部長 兼医事課長 本多裕之
水道部長 大友伸一	市民総務部次長 兼総務課長 川村淳
健康福祉部次長 兼社会福祉事務所長 兼生活福祉課長 小林正人	産業環境部次長 兼環境課長 木村雅之
建設部次長 兼都市計画課長 鈴木康則	水道部次長 兼業務課長 並木新司
市民総務部 危機管理監 佐々木誠	会計管理者 兼会計課長 菊池有司

市民総務部長	末永量太	市民総務部長	相澤和広
市政策課長		財政課長	
市民総務部長	木皿重之	健康福祉部長	志野英朗
税務課長		長寿社会課長	
健康福祉部長	長峯清文	産業環境部長	草野弘一
保険年金課長		水産振興課長	
産業環境部長	村上昭弘	建設部長	関陽一
浦戸振興課長		下水道課長	
建設部長	鈴木良夫	市立病院事務部業務課長	鈴木康弘
復興推進課長		兼経営改革室長	
水道部長	佐藤寛之	監査委員	福田文弘
土工務課長		監査事務局長	鈴木宏徳
監査委員	香取嗣雄		

事務局出席職員氏名

事務局長	武田光由	事務局次長	鈴木忠一
議事調査係主査	平山竜太	兼議事調査係長	
		議事調査係主査	工藤貴裕

午前10時00分 開会

○小野委員長 ただいまから平成30年度決算特別委員会4日目の会議を開きます。

暫時休憩いたします。

午前10時02分 休憩

---

午前10時35分 再開

○小野委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより特別会計、認定第2号及び第3号の審査を行います。

審査は一括して行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○小野委員長 異議なしと認め、さよう決定いたします。

なお、発言のお一人の持ち時間は、答弁を含めて、おおむね30分以内とさせていただきますので、ご協力をお願いいたします。

これより質疑に入ります。

なお、質疑の際には、資料番号及び該当ページをお示しの上ご発言くださるようお願いいたします。

鎌田礼二委員。

○鎌田委員 おはようございます。

まずは、台風19号で被災された皆様に心よりお見舞い申し上げます。

早速、質疑に入らせていただきます。

資料No.10の380ページです。これについては、一般会計でも使わせていただきました。これは一般会計からの繰出金の推移ということで、見ればそういう形になるわけですが、特別会計については、それをいただくほうと、繰り入れる表というふうに解釈されるので、この表を中心に使っていきたいと思います。

話の概要とといいますか、私の質疑の内容といたしましては、私から考えれば、この中で民営化できるものがあれば、民営化したほうがいいと。私は、やはり公務員でなければ、市の職員でなければいけないことは、市の職員でやっていただくと。それ以外のものであれば、みんな民間でやっていただくというのが、私は好ましいのではないかという基本的な考えがありますので、そういったことに沿って質疑をしていきたいと思います。

そうすると、この中で国民健康保険とか介護保険とか、いろいろありますけれども、やはり、官でやっていかないといけないなというところはあるわけですが、その中で浦戸交通やら魚市場関係、それから市立病院と水道関係、この辺はやる気であればといいますか、民営化ができるのではないかと。そういう視点でいきたいと思います。

この総額、この一覧表を見ますと約43億円ですか、44億円ですか、総額で出ていると、一般会計から繰り出しをしていると。そんな中、先ほどの水道、病院、それから魚市場、交通関係を含めると、これをトータルすると8億円ちょっとぐらいになるんですかね。このお金があれば、やはり、一般会計でも申し上げましたとおり、塩竈は、今、大変な時期だと私は思うんですが、これを何とか人口をふやす、そういった施策に回せば、塩竈の将来が開けるのではないかとこのように思うわけです。

まずはそんな視点で、水道関係をいきたいと思います。

水道関係、この4つについては、1年前の特別会計の中で質疑をやってきているわけですが、それもちょっと振り返りつつ質疑していきたいなと思います。

水道関係で2,500万円、繰り入れを水道側からやっているわけですが、なぜこの繰り入れがあるのか、その中身。それから、どういった使い道なのか。まずその辺からお伺いしたいと思います。

○小野委員長 並木水道部業務課長。

○並木水道部次長兼業務課長 水道事業会計に対する一般会計からの繰入金のことについてご質疑をいただきました。

水道事業会計で繰り入れいただいているものは、全て法定のもの、ルール分というものになります。

1つ目は、消火栓等にかかる経費としまして、水道管の工事等で消火栓を直す場合等については、これは一般会計から繰り入れをいただくというルールでございます。これに対するものが約1,900万円ございます。また、災害復旧に対する工事の、こちらの震災特別交付金で入ってくる分ですね。これは一般会計で1回受けますので、それを改めて水道事業会計で繰り入れをしているという部分がございます。こちらが、繰入金ですと、最初に申し上げました消火栓は負担金ですね。済みません。消火栓の1,800万円は負担金でございました。繰入金としては、この災害復旧のほうで1,836万5,000円、あと職員の児童手当に関する分が156万8,000円、水道の耐震化等の工事に対しまして、こちらは国のルールで、市の一般会計にも一定の負担をしてい

ただのことになっております。安全対策事業費という名目ですが、こちらが475万4,000円ということで、合計で2,468万7,000円。こちらがルール分で繰り入れをさせていただいている分でございます。

最初に申しあげました消火栓については、負担金としていただいているものでございました。申しわけありませんでした。

○小野委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 この特別会計で質疑をすると、いつもそのルール分という言葉が出てくるわけですが、先ほど言ったように、震災絡みの交付金については、理解をするものの、ほかはルールがあるからそれでいいんだという考えでずっと来ているわけですね。それは全部、ほかの会計も一緒ですけども、極端な話が、ルールを変えればいいのではないかと。ですから、こんなのなくても水道の中で全部運営できるよと、やるよと、そういう形になれば繰り出しもなくなるわけですね。そんなわけで、去年も質問しているわけですけども、今のところ窓口も民営化というか民間にお願いしていると。それから、浄水場もお願いしていると。そうすると、ほかの部分についてもやっていけるのだろうというような回答は、1年前にはいただいているわけですけども、やはりそういったことについて進んでいかないと、これは全会計の話になりますけれども、水道に関しては、そういう検討はまずされているのかされていないのか。とりあえずは、先ほど言ったように、浄水場と窓口は、民間に委託しているというふうになりますが、ほかについてはいかがですか、検討は。

○小野委員長 大友水道部長。

○大友水道部長 鎌田委員にお答えします。

委託の状況は、今、鎌田委員がおっしゃったとおり、浄水場の委託、窓口の委託を委託しております。民間、どこまでという話なんですけれども、水道部全体を民間にという考えでよろしいのでしょうか。

今のところ、水道部全体を民間に、という部分については考えてございません。何かというと、水道法によって、一定程度、自治体が運営するというのは、水道法でまだ変わっておりません。ただ、今から宮城県がやろうとしているコンセッション方式というものをいろいろ選択の方法で選べるという形になっておりますが、自治体運営、大変厳しくなっている状況にはありますが、水道の全体の民営化というのはまだ検討していないという状況でございます。

以上でございます。

○小野委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 コンセッション方式というか、みやぎ方式、これについても、その絡みをお聞きしたいなと思ったんですが、今、ある程度の回答があったようですけれども、今後は、いわゆるこのみやぎ方式みたいなものですが、本来の中核は、やはり官で、市で見て、あとはそれ以外のことについてはやっていただくという方向が、私は好ましいのではないかというふうに思うんですが、検討はされていないということですが、ほかに、いわゆる窓口、浄水場は民間にお願いしているわけですが、それ以外にやるべきことと申しますか、やれそうなことというのは、現在は頭に浮かばない状態ですか。

○小野委員長 大友水道部長。

○大友水道部長 お答えいたします。

委託関係では、水道のメインと申しますか、そういった部分は、もう委託を実施しているという認識でおります。

あとほかにないのかと言われますと、若干の維持管理部分をお任せするという部分は考えられるのかなと。ただ、全て民間というふうな話にはなりませんので、どうしても職員がそういった維持管理の点検をしながら、人もだんだん減ってきていますので、そういった部分のお手伝いと申しますか、業者に委託する部分が若干あれば、そういったところなのかなというふうに思っております。

以上です。

○小野委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 ぜひ検討いただきたいと思います。

先ほど言ったように、点検やらやっていただいて、その内容を見ていろいろ決めるのは、市のほうで決めるという形で、本来の根幹たる管理は市でやるというような方向が、私はいいのではないかというふうに考えます。

次に、魚市場関係ですが、魚市場についても6,400万円ほど繰り入れをしているというふうになりますが、そんな中、この中身ですね。どういった使われ方なのか。それから、それに付随して、この魚市場の運営についてのお金の使われ方として、どこから発生してどういったことに使っているのか。大まかな流れでいいんですよ。ざっぱなあれでいいですから、その辺をお聞きしたいと思います。

○小野委員長 草野水産振興課長。

○草野産業環境部水産振興課長 お答えします。

ご質疑の趣旨、一般会計からの、私どもの繰入金がどういうふうに使われているかということとよろしいでしょうか。

それでは、お手元の資料No.9の214ページをちょっとごらんいただきたいと思うんですけども、委員のご指摘のように、平成30年度決算、一般会計からの繰入金は6,365万7,476円となっておりますのでございます。

実は、この繰り入れ、先ほど来、議論になっているとおり、ルール内外の内訳というものがございまして、魚市場事業特別会計の場合は、いわゆる「基準外繰出」としまして、国の総務省基準で認められている、いわゆる基準内、ルール分の繰り出しが、このうち約5,000万円になります。

具体的に申し上げますと、1つは、市場の運営全体にかかわる指導監督経費の30%が、繰り入れ基準として認められているというものと、そのほかに、施設の建設改良費ですね。起債の償還費の50%、こちらも基準内という形で見られますので、この6,300万円の繰り入れのうち約5,000万円は、運営費の3割と建設改良費の50%に充てられるという形になります。

その一方、相殺いたします残り約1,300万円が、ルール外、基準外という形になりまして、その内訳は、1つは漁船誘致、水揚げ奨励金に充てる分が一般会計からの政策的予算ということで160万円ほど基準外として繰り出しているという内容。それをさらに差し引きまして、純然たる赤字補填が今年度の決算においては1,200万円ほどという形になりますので、総じてお話ししますと、約6,300万円のうち、約5,000万円は所要経費に充てられて、赤字補填について1,200万円ほど繰り入れをいただいているという状況になります。

以上でございます。

○小野委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 先ほどの説明がありましたけれども、そこにもやはりルール分ということが出てくるわけですが、ですから、考え方としてもらうのが、当然だという考え方があることが、表現は悪いんですけども、私は気に入らないんですよ。ですから、こんなのがあっても要らないよというような運営があれば、もう健全な運営があれば、何ら問題ない話なんですよ。

ですから、基本的な考え方、先ほどの水道もそうですけれども、多分、市立病院もそうなんですよ、みんなね。その辺を何とか意識改革できないのかなと、そこがもう出発点になっているのかなと私は思うんです。ですから、その辺をよく考えて、もらわなくてもいい運営を目指

していただきたいし、そうすると、ことしの市場も新たにできましたけれども、水揚げの状況がどうなのか。それから、去年の回答で、管理費が今度かかってくるのではないかということをご心配されていたのですが、その辺がどういうふうになっているのか、そこをちょっとお答えいただきたいと思います。

○小野委員長 草野水産振興課長。

○草野産業環境部水産振興課長 まず1点目の水揚げの状況というお話がございました。

所管の常任委員会の皆様には、7月末現在で対前年度6億ぐらい水揚げが減っているというご報告を申し上げます。原因としては、まき網のマグロの単価が非常に下がりました、それが響いているという内容をお知らせしたところです。

なお、直近の状況なんですけど、その後、マグロの単価自体が実は上がってまいりまして、あと9月に入ってから、いわゆる「ひがしもの」等のはえ縄漁業が順調に推移してございます。ということで、ほぼ前年並みの推移まで、今戻ってきています。大体4,000万円ぐらいのマイナスという形になりますので、このまま、例えば、冬にサバの水揚げ等が、例年どおり見込まれれば、昨年以上の水揚げには届くのではないかというふうに、今、関係者は予想しているところです。1点目は。

あと、そのほか、新しい魚市場になって管理運営費の状況はどうなんだというお尋ねです。ご承知のとおり、平成29年10月に魚市場がフルオープンしまして、お手元の平成30年決算というのが新しい魚市場になった初年度の決算という形になります。ですので、歳出については、多分このまま、しばらく推移するのではないかなと考えておりますが、改築前、平成22年と比較してみたところ、施設が今までになかった機能を有しております。例えば、滅菌海水の装置でありますとか、エレベーターとか自動ドアといったような形で、管理費は増嵩してございまして、約3,000万円ぐらい、改築前と比べると管理費がかさんでいるというような状況になります。

以上でございます。

○小野委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 わかりました。よろしくお願ひしたいと思います。

それで、この魚市場についても民営化できないのかと。現実には、いわゆる市の所有で管理していますけれども、事務関係と申しますか、それは今度、一元化されるようではございますけれども、それに合わせて、管理の中枢を全部民営化と申しますか、民間に委託できないのかと。ですから、

その権限だけは市で持つという形で行けないのかというふうに思うわけですが、そういった検討はされているのか、されていないのか、考えてもいないのか。その辺をちょっとお聞きしたいと思います。

○小野委員長 草野水産振興課長。

○草野産業環境部水産振興課長 お答えします。

まず、今、いみじくもご指摘いただいたんですが、今のところ、いわゆる魚市場の開設権というのは、塩竈市が持っていますので、その開設権をどなたかに譲れば、市の魚市場ではないという形になりますので、まさに民間の魚市場というふうなものが成り立つのではないかと思います。基本的には、昨今の情勢を見ますと、開設権は、塩竈市が、多分このまま所有せざるを得ないというような形になりますので、市所有の公の施設を民間に運営をお願いする、一般的には指定管理というような制度だと思えますが、ほかの特定第三種漁港にもそういった事例がございます。当然、私どももそれを視野に入れてございまして、その受け皿につきましても、一般から公募するのがベストなのか、あるいは卸売機関を中心に、魚市場の現運営にかかわっている方々が、やはりノウハウを持っているので、望ましいのではないかとことも含め、検討してございますが、ご指摘がありましたように、今、卸売機関、一元化に向けて取り組んでいるという形になりますので、受け皿の第一候補ではあるんですけれども、彼らの経営安定の推移も、一定程度、見守らなければいけないというふうには思いますが、それとあわせて、水揚げが大胆に伸びることは、考えにくいということも踏まえ、歳出側をやはり圧縮する。その一つの有効な手段として、指定管理制度を含めて、さまざまな角度から検討は行っているところでございます。

以上でございます。

○小野委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 では、検討をよろしくお願いします。

ちょっと時間もなくなってきたので浦戸交通に移りますけれども、この浦戸交通も5,000万円を入れているんですね。この状況については、昨年と多分同じなんだろうと、中身についてはね。ですから、話を避けまして、この間の1年間の回答では、中型から小型船にしたということもありましたし、その辺の状況、それから民営化について、やはりお願いしたらいいんじゃないのという話をしているわけですが、その辺の事情について、簡単をお願いします。

○小野委員長 村上浦戸振興課長。

○村上産業環境部浦戸振興課長 それではお答えをさせていただきます。

今、委員がおっしゃったように、小型船を導入したことよってのメリットと。今回、210万円ほど修繕費が軽減措置としてとられてございます。

今回、繰入金で4,898万6,000円という形で入ってございますけれども、この内訳をご説明させていただきますと、県の補助金が2,423万5,170円、普通交付税が4,230円、こちらはお借りしました辺地債の利子分の部分で普通交付税が入ってございます。

その他特別交付税として2,474万7,063円ということで、合計しますと4,898万6,463円ということで今回は経費削減。それから、今まで我々が平成29年度まで使っておりました「しおね」の売払収入、そういったものがございましたので、市からの繰り出しはゼロ円という形で平成30年度は推移してございます。

続きまして、民営化ということへの検討ということでもございましたけれども、昨年もお答弁したというふうに考えてございますけれども、第2期の塩竈市交通事業会計経営健全化計画、これは平成27年度から令和6年度までの10カ年では、多くの島民の皆様からの要望を踏まえまして、この計画期間内は直営を堅持するというようにしてございます。

しかしながら、今後の経営環境の変化によっては、民間への委託を視野に入れることも考えられるというふうに我々としては考えてございます。

その形態につきましては、第三セクターや公設民営、民間委託等、さまざまな選択肢が考えられますので、今後も島民の皆様等のご意見、それから、他の事例も学びながら本市航路にふさわしい航路運営を行っていきたいと思っています。

ちなみに、これは参考まで、ちょっと長くなりますけれども……、「結構です、1回聞いているので」の声あり）はい、わかりました。

○小野委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 では、病院に移らせていただきます。

資料No.10、75ページから行きたいと思います。

これも簡単に回答をいただきたいのですが、市立病院の建設基礎調査事業、これをやられて、いろいろ反省事項も書いてあって、成果も書いてあります。

この中で、いわゆる院内活動を開始したと書いてありますね、実現に向けたというね。こういうことも書いてありますし、これを簡単に今の状況を成果と今後についてお聞きしたいと思います。

○小野委員長 鈴木市立病院事務部業務課長。

○鈴木市立病院事務部業務課長兼経営改革室長 お答えさせていただきます。

今までの病院につきましては、管理職以上の中で管理職会議、経営健全化会議ということを行ってまいりましたが、さらに中堅職員の新たな組織としまして、こちらに書いてありますタスクフォースを平成30年度にやらせていただいたところでございます。

具体的には、それぞれの分野の現場のスタッフですので、その現場の中から上がってきた問題点、課題点を即座にその中で回答を導き出して業務改善につなげていくと、そういう行動を行ったのがこのタスクフォースというふうに考えてございます。

以上です。

○小野委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 ちょっと時間がないのであれなんです、この改革プランの評価とか、この話を見ると、やはり、経営は大変そうだというふうに思っているんですね。

そんな中、一番、これからいきますと、資料No.21の概要の最後ですね、39ページ。ここに具体的な取り組み、経営改善、経営の効率化に向けて、ずっとやってきたわけですよ。そして、改革プランにも沿ってずっとやってきたわけですよ。もう、とにかく長い時間やってきたと。でも、以前と経営の状況は変わりないと。この改革プランの院長の話でもここに出てくるんですけれども、今、10年前かなんかに戻ったようだというようなことを書いていますよね。

もう、出すものはみんな出して、やれることはみんなやってきたと私は思うんです。努力をしていないということを言っているのではなくてね。そうすると、もう手はないんじゃないのと。今までやっていた施策ではもういけないんじゃないのと、病院は。それをちょっと言いたいんです。

そうなると、やはり、極端な話が、施設を全部民間にお願いすると。そして、不採算部門と言われる部分にはある程度お金を出して、それをね。ですから、それでお金もお客さんから、患者さんから入ってくるわけですよ。そのほかを補填して、本当にいわゆる公立病院としての役目を一般会計から出して、それを7億円も出すことはないと思うんですよ、絶対にそれはね。その辺の考え方、どういうふうに考えているのか、どう思われているのか。不採算部門は何なのか、どのぐらいかかっているのか。そういうことができないのかをちょっとお願いします。3点。

○小野委員長 本多市立病院事務部長。

○本多市立病院事務部長兼医事課長　ちょっと順番が逆になるかもしれないですけども、不採算のところからちょっとお話しさせていただきたいと思います。

病院の診療収入をもって、やはりそれでも、それが黒字にならない診療科としては、例えばですけども、大きいところでは、やはり救急医療です。そのほかに在宅医療、あるいは小児の外来医療、あるいはリハビリとか、その辺のところは、いわゆる収入をもってなかなかプラスにできない医療ということになります。

あと、7億円の考え方でございますが、基本的には、私どもといたしましては、年度当初にお認めいただいております4億7,000万円、5億円という枠の中で基本的にはやらせていただきたいということで、毎年度頑張らせていただいております。

ただ、昨年度はこれまでも何度も説明しておりますが、医師不足というところでのマイナスが大きかったということがございます。

ですので、我々といたしましては、7億円がもうベストということは全く考えておりませんので、基本的には、年度当初でお認めいただいた繰り入れの中で最大限の努力をさせていただくというのが、まず、基本的な考え方。できれば、それも少なくしていきたいというのが本音でございます。

さらに、これまで改善してきていたけれども、もう努力いっぱい、これ以上無理じゃないかというような、ちょっとそういったお話でもありましたが、昨年度実施いたしました基礎調査の中でも、やはり、病棟の枠組みが少し時代の流れに合っていないのではないかと。具体的にいいますと、やはり、療養病棟の扱いということになってきます。やはり、療養病棟というのは、採算性の部分からいいますと、かなり低いということで、今までは、平成12年からやっておりますけれども、今までは、どうしても行政で持つべき役割でしたが、今、介護施設等がかなりできておりますので、その辺の役割を少し整理させていただいて、やはり、地域医療構想の中で必要な地域包括病棟へ、今年度から、実は、切りかえておりますので、その辺の中で、収支の改善も図っていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○小野委員長　鎌田委員。

○鎌田委員　残り1分半ぐらいになっちゃったわけですけども、この概要の5ページにありますけれども、スタートが、去年も言わせてもらったんですが、市立病院の開設の部分が、沿革が出ているわけですけども、結核関係の療養所的な形ですとずっと来ているわけですね。それを

ずっと見ますと、1986年には改築していると。結核病棟をですね。そういうふうになりますし、私は、もうほかに塩竈市に病院がないなら別として、いっぱいあるんですよ、あり過ぎるぐらいなんですよね。そんな中で、先ほどは救急だってほかに任せるところがあるし、私は、在宅と訪問看護とか、そんなところだろうというふうに思うんですよ。そこに特化した運営しかないんじゃないの。それなら、1億円やら2億円ぐらい繰り出しがあってもいいんじゃないかと私は思うんですよ。

ですから、考え方によりますけれども、役割は、私は終えたと思っているんです。繰り返しますけれども、周りに病院がないならやる必要がありますけれどもね。そこまでやってやる必要があるのかどうか。そこをちょっとお話を聞きまして終わりにしたいと思います。

○小野委員長 本多市立病院事務部長。

○本多市立病院事務部長兼医事課長 市立病院の役割なんですけれども、委員がおっしゃいましたが、我々としては、もちろん在宅も必要ですが、やはり、救急という部分が公立病院として果たすべきものだと思います。救急車の受け入れも1,000件弱ですが、そのほかに休日で時間外で受け入れているものを含めると2,500人の患者さんを救急として受け入れておりますので、そういったことも、やはり市立病院としては、必要性がまだまだあるというふうに考えております。

以上でございます。

○小野委員長 伊勢由典委員。

○伊勢委員 それでは、特別会計で下水道事業について質疑をさせていただきます。

主には、提出していただいた資料No.22、218ページのところをお開きください。

ここに県下35市町村、あるいは事業団というんですか、石巻は事業団なのかな、35市町村の関係で下水道料金の使用料体系が載っております。我が塩竈市を見ますと、1つは、ここで書かれているように、基本使用料600円並びに一番右のほうに20立方メートルで3,834円ということで使用量のいわば平均値ですね。一般家庭だと思いますが、こういうふうに記載されております。

それで、お尋ねは、まず我が塩竈市の下水道使用料は35市町村の中で何番目ぐらいの高さなのか、比較をちょっとさせていただきたいと思います。

○小野委員長 関下水道課長。

○関建設部下水道課長 下水道使用料の県内での比較というご質問でございました。

本市につきましては、村田町、南三陸町、栗原市に次いで4番目に高いというふうになっております。

以上です。

○小野委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 県内でも4番目ということで、そこで、これは私ども、これまで下水道使用料について、特に改訂されたのが、当時ですと、平成19年の時点で、当局原案で33.5%という提案がされたと思います。それで、これは私が調べたり、いろいろこれまでの経過を述べているので、それはいいと思います。

この間、下水道料金の引き下げのための署名運動が当時起こって6,393名集まったという経過をたどっております。その後、平成20年で、修正案で23.6%、平成24年で18.2%、平成27年で現行の17.1%と、こういうふうになっていますが、現行の使用料体系、事実、これでよろしいのか。この水準で使用料体系をとっているのか、ちょっと確認だけさせてください。

○小野委員長 関下水道課長。

○関建設部下水道課長 ただいま委員がおっしゃったとおり、平成20年度の料金から、その前に比べまして23.6%の値上げをさせていただいております。その後、平成24年に、次は5.4%の引き下げを行いまして、平成27年度につきましても2.1%の引き下げで現行の料金となっております。

以上です。

○小野委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 そうすると、平成20年23.6%、あるいは平成24年18.2%、平成27年の17.1%、平均20立方メートルでどのぐらい下がったのか。そこだけちょっと教えてください。

○小野委員長 関下水道課長。

○関建設部下水道課長 ちょっと今、手元に料金の比較ができるものがないので、後ほど。

○小野委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 私の記憶では、たしか100円ぐらい下げましたというのが、当時の市長の回答だった記憶があるので、ある意味、当時の原案は33.5%ですが、たしか100円ぐらいしか下がっていないという、ちょっと記憶しております。

いずれにしても、下水道料金そのものが、市民の負担になっていることは間違いがないということをしっかり押さえていただきたいと思います。

そこで、もう一つは、そこも含めて使用料改定の関係の次の219ページのところにちょっと目を移していただきたいと思います。

これは、下水道使用料改定時の計画と実績及び平成31年度の計画についてということで、計画が上にあって、真ん中が実績、決算上の関係でいうと、この真ん中の決算値が、恐らく、今の水準なのかなというふうに思います。

そこで、下水道使用料の改定時の計画と実績ということで出していただきましたが、これは見方をちょっと当局、下水道課でちょっとひもといていただければいいのかなと思います。最終的には下から3番目、2億6,764万5,000円が過不足だよと、結論としてはそういうふうなくだりになるかと思いますが、汚水のこういった使用料経費、それぞれご説明願いたいと思います。

○小野委員長 関下水道課長。

○関建設部下水道課長 下水道使用料の過不足についてということですが、こちらの平成30年度決算の2億6,764万5,000円につきましては、一般会計からの繰り入れということで賄っております。

以上です。

○小野委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 要するに、結論はそうなのですが、例えば、汚水経費の使用料対象経費というのはどういうものなのか、それから、その内訳はどういうものなのか。最終的には、市民の下水道使用料の中身はどうか。ちょっとその辺だけご説明願いたいということです。

○小野委員長 関下水道課長。

○関建設部下水道課長 大変失礼しました。

2番の実績の表でご説明させていただきますが、表の一番上、汚水経費のうち使用料対象経費というのが、実際に維持管理にかかる費用となっております。そのうち、維持管理経費の下にbがありますが、こちらが流域下水道へ支払う汚水処理の経費でありましたり、職員の人件費、またはポンプ場の電気料というふうになっております。その下のcの起債対象経費というのが、これまでに整備してまいりました管渠の起債の償還経費となります。それに対して、その下のd、これが市民の皆さんからいただく下水道使用料になります。

その下の資本費平準化債というのが、先ほどのcで、起債を償還する際、山谷がありますので、それをならすための平準化債を発行した金額になります。それをトータルしまして不足す

る分が、その下の下水道使用料過不足金ということで2億6,700万円、こちらを一般会計から繰り入れしまして収支の均衡を図っているという状況でございます。

以上です。

○小野委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 わかりました。

つまる所、汚水の関係は不足が出るんだと、そして一般会計からの繰り入れをしているんだと、こういうふうに捉えてよろしいのかなと思います。

そこで、次に求めていた資料No.22の関係で、220ページにちょっと目を移していただきたいと思います。

そこで、220ページのところで、一般会計からの繰り入れということで、下水道事業における一般会計繰入金と普通交付税、基準財政需要額の推移、平成27年度から平成30年度までということで資料を出してもらいました。ありがとうございます。

そこで、これを見ますと、直近で比較したほうがいいかもしれませんが、平成30年度17億6,596万2,000円で、この表を見ると、復興交付金の充当分で5億1,767万8,000円。いわば一般会計からの繰り入れは通常収支分ということで実質12億4,801万4,000円と、こういうふうなだけになっております。

問題は、私も改めてつくづく考えさせられたんですが、普通交付税の基準財政需要額というのが④のところ下水道として載っております。そうしますと、この比較を見ると、17億6,500万何がしの一般会計からの平成30年度の繰り入れはあるものの、復興交付金分と、それから、いわば普通交付税の算定した基準財政収入額、あるいは基準財政需要額の関係で11億1,000万円ほど入っているということは、結論から申せば、一般会計の繰り入れというのは、純粋に、市の会計上から言えば1億3,000万円ほどの繰り入れになっているのではないかと。国から地方交付税として算定されるわけですから、そうすると、実際の、直接の、一般会計からの繰り入れというのはそういうことで捉えて、これで間違いはないのかどうか、確認させてください。

○小野委員長 関下水道課長。

○関建設部下水道課長 まず、こちらの表、汚水だけではなくて雨水と汚水を合計している表になりますが、1億3,698万8,000円が一般会計からというのは、委員がおっしゃったとおりで間違いございません。

○小野委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 財政課長にお聞きしたいんですが、この数字で間違いないのか、改めて財政課に確認します。

○小野委員長 相澤財政課長。

○相澤市民総務部財政課長 今、下水道課からもご回答申し上げましたが、交付税に算入されている基準額ということを基準に考えますと、下水道課長が申したとおりに、これが一般会計の負担分というふうな理論的な数字だと思います。よろしくお願ひいたします。

○小野委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 ここの見方で大事だと思うんです。つまり、我々は、決算上は17億6,000万円、出ているよと、そうかなと。雨水と汚水の経費で相当多額だなと思ったものの、復興交付金はあと2カ年分しか使えませんので、それは、今後の継続を私自身は望んでおります。やはり、復興交付金は70億円ぐらいあるのかな。やはり、こういう大がかりな下水道会計に充当させていただければ、なお幸いかなと思うんですが、そうしますと、こういった一般会計からの繰り入れは、ある意味、軽く済んでいるというのは失礼だね。やはり、この金額で推移しているのかなと思われます。これは平成27年度の実際上の数値も大体1億円台。つまり、③と④を比較すると1億円台。それから、平成28年度で4億円台。平成29年度で6,100万円ぐらい。今回をもって1億3,698万円。こういうことになるのかなと思います。

そうしますと、一つはそういう財源上の内訳がわかりましたので、これは確認をさせていただきたいと思ひます。

それで、同じ資料No.22の19ページから20ページ、並びに21ページと、こういうところでそれぞれこれまでの起債の関係が表記されております。ありがとうございます、資料を出していただきまして。

それで、20ページのところで、地方債の借入金額の推移というところをごらんになっていただければと思ひます。

比較しますと、平成8年度当初地方債借り入れの額の推移は27億8,230万円、平成20年度で31億8,870万円、平成30年度で14億8,790万円。ピーク時は、やはり平成20年度だと思います。あわせて地方債残高というのが21ページのところに載っておって、これも比較しますと、平成8年度で地方債残高が242億7,957万5,000円、それから、平成20年度で367億8,868万円、平成30年度で256億5,529万円と。

いわばひところのピーク時を、建設改良も含めてだんだん下がっているというのが傾向とし

ては見受けられます。ちょっと戻っていただいて、19ページのところで比較しますと、これは地方債償還額の推移ということで、これまでの平成8年度以降の経年の元金と利息の支払いということがここには載っております。そうすると、平成8年度で14億2,102万9,000円、平成20年度で44億9,708万2,000円、平成30年度をもって35億21万8,000円と、こういうふうには、若干の伸びはあるものの、ピーク時44億円から徐々に支払い額が下回っているという内訳、中身になっております。

そうすると、総体としては、これまで水害対策等々で巨額の投資をしてきた経過はありますが、この数字は、この地方債関係の借入れと傾向については、この推移が今後も続くということによろしいのかどうか。こういう傾向、つまり、だんだん下がってきますよということで捉えていいのかどうか、今後の償還予定も含めてね。その辺、どうなのかなと思います。

○小野委員長 関下水道課長。

○関建設部下水道課長 起債の償還額についてのご質疑でございます。

今、委員がおっしゃった起債の償還額がどんどん減ってきている、それで、今後ということでございますが、震災以降、起債の発行額が、かなり復興交付金事業等によって、新たな借入れは抑えられている状況でございます。減ってはきているものの、下水道の施設、管渠ですと50年とか、ポンプ施設ですともっと短くて、電気製品ですと15年のもの、30年のものといういろいろありまして、それらの更新がこれから出てくるということで、その辺を精査した上で、なるべくお金のかからないような更新を考えていかなければならないと思うんですが、その分は、これから、また新たな起債の発行というのは考えられますので、その辺、今後、精査して、ストックマネジメント計画というものを精査した上で議会の皆さんにもお知らせしていければと思っております。

以上でございます。

○小野委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 今後の考え方は、これまでの経過からいうと、新たな借入れは抑えられてきたと、事実経過としてね。そして、その50年、15年、30年、いろいろな管渠の、今後の維持管理費なのかな、そういうところにかかるでしょうと、こういう考え方で捉えてよろしいかと思えますね。

それで、問題、課題の中で、そういうふうな傾向が全体としては見受けられますので、そうしますと、一般会計からの繰り出しで、今年度でもって17億6,509万円なもの、実際は、先ほ

ど言った1億3,698万円、もろもろ差し引いて、実質、財源上の一般会計からの繰り出しはそういうことだということで捉えていきたいと思います。

そこで、1点だけ、これは市長にお聞きしたいのですが、私ども、やはり市民の負担を軽くしようと、特に下水道料金の引き下げは進めようと、こういうことで、過半の選挙で大いに訴えまして、やはり、これは市民負担をもっと軽くする、これは市民自身の負担軽減、ないしは、水産加工業なんかは水を使いますから、水代は比較的、塩竈市は全県下でたしか4番目ぐらいに安いはずなんです、水道料金はね。しかし、一方で、使えば使うほど下水道使用料が、これは上がっていくという仕組みになっていますので、そうすると、今後の政策課題の中で、一般会計のいろいろな繰り出しの流れを見ると、市民負担軽減のために、私的な立場で言わせていただければ、1億ないし2億円ぐらいは一般会計から思い切って投入して、そして、市民の下水道料金の負担軽減に、政策的考えですから、これは今、市長に提案をしている形なので、それは次年度の中での考え方、捉え方になるかと思いますが、今までの質疑、質問を聞いて、そして、市長としてのお考え、今すぐ結論が出ませんというふうには感じると思うんですけども、ちょっとだけお聞きしたいと思います。

○小野委員長 佐藤市長。

○佐藤市長 議論を聞かせていただいております。

基本的には、受益者負担の原則がありますから、私とすれば、お使いになる方が使った分だけお支払いいただくと、これは当然のことだろうというふうに思います。

ただ、その一方で、これまでの整備してきた状況なりを考えれば、負担額が、当然のごとく県内で4番という高さがございます。

ただ、その一方で、言葉はちょっと不適切かもしれませんが、安易にまた一般会計から繰り出しをするということになれば、必ずまた違う分野のところに負担がかかっていってしまう。そのことが、結果、繰り返し同じようなことを招きかねないという心配がありますので、よくよくその時々的情勢を鑑みながら対応させていただければと考えるところでございます。

○小野委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 わかりました。

受益者負担、使えば、やはり、それは市民の負担での使用料ということになります。

しかし、そうはいつでも、やはり、私ども今回の選挙で市民の皆さんに真摯に訴えて、そうだよと、私どもの訴えと私の考えは一緒だよというふうに言われたんです、私自身も。バスの

件でも、あるいは今回の下水道料金の件でも。だから、やはり、市民が考えていることは私どもが訴えたこととほぼ同じかなというふうに捉えているんですね。いろいろな選挙のテーマでね。ですから、これは政策提言になりますので、ぜひ、その辺の精査をしていただいて、次年度の予算に反映していただければ、なお幸いかなというふうに思いますので、これはもうこの段で終えたいというふうに思います。下水道会計については以上で、まず1回終わらせていただきます。

次に、水道料金について、水道の関係で何点かお尋ねをしたいと思います。

水道の関係で、せっかくの資料が出ていますので、1点、資料No.でいうと、水道事業会計、主に資料No.14と資料No.16を使って確認をさせていただきたいと思います。

資料No.14の塩竈市水道事業決算書というものが出ております。この中で、先ほど鎌田委員から委託の問題が質疑されております。

そこで、下水道事業における委託料……

○小野委員長 ページ数。

○菅原委員 25ページです。失礼しました。24、25ページ。水道。水のほうです。水道の委託料で、25ページのところで水道事業費というものが載っております。ここには営業費用あるいは原水及び浄水事業ということで掲げられておりますが、先ほど委託の関係が鎌田委員からも質疑されましたが、委託料の、このちょうど真ん中ごろにある1億474万7,868円というのはどういうものを指すのか、ちょっと説明していただきたいと思います。

○小野委員長 佐藤水道部工務課長。

○佐藤水道部工務課長 水道事業委託費についてお答えいたします。

こちらは、No.16の4ページでお答えしたいと思います。

上から水道事業費用、営業費用とありまして、原水及び浄水費とあります。こちらのちょうど真ん中よりちょっと上に、委託料とあります。こちらの決算額が税込みで1億1,312万7,686円、こちらの内訳でいきますと、まず一番大きいのが浄水場の運転管理委託ということになります。こちらが1億28万4,000円ほどとなります。さらに、水道のほう、車両の無線でやりとりをしますので、そういった無線の保守点検の関係が143万9,000円ほど、あとは電気設備の点検等が66万円ほど入っていると。その他もろもろの委託料がこちらに含まれているというような状況になります。

以上です。

○小野委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 わかりました。詳細は説明があったとおりでありますが、そうすると浄水場関係、ずばり言うと梅の宮浄水場の浄水を進めている大手企業さん、名前を言えば明電舎ということになります。七、八年前には債務負担行為を設定して、それで事業を展開して、ざっと5カ年間で5億数千万円ぐらいだったと思います。明電舎に委託しているという関係ですが、そうすると、梅の宮浄水場の水は、これは大倉ダム水系の浄水だろうと思うんですね。それで、事業としてはどういうふうになっていますか。梅の宮浄水場の事業、明電舎が請け負っている事業の中身をちょっと教えてください。

○小野委員長 佐藤水道部工務課長。

○佐藤水道部工務課長 浄水場の中身ですけれども、まず、運転管理業務委託につきましては、1期目が平成27年から平成29年の3年間でございます。2期目といたしまして、平成30年から令和5年度までの5年間という形の業務期間中であります。

そちらの業務内容でございますけれども、まずは浄水作業ということになります。

委員がおっしゃったとおり、大倉ダムからの水を浄水するという部分で、浄水設備の監視並びに操作業務、さらに、こういった浄水の機器の巡視点検であるとか、浄水場内の清掃、場内の草刈りとか、そういったものも行っております。

以上です。

○小野委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 配水池については、そこも管理しているんですか、明電舎で。

○小野委員長 佐藤水道部工務課長。

○佐藤水道部工務課長 配水池の流量であるとか水量であるとか、そういった部分は監視しているということでございます。配水池の基本的な管理は水道部のほうで行っているという状況でございます。

○小野委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 わかりました。

それで、これは仕様書を取り交わしているはずですよ、市と。その大筋の中身だけちょっと教えてください、仕様書。

○小野委員長 佐藤水道部工務課長。

○佐藤水道部工務課長 先ほどお答えしました業務内容、浄水作業であるとか機器設備の監視点

検、操作、そういったものが業務仕様となっております。

以上です。

○小野委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 懸念するのは、やはり、民間での委託ということについて、私ども、やはり問題点が生じはしないかなというところが1つあるんですね。

ただ、そうすると、当然ながら、民間に委託して仕様書があつてですから、少なくとも市の管理責任は生じると思うんです。もう既に委託しちゃっているからね。そうすると、塩竈市としての浄水関係の管理をしている職員は、今何人ぐらい携わっていますか。

○小野委員長 佐藤水道部工務課長。

○佐藤水道部工務課長 浄水場の係、浄水係と申しますけれども、そちらには2名配置しているという状況でございます。

○小野委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 わかりました。

それで、2名の方が配置されているので、常時、いわば全体の監督官というかな、そんなふうにイメージとしては受けとめます。市民に安心して飲める水を全般的に供給するわけですから、その辺の仕組みはぜひ対応をよろしくお願ひしたい。

それで、もう時間も1分ちょっとしかありませんので、問題課題の中で、水道部の職員は何人ぐらいいらっしゃいますか、今。

○小野委員長 並木水道部業務課長。

○並木水道部次長兼業務課長 職員定数としては、現在31名になってございます。

○小野委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 そうすると、31名のうち、梅の宮浄水場の管理なんか携わってきた職員は何人ぐらいいらっしゃるんですか。

○小野委員長 並木水道部業務課長。

○並木水道部次長兼業務課長 私の、今まで調べた中では約10名というところが関係したのと思われま。

以上です。

○小野委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 そうすると、この職員の経験、ある程度、技術力を持っている方々10名ですね。そ

うすると、この方々はいずれは退職しますね。退職は、大体、この先どのぐらいの時点で、こういった経験者はいなくなりますか。

○小野委員長 並木水道部業務課長。

○並木水道部次長兼業務課長 大半がこの先10年ないし15年ぐらいの中で退職するのかなと思っております。

以上です。

○小野委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 そこが問題だと思うんです。委託の問題も既に進んでいることですから、あれこれ言いませんけれども、やはり、市民に安全な水を供給するという仕事は、かかって市の責任なんですよ。やはり、これは責任ありますからね。だって、薬品もちゃんと入れて、汚泥の処理もして、それは明電舎でやるわけでしょう。そうすると、やはり、私たちとしては、市の職員の経験、技量なんかをしっかりと確保して、浄水、安心して飲める水、これをしっかりと確保していただいて、今後とも運営に携わっていただきたいということを一言申し上げまして、私の質疑を終わらせていただきます。

○小野委員長 菅原善幸委員。

○菅原委員 それでは、私からも特別会計の質疑をさせていただきます。

まず、資料No.9とNo.10から主に質疑させていただきます。

資料No.9の184ページ、離島の航路事業について質疑させていただきます。

質疑の内容ですけれども、浦戸住民の生活航路並びに浦戸諸島を訪ねる観光客の足として、1年を通して安全で安定的な運航を行っている市営汽船でございますけれども、離島航路の事業、営業収益も、見ますと、やはり年々低下傾向にあるのかなと思います。

この事業でございますけれども、国の補助金も入っております、離島振興事業にあつては、ここで平成30年度の収益の低下が原因と考えられるわけでございますけれども、その原因になった部分を説明していただきたいと思います。

○小野委員長 村上浦戸振興課長。

○村上産業環境部浦戸振興課長 委員にお答えさせていただきます。

我々、平成30年度の事業収入、これは乗船料収入でございますけれども7,102万5,372円を計上させていただきます。

これは、昨年と比べますと、昨年在7,787万3,282円でございますので684万7,910円、対前年

度比といたしましては、マイナスの8.8%という形で計上させていただいております。これの多くの原因は、当然、乗船料収入の減というのは、乗る方の人数が減しているということでございますけれども、その内訳をご説明させていただきます。

平成30年度乗船いただいた方の人数は15万3,426名、平成29年度が16万2,040名でございますので、全体としましては約8,600名ほど減してございます。この減が事業料収入の減につながってございます。内訳を見ますと、推定観光客数が平成30年度4万9,570人、平成29年度と比べまして5,000人ほど減してございます。

続きまして、島民利用者が5万3,755名、こちらも前年度と比較しますと2,000名ほど減してございます。定期を使って乗船していただく方は5万101名でございます、こちらは1,600名ほど、合わせまして8,600名ほど減してございますので、今もご説明しましたように、観光客の皆様への減が非常に大きいと。島民減少に伴います島民利用の減ももちろんございますけれども、観光客の減は非常に大きくなってございますので、我々としては、再三お話ししておりますけれども、観光セクションと連携を図りながら、浦戸を訪れる皆さんをふやしていきたいと。

幸い、ことしの6月には観光省が主導いたしまして、みちのく潮風トレイルという、青森から福島までの1,000キロを踏破するようなウオーキングコースを設定させていただいて、その中に浦戸4島も入ってございますので、そういったところをPRしながら、観光客増に努めてまいりたいと思います。

以上でございます。

○小野委員長 菅原委員。

○菅原委員 丁寧なご答弁、ありがとうございました。

原因ということで、延べ件数が8,600件ということでございます。主には観光客が減少しているというのが挙げられておりました。私も、浦戸の主にフェイスブックとか広報なんかを見ますと、さまざまな部分でイベントとか組まれているのもよくわかります。また、夏場ですと海水浴なんかも、ことしなんかも盛大に行われたと。

しかしながら、交流人口の増加策としては天候も、やはり島でございますので、天候等もあるかなと思います。それによって乗客数も多分変わってくるのかなと思いますので、その辺も含めまして、これからさまざまなイベントが開催されると思いますので、ぜひとも交流人口の増加につなげていただきたいと思います。

そこで、平成30年度の取り組みとしまして、どのような取り組みがされたのかということの

成果等を挙げていただきたいんですけれども、主に成果の部分では新しい交流にかかわるものに関してどのようなものが挙げられたのか、お話しいただきたいと思います。

○小野委員長 村上浦戸振興課長。

○村上産業環境部浦戸振興課長 それでは、資料No.10の203ページをごらんいただきたいと思います。これは新たな取り組みというものもございますけれども、今までの取り組みも継続しているものもございます。

これは、具体的な施策内容ということで書いておりますけれども、うらと子どもパスポート事業、それから、島で開催されるイベント等への支援ということで、こちらは花火大会へ船を出すとか、それからボランティア割引、それから、今回初めての取り組みといたしまして、インバウンドの皆様方が浦戸を訪れる場面もふえてまいりましたので、島歩きマップの英語版も平成30年度に発行させていただきました。

我々、ちょっと英語で会話するというのは非常に難しいところはあるんですけれども、そのマップを皆様にお配りいたしまして、浦戸のこの理解、それから乗り方の理解を進めさせていただいてございます。そういった形で、新たな取り組みもさせていただいてございました。

以上でございます。

○小野委員長 菅原委員。

○菅原委員 わかりました。

そこで、204ページでございますけれども、この施策の成果の中で、（3）で……

○小野委員長 資料No.10でいいんですか。

○菅原委員 資料No.10です。No.10の204ページでございます。

計画に基づきまして平成29年度、小型船舶（19トン）「しおね」を建造し、小型船舶を中心とした船舶体制への転換を図ったと。これによって、中型の船舶1そう、小型船舶2そう体制となり、維持費及び修繕費等の経費削減ができたということでもありますけれども、ここで維持管理の修繕等というのは経費削減となっておるわけでございますけれども、どのような内容で削減されたのか、ちょっと確認させてください。

○小野委員長 村上浦戸振興課長。

○村上産業環境部浦戸振興課長 ご説明させていただきますと、中型船というのは、毎年毎年、我々、船は検査のために上架するんですけれども、大きな船につきましては、検査項目が非常に多くて、1回上架というか、船を検査のためにドックに入れますと、安くても700万円とか、

通常ですと800万円とか、もっと5年に一遍の大きな検査になりますと1,000万円を超えるような検査が必要になります。それが小型船になりますと、安全面に、全然問題はないんですけども、検査項目が少なくなつてまいりますので100万円とか200万円。我々、自主的に5年に一遍、小型船であっても、検査項目にはないんですけども、エンジンのオーバーホールを行っております。それであったとしても600万円ぐらいは、600万円ぐらいで済むという形でございますので、小型船を導入することによりまして修繕費が大幅に削減されると。それで、先ほどもご説明しましたけれども、平成30年度は平成29年度と比較して210万円ほどの修繕費の削減につながっております。

以上でございます。

○小野委員長 菅原委員。

○菅原委員 わかりました。

大変、船の車検というか、そういった修繕費という形で高額なものが発生しているということがわかったわけでございますけれども、そこで、資料No.9の184ページでございますけれども、その運航費というものがございます。そこで、運航費の燃料費というものがございますけれども、先ほどは修繕費が1,500万円この中に入っているということだと思います。その2つ上の燃料費というものがございますけれども、この燃料費というのは、どのような内訳なんですか。今、多分3そうがあると思うんですけども。

○小野委員長 村上浦戸振興課長。

○村上産業環境部浦戸振興課長 それでは、燃料費についてのご質疑にお答えさせていただきます。

先ほどもご説明しました。繰り返しになりますが、中型船と呼んでいる大きな64トンの船と、19トン未満の小型船2隻の運航体制でございます。ちなみに、「しおじ」にしましてはA重油を使ってございまして、年間の使用金額が449万8,038円でございます。「うらと」につきましては361万5,516円、こちらもA重油で運航してございます。「しおね」につきましては軽油を使ってございまして、こちらはA重油に比べまして若干単価が高いんですけども、478万1,945円が燃料費としてかかってございます。

ちなみにA重油ですと、変動はありますけれども、税抜きの単価が76円から86円、軽油ですと89円から94円で単価が組まれてございます。

ちなみに、なぜ高い軽油を使っておるかということでございますけれども、例えば、A重油

を使っている船ですと、250時間に1回はオイル交換をするというようなメンテナンスの手間がかかりますけれども、軽油ですと500時間に1回とか、そういった面で、エンジンにかかる負担が非常に少なく、将来的にエンジンのオーバーホールといった面でのメンテナンスのしやすさ、それから経費の削減につながるのではないかという形で、「しおね」につきましては軽油を選択させていただいております。

以上でございます。

○小野委員長 菅原善幸委員。

○菅原委員 わかりました。

ということになりますと、やはり、中型船、あと小型ということでわかれると思うんですけども、前回ですと中型が2艘で、今回、小型にして小型が2艘という形になりますと、中型の燃料の負担がかなり大きいのかなと思います。中型船ですと乗組乗員も260人、小型ですと89人から100人という形でございますので、この中型の「しおじ」でございますけれども、これは常時、多分、運航されていると思うんですけども、私も以前、昼間の2時台に乗ったときに、やはり乗っている方も大変少ない時間帯もございます。それも含めると、やはり、この「しおじ」に関しまして、ちょっと抑えるというのか、小型を中心に運航されたほうが、やはりいいのかなと私は思っておりますけれども、燃料に関しても、やはり、半分近くが変わってくるのかなと思いますが、その辺はいかがでしょうか。

○小野委員長 村上浦戸振興課長。

○村上産業環境部浦戸振興課長 それでは、お答えをさせていただきます。

確かに委員のおっしゃるように、船員の数も中型船ですと3名乗船、小型船ですと2名乗船でございますので、その時点でもう船員1名の人件費部分は変わってきます。

しかしながら、今現在、朝の下り2便、7時15分塩竈港発の船でございますが、その船につきましては、学校のお子様方で43名ぐらい、それから、先生方、事務の方を合わせて20名ぐらい、それから、郵便局の皆様、市役所の職員、合わせまして10名、これだけでもう既に70名とか75名とかという形になります。そこに、今ですと、復旧復興に携わる作業員の皆様に乗ってまいりますので、小型船ですと、もしかすると乗れないという場面が多々発生するのではないかと、我々としては非常に危惧しておりますので、この朝の便に関しましては、今のところ、復興復旧が終わるまでは「しおじ」を使わざるを得ないのかなと。ですので、1日1回は必ず「しおじ」を使うという形で、我々としては、効率的には悪いかもしれませんが、誰も

乗せないというわけにはいきませんので、そういった形で運航させていただいております。

それが、あと2年を経過すれば、復旧復興が終わるということになれば、そのときに我々としては運航体制をどうするのかというのは、今から考えさせていただいております。

以上でございます。

○小野委員長 菅原善幸委員。

○菅原委員 概ねわかりました。説明ありがとうございました。

時間がございませんので、次の質疑をさせていただきます。

資料No.9の159ページ、魚市場の運営事業について質疑をさせていただきます。

資料No.10の157ページから質疑をさせていただきたいと思います。

今回、平成30年度の水揚げ実績を見ますと、まず言えるのが、全体的に水揚げの減少という形であります。特に、マグロのはえ縄、貨物輸送、冷凍・搬入が大幅に減少されたのが原因とされています。

先ほども説明がございましたけれども、やはり、運営費に本当に直接関係することだと思っておりますけれども、改めて、この原因が、そこにあるのかなという部分があるんですけれども、そのほかにも減少というのはほかにもないものか、ちょっと確認させてください。水揚げの状況ですね。

○小野委員長 草野水産振興課長。

○草野産業環境部水産振興課長 お答えします。

平成30年度の水揚げの減少というお尋ねだと思います。

156ページの表を見ていただきますと、漁業種別ということで、漁船と搬入というふうに分かれています。漁船は若干、4,200万ほど水揚げが落ちましたが、これは率にしますと0.5%程度ですので、漁船水揚げについては、ほぼ前年並みであったということになります。

ただし、先ほど議員からご指摘ありましたように、搬入魚ですね。こちらもたびたび議会の皆さまにはご報告申し上げておりますが、搬入の中の遠洋底びき網漁、こちらの入港船が極端に減ったということがございまして、遠洋底びきの影響額が7億8,000万円ぐらい、これだけで落ちています。あとそのほか、搬入の中で沖合底びき漁業と言いまして、主に石巻の市場だと思っておりますが、石巻に水揚げされた、例えば、イカとか沖ハモといったものが石巻を經由してうちの市場に上場されるんですね。そちらの沖合底びきの魚についても、これは極端に漁が不漁だったそうです。イカとかが不足しておりまして、その影響額が大体5億6,000万円ぐらいと

いかたちで、この2つを合わせますと、約13億円ちょっとぐらいの減少になったというのが主な減少というふうに捉えてございます。

以上でございます。

○小野委員長 菅原委員。

○菅原委員 イカの影響も、スーパーに行きますと、本当にイカが並んでいないというのも現状だと思います。

そこで、一方で、平成30年度に導入されました魚体選別機でございますけれども、やはり、これは多分、冷凍カツオの水揚げの確保に伴いまして選別されるような魚体選別機でございますけれども、今現在、3台が導入されております。その1時間当たりの能力というのは70トンということでされていると思うんですけれども、この魚体選別機の平成30年度の状況を確認させていただきます。

○小野委員長 草野水産振興課長。

○草野産業環境部水産振興課長 詳しくは、資料No.10の359ページに魚体選別機につきましての主要な成果として掲載させていただいております。

こちらのページでございますように、決算額8,800万円強という形で、平成30年度に整備したものでございます。

議員のご指摘のように、冷凍のカツオ用の選別機でございますして、選別機自体が3つ、それをベルトコンベアでつなぎ合わせまして、カツオを大体4つぐらいの大きさに分けるというものでございます。本格稼働したのが、平成30年の、たしか秋口から使い始めまして、この間、今年度に入りまして、大体月1回ぐらい使っているところです。

処理能力としては、1時間70トンぐらいという、フルパワーで回せばという形なんですけど、大体1回一本釣りの冷凍のカツオ船が200トンから300トンぐらい持ってきますので、それを大体1日半ぐらいで処理しておりますが、私の見たところでありまして、機械導入前の大体2分の1ぐらいまではなりませんけど、かなりの省力化が図られているというように感じておりますし、今のところ、順調に稼働しているところでございます。

以上です。

○小野委員長 菅原委員。

○菅原委員 あと、資料No.10の157ページの課題の中で、今後の課題で、やはり新魚市場の設備においての、今後の設備機械のメンテナンス時期があります。課題の3番になりますけれども、

その辺の具体的なメンテナンスというのは、どのようなメンテナンスなのか、ちょっと確認させてください。

○小野委員長 草野水産振興課長。

○草野産業環境部水産振興課長 お答えします。

ご承知のとおり、新しい魚市場が高度衛生管理型という形で、さまざまな最新鋭というんでしょうか、こういった設備を具備してございまして、そのメンテナンスに配慮が必要な部分については、まず一つは、閉鎖型の市場ですので、全ての荷さばき場にシャッターというんですか、シャッターがついています。これはチェーンで巻き上げるような構造になっておりますので、潮風に吹かれて、結構さびとかの心配がもう既に生じてきますので、そういったメンテナンスが必要になるということと、あとそのほか、今回は市場に海水をくみ上げて、その海水をきれいにして、滅菌と殺菌の海水を場内に供給するというプラント、施設があります。こちらについても、結構高上がりな、通常の点検とかかかりますし、あと建設後5年、10年といったスパンで、一定程度、修繕も必要になってきますので、そういったランニングコストを最小限に抑えていくことに意を用いなければいけないという意味で、この資料に掲載したところでございます。

以上です。

○小野委員長 菅原善幸委員。

○菅原委員 おおむねわかりました。

大変なシャッターもあると思いますけれども、そのメンテナンスということでございました。

やはり、今後の新魚市場の施設の運営に当たっては、維持していくためには、水揚げの漁船誘致というのが必要になってくるわけでございますけれども、この漁船誘致の水揚げの体制を、資料No.9の220ページにありますけれども、遠洋底引き網の漁業誘致事業として162万2,000円があります。前回の平成29年度に水揚げの奨励補助金というのがあったと思うんですけれども、これは、今回なくなっているんですけれども、金額にして723万9,000円ぐらいあったと思うんですけれども、平成29年度にあって平成30年度にないというのはどういったことなのか、ちょっと確認させてください。

○小野委員長 草野水産振興課長。

○草野産業環境部水産振興課長 恐れ入ります。資料No.22の173ページをごらんいただきたいと思います。

こちらをごらんいただきますと、この上の1番の表、水揚げ奨励金については、平成30年が空白になっておりまして、こちらは委員のご指摘のとおり、平成29年度で1000分の1の奨励金を終了してございます。

こちらの水揚げ奨励金の趣旨ですが、新魚市場の建設に伴いまして、漁船の生産者の皆様に大変ご迷惑をおかけするというのと、引き続きの水揚げをお願いするという意味を込めて、建設までの期間ということで設定させていただきましたので、完成した平成30年度についてはこの奨励金は廃止したという内容になります。

以上でございます。

○小野委員長 菅原委員。

○菅原委員 わかりました。173ページに載っていました。空白になっていました。

これで最後の質疑ですけれども、塩竈市魚市場のおさかなミュージアムですが、平成30年度目標に対してどのように取り組まれたのか。

○小野委員長 資料No.は。

○菅原委員 先ほどのNo.10です。

○小野委員長 No.10の何ページですか。

○菅原委員 No.10の156ページ、魚市場の中で、運営に関することによろしいんですよね。そのおさかなミュージアムなんですけれども、来館者の目標が設定されていたと思うんですけれども、その辺をクリアされてきたのか、その辺をちょっとお伺いします。

○小野委員長 草野水産振興課長。

○草野産業環境部水産振興課長 魚市場に併設しております、おさかなミュージアムの稼働状況というお尋ねかと思えます。

手元にちょっと資料はないんですが、たしかオープン以来、昨年度の実績で入館者数が8万9,000人ぐらいだったかと思えます。当初、10万人目標ということだったんですが、昨年の「どっと祭」が台風の接近で部分開催になってしましまして、そちらが、もし通常どおり開催されていれば10万人ぐらい到達したのではないかなと考えておりますし、今年度に入りましてからは、おかげさまで学校の教育旅行というんでしょうか、遠くの子どもたちも、案外バスで施設見学に訪れるお子様がふえてございますので、多分、昨年の実績よりはことしは伸びるのではないかなというふうに考えているところです。

以上です。

○小野委員長 菅原委員。

○菅原委員 ありがとうございます。

では、私からの質疑は終わらせていただきます。

○小野委員長 暫時休憩いたします。

再開は13時といたします。

午後0時04分 休憩

---

午後1時00分 再開

○阿部（眞）副委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。

なお、質疑の際には、資料番号及び該当ページをお示しの上ご発言くださいますようお願いいたします。辻畑めぐみ委員。

○辻畑委員 資料No.8の45ページ、介護給付に関連して伺います。

2018年度の介護保険制度では、特に介護報酬の改定がされています。そこで、生活援助、これはヘルパーさんの調理とか掃除、そういう中身の援助ですが、この報酬の引き下げなどに関して、事業所に対して、どのような影響があったか、おわかりであればお聞かせください。

○阿部（眞）副委員長 志野長寿社会課長。

○志野健康福祉部長寿社会課長 介護の制度改正に伴ってどのような影響があったかということについて、答弁させていただきます。

恐れ入ります、資料No.7の、決算審査意見書をごらんいただきたいのですが、そちらの61ページの上のほうになります。資料No.7の61ページのほうになります。

確かに、委員のご指摘のとおり、引き下げ等々の影響はございますが、やはり本市といたしましては、高齢者の比率が増加していることもありますので、61ページの上、総務費の次にあります介護給付費とか、あるいは、その2段下の地域支援事業費等につきましては増加傾向にあるということですので、おっしゃるところの点はもちろんございますけれども、やはり対象者に対する支出関係がふえているという状況がございます。よろしく願いいたします。

○阿部（眞）副委員長 辻畑委員。

○辻畑委員 ありがとうございました。

もう一つですが、今、申し上げました生活援助サービスですが、去年の4月に介護報酬が改

定されまして、ヘルパーさんの利用の回数、例えば、1日3回利用されていた方でも、ぐっと一日利用できる利用回数の制限がありました。それで、具体的にどういう制限ができたのと、あと実際、その制限があったことで、利用者さん、何か弊害、困ったことはなかったか、お尋ねいたします。

○阿部（眞）副委員長 志野長寿社会課長。

○志野健康福祉部長寿社会課長 全般論として申し上げさせていただければ、やはり回数等が減ったという意味では、相当程度の影響があったというふうに捉えられるかと思います。ただ、個々の案件についてのご意見というのは、その行った都度とか、そういった都度での頂戴はしていないところがございますので、この場での答弁については、この段階が限界かと思っております。よろしくお願いいたします。

○阿部（眞）副委員長 辻畑委員。

○辻畑委員 ありがとうございます。

では、次に参ります。

資料No.22の169ページです。介護保険料と介護利用料について、お伺いします。

皆さん、介護保険料の負担が重くなっているという声をよく聞きますが、この中の保険料の未納理由が、それぞれ、平成30年度を見ますと生活困窮が176人、ほかの事由は320人、計496人となっています。

ほかの事由の中を見ますと、納付拒否が最も多く、平成28年度は358人、平成29年度は341人、平成30年度は295人となっております。納付拒否の方について、具体的にどのような理由で拒否されているか、教えてください。

○阿部（眞）副委員長 志野長寿社会課長。

○志野健康福祉部長寿社会課長 納付拒否の理由でございます。

まず、基本的に、介護保険料につきましては、年金から天引きされるものが主たるものでございますので、ここにごきます数字につきましては、65歳に到達した方が納付書方式で納めていただく、あるいは年金の収入額が18万円を下回っている方々について、このような形で納付書で納められているということになります。

納付拒否というのは、具体的に申しますと、納付書をお送りしたんだけど、さらに督促状をお送りしたんだけど、その納期までお納めいただけなかったという案件はこちらに掲載させていただいているという状況になっています。よろしくお願いいたします。

○阿部（眞）副委員長 辻畑委員。

○辻畑委員 わかりました。そういうものをもらっても紛失してしまうという方もいらっしゃいますが、このすごい人数は、やはり今、ほかの経済的な理由、本当に毎日の生活が大変で払えないという方が、こういう給付拒否という形にあらわれているのではないかと思いましたがけれども、未納の方で、最も長く払っていない方は何人くらいいらっしゃいますか。

○阿部（眞）副委員長 志野長寿社会課長。

○志野健康福祉部長寿社会課長 まず、介護保険料の制度につきましては、2年を超えるものにつきましては、時効といたしますか、そういった形、不納欠損ということで落とすこととなりますので、最長でも基本的には2年までということになります。よろしく願いいたします。

○阿部（眞）副委員長 辻畑委員。

○辻畑委員 わかりました。

それでは、続いてやります。

介護サービス利用は、1割負担が原則ですが、保険料を滞納した場合、1年以上滞納すれば、1割負担ではなく丸々10割支払う、または2年以上滞納すると利用料金が9割と多くなります。そういうペナルティーはありますが、実際、3割、4割の方は何人くらいいらっしゃいますか、滞納によって。

○阿部（眞）副委員長 志野長寿社会課長。

○志野健康福祉部長寿社会課長 今のお話につきましては、介護保険料を滞納している方で、具体的にその給付の部分について、1割負担の方が、例えば、3割になるとかいった方が何人いらっしゃるかというご質疑かと思えます。

基本的には、本市におきましては、そういう段階に至る前に、例えば、分納とかそういった相談、あるいは弁明書の作成、提出等をいただいて、できるだけそのような形にならないように手続はとっておるのですけれども、ただご指摘のご質疑の内容につきまして、平成30年度につきましては、6名の方がそういった形で対象となっているところでございます。よろしく願いいたします。

○阿部（眞）副委員長 辻畑委員。

○辻畑委員 ありがとうございます。

それでは、次の質疑に参ります。

資料No.10の94ページです。地域支援事業について伺います。

高齢の方が、住みなれた地域でいつまでも健康で生活できるよう、認知症の方も含めた高齢者、そのご家族に対する支援や、おひとり暮らしの方が自立して生活を支援するための施策であります。

その中のまず1つ目、配食サービスについてお伺いします。

元気に生活するには、まずは食事だと思います。栄養がとれるように援助する配食は、ご本人に応じた形態で、バランスのとれた温かい食事が届き、おひとり暮らしの方の安否確認にもつながるとても大切な事業です。

介護サービスを利用される方がふえている中で、平成29年度の68人に比べて、平成30年度は34人とぐっと減っていますが、これはどうしてでしょうか、お伺いします。

○阿部（眞）副委員長 志野長寿社会課長。

○志野健康福祉部長寿社会課長 ただいまのご質問につきましては、配食サービスについて、平成29年は68人から34名に減っている理由についてのご質問でございますが、まず、条件については全く変更はしておりません。この条件については変更していませんので、具体的に申しますと、例えば配食サービスを受けられていた方が介護施設に入所されたりとか、あるいは場合によっては亡くなられたりとか、あとそれを必要としなくなったということもございますけれども、そういったものが重なりまして、今年度、平成30年度につきましては資料にありますとおり34名に減っているという状況でございます。よろしくお願いたします。

○阿部（眞）副委員長 辻畑委員。

○辻畑委員 ありがとうございます。

それでは、3点についてお伺いします。

今、利用できるお弁当の配達回数は週何回でしょうか。

また、何カ所のお弁当屋さんの業者に委託されていますか。

それから、本人の負担、これは幾らになるか教えてください。

○阿部（眞）副委員長 志野長寿社会課長。

○志野健康福祉部長寿社会課長 配食サービスについての3点の質問をいただきました。

まず、配食サービスそのものにつきましては、1週間に最大2回まで、このサービス、一定程度の補助をするというところになっています。

それと、その事業者さんにつきましては、現在、本市におきましては3カ所、3事業所のほうで、いずれかから選んでいただくということで委託をさせていただいています。

さらに、負担につきましては、基本的には630円のお弁当を、1回目につきましては330円、2回目につきましては230円の助成をすることによりまして対応させていただいているという状況でございます。よろしくお願いいたします。

○阿部（眞）副委員長 辻畑委員。

○辻畑委員 一つ聞き忘れましたが、このお弁当屋さん、実際、その利用者さんを担当されているケアマネジャーさんとの連携はありますか。

あと、お弁当屋さんによっては、ただ届ける方もいるのかもしれないし、特徴はありますでしょうか、教えてください。

○阿部（眞）副委員長 志野長寿社会課長。

○志野健康福祉部長寿社会課長 配食サービス等につきましても、包括支援センターを含めましていろいろ、我々が知り得るといいますか、我々としては、一定程度の周知はさせていただいているところがございます。

それと、安否確認をどうされているかという趣旨かと思えますけれども、この部分につきましては、単純にお弁当を配達しておしまいということではなくて、その後、例えば、誰それさんのおうちに行ったらこうだったということ、毎度、ファクスで当市のほうにお送りいただいて、状況を確認させていただいているという状況もございます。よろしくお願いいたします。

○阿部（眞）副委員長 辻畑委員。

○辻畑委員 ありがとうございます。

また、ご本人やご家族から、このサービスに対して、何かご希望はありませんか。教えてください。

○阿部（眞）副委員長 志野長寿社会課長。

○志野健康福祉部長寿社会課長 私どものほうに具体的な質問というか、そういったご意見というのは、直接、私の範囲では、知り得る範囲ではございませんが、ただ、当然、安否確認等をしている中で、お弁当を配布しているとそういったいろいろなご意見等がございます。それについては、場合によりましては、私どもで集約をさせていただいて、今後の活動に生かしていきたいというふうに捉えているところです。よろしくお願いいたします。

○阿部（眞）副委員長 辻畑委員。

○辻畑委員 ありがとうございます。

この配食サービスですが、おひとり暮らしや高齢のご夫婦のお世話がふえています。立って

いたり、包丁を使ったり、時間配分をしたり、年をとれば、なかなかうまくいかなくなると思います。介護認定を受けたベッド上の生活の方でも、元気な家族が同居されて、このご家族が朝早くから遅い時間まで働いている日中、お一人でもヘルパーに調理を頼むことはできなくなっています。これは、介護保険で国が決めたことです。お弁当の料金は、お店によって違いますが、病気に応じて献立やとろみ食のような形態を頼めますが、追加料金が伴います。

少ない年金生活の方が多く、現在の週2回までのサービスを、拡充をぜひご検討くださいますようお願いいたします。この拡大するということはいかがでしょうか、お聞かせください。

○阿部（眞）副委員長 志野長寿社会課長。

○志野健康福祉部長寿社会課長 まず、このお弁当そのものなんですけれども、市内にございます普通のお弁当とは、ちょっとニュアンスというか内容が異なりまして、献立の作成に当たっては、仕様書でも委託業者には、お話をさせていただいているのですが、高齢者などの栄養のバランスとか調理法、栄養所要量に基づく給食目標栄養価を考慮して作成といいますか、おつくりして、お配りしているということでございます。

なお、この補助関係につきましては、1週間に2食までということになっておりますけれども、当然ご自身で、そのほかの曜日、例えば、週のうちの2日以外の5日間をご自身のご負担で配食いただくというのはもちろん大丈夫でございますので、そういった面で自己管理ということも含めて検討いただければと思っております。よろしくようお願いいたします。

○阿部（眞）副委員長 辻畑委員。

○辻畑委員 2回を超える3回以上の方の利用ということは聞いたことがありますが、今、週2回の利用の援助ではなくて、補助ではなくて、市として、本当に大事な食事なので、この回数をぜひ拡充してほしいということをお願いしたいと思います。

次に、紙おむつの支給についてです。

平成30年度は、少し登録人数が減っています。入院されると、このサービスが受けられないのですが、その影響があるのでしょうか、お伺いします。

○阿部（眞）副委員長 志野長寿社会課長。

○志野健康福祉部長寿社会課長 まず、この紙おむつの要件でございますけれども、要介護3以上で常時おむつの着用が必要で、かつ在宅での方ということになります。ご指摘の部分について、そういった要因も、当然あるかというふうに捉えております。よろしくようお願いいたします。

す。

○阿部（眞）副委員長 辻畑委員。

○辻畑委員 では、入院という方が結構多かったのでしょうか。

○阿部（眞）副委員長 志野長寿社会課長。

○志野健康福祉部長寿社会課長 紙おむつに関しましては、対象者の方に対して、4月初旬にクーポン券とございますか、そういったものをお渡ししますので、具体の、その事例というのは、お伺いはしていないところになっています。よろしく願いいたします。

○阿部（眞）副委員長 辻畑委員。

○辻畑委員 わかりました。

具体的におむつのクーポン券は、どのような料金になっていますか、お聞かせください。

○阿部（眞）副委員長 志野長寿社会課長。

○志野健康福祉部長寿社会課長 おむつ引き換え券と、私どもは称しておりますけれども、内容といたしましては、非課税世帯の方には3,000円分のおむつ券をお渡ししている状況になっています。ただ、これは月々でございますが、ためて、例えば、一月に6,000円分使うとかはできなくて、あくまで一月3,000円までということになっています。

なお、今、開いていただいていますのと同じ資料No.10の95ページの施策の成果（2）の3段目のところに記載させていただいていますが、平成24年度からでございますが、非課税世帯もですけれども、課税世帯にも支給対象を拡大しまして、こういったことでの施策対応をさせていただいているという状況でございます。よろしく願いいたします。

○阿部（眞）副委員長 辻畑委員。

○辻畑委員 わかりました。ありがとうございます。

排せつは、トイレで本当はしたいものですが、体の状態や認知症で感覚が鈍くなったりした方は、おむつがどうしても必要になります。高齢になると免疫力が落ちて、膀胱炎などの感染症になりやすくなり、入院治療が必要になることもあります。体の状態で、毎日入浴ができない方はなおさらです。いつでも清潔にしておくために必要なおむつの枚数を、まちに行ってみましたが、最低、月6,000円くらいはかかるのではないかと思います。

お口から食べられなくて、ミルクを胃ろうから流している方は、どうしても下痢がしやすくなったり、また認知症でどうしてもおむつをいじってしまう方もいらっしゃるのです、それ以上におむつが必要な方もいらっしゃると思います。ほかには、介護保険関係なく、防水シート、

とにかくいろいろ介護をする上で必要になっています。

今のこの1,500円、3,000円の支給の枠を検討していただけないでしょうか。

○阿部（眞）副委員長 志野長寿社会課長。

○志野健康福祉部長寿社会課長 先ほどの答弁につきまして、追加、補足をさせていただいた上で、改めてお答えさせていただきます。

まず、対象要件なんですけれども、配布につきましては、その対象となる要介護3以上の寝たきりの方のご家族の方を対象としております。

それと、なお、助成券につきましては、課税世帯につきましては、平成24年度から1,500円ということでの対応をさせていただいております。

拡充等につきましては、こういった経緯がございますので、現段階では状況を見続けさせていただいているというところがございます。よろしく願いいたします。

○阿部（眞）副委員長 辻畑委員。

○辻畑委員 ありがとうございます。

本市では、要介護3以上の方というふうに対象を決められていますが、隣の多賀城市では、この介護度にかかわらず、常におしっこ、うんちを漏らしてしまうという方が対象になっているので、そういうこともご検討願えればと思います。

本当に介護をされるご家族の経済的な負担はとても大変なものですので、介護の負担軽減、経済的な負担の軽減、これをぜひご検討願いたいと思います。

では、次に行きます。

はいかい高齢者SOSネットワークについてです。

以前、私が働いていたときに、ほかの担当の者ですが、たびたび徘徊で、このサービスで無事保護された方がいました。ご家族がいても、すきを狙って出ていってしまいます。本当にこの家族としては、とてもありがたいサービスだと思います。

平成30年度、このSOSを利用された方がふえています。このサービスを利用するのに、何か必要な条件はありますか、お伺いします。

○阿部（眞）副委員長 志野長寿社会課長。

○志野健康福祉部長寿社会課長 まず、基本的には、この制度を利用するに当たりましては、当然、本人の情報等がないと探しようがないという部分がございますので、当課で申請用紙を準備しておりますので、高齢者の方の必要情報、あとやはり風体が必要ですので、写真とかも添

付いただくという形で、これをもちまして登録をさせていただきます。

万が一ですけれども、ご不明になったという場合には、協力店舗等に、67カ所、67団体にご協力をいただいて、ファクスで一斉送信をしまして、こういった方が、例えば、行方不明になっています、よろしく願いますということで流させていただきます、見つかりましたら、見つかったということで再度回答をいただいて、ほかの協力店の方々にも、見つかりましたということでお知らせをしているという流れでございます。よろしく願います。

○阿部（眞）副委員長 辻畑委員。

○辻畑委員 ありがとうございます。以前、その方がこの申請をする場合に、近所の誰か3名が、責任を持つというんでしょうか、連絡先ということで書くようなことがありましたが、今はそういうことはありませんか。

○阿部（眞）副委員長 志野長寿社会課長。

○志野健康福祉部長寿社会課長 システムの登録申請におきましては、先ほどからお話しさせていただいているとおり、ご家族の状況とかは、当然そうですけれども、あと対象者の状況、あと介護保険の利活用状況、あと過去の徘徊歴等の記載はさせていただいておりますが、特に3カ所登録しなければならないという前提条件はございませんので、よろしく願います。

○阿部（眞）副委員長 辻畑委員。

○辻畑委員 わかりました。ありがとうございます。

これからますます必要なサービスだと思いますが、今、GPSとかそういうものは利用されて、使っていますか、教えてください。

○阿部（眞）副委員長 志野長寿社会課長。

○志野健康福祉部長寿社会課長 大変申しわけないですが、GPSシステムについては、以前は塩竈市では利活用していた経緯がございましたけれども、なかなか、そもそも利活用する方がいないという状況がございましたので、現在ですけれども、QRコードという黄色字にデジタル表示されるものがあるのですけれども、このシールを、このSOSネットワークの登録者の方には、ご希望される方にそれを配布して、読み取る形で居場所を早期発見、ご家族に通報するという流れを組んでいるという状況です。

ただ、今のQRコードにつきましては、平成31年度の事業でございますので、ご参考までにということでよろしく願います。

○阿部（眞）副委員長 辻畑委員。

○辻畑委員 ありがとうございます。

最後のシルバーハウジングの事業について伺います。

とてもこれは高齢者が安心して過ごせる住居になっていると思いますが、待機されている方はいらっしゃるでしょうか。お願いします。

○阿部（眞）副委員長 志野長寿社会課長。

○志野健康福祉部長寿社会課長 シルバーハウジングの待機状況でございますが、特段、今、待機という状況にはございません。受け付けはさせていただいているという状況でございます。よろしく願いいたします。

○阿部（眞）副委員長 辻畑委員。

○辻畑委員 ありがとうございます。

このシルバーハウジングには、生活援助員さんがいらっしゃる聞いたことがありますが、何か働いている方が不都合というか、そういうことは何かありますでしょうか。

○阿部（眞）副委員長 志野長寿社会課長。

○志野健康福祉部長寿社会課長 具体的に申しますと、シルバー人材センターに、この部分については委託をして、お越しいただいて、日中1名で対応しているということでの状況でございます。特にふぐあい等については、この場でも、特に申し上げることはございませんので、よろしく願いいたします。

○阿部（眞）副委員長 辻畑委員。

○辻畑委員 ありがとうございます。

19年前にこの介護保険が始まりました。家族の介護から、社会で支える介護へというスローガンを掲げてできた介護保険制度です。40歳以上から全ての人が払う保険料はどんどん上がり、利用するときは所得に応じ、当初1割の料金が、今は所得に応じて2割、3割の方がふえています。さらに、政府は、利用料金、今の原則1割を全員2割にと打ち出しています。

私たちもいずれは身の回りのことができなくなります。現役世代の高齢者も安心できる介護、公的な介護制度に転換できるように求めていきたいと思っております。

これで質疑を終わります。

○阿部（眞）副委員長 阿部かほる委員。

○阿部（か）委員 それでは、引き続き、質疑させていただきます。

平成30年度の特別会計、下水道事業についてお尋ねいたします。

資料番号22の218ページ。

午前中、この表からいろいろと質疑をされておりました。重複する部分があるかと思えますけれども、より一層明確になるように質疑をさせていただきます。

まず、午前中の質疑の中でわかったことは、下水道料金が高いという市民の皆さんの声を随分聞くようになりました。それで、県内で何番目ですかということで、4番目に高いということで、やっぱりこれは高い水準にあるということだけは確かなようです。

ただ、塩竈の下水道料金が高いというその理由は、何かございますでしょうか。

○阿部（眞）副委員長 関下水道課長。

○関建設部下水道課長 下水道料金についてお答えいたします。

本市の下水道料金がなぜ高いかというご質疑でしたが、隣の多賀城市と比べて説明させていただきますと、下水道をきれいに流す、大代にある処理場、あそこにお支払いする金額は、もちろんですけども同じなんですけど、一番の違いは下水道管を布設した際の工事費です。工事費が塩竈市の場合、高く、工事をする際に起債で借りたお金の償還金の差が、ほかの市町村よりも下水道料金が高い原因と考えております。

○阿部（眞）副委員長 阿部委員。

○阿部（か）委員 ありがとうございます。つまり、工事費の借金というか、公債費でいろいろありますけれども、そのことがどうしてもやっぱりかぶさってきているということが現実ですね。

それで、水道料金との関係というのはございますか。

○阿部（眞）副委員長 関下水道課長。

○関建設部下水道課長 水道料金とは直接、料金の相関関係はありません。

○阿部（眞）副委員長 阿部委員。

○阿部（か）委員 実は、市民の皆さんが、水道を使っただけ下水も取られるのだというような認識を持っていらっしゃいましたので、私が今、このような質疑をいたしました。

計算上で、何か水道料金のほうと下水道料金の料金の関係があるのかということで質疑をさせていただきました。何かあれば。

○阿部（眞）副委員長 並木水道部業務課長。

○並木水道部次長兼業務課長 特殊な場合を除いては、水道で流した分が下水に流れるというような形で、料金の設定はしております。

○阿部（眞）副委員長 阿部委員。

○阿部（か）委員 ありがとうございます。

それで、この下水道料金の算出方法ですけれども、他の市町村の計算とは、塩竈市はまた別なのでしょうか。これをちょっとお聞きしてもよろしいですか。

○阿部（眞）副委員長 関下水道課長。

○関建設部下水道課長 算出方法については、基本的に同じというふうに考えております。

○阿部（眞）副委員長 阿部委員。

○阿部（か）委員 ありがとうございます。

ちょうど欄外に、塩竈市で20ミリを使用した場合の下水道使用料として計算が出ていましたので、やっぱりそれぞれの市町村で計算方法、算出法が違うのかなということでご質疑を申し上げました。皆、大体、同じ状況で計算しているということですね。

○阿部（眞）副委員長 関下水道課長。

○関建設部下水道課長 失礼いたしました。

料金体系につきましては、基本使用料を徴収しているのは、本市だけかもしれません。ほかのところは、10立米までは幾らと固定で、それ以降が従量料金というふうな形になっております。

○阿部（眞）副委員長 阿部委員。

○阿部（か）委員 ありがとうございます。そうすると、塩竈市だけが基本料金が決まっているということなんですね。

それで、ちょっと表を見ますと、塩竈市の場合は、何か大まかに、この料金の幅がとられていて、ほかの市町村は細やかに、どのぐらい使ったかで結構細やかに区分をされているような感じなんですけれども、この辺の基準というのはどういうふうにお考えなんでしょうか。

○阿部（眞）副委員長 関下水道課長。

○関建設部下水道課長 資料のほうは、大変わかりづらくて申しわけないのですが、塩竈市の場合をご説明させていただきますと、基本使用料がまず600円かかります。それで、10立米までが1立米当たり140円、20立米までが1立米当たり155円で、20立米を超えて40立米までが1立米当たり210円というふうに、細かくはなっていると思います。以上です。

○阿部（眞）副委員長 阿部委員。

○阿部（か）委員 ありがとうございます。40立米から300立米までが、大分、その幅がありまし

て、この辺が私はほかとまたちょっと違うかなと。使えば使うだけ取られるという基本的な原則はわかるのですけれども、この辺の考え方というのも、ちょっといろいろと角度を変えて考えていただければと思います。

もう一つ、改めてお聞きしたいのですが、塩竈市の水洗化工事が始まった年は何年でしたか。

○阿部（眞）副委員長 関下水道課長。

○関建設部下水道課長 本市の下水道は、古くは昭和22年ぐらい、戦後から始まりまして、昭和33年に下水道法が、たしか成立されたと思うのですが、そのころは、まだ合流式ということで、雨水も汚水も一緒に流していたと思うんですが、はっきり区別して水洗化工事を行ったのは、昭和48年に仙塩の処理場が事業開始しまして、昭和53年から分離が始まっているので、そのくらいであると思っております。以上です。

○阿部（眞）副委員長 阿部委員。

○阿部（か）委員 恐れ入ります。水洗化は昭和53年からと認識してよろしいですか。（「はい」の声あり）ありがとうございます。

それで、令和2年4月から、公営企業法適用による企業会計に移行するということになっていきますけれども、これはどのように変わるのでしょうか、教えていただきたいと思えます。

○阿部（眞）副委員長 関下水道課長。

○関建設部下水道課長 一番わかりやすくお話しするとすれば、水道や病院と同じような企業会計方式をとるということになります。

○阿部（眞）副委員長 阿部委員。

○阿部（か）委員 そうすると、独立採算に近い方向性というものになりますでしょうか。

○阿部（眞）副委員長 関下水道課長。

○関建設部下水道課長 一番目指すところは、独立採算であると考えております。

ただ、今までもいろいろご質問をいただいたこと等、総合的に考えますと、やはり一般会計からの繰入金等は必要になってくるのかなというふうに考えております。以上です。

○阿部（眞）副委員長 阿部委員。

○阿部（か）委員 ありがとうございます。

それでは、資料No.22の21ページをお開きいただきたいと思えます。

ここに資料を頂戴いたしました。ありがとうございます。

地方債残高の推移、これは下水道にかかわらず、塩竈市の財政の一番の基盤であるというふうに思っております。一番厳しい時代を乗り越えてきましたけれども、残高を見ますとわかるように、まだ506億円という大きな借金があるわけですが、これは本当に重い。

いろいろお聞きしてみますと、塩竈市の下水道工事をする前は三百二、三十億円だったと思います。結局それが始まってから、その倍以上の膨らみが出てきたと。

それから、もう一つは、多賀城市さんもそうですけれども、大体6万人、5万人の都市であれば、300億円ぐらいの公債費といったものが大体平均的なものであると。しかし、塩竈市は、これは倍でございまして、今までもこの十何年間間に、下水道を取り上げて申しわけないのですが、公債費全体ですけれども、減ってはきています。減らないといけませんね、少なくとも。なぜなら、利息が物すごいということです。これを何とか軽くしないことには、塩竈市が自主財源を確保することはできないということです。

もちろん企業会計になるのはいいんですけれども、この下水道のほうの、やはり地方債というのは非常に大きいもので、私もいろいろと考えましたけれども、下水道事業、いろいろ老朽化というんですけれども、まだやっぱり昭和53年度、水道とは、また全然年季が違ってまして、管の布設といっても、水道みたいに細い管でつなぐわけでもないし、それからもう一つは、市のほうで布設したのは大きな本管でございまして、各家庭につなげていくものは全部、私たちが経験がありますけれども、市が40万円の貸し付けをして、その手続をして、私たちは本管から自分のところへつないだと、工事をしたというのがあるんです。

それで、本管を通す事業がこれだけの借金をしたのかと思うびっくりするぐらいの金額になっております。これから下水道の事業が、震災もございました。いろいろとポンプ場も整備していただいて本当によかったと思います。今回の台風にも大きな貢献をしたのではないのかなというふうに思いますけれども、果たしてこれが延々と、毎年、毎年何十億円の工事をしていかなければならないのかどうか、先の見通しをちょっとだけ教えていただけますでしょうか。

○阿部（眞）副委員長 関下水道課長。

○関建設部下水道課長 お答えいたします。

この起債についてですけれども、一度、工事等でお借りしたものは30年をかけて償還していくというルールがありますが、今から30年前ですと、先ほどお話しした昭和53年の水洗化開始以降、下水道の普及率、もちろんゼロから始まるわけですので、快適な生活を皆さんに送っていただくために、かなりの量の工事を行いました。その償還が今、ピークは過ぎましたけれ

ども、返している状況ということになります。

今後、今、汚水の普及率は99.3%ということで、これから新たな新設の工事はほぼないと。今、委員がおっしゃったとおり、更新の費用がこれからかかってくるわけですがけれども、その辺はなるべく、今までお金がかかった理由というのが開削、道路を掘って工事をした際に、地下水が多かったり、あと軟弱地盤だったので沈下対策をしなければならぬというところに費用がかかったのですが、これから更新する際は、なるべく掘らないでもできる工法であるとか、あと舗装の復旧面積もなるべく少なくするものであるとか、そういう経済的な工法を積極的に採用して、なるべくお金のかからないような維持管理を心がけていきたいと思っております。以上です。

○阿部（眞）副委員長 阿部委員。

○阿部（か）委員 ありがとうございます。本当に借金を背負っての下水道事業でございますので、本当に公営企業法適用というのは、大変厳しい状況に陥るのではないかというふうに、ちょっと心配をしております。かかるところは仕方ないのですけれども、こういった大きな借財というのは、どこまでも、どこまでも、私はちょっと試算してみましたが、あと20年以上かかるのではないかというふうに思っております、正直申し上げて。それも、もとの借り入れの320億円ぐらいに戻すのに、まだ20年ぐらいかかるのではないかというちょっと積算をしたものですから、そうすると子供や孫の時代まで背負っていかなければならない、本当に責任あるものだなというふうに実感しております。

それで、資料No.10の356ページをお開きいただきたいと思います。

きょう資料を頂戴いたしました。北浜の下水道の感じですがけれども、これは北浜地区の調整池の関連工事について、経緯と進捗状況をちょっとお知らせいただきたいと思います。

○阿部（眞）副委員長 関下水道課長。

○関建設部下水道課長 お答えいたします。

北浜地区ですがけれども、委員の皆さんもご存じのとおり、昨年の中ごろですかね、当時、工事を行っていた会社が倒産したことによりまして、再発注を行いまして、工事を進めておりますが、そのせいもあって、今、工事の進捗としては約1年ぐらいおくれております。そのおかれていることによって、調整池に流れ込む枝線工事については、まだ発注できていないという状況でございます。

何とか来年度、令和2年度の集中復興期間内に終わらせるように頑張っているのですが、

なかなかそれも見通しは、今のところ、頑張りますとしか言えない状況でございます。以上です。

○阿部（眞）副委員長 阿部委員。

○阿部（か）委員 ありがとうございます。大変なご苦勞をおかけするところですが、どうぞよろしく願いいたします。

それでは、次に参ります。

資料No.10の156ページをお開きください。

魚市場事業特別会計のほうでちょっとお聞きしたいと思います。

先ほどから、いろいろ魚市場関係が出ておりました。遠洋底びきの漁船誘致、いろいろ漁船対策費として努力されておりますけれども、私も、水揚げ奨励金の実施年数と経緯というところで、ちょっとお知らせをいただきたいと思います。

○阿部（眞）副委員長 草野水産振興課長。

○草野産業環境部水産振興課長 答えします。

水揚げ奨励金という形だと思います。まず、156ページの下段にあります遠洋底びき網につきましては、この貨物そのものは、一旦、仙台新港に荷揚げされまして、そこからトラックに積んで、塩竈市魚市場に上場するという流れになっておりまして、その横持ち費用というんですか、その運送代を幾ばくかでも補助するという支援の考え方から、1,000分の1を補助しているという内容でございます。以上です。

○阿部（眞）副委員長 阿部委員。

○阿部（か）委員 ありがとうございました。理解いたします。

ただ、水揚げ奨励金というのは、資料No.22の173ページに水揚げ奨励金のことがここに出ております。先ほど、質疑もございました。平成30年からなくなっているということで、これは前に、水揚げ奨励金は一度、3年くらい実施した経緯がありますけれども、その辺の事情をちょっとご説明いただきたいと思います。

○阿部（眞）副委員長 草野水産振興課長。

○草野産業環境部水産振興課長 水揚げ奨励金の経緯というお尋ねだと思います。

お手元の173ページです。先ほど私が申し上げたのは、この下段の表になります。それで、今、委員がお尋ねなのは、多分、上の段だと思います。

こちらの水揚げ奨励金は、ちょっと数字が隠れておりますが、平成27年度、平成28年度、平

成29年度の3カ年間、これは市場が改修時期に差しかかりますので、船主さんにいろいろご迷惑をおかけするということと、何というのでしょうか、客離れというのでしょうか、引きとめるためにも1,000分の1の奨励金を差上げたというのが、まずここ近年での実施です。

あと、委員から今、ご指摘がありましたように、過去にやったのではないかというお尋ねについては、10年ぐらい前だと思うんですが、国際的な原油の高騰の時期がございまして、それで船主さんたちの燃料調達、これが大変だということで、10年ぐらい前に数カ年間、その燃料代の補助という意味合いで、1,000分の1を上乗せしたことがございます。

ただし、その後、国において、こういった原油高騰の場合には、船主さんから拠出金という保険のような積み立て制度、いわゆるセーフティネットというのを作りまして、そちらから船主さんに保険が補填されるという制度が国によって創出されましたので、それをもって、従前の奨励金は一旦終了しているという経過があるようでございます。以上です。

○阿部（眞）副委員長 阿部委員。

○阿部（か）委員 ありがとうございます。10年ほど前の原油高騰のときのこの提案は、私がこの議会でやりました。というのは、皆さんよくご存じですけれども、石巻も太平洋からすぐ入れますよね。気仙沼も、湾はありますけれども、非常に近いです。塩竈はどうかというと、塩竈は入り口が狭くて、そして魚市場が港奥部にございますので、やはり船主さん、あるいは船頭さんにしてみれば、中に入ってくるまでの距離というのは、当然考えます。やっぱり、そのコストというのがありますよね。それで、その一端として、奨励金というか、補助金を出したらいかがですかという提案をいたしまして、塩竈市では燃油高騰の手当てとして実施したんです。

ただ、そのときの水揚げは80億円まで下がっておりました。それで、やっぱり緊急の思いで私も提案したのですが、それが次の年からぐんぐんやっぱり水揚げがふえまして、たしかあのとき、調べていただければわかると思いますけれども、140億円ぐらいにいったのです、3年ぐらいで。その後、今おっしゃられたように、国からのセーフティネットができたということで中止になったのですが、実は、そこからまた水揚げが下がってきているはずなんです。そして、何年かしましたら、平成27年度から、またつけていただきました。

実際、その補助金をつけたときとつけないとき、私もじっと経緯は見てきたんですけれども、船が1そう入れば、必ず油を積み、水を積み、食料を積み、あるいはまちに出て食べたり、船員さんたちも個人的に買い物をしたりという地域経済に及ぼす影響は非常に大きい。本当に船

が入ってこなければ、港は栄えないというのは、これは現実でございます。

そうすると、水揚げはもちろんですけれども、そういった地域経済のことを考えると、少々の補助金を出しても入ってきていただいたほうがいいわけなので、その辺の状態がこれはどうなのかということで、ちょっとお考えをお伺いできれば、よろしく願いいたします。

○阿部（眞）副委員長 草野水産振興課長。

○草野産業環境部水産振興課長 お話はもっともだと思うのですが、余りにも政策的なお話ですので、担当からは、そういった措置があれば、入港船も呼び水になるのではないかという一方、先ほど来、ご議論いただいていますように、やっぱり特別会計の健全化と申しますか、歳出に影響を及ぼすということもございますので、事務方としても、例えば、他港の事例なども調査しながら、内部的に検討はしたいと思っています。以上です。

○阿部（眞）副委員長 阿部委員。

○阿部（か）委員 お金というものは、地域を回った上で、それが、例えば、0.2%でも、10%でも、プラスになって上がってくるものであれば、どうぞお使いになっていただけたらというふうに思います。そういったことの努力が必要かと思しますので、よろしく願いいたします。

それと、青物の水揚げに関しては、凍結施設が非常に重要だということでお話が出ておりました。何かこの凍結施設の件で進んでいるようなことはありますでしょうか。

○阿部（眞）副委員長 草野水産振興課長。

○草野産業環境部水産振興課長 委員のご指摘のように、いわゆる青物、サバ、イワシは、文字どおり足が早くて、すぐ傷んでしまうということから、やはりその漁港、市場背後地の凍結施設というのが非常に重要になります。

これまでも議会等で経過をご報告しておりますが、現在、継続中という形で、事業主体のほうは今、国の予算獲得に向けて内容を詰めているというような状況でございます。以上です。

○阿部（眞）副委員長 阿部委員。

○阿部（か）委員 ぜひ、地域経済を豊かにするためには必要なものとして、今、受けとめておりますので、よろしく願いしたいと思います。

以上で、私からの質疑を終わります。ありがとうございました。

○阿部（眞）副委員長 土見大介委員。

○土見委員 それでは、私からも大きく2点、地域支援事業と、あとは離島航路の事業の2点について、質疑をさせていただきたいと思っております。

資料No.10の、まずは86ページ。地域支援事業、介護予防生活支援サービス事業から質疑させていただきたいと思います。

これまでも何度か質問をさせていただいた経緯もあるんですけども、こちらの87ページの実績を見ていきますと、通所型サービスB、ボランティア等により提供される地域主体や住民主体によるサービスというところが、事業開始からずっと1団体のみ。そして、今回も利用者が11名ということで、なかなか伸び悩んでいる現状があるかと思っています。

次のページを見させていただくと、施策の成果の中に、この部分に関していえば、地域の3団体に事業の説明を実施したというところまででとまってしまっている状況なんですけれども、この事業が始まってからこれまで、何団体にお声がけをした上で、現状の1団体という形に至るのか、まずその点についてお伺いしたいと思います。

○阿部（眞）副委員長 志野長寿社会課長。

○志野健康福祉部長寿社会課長 今、ご質疑のところにつきましては、通所型サービスBのこの1団体に至る経緯についてというご質問かと思っています。

まず、対象となる団体なんですけれども、本市につきましては、まずその可能性があるという意味で、67団体があります。ただ、この介護関係の条件に合致するかどうかという前段の要件をいろいろ調べましたところ、そのうち約50団体は合致しないと。例えばですけれども、一定程度、定期的に開催しているとか、そういった要件がないと、やはり介護予防という面から見るとそぐわないというところもございますので、そういった幾つかの条件からして、合致しないということで、50団体は除くという形になりました。

それと、残った団体のうちですけれども、やはり会員そのものが高齢化しているとか、あるいは構成人数が少ないということ含めると、そのうちさらに7団体は対象にはならないであろうということで、残った団体は今の差し引きからすると、10団体は残ったという形になります。

今後、検討ということで、残りのうち7団体は今後も継続ということですが、うち3団体にお声がけをして、今、1団体が実施中ということになっています。よろしく願いいたします。

○阿部（眞）副委員長 土見委員。

○土見委員 ありがとうございます。そうすると、もう残り片手ぐらいしか、実際に、現状としてはお声がけできそうなところがないという状況なんですけれども、現在、この通所型サービスBというサービスを、平成30年度ですと11名の方が延べ267回利用されているということなん

ですけれども、市内において、このサービスの潜在的なところなんだと思うんですけれども、利用する可能性のある方というのは、実際どのくらいいらっしゃるのでしょうか。

○阿部（眞）副委員長 志野長寿社会課長。

○志野健康福祉部長寿社会課長 今、ご指摘いただきましたとおり、通所型サービスBは事実上1団体の数字となっております。ここの利用実人数及び利用した延べ人数は、結局、その1団体のことを指していることになります。

それで、今の話としては、可能性としてどれくらいあるかということでは、私どもとしては、10団体が可能性があるというふうに捉えております。その10団体につきましては、引き続きお声がけをして、できるだけこういった制度をご活用いただきまして、介護度合いが上がらないように、あるいは介護とならないような形で、ぜひ事業を進めていただければというふうに考えているところでございます。よろしく願いいたします。

○阿部（眞）副委員長 土見委員。

○土見委員 済みません、ちょっと聞き方がまずかったかと思うんですけれども、通所型サービスBという事業を運営する実施者としては10団体が可能性があるということですが、このサービスを求めているというか、このサービスの利用を検討しなければいけない人の数としては、どの程度を見積もっているのでしょうか。

○阿部（眞）副委員長 志野長寿社会課長。

○志野健康福祉部長寿社会課長 その対象者となりますと、介護の被保険者、76ページになろうかと思えます。ここでまず、被保険者の合計人数が1万8,067人とあります。1の被保険者の合計の数のところが1万8,067人で、さらにその下のところで、認定状況という形の部分で、要支援から要介護まで5段階ありますけれども、いわゆるこの要介護にならないようにという形でこの事業を進めているところがございますので、要介護を除いた方々全てが対象というふうに、私のほうとしては捉えているところです。よろしく願いいたします。

○阿部（眞）副委員長 土見委員。

○土見委員 ありがとうございます。そうすると、もちろんなんですけれども、まだどこにも足りないというか、もっと事業者数をふやす必要があるということになります。本当に桁違いの状況でというのが現状だと思います。

その中で、また88ページ、先ほどのページに戻らせていただきまして、現況と課題のところに、ちょっと通所型サービスBのことを言っているのかどうかは定かではないんですけれども、

基準を緩和したサービスの実施、事業者の開拓が課題であるという形の記載がありますけれども、まずこれがサービスBの事業者のことを言っているのかどうかということと、あとはじゃあ、具体的にどういうところが、今までの事業者の方々、もちろん人数とか高齢化という話もありましたけれども、何がネックとなってこの団体数が伸び悩んでいるのか、その点についてお伺いしたいと思います。

○阿部（眞）副委員長 志野長寿社会課長。

○志野健康福祉部長寿社会課長 こういったところで伸び悩んでいる状況の主な要因というところでございます。

もちろん私どもといたしましては、ぜひご活用いただける皆様方には、活用していただきたいと思っております。この制度を合致させるためにはですけれども、例えば、その任意団体から、この制度を使うに当たりましては、やはり金銭関係も含めまして実績の報告が必要であると。そうすると、単純に任意団体だと、失礼ですけれども、お茶を飲んで、ちょっと集まって、運動してというのであれば、まだたくさん団体があるんですけれども、こういった会計処理をきちんとしているという必要が出てくるかと思えます。

それと、開催時間でございます。やはり介護予防ということですから、一定程度の時間をかけてこういった運動をするというのが条件となりますので、例えば、集まって10分、20分とかという形ではなくて、例えば、1回当たりの開催時間は2時間程度というような考え方でおります。

さらに、活動内容そのものが、まずそもそも介護の予防として活動し得るかどうかというのも考えるところでございます。集まって、運動等はしているのですけれども、それが介護予防として合致するかどうかという面もでございます。

さらに、先ほどの開催時間のほかに、開催月数です。例えば、1回3時間、4時間やっても、3カ月に1回とかでは、介護予防という意味では、継続性とか、あるいは体の機能というのは、やはりできれば毎日ですけれども、一定程度の短い間隔で動かしていただかなければならないというところがございます。

さらに、利用者の数です。団体と称して1人、2人ということでは、全く効果はないとは言いませんけれども、皆さんで集まっていただくということ、人が集まっていただいておりますというものは、ある種の介護予防ではないかというように私どもは捉えておりますので、そういった面からも一定程度の人数が必要であると考えております。

さらに、遵守事項といたしまして、当然、介護予防となりますと、これまで会員ではなかった方が、要支援の方とかが加入されるに当たっては、その方の個人情報を、一定程度、提供したりすることがあります。そうしますと、そういった個人情報を、ある程度、守ってくださいねと。これは漏えいする方は、当然いませんけれども、そういったことを、いろいろ条件を積み重ねていくと、なかなか必要ではあるけれどもそこに到達しないという点。

あと、もう一点やはり感じたところといたしましては、女性の参加者は非常に多いんですけども、どうしても男性が少ないと。人数ですと、男女半々ぐらいずつ対象の方はいらっしゃると思うんですが、現実には、そのご参加いただいている方々は女性が多いということがございますので、今後はサークルの数はもとより、性差もなくしていくのも一つの検討事項であるというふうに捉えているところでございます。よろしく願いいたします。

○阿部（眞）副委員長 土見委員。

○土見委員 ありがとうございます。

現状、非常に今の既存の団体さんたちでは、なかなか要件を満たすのは難しいというお話はお聞きいたしましたけれども、今後、基準を緩和したということなんですけれども、どのような点で配慮していこうというふうにお考えでしょうか。

○阿部（眞）副委員長 志野長寿社会課長。

○志野健康福祉部長寿社会課長 まず、取りかかりと申しますか、考え方といたしましては、人数の面で少し緩和しようかなど。今現在、30年度につきましては、おおむね20人としておりますけれども、この点について、実働の人数等については若干減ったと申しますか、規模的に若干小さくてもいいのではないかと申すことで検討したりしているところでございます。よろしく願いいたします。

○阿部（眞）副委員長 土見委員。

○土見委員 ありがとうございます。市内、最大で67団体というところから今、スタートしたお話なんですけれども、幾つかの団体さんにお話をすると、やはり設立当初からだんだんと、そのまま団体自体も高齢化して行ってしまって、人数というのは、やはりどうしても減る傾向にある、新しい人がなかなか入ってこないという状況がある中で、今回20人、人数の緩和をするという話なんですけれども、そのうちだんだんその要件もまた厳しく、その要件に合致しない団体さんたちがどんどん多くなっていくのかというところも想像しています。

その中で、今、お話を聞いていると、既存の団体さんたちに、こういうサービスに、事業を

やってみませんかという形でお話を持ちかけていくだけではちょっと厳しいのかなということが考えられます。

その中で、他市町村の話なんですけれども、例えば、シニアリーダー養成塾、養成講座のような形で、介護予防指導者の養成を行い、さらには、その人たちが自分たちでちゃんと事業を行っていきけるための自立サポートというところまで含めて、やっていくような自治体も国内にはいろいろあるのかなというふうに考えているのですけれども、塩竈市としては、これまで、既存の団体さんをお願いする以外に、新しい団体さんをつくるといたしますか、そのリーダーとなる方々を育成していくという考えはあるのかなのか、その点についてお伺いします。

○阿部（眞）副委員長 志野長寿社会課長。

○志野健康福祉部長寿社会課長 もちろんそういった、例えば、その団体の、平たく言うと足腰を強くするために、私たちの担当の部門で、てこ入れというのは、あれですけれども、お力添えをするということも、今現在も、実施は、しているところでございます。

さらには、今のお話ですと、外部団体、あるいは、そういった施策を含めて指導者的なものを養成した上でという形というふうに、私は今、受け取ったのですけれども、現在、こういった団体を設立する、対象団体をふやす橋頭堡を確保しているという状況がございます。

なお、今のご指摘につきましては、先日も、外部の協力団体、あるいは大学とか、学校とかの協力をもらってはどうかというご提案もいただいておりますので、そういったことも包括的に検討しながら進めてまいりたいというふうに考えているところです。よろしく願いいたします。

○阿部（眞）副委員長 土見委員。

○土見委員 ありがとうございます。

私は毎回、通所型サービスBのお話ばかり、ここだとさせていただくのですけれども、やはり先ほど、男性の方がなかなか出てきてくれないというお話もありましたが、地域のことをやはり一番知っているのは住民の方々であって、その地域の方だからこそ身の回りの利用者になり得る方々に目を配れるというのもあると思いますので、ぜひとも積極的にリーダー育成といたしますか、事業者ができる方々の育成を行っていただけたらと思います。

それでは、次の質問に移りたいと思います。

同じく資料No.10の203ページ、離島航路事業についてお伺いしたいと思います。

まず、何点か、先ほど菅原委員からもご質疑があったので、一部わかったところはあつたん

ですけれども、まず何点か、わからないというか、もう少し詳細をお伺いしたいところを聞いていきたいなと思います。

204ページなんですけれども、施策の成果というところでの2番目、(2)です。2成果の(2)で、通勤通学者の利便性が向上したと。平成25年度から、もうことしで6年目ですかね。その社会実験としてのウイークエンド特別便によって、通勤通学者の利便性が向上したとあります。ちょっと想像をしてみると、通学者は、例えば、金曜日に塾に行けるといようなこともあるのかもしれませんが、実際にどのような点で利便性が向上したのか、お教えいただけたらと思います。

○阿部（眞）副委員長 村上浦戸振興課長。

○村上産業環境部浦戸振興課長 それでは、お答えをさせていただきます。

確かに、利便性向上、週1回の便で利便性向上というのは、どういうものなのかということなんですけれども、これは委員もご存じのとおり、平成25年10月から、夜の遅い時間に便を運航することを前提に、社会実験として行っているものでございます。ちなみに、利用者数に関しましては、平成30年は1便当たり6名という形でございまして、これは前年度より減ってございます。

そういった数字で見ますと、利便性が向上したのかどうかということに関して、委員から疑問は出されるかもしれませんが、当然、この7時半便がないという状況であれば、例えば、週1回ですけれども、仕事を残業せざるを得ないのにしないで帰らなくてはならないと、そういった状況は、金曜日だけではございますけれども、1時間とか、そういう形で、少しは遅くまで働ける。そういった意味で、利便性は向上しているのではないかなというふうに我々としては考えております。以上でございます。

○阿部（眞）副委員長 土見委員。

○土見委員 ありがとうございます。

あえて人数の部分には触れなかったのですけれども、確かに母数としては少ないかもしれない。もともと島から島の外に働きに出ているという方の数自体もちろん少ないこともありまして、母数というのは、私としては余り気にはしていないところではあったのですが、実際、一日だけ残業がという話があったのですけれども、そこら辺についてアンケートはとられているのでしょうか。常に平均6名乗られている方々、もしくは市営汽船の乗船員の方々であれば、大体どの方がどこにお勤めだというのはもう存じ上げているかと思うので、その中でこの人

たちにはこういうふうにもメリットがあるのだよということをどのように分析されているのか、その点をお伺いしたいと思います。

○阿部（眞）副委員長 村上浦戸振興課長。

○村上産業環境部浦戸振興課長 申しわけございませんけれども、そのウイークエンド特別便を利用なされている方に、特別、アンケートというものを、我々としては実施しておりません。

ただ、船員と既に全員顔見知りでございますので、そういった中での話は常にさせていただいてございます。それで、見ますと、それはお仕事帰りという方も当然いらっしゃるけれども、大半はちょっとじゃあ週末なので家族で食事をしようとか、それからちょっと飲みにいこうとか、ゆっくり飲んでしようとかという形の方のほうが多いような感じで、我々としては捉えております。以上でございます。

○阿部（眞）副委員長 土見委員。

○土見委員 ありがとうございます。多分、そちらのほうが、島民の方々についてもありがたい話なのかなというふうに思っています。なかなか、週に1回だけの残業というのは、ちょっと残業する必要があるときなのかどうかともわかりませんし、それはそれでというか、週末ちょっとみんなでゆっくりしましょうという話は、すごくいい利用の仕方なのかなというふうに思っております。

それで、既に6年、社会実験という形で行っていると思います。社会実験というところがポイントなのかとは思いますが、これを週に1回ではなくて、毎日、社会実験で行うことはできないのでしょうか。

○阿部（眞）副委員長 村上浦戸振興課長。

○村上産業環境部浦戸振興課長 それでは、ちょっとお答えになるのかどうか。これは、我々、東北運輸局から補助金をいただいて運営してございます。国からの補助金ということでございますけれども、その中では、我々として採算性というのを常に問われて、離島航路は特別会計でございますので、採算がとれないことに関しての新たな航路を認めるということは非常に厳しいと。航路というか、便を認めるのは厳しいというふうに、常に指導をされてございます。ですので、今回、日中の11時便を毎日運航するに当たっても、かかった経費は市で負担してくださいというのが前提での毎日運航でございます。

ですから、このウイークエンド特別便に関しましても、毎日運航となれば、今は週1でございますので、船員というか、職員の時間外勤務という中で処理してございますが、毎日運航と

なれば、もうダイヤの中にきちっと組み込みますので、船員3名、4名を新たに雇用せざるを得ないと。そうなってきますと、非常に東北運輸局との交渉は難航しますし、我々、離島航路を運営していく者として、そこまでの経費をかけることに関して、重大な決意、市からの繰り出しということになりますけれども、そこが必要になってくるのかなど。我々はこの航路を維持するために、経費を削減するというところに非常に努力している中で、そういったところはちょっと難しいかなとは思いますが、以上でございます。済みません。

○阿部（眞）副委員長 土見委員。

○土見委員 ありがとうございます。確かに、どうしても経費のかかる問題であって、そういつてしまえば政策的なところでもありますので、なかなか担当課長からどうしてくれという話にはなりづらいのかなというふうに思いますので、そこは全体を見た上で、もしくは今後、浦戸をどうしていったらいいのかというところも踏まえた上で、市長にご判断いただかなければいけないのだろうなというふうに思いますので、今回、決算ということもありまして、そのためのデータの分析というところでとどめたいと思います。

次に移っていきたいんですけども、乗船者数、先ほど、菅原委員からもお話がありました。昨年、平成29年度と比較して大体八千数百人の減というような状況になっているかと思えます。

その中のご説明の中で、大きく3つに分けていたかと思えます。観光と、住民と、あと定期の方ということになっていたかと思えます。

それで、もちろん住民の方、そして浦戸に通われる方の大きなところを占めるものとして、一つ学校の学生さんというのもあろうかと思えます。平成29年度と平成30年度を比較すると、学生の数自体は、多分10名ぐらいふえているというふうに考えております。その中で、その方々が年間200日乗ったとしても、延べ人数としては2,000人ふえるような状況になる中で、八千数百人の減ということは、実質、1万人近く乗船者数が減っているという可能性が考えられるのですけれども、この考え方に間違いはないでしょうか。

○阿部（眞）副委員長 村上浦戸振興課長。

○村上産業環境部浦戸振興課長 答えさせていただきます。

先ほどもご説明をさせていただきましたけれども、平成30年度、15万3,426名、平成29年度が16万2,040名でございますので、8,600名ほど減してございます。その中で一番の大きな要因は観光客数、推定観光客というのが、ここで5,000人減っているというのが、我々としては主たる要因ではないかと。定期乗船券に関しましては、5万1,743名だったのが5万101名ございま

すので、ここに関しましては、1,600名ほど大きく減はしておりますけれども、推定観光客に比べると少ないということがございます。

当然、委員がおっしゃるように、浦戸小中学校の生徒さんの増減というのも大きな要因ではございます。確かに、今、おっしゃられたように、お1人の方が週5日乗ったとして、上り下りで乗りますので、お1人だけで週10便、10名分という形になりますので、1カ月で40名、1年間で480回乗船していただくこととなります。480回のうち、夏休みとかを引いても、お1人で400人分の乗船者数となりますので、大きな要因とは思いますが、先ほどご説明しましたように、我々としては、今回の減は、観光客、推定観光客の減が大きかったのではないかなというふうに思っております。以上です。

○阿部（眞）副委員長 土見委員。

○土見委員 ありがとうございます。そうすると、浦戸だけで、平成29年度から平成30年度、浦戸の小・中学生の増分だけで10名として考えても、4,000人の乗船者数はふえた。それを踏まえた上で、定期に入るのか、観光に入るのか、ちょっとわかりませんが、定期ではマイナス1,600人、観光ではマイナス5,000人という形の結果が出ていると思います。

まず、ちょっと確認なんですけれども、浦戸の小・中学生は定期を多分買っただけの乗船だと思うのですが、定期に入るのか、もしくは観光に入るのか、どこの部分に分類されるのでしょうか。

○阿部（眞）副委員長 村上浦戸振興課長。

○村上産業環境部浦戸振興課長 答えをいたします。

定期をお使いになって乗船なさっている方に関しましては、定期乗船者数の中にカウントしてございます。小学生に関しましては、0.5という形で、これは東北運輸局というか、そちらのほうの指導で、子供料金というのは大人料金の半額でございまして、カウントとしては、小学生であれば0.5という形でカウントします。以上でございます。

○阿部（眞）副委員長 土見委員。

○土見委員 ありがとうございます。そうすると、例えば、学生が10人ふえたからといって、プラス4,000人になるという形にはならないということですね。そうすると、定期のほうで、実際、学生を除いて、3,000人、4,000人という方が減になっているのかなと。学生さんがふえた分を入れて考えると、実質は4,000人ぐらいの減になっているのかなというふうに思いますが、4,000人、例えば、学生さんと同じ基準で考えれば、10名かその程度の減の数というふうになる

うかと考えられます。

観光のほうには、学生さんが入らない、その上で5,000人が減というふうになっているのですけれども、こちらについては、大きな要因としては何が考えられますでしょうか。

○阿部（眞）副委員長 村上浦戸振興課長。

○村上産業環境部浦戸振興課長 お答えをさせていただきます。

要因というのは、いろいろ我々としても今、考えておるところなんですけれども、例えば、桂島の海水浴場の入り込み数と乗船客数はリンクしてございまして、平成26年、浦戸の海水浴場がプレオープンしたときには、4,774名の海水浴客の入り込みがございました。このときには、乗船客数は17万789名というのを、まず基礎データとして覚えておいていただきたいのですけれども、続きまして、平成27年、海水浴場がフルオープンなさいました。そのときには、8,632名が海水浴客として入り込んでおりまして、そのときは、乗船客数は18万5,353人。平成28年、海水浴客が5,516名で、3,000名ほど減ったのですが、そうしますと乗船客数も16万7,945名、平成29年が、海水浴客が2,257人に減ってしまいまして、そうしますと16万2,040人という形で、海水浴の入り込み客数とリンクしてございまして。これは何かというふうに我々なりに分析しますと、やはり浦戸地区に1つでも魅力的な施設、他の地域になくて、平成26年、平成27年は、桂島の海水浴場だけでしたので、他の地域からも大勢のお客様に来ていただきました。そういった島として魅力ある施設、魅力あるものがあれば、お客様は来るのかなというふうに我々としては考えてございまして、それ以降、平成27年以降は、ほかの海水浴場もオープンしてしまいましたので、それでだんだんと、我々としては入り込み数が減っているのかなというふうに考えてございます。以上でございます。

○阿部（眞）副委員長 土見委員。

○土見委員 ありがとうございます。現状、最後の現況と課題のところを見させていただきますと、経営健全化計画に基づき、収入増と経費削減に取り組みとあります。経費削減のほうは、現状の体制の中で、削減というのは粛々と進められているのかなと思うんですけれども、収入増のほうは少し難航しているのかなと思っております。

その中で、先ほど、課長からも、魅力あるコンテンツがという話がありましたが、その魅力あるコンテンツを維持していく島の人々も、大分、高齢化が進んでおります。特に、経営健全化計画は令和の6年まででしょうか、続くものと考えますけれども、令和6年になったとき、島の浦戸4島の人口は何人になっているのでしょうか。

○阿部（眞）副委員長 村上浦戸振興課長。

○村上産業環境部浦戸振興課長 我々が平成26年に作成して、平成27年度から令和6年度までの計画期間であります交通事業会計の経営健全化計画の中でも将来推計人口というのを立ててございます。これは平成26年がベースとしてございまして、2つの方法で将来人口を推計してございます。その2つの方法というのが、トレンド法という方法と、コーホート要因法という、これの詳しい説明は省きますけれども、その中で、令和元年度、まず、平成27年から想定しまして、令和元年度の想定数が、トレンド法ですと358名と想定してございました。コーホート要因法ですと310名と想定してございます。実際の住民基本台帳上の島民人口は323名となっております。

これに基づきますと、コーホート要因法とトレンド法の間という、ややコーホート要因法に近いのですけれども、そういう推移で考えますと、計画期間の令和6年には、コーホート要因法では219名と想定してございまして、トレンド法では286名と想定してございます。その中間をとったとしても、いずれにしても300名を大きく割り込むと。

ちなみに、令和10年度の想定では164名と243名という想定でございまして、これも大幅に現在の島民数よりも減っていくというふうに考えてございます。以上でございます。

○阿部（眞）副委員長 土見委員。

○土見委員 ありがとうございます。

では、最後に質疑を一つさせていただきます。

現状、このような現状です。二百数十名ということが、令和6年のときに想定されている中で、実は、島の中で魅力を維持するプレーヤーの方々がほとんどいなくなってしまう、もしくは、その200人も非常に高齢化しているという中で、新しい人々というのが入りやすい環境をつくるのが大切かと思えます。その点で、塩竈市としては、地域おこし協力隊などを使って若い人を入れてきているのですけれども、若い人が島をどういう要因で離れるのか。例えば、子育てなのか、子供が高校に行く時期なのか、就職する時期なのか、そういう時期に親御さんも含めて離れていくケースが多いかとは考えているのですけれども、市営汽船として、離島航路としては、その点についてどう取り組んでいくのか、そこをどのように解決するのかをお答えいただきたいと思えます。

○阿部（眞）副委員長 村上浦戸振興課長。

○村上産業環境部浦戸振興課長 浦戸地区の人口減少に対して、市営汽船としてどう取り組むの

かというお尋ねでございますけれども、ちょっと言いわけになってしまいますけれども、特別会計として、浦戸振興に対してどう取り組むのかというのは、なかなか答えづらいところはございますけれども、我々は今、ダイヤはご存じのとおり、現在住んでいる皆様方に必要なダイヤを組んでございます。これをプラスして、これから人口が流入してくるようなダイヤにするということであれば、多大なる投資を市として決めてやっていくということが必要になるのかというふうに考えてございます。

答えになっていないかもしれませんが、以上でございます。

○阿部（眞）副委員長 小高 洋委員。

○小高委員 それでは、何点か私からもお伺いしてまいります。

資料No.8、17ページ、いわゆる国民健康保険事業、基金等の関係について、簡単にお伺いいたします。

それで、平成30年度国民健康保険事業というところで見させていただきますと、この表にございますとおり、歳入歳出差引額約3,600万円ということを出てございます。1枚めくっていただきますと、その一方で、基金のほうから、基金繰入金ということで2億3,800万円ということでの記載がございます。

それで、ちょっと総論的なお話にはなるのですが、この平成30年度現在におきましては、平均11.05%引き下げを実施したと。また、県単位化というものが行われまして、そういった部分も含めて、この決算をどのように捉えればよいのか、ちょっと全体的な部分でお聞きしたいと思います。

○阿部（眞）副委員長 長峯保険年金課長。

○長峯健康福祉部保険年金課長 お答え申し上げます。

ただいま委員からもお話がございました。平成30年度の決算をどのように捉えているかというふうなところでございます。

まさしく委員がおっしゃられたとおりに、平成30年度から、県単位化ということで、国保の財政運営の主体を県にお願いをするというふうなことで、市だけではなくて、県もこちらの国保の運営に参入をするというところでございます。

あわせて、やはり、これも委員からお話があったように、基金の取り崩し、こちらで2億3,800万円ほどの基金の取り崩しを行ってございます。こちらに関しましては、先ほどもお話がありましたとおり、平成30年度から税率の見直しを、11.04%の大きな見直しを行っておりま

す。こちらに関しまして、昨年度の11月の民生常任委員協議会でもお話し申し上げてございますが、大体今、3億円ほどの不足分が生じるでしょうというふうなことで、そちらのほうの基金取り崩しを見込んでいたところでもございます。

こちらに合わせまして、最終的な決算の歳入歳出の差し引き額でございますが、3,600万円ほどの差し引き額が出てございます。こちらに関しましては、今、お話しいたしました県単位化、あるいは税率の見直し、そういったものだけではなくて、国民健康保険被保険者の数、こちらに関しましても大きな減少をしております。こちらで、歳入歳出それぞれで、事業費の大きな減少の要因となっている状況でございます。

平成30年度の国保事業会計につきましては、今お話ししたとおりの、まずは県単位化、あるいは税率の大幅な引き下げ、あるいは被保険者の大きな減少というところが大きな要因となっているものと見込んでございます。以上でございます。

○阿部（眞）副委員長 小高委員。

○小高委員 ありがとうございます。

それで、ちょっとこまい部分を何点か見てみたいと思うのですが、資料No.9、歳出の部分からちょっとお伺いしたいと思います。

201ページ、先ほど、被保険者の数の減少も一つ大きな要因だということでございまして、一つには引き下げとあわせて保険税の収入が減少していくということがある中で、一方で給付費も、同じバランスというふうにはならなくても、一定そこも減少していくのかなという思いもあったわけですが、そういった中で、この201ページのところでちょっと見ていてお聞きしたかったのですが、例えば、高額療養費の関係なんかも見ていますと、一定、途中で大きな補正を組んでおるといことがございますが、こうした部分について、ちょっとご説明をいただければと思います。

○阿部（眞）副委員長 長峯保険年金課長。

○長峯健康福祉部保険年金課長 答えいたします。

ただいま、委員からのご質疑がございました。全体の被保険者数としては減少している中で、こちらの201ページ、202ページ、高額療養費、こちらの金額が増加しているのではないかとというふうなお話がありました。

全体の、こちらの保険給付費、医療費としては、全体としては人口減少、被保険者の減少に合わせて減少している状況でございます。ただ、一方で、医療の高度化、こちらの原因と

いたしまして、1人当たりの医療費としては、増加し続けている傾向もございます。201、202ページでございますが、こちらの高額療養の対象でございましたが、平成29年度に比べまして、大分、1,000件ほどの増加をしている状況でございます。こちらの1人当たりの医療費は、まだこれからも伸びる、増加する傾向にあるのかなというふうな状況でございます。以上でございます。

○阿部（眞）副委員長 小高委員。

○小高委員 ありがとうございます。なかなか医療の高度化ということも含めまして、今後の運営、その構造上の問題も多々あるのだとは思いますが、非常に難しさというのも実感をした一つの決算ということに、私としては感じております。

それで、今後、以前、民生常任委員協議会の中で、一定、見通し等も含めた資料、そうしたものもいただいておりますが、今回の決算もきちんと踏まえまして、今後その見通しといえますか、どういった形になっていくのか、現時点でのお考えをちょっとお聞きしたいと思います。

○阿部（眞）副委員長 長峯保険年金課長。

○長峯健康福祉部保険年金課長 答えさせていただきます。

今、小高委員からお話ございました。今回の民生常任委員協議会で、資料をお出しさせてもらっております。国民健康保険事業の特別会計の収支見通しということで、令和3年度までの今後4年間の、こちらの収支見通しを出させてもらってございます。こちらに関しまして、ただいま申し上げたとおり、被保険者の減少傾向、こちらは、今後も続いてくるのかなということでございます。一番大きなところとしては、やはり国民健康保険税の税収の減少、こちらの滞納分では大きいのかなというふうなところでございました。

あわせて、こちら委員からご指摘ございましたが、保険給付費でございましたが、こちら被保険者の減少、一方では1人当たりの医療費が増加はしておりますが、全体としては被保険者の方が減少しているということで、こちら減少傾向にあるのかなというところでございます。

ただ、こちらが平成30年度から県単位化に移行いたしまして、これまでですと、各市町村ごとでそれぞれの医療費の増減があった場合に影響が大きく出ていたところでありましたが、県単位化ということで、会計の財布というか、容量が大きくなったことによって、その医療費の増減、大きな影響を受けることがなく、今後、国保財政、会計の運営ができるようになったの

かなというふうなことで、国保会計としては捉えております。以上でございます。

○阿部（眞）副委員長 小高委員。

○小高委員 ありがとうございます。そうした見通し、いわゆる乱高下と申しますか、そういった増減が、一定、見通しがつくようになってきたのかなというところでの答えがあったのかなというふうに思っております。

その一方で、先ほど国保の構造上の問題というようなお話もさせていただきましたけれども、例えば、資料No.22の160ページのところで、例えば、そのモデルケースの関係でさまざま載せて資料をいただいておりますが、やはりその所得に占める割合というもので考えますと、やはりどうしても国保というのは一定高くなってしまふんだということが現状ございまして、そういった中で、今回、11.05%の引き下げということも実施をしていただきましたけれども、そういった中でいかに払いやすい国保というものをつくるか、これは当然、市だけの責務ということではなくて、当然、国も含めて考えるべきところなんだろうというふうに考えているところがあります。

それで、ちょっと1点、資料ということではなかったのですが、いわゆる国保財政をどのように回していくのかというところで考えましたときに、いわゆる一つ、保険者努力支援制度ということで、県の分、あるいは市町村分ということで制度があるかなというふうに思うんですけれども、その中身について、ちょっと大まかにお聞きをしたいと思っております。

○阿部（眞）副委員長 長峯保険年金課長。

○長峯健康福祉部保険年金課長 委員のご質疑にお答えさせていただきたいと思っております。

保険者努力制度でございます。こちらに関しましては、平成27年度に国民健康保険法の改正におきまして、新たに創設された制度でございます。保険種別の特性を踏まえた形で、保険者機能をより発揮しやすくするなどの観点から、市町村の国民健康保険、こういった保険者ごとにその努力をしている内容、それぞれの保険者ごとに、例えば、行っている保健事業、こういったものの内容、あるいは収納率等々のいろいろなさまざまな要因を加えまして、それぞれ指標をつくりまして、その指標に応じた格好で各団体のほうに保険者努力支援金というふうな格好でお金を交付する制度となっております。以上でございます。

○阿部（眞）副委員長 小高委員。

○小高委員 ご説明をいただきまして、ありがとうございます。

先ほど教えていただきましたように、例えば、収納率ですとかそういった部分、いわゆるさ

さまざまな指標に応じて、その達成度といいますか、達成率といいますか、そういった部分で、一定、市町村にお金が配分されるということで、それだけを聞けば、市町村にとって一定の財政が楽になるような制度にも聞こえなくもないのですが、一方で、その中身といいますか、その配分方法といいますか、そういったところを見ると、これはちょっとまだ考えなければいけないところが多々あるのではないかなというふうに思っています。

それで、もしわかればということによかったんですが、いわゆる平成30年度分、塩竈市の交付額、あるいは1人当たりの交付額で、県内でどの程度の位置であったのかというのが、もしわかればお聞きしたいと思います。

○阿部（眞）副委員長 長峯保険年金課長。

○長峯健康福祉部保険年金課長 ただいまの保険者努力支援分のポイントというふうなことなんでしょうか。交付額ですか。

こちらの交付額でございますが、そのポイント、得点の指標に応じまして、それぞれの市町村に交付をされているということでございましたが、額の公表というところまでいってございませんでした。こちらの総得点、こちらの得点に応じた格好で、それぞれ交付が行われているというふうなことでございます。

本市の場合ですと、こちらの県内全部の団体の一覧からすると、大体、中間あたりなのかなというところがございます。本市の交付額としては、約1,800万円ほどの交付を受けているという状況でございます。以上でございます。

○阿部（眞）副委員長 小高委員。

○小高委員 ありがとうございます。1,800万円ほど、順位という言い方がどうかというのはあるのですが、大体、中位程度ということでお聞きしました。ありがとうございます。

それで、この保険者努力支援制度につきまして、市に対してどうこうということではなかったのですが、一つ、受診率の向上ですとか、あるいは収納率、重症化予防、こういったところを市民の皆さんの立場で考えたときに、そういったことを進めていただくというのはいいことだと思うのですが、一方で、例えば、医療費の適正化の取り組みなどでは、この制度そのものが、やはり自治体の特性といいますか地域性、例えば、高齢化率、そういったところを踏まえましたときに、医療の必要性に応じてというところに必ずしもなっていないのではないかなという思いもありまして、その仕組みそのものを見たときに、自治体間で医療費の抑制を競わせるというふうに言い切ってしまうといいのかどうか、そういった側面があるのではないかな

ということ、ちょっと危惧をするわけであります。

そういった中で、ちょっとお伺いをしたかったのですが、例えば、医療の必要性を抑えてしまうような、そういった観点でちょっとお聞きしたかったのですが、例えば、保険者支援制度の中でさまざまな指標があると思うのですけれども、例えば、その中で、個人といいますか世帯に対してインセンティブを出すような制度なんかも、その加点としては一定あったと思うんです。さまざま特定健診の受診率とか、そういったものがさまざま並んでいる中で、例えば個人へのインセンティブ提供ですとか、例えば、収納率の向上というのもそういったふうに結びつけていってしまうにはあれなんですけれども、そういった部分をちょっと危惧しているのですが、その個人へのインセンティブ提供というのは、具体的にはどういった中身なのか、もしわかればお聞きしたいと思います。

○阿部（眞）副委員長 長峯保険年金課長。

○長峯健康福祉部保険年金課長 保険者努力支援制度のインセンティブ事業というところでのご質問かと思えます。

実は、こちらは平成30年度におきましては、本市、塩竈市では、インセンティブ事業ということでは取り組みはなかったものですから、こちらで得点はいただけていない状況でございます。

こちらのインセンティブ事業、もともとこの平成27年度の国保法の改正の中で、各保険者ごとのインセンティブ、こちらを強めていきたいと思います、各保険者ごとのめり張りをつけた格好で、県単位化なんかも含めて、こちらのインセンティブの付与というのが、非常に改正の大きな目玉となっていた状況でございます。

こちらに関しまして、本市でも遅かれというか、取り組みとしては、ほかの自治体よりちょっと遅いところもございましたが、本年度、試しというか試行という格好でなんです、例えば、ほかの自治体で行っている状況としては、いろんな健康づくり事業、こういったものに取り組んだところに対して、健康ポイントみたいなもの、こういったものを付与しながら、そのポイントのある一定の点数を取得した方に対して、インセンティブというふうなことで、さまざまな、例えば、商品だったり、いろいろなサービスだったり、こういったものを提供しながら、それぞれの健康づくりに取り組んでいただきましょうというふうな制度でございました。

本市の場合であれば、今年度、実は、大分規模としては小さいかと思うのですが、こういった保健指導、こちらの努力支援の項目にもあるのですが、健診時には特定保健指導、大分、県

内としても保健指導を受けている割合が少ないということで、こういった保健指導の対象を上げるための何かしらこういったインセンティブの付与ができないかということで、後半の取り組みとして考えているところでした。以上でございます。

○阿部（眞）副委員長 小高委員。

○小高委員 ありがとうございます。若干、安心をしたと言ってしまうとあれなんです、ちょっと他自治体の取り組みなんかでお聞きをしたところでは、一定、個人インセンティブへの加点がそれなりに高い配分にあるかと思うんですが、一つには健康推進奨励金ということで、そのお名前自体は結構なことだと思うんですけども、例えば、ある世帯におきまして、全員が特定健診を受けたと、これは結構なことだと思います。そして、国保料を完納していただいた。ただ、1年間保険診療を受けなかった世帯にキャッシュバックをするだとか、そういったことを実施しておるような自治体もあったこととお聞きいたしまして、いわゆるその1万円という額が適正かどうかは別としまして、その報奨金を目当てに受診を抑制してしまうのではないかというような危惧も指摘をされておりましたので、その辺についてちょっと心配をしておったところであります。

それで、保険者努力制度の中で、さまざま指標が並んでおりますということで、特に総額幾らということで決まっている中で、それを自治体間で取り合うような構造になっているかと思うのですが、一つには、現在、その配点の仕組みの中で、例えば、とある指標について、自治体の中で上位何%だけがもらえる仕組みがありますよと、そういったことがあるのかどうか、お聞きをしたいと思います。

○阿部（眞）副委員長 長峯保険年金課長。

○長峯健康福祉部保険年金課長 こちらの保険者努力支援の内容でございますが、平成30年度、あるいは令和元年度、こちらのほうでも大分、また、その内容が変わってきている状況にもございます。平成31年度でございましたが、こちらにつきましては、例えば、健診、特定健診の受診率、こちらのほうが、例えば、上位3団体あるいは5団体までに対して得点の付与を行う、あるいは先ほどもお話が出たような収納率、こちらに関して上位3団体、あるいは5団体のところに対してポイントを付与すると。それ以外に関しては、ポイントは付与されないというふうな状況もあるようでございます。

ただ、今年度、令和元年度の以降に関しましては、さらにそのあたりのところが詳細になっている状況もあるようでございます。例えば、健診の受診率、こちらに関しましても、過去3

カ年の平均をとって、こちらのポイントの付与を振り分けると。あるいは、上位だけでなく、逆に悪かったところ、下位のところに関しましては、マイナスのポイントを行うような制度の見直しなんかもされているようでございます。以上でございます。

○阿部（眞）副委員長 小高委員。

○小高委員 ありがとうございます。自治体間競争と言ってしまうとあれなんです、先ほどおっしゃられました、いわゆる収納率の関係で、もちろん払うべきところにしっかりと払っていただくということは、これは大変重要なことであるわけでありますが、一方で、保険者同士が一つの財源に向かって取り合うような仕組みということになっている中で、例えば、国保料の収納率というものを一つ見たときに、例えば、滞納世帯の生活実態を考慮せずに、強引な徴収強化に走っていくと。塩竈市がそうだということではなくて、そういったことがどんどん進んでいってしまうのではないのかなということでの危惧が一つあるわけであります。

そういった中で、ではそういった部分といいますか、徴収対策について少しお伺いをしたいと思うのですが、資料No.22の155ページ以降のところ、そのあたりの指標といいますか数字の部分をさまざま出していただきました。

それで、ちょっと時間もなくなってきたので、何をお聞きするかというところを絞ってまいりたいと思いますが、例えば、滞納の理由といったところで、その割合を含め、159ページのところでも出していただきましたけれども、やはり国保税滞納繰り越し理由別分類というところを見ますれば、やはり生活困窮というところでの理由が3割を超えておるといようなこともありまして、やはりこれは一定、高い数字なのかなというふうに受けとめております。

そういった状況の中で、滞納徴収については、特に困窮世帯というところにつきまして、生活を圧迫することのないようにということでは、この間、お願いをしてきたわけであります。いわゆる受診抑制ということになってしまえば、ちょっと命にもかかわりかねないこともあるのかなというふうに思っております、そういった状況の中で、短期証、その前のページですか、158ページのところになりますが、いわゆる短期被保険者証及び資格証明書の発行状況ということで、18歳未満のお子さんに対しては、今、全て郵送ということで行っていらっしゃるということでお聞きはしたわけですが、一定、ちょっと数も減ってきたのかなというふうには思っております、そのあたりにつきまして、ぜひ可能な限り通常の保険証のほうで対応していただくような取り組みについては、ちょっと時間もあれですので、お願いをしておきたいと思っております。

それで、156ページのところになりますでしょうか、宮城県地方税滞納整理機構への移管について、少しお伺いをしたいと思います。

一番下のところに構成団体の一覧表がございまして、ここ10年間のところでの構成団体の推移というもので出していただきました。

それで、単純に数字だけを見ますと、だんだんと減っていくような傾向が見えておりまして、平成30年度では、例えば、近隣二市三町なんかを見ますと、塩竈市だけがちょっとここに参加をしている状況にもなっているわけなんです、そのあたり、他市町のことなのであれなんですけれども、理由といたしますか、そういった部分がもしおわかりになりますれば、お聞きしたいと思います。

○阿部（眞）副委員長 木皿税務課長。

○木皿市民総務部税務課長 小高委員にお答えいたします。

今の質疑は、宮城県滞納整理機構、二市三町では塩竈市だけが参加していると、その理由は何なのかというふうなご質疑だったと思います。

塩竈市は、平成21年度から、宮城県滞納整理機構に参加しております。宮城県滞納整理機構として、ことしで11年目を迎える団体でございます。この宮城県滞納整理機構の設置目的なんですけれども、この機構は、短期的かつ集中的に住民税を初めとして市町村税の滞納整理を推進するとともに、その過程で市町村職員の徴税能力の向上を図ることを目的に設置しておる団体でございます。

我々としては、こちらの機構に1年間、毎年、毎年、派遣しております。その派遣した人材が1年後に戻ってきたときに、こちらの機構では、塩竈市で対応する未納者、滞納者の方と、やはり宮城県滞納整理機構で対応する未納者、滞納者の方は質が全く違っておりまして、もちろん宮城県で対応する滞納者の方というのは、非常にちょっと本当に失礼な言い方ですけども、ちょっときつい方々が多いということなんです。そういう方々と1年間どういうふうに関渉して、どういうふうな知識を学んで、どういうスキルを学んでいくかということで、勉強の意味も含めて、我々としては派遣させていただいている。そして、1年後に戻ってきて、何というんですか、すぐに塩竈市でもそれが発揮できるというふうなことも期待して、我々としては1年間派遣させていただいているということでございます。以上でございます。

○阿部（眞）副委員長 小高委員。

○小高委員 なかなか言葉にするのが難しい中身かなというふうに思っておるんですが、一方で、

ことしの予算特別委員会でも、その徴収の中について、一つ私自身もご相談いただいた中で、実際に一緒に行きまして、お話も聞かせていただいたこともあるんですが、その中で納付相談なんて受け付けるところじゃないんだよと、あるいは基本、一括徴収以外は認めませんと、そういうところがずばっと滞納者の方に言われてしまって、そういった中で、もうどうしようかということでの相談をいただくケースというのが、実は、多々ある状況もございます。その生活状況の聞き取りをせずに、ただただ払いなさいということでの対応というのは、ちょっと違うところがあるのかなというふうに思っております、先ほどノウハウの蓄積ということでの答えもあったわけですが、一定、そのノウハウも蓄積されてきたんじゃないかなというふうにも思っておりますけれども、そのあたりについて、今後どういった考え方で進めるのか、ちょっと簡単にお聞きしたいと思います。

○阿部（眞）副委員長 木皿税務課長。

○木皿市民総務部税務課長 小高委員にお答えいたします。

ノウハウの蓄積というものに関しましては、確かに収納率も上がってきていることですので、できているというふうなことでもございますけれども、ただ我々としても、みんながみんな、ずっと税務課納税推進室にいるというわけでもございません。こればかりは人事異動というのがございますので、新しく入ってきた人材に対して、その戻ってきた人材がフィードバックできるような形をとっていただきたいということで、我々としては、さらにもう一回、滞納整理機構のほうにお願いできればなというふうに思っております。以上でございます。

○阿部（眞）副委員長 小高委員。

○小高委員 なかなかノウハウをどのように蓄積していくのか、その点について、人事上の観点から見ても難しさがあるというお答えでございましたけれども、そのあたりは、こういった形で、このことに限らず職員さんの蓄えたスキルといいますか、ノウハウ、そういったものを庁内で一定共有していくという仕組みというところは、決算の場ですので、そういった部分の仕組みをぜひさまざまところでご検討いただきたいということは、お願い申し上げておきたいと思っております。

それで、先ほど申し上げたような徴収の実態と言ってしまうとあれですが、そういったことがあるということはもう、私は目の前でお聞きをして、直接行ってきておりますので、そういったところも踏まえた上で、今後のご検討をぜひいただきたいということで、これはお願いしておきたいというふうに思います。

それで、次に移ります。

資料No.10のところでお聞きしたいのですが、ちょっと簡単にお聞きいたします。

353ページ、藤倉二丁目地区被災市街地復興土地区画整理事業につきまして、もう大分、といいますか、ほぼほぼ見通しといいますか、そういった部分が立ったところなんですけど、1点だけ、北側の排水施設整備工事につきまして、なかなか業者さんが入らないと。これは一般会計なのかな。その点につきまして、業者さんが決まった云々というようなことでちょっとお話をお聞きしていなかったの、そこをもしよろしければお聞きしたいと思うんですが。

○阿部（眞）副委員長 鈴木復興推進課長。

○鈴木建設部復興推進課長 お答えいたします。

藤倉の区画整理につきましては、一定、工事につきましては、平成30年度で完了してございますが、委員のご指摘のとおり、平成31年度までということで、北側の排水のほう、予算を繰り越してございます。

契約先につきましては、繰り越し予算の中で3月に契約で相手方が決まっております、現在、施工するための準備といいますか、施工調整をするための部分的にかかりながらということ、ちょっと全体的にかかるのは、もうちょっと時間がかかるんですけども、もう契約先は決まっておりますので、あとは適切な進行管理をしまして、早期に完了できるように取り組んでまいりたいと考えてございます。以上でございます。

○阿部（眞）副委員長 小高委員。

○小高委員 ありがとうございます。その見通しも含めて、ただいまお答えを頂戴いたしました。

ぜひ、住民の方々からも、ここの部分についてやはりたくさんご意見を頂戴しておりましたので、ぜひよろしくそこはお願いしておきたいというふうに思います。

それでは、最後になりますが、357ページの越の浦地区下水道事業のところにつきまして、これも毎回お尋ねをしている中身ではあるんですが、特にその流入渠築造工事のところにつきまして、先日の台風もございましたので、その進捗、見通し等について、まずお伺いをしたいと思います。

それから、もう1点、時間もないので、加えてお聞きをしますが、その流入渠の築造工事があったことで、管理をすれば一定、そのあたりの治水状況がよくなっていくということでの話はあったわけですが、一方で先日の台風で床上浸水被害のあった住居というの、その近隣に確認をされたということでございます。そのお宅につきましては、お話を聞きますと、

毎回、大雨のために浸水被害を受けるということもありましたので、仮にこれが流入渠を含めた越の浦の下水道事業の中で解消されるようなものなのかどうか、あわせてお聞きをしたいと思います。

○阿部（眞）副委員長 関下水道課長。

○関建設部下水道課長 質問2点あったと思います。

まず、最初に、流入渠のほうの工事の進捗状況についてですけれども、昨年の12月に議会でお認めいただいた契約、来年3月までの工期となっておりますが、現在、進捗率は、予定では46%だったんですが、それより進んでいまして、今、55%ということで、来年の3月の完成に向けて順調に進んでいるところでございました。

ただ、先日、台風19号で現場の掘っている部分の工事現場に、今回の雨が流れましたので、その片づけというか、影響をちょっと今、調査して、それにしても3月を越えるようなことはないと思いますが、その辺も確認しながら完成に向けて努力していきたいと思います。

それとあと、事業完了後どうなるかということですが、流入渠工事が完了すれば、もちろん流れはよくなるのですが、あとはその流入渠に向けて、道路を走って流れてくる水をうまくその流入渠に入れる工夫ですとか、その辺が必要になってくると思いますので、完成までにその辺、道路管理者なり関係者と調整しながら進めてまいりたいと思います。以上です。

○阿部（眞）副委員長 暫時休憩いたします。

再開は15時5分といたします。

午後2時51分 休憩

---

午後3時05分 再開

○小野委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。志子田吉晃委員。

○志子田委員 私からも何点かお聞きします。

まず、最初に、決算全体のことでお聞きしたいので、資料No.7の37ページに特別会計歳入歳出決算総括。隣の鎌田委員も聞かれたんですけれども、私も毎回、全体的に特別会計、なかなか全体的にいい成績だったのではないかなというふうに思うんですけれども、この37ページの総括表を見て、うまく事業が進んだんでないかなと思うんですけれども、その辺のところの総括的なご意見がございましたらよろしくお願ひいたします。

○小野委員長 相澤財政課長。

○相澤市民総務部財政課長 総括的なということでございましたが、各会計につきまして特徴的なことをご説明申し上げたいというふうに思います。

まず、交通事業特別会計でございますが、歳入面で復旧・復興事業の落ち着きによる利用客の減となりましたが、新小型造船就航に伴う旧型小型船の売り払い収入増などがございまして、結果として一般会計からの繰入金で1,100万円ほど減額となったということでございます。

あと、国民健康保険につきましては、さっき保険年金課長からもお話もありましたけれども、ご説明させていただきましたが、実質収支が3,623万9,000円の黒字ということでございました。平成30年度は県単位化がスタートをしたということで、その影響から決算規模が大きく減少しているということでございます。前年度から歳入、歳出それぞれ9億5,300万円、7億9,700万円といった規模が縮小したということです。

なお、先ほど保険年金課長から説明ありましたとおり、この規模の縮小ということにつきましては、被保険者の減少、それから保険料の減額といったことも影響があるということでございます。

魚市場事業につきましては、歳入、歳出とも1億5,631万2,000円という決算規模でございました。これも先ほど水産振興課長からご説明ありましたが、新魚市場が完成して初めて1年を通した決算を迎えたというふうな状況でございます。

下水道事業につきましては、実質収支で2,096万1,000円の黒字ということでございまして、復興事業等の進捗によりまして、決算規模として前年度から歳入で13億5,400万円、歳出でも約15億1,000万円と大きく決算規模が縮小したということでございます。

漁業集落排水事業につきましては、翌年度に繰り越すべき財源、2,547万6,000円を差し引きますと収支均衡の決算ということでございます。

公共用地先行取得事業につきましては、着実に地方債の償還を進めて地方債残高が前年とから1億4,100万円減少というふうになったということでございます。

介護保険につきましては、実質収支が117万2,000円ということでございます。高齢化の進展によりまして保険料収入が増加いたしますとともに、介護給付費も伸びたということで前年度と比較し、歳入で約2億3,000万円、歳出でも2億こちら3,000万円ぐらいですかね、増となって決算規模がこちらは拡大しているというふうなことでございます。

後期高齢者医療事業につきましては、実質収支が510万4,000円の黒字ということで、これは

翌年度に広域連合会への納付金の精算、それから保険料の還付があったということでございます。

それから、北浜地区、藤倉地区の両復興土地区画整理事業についてですが、北浜地区については事業の進捗により、それから藤倉地区については事業の完了に向けた事業費の執行ということで、両事業、会計ともにそれぞれ決算規模が縮小している状況でございます。

なお、病院事業、それから水道事業につきましては、市長が最初提案理由のところでも申し述べたとおりでございますので、よろしくお願いたします。

○小野委員長 志子田委員。

○志子田委員 どうもありがとうございました。総括でね、なんかなかなか各事業とも成績良好でなされた決算だと私は思っていました。もう少し個別に言えば、各事業についてお褒めの言葉があってもいいような事業内容でないかなと、こういうふうに思っていました。特に、国民健康保険の事業のところなんですけれども、先ほど、小高委員から質疑があった担当の課長にいろいろ国民健康保険のことで見直し出させてもらいました。でも、この昨年度の事業内容については、なんか財政調整基金を2億3,800万円取り崩しながらも、そして、11%の見直しということで値下げをしていただいたにもかかわらず、3,623万円の黒字会計という、こういうことでしっかりやってくれたなと思います。それで、どのようにその結果、市民にいい影響が出たかということ、資料のNo.22の171ページ、ここのところ、小高委員が多分質疑をし忘れたんでないかなと思って私聞きます。小高委員がね、私も聞こうと思ったのと大分かぶってしまいましたので、ここのところね。それで、171ページの表を見ると、医療費は結局塩竈市が医療費って、病院が使い勝手がいいから県内で1人当たり42万2,756円で、塩竈市は第1位なんですよね。市民の方は病院に行きやすいからいっぱい使っています。1人当たり。宮城県で一番使っているのが塩竈市です。ところが、今度納めるのはどのくらいかということ、1人当たり国民健康保険調定額と見てみると8万6,957円ということ、宮城県の14市町村のうちの11番目ですから、下から4番目。ということは、それだけ使っている割には、こういう支払いする、市民からとって見たら塩竈の国民健康保険税の状態というのは、使い勝手があるいい状態になっていると私は評価するんですけれども、その辺のところ課長はどのようにお考えですか。

○小野委員長 長峯保険年金課長。

○長峯健康福祉部保険年金課長 お答えさせていただきます。

今、資料No.22の171ページ、1人当たりの国民健康保険税調定額でございます。こちらで1人

当たりの調定額が8万6,957円というふうなことで、14市町村のうちで4番目、県内全体35団体のうちとしては29番目に安い、高い順から比べると29位なので下から数えたほうが大分早い状況かと思います。こちらに関しましては、先ほども小高委員からもモデルケースの事例の比較はございましたが、それぞれの各、例えば、いろんな収入階層、こういったものを踏まえた場合にこちらの1人当たりの保険税調定額というのが一般的な比較する上での指標になるのかなというふうに考えてございます。

以上でございます。

○小野委員長 志子田委員。

○志子田委員 どうもありがとうございました。

私の口から言うよりも、課長にじかで言ってもらったほうが信用はあるからね、課長から言っていたきました。

160ページのモデルケースも先ほど質疑があったんですけども、毎年、このところね、隣町よりも塩竈のほうが高いよということで話題になっていたんですけども、今回の決算の資料から、「あら、隣より安くなったっちゃ」というような資料になったんでないかと思って、その辺は大いに今回の決算ですから、そういうふうに状況が変わったときに、決算のときにちゃんとっておかないと決算の審査にはならないと思いますので、あえて私、持ち出しました。毎回、国民健康保険のことは聞いているので、このくらいに、確認のためにも質疑をさせていただきます。

次の質疑、病院のことを聞きたいんでございます。資料はNo.21の9ページですか。病院から出してもらっているNo.21の9ページ。ここに人件費っていうのが書いてありまして、ちょっと人件費のことでお聞きしたいなと思ったんです。

それと、同じように、これと比較するのにNo.22の最初のほうで人件費のことが書いてあって、5ページですか。5ページには市立病院事業会計って書いてあって人件費が書いてあるんですよ。

それで、この2つ、月比べるとちょっとだけ金額が違うので、その辺のところ聞きたいと思います。病院事業の概要の21の9ページには、人件費の総計が平成30年度14億7,617万2,000円。こちらほうの決算特別委員会資料No.22の5ページでは、15億4,982万6,000円とこういうふうになるんですけども、この共済費の考え方が違うのか、かかっている金額と病院の会計だけだからそうなのか、でも塩竈市としてはこの資料No.22のほうの分の人件費総額がかかっているの

か。どうして少し違う数字なんですけれども、その辺のところの説明をお願いします。

○小野委員長 鈴木市立病院事務部業務課長。

○鈴木市立病院事務部業務課長兼経営改革室長 志子田委員にお答えいたします。

まず、病院の資料No.21の9ページの人件費でございます。こちらにつきましては、総務省の決算統計上の人件費比率を出すための数字ということで、この14億7,000万円が入っております。

それから、資料No.22のこちらにつきましては、市でまとめました実際の実支給額の数字になっておりますので、その辺で特に人件費の算定に当たりましては、児童手当が手当のほうには入らないんですが、実際の支給のほうに入っているという、そういった数字の少し捉え方が違うというところが数字の差になってございます。

以上です。

○小野委員長 志子田委員。

○志子田委員 どうもありがとうございました。

そうすると、どちらのほうが實際上近いかというと、資料No.22の5ページの金額のほうの人件費の考え方でしたでしょうか。一応、質疑のためにはちょっと資料No.21の9ページ使ってお聞きしますが、総体的に平成26年、平成27年、平成28年、平成29年、平成30年、本当大ざっぱに言いますと、人件費が少しずつ上がって、ふえていく傾向になっているとは私この表を見て思うんですけれども、事業内容が増加しているのではないと思うんですけれども、なぜこのように人件費のところだけが増加傾向なのか、それがちょっと不思議なのでその辺のところの理由をお聞かせ願いたいと思います。

○小野委員長 鈴木市立病院事務部業務課長。

○鈴木市立病院事務部業務課長兼経営改革室長 資料No.21の人件費のほうでご説明をさせていただきます。

人件費が増減している理由でございますが、大きくはこの表の下から2段目と、その下にあります賞与の引当金、それから法定福利費の引当金という金額がございます。この数字をごらんいただきたいと思うのですが、平成29年度につきましては、この2つを合わせまして2,100万円。それから、平成30年度につきましては、合わせまして9,500万円。実はこの引当金の数字の増減というところが全体的な人件費の増減に大きく影響してございます。職員の数、そんな増減はございませんので、例えばですが、この表の中の給与費につきまして、給料でございます

が、給料については増加傾向にあるものの大きな変動はないんですが、引き当ての金額そのものでこの人件費の数字が増減しているというふうに考えてございます。

以上です。

○小野委員長 志子田委員。

○志子田委員 どうもありがとうございました。

一応、念のため確認だけさせてもらいました。そのように人件費が少し高どまりになっているというか、増加傾向にあるということと、それから、これだけの人数で割れば単価が出てきますので、これだけの人件費がかかるんですよということのもとで経営をしなければ、当然黒字会計になかなかありませんから、その辺のところ考えて次の新しい展開をしていただきたいと思ひまして、一応あえてわかっていることですがお聞きしました。

それと、もう一つ、病院のこれからの考え方で大切なことは、そこの人件費のことと、もう1点中身のことで言えば、最終的に見ればわかるというところは病床利用率のところね。ここだと思うんですよね。これが今まで頑張っていれば病床利用率のところは90%以上のところになるし、頑張りが足りないと下がってくる。その結果のことなんですけれども、ここのところは資料No.21の30ページ。30ページは病床利用者数、それと率。それから、38ページ。38ページのほうがいいでしょうか、全体的にかかっているから。38ページの経営健全化の主な取り組みのところ、経営の効率に係る各種数値目標の達成状況。それで、下半分の、下のほうなんですけれども、いろいろ頑張ってもらったとは思いますが、ここの病床利用率のところは目標93.9%のところは81.1%しかいかなかったというのは、ここが最大の昨年度の成績の上がらなかった数字があらわれているところはここだと思うんですけれども、そのような認識でいいのか。

そして、ここのところ最終的にちゃんと目標に達成するような数字に、結果的に、結局病床利用率ですから、結果的になればそのような経営が改善されるということだと思うので、その辺の昨年度の取り組み、それから今年度にかけての意気込みを聞かせていただきたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

○小野委員長 鈴木市立病院事務部業務課長。

○鈴木市立病院事務部業務課長兼経営改革室長 志子田委員にお答えいたします。

委員のおっしゃるとおり、収入の根幹をなすのは入院収益でございます。ここのところの利用率をいかに上げていくかというのが1つ病院の大きな経営上の課題かと捉えております。し

かしながら、平成30年度に落ちました理由の1つは、療養病棟の利用率が大きく落ちてしまったというところが1つございました。それから、もう一つは、急性期の競争がなかなか厳しくなりまして、急性期病棟の稼働も少し落ちてきたということで、この81.1%という平成30年度の結果でございました。これからにつきましては、90%を目指すということではなくて、今度は利用率じゃなくて入院の診療単価のほう、こちらをこれまでの目標から大きく上げて、利用率ではなくて収益の単価で、例えば、利用が80%台であったとしても目標の収益を確保できるようにということを今、病院の方針として10月から取り組ませていただいているところでございます。

以上です。

○小野委員長 志子田委員。

○志子田委員 どうもありがとうございました。

いろいろ考え方あると思うんですけども、こういう数値を見て、いい数字残して決算のときに各委員の方からお褒めの言葉をいただくような病院の事業にしていだければと、そういうことを希望して。

私は、これで質疑を終わります。ありがとうございます。

○小野委員長 浅野敏江委員。

○浅野委員 それでは、私からも質疑をさせていただきます。

初めに、資料No.10から質疑をさせていただきます。資料No.10の136ページ。

公共下水道事業の雨水汚水事業について、お聞きいたします。一昨日の台風19号では大きな被害が市内でも襲いまして、先ほど市長からもご報告いただきましたが、本当に被災された方に心からお見舞いを申し上げたいと思っております。

それで、136ページの公共下水道事業の、まず136ページの上のほうですね。雨水事業について、まずお尋ねしたいと思っております。

このページによりますと、昨年はこの雨水事業の中で宅内貯留におきまして、委託料と工事費合わせて6件ほどあったとありますが、この中身についてまずお聞きしたいと思います。

○小野委員長 関下水道課長。

○関建設部下水道課長 下水道事業、雨水事業についてお答えいたします。

雨水事業、今、委員がおっしゃったとおり、昨年度、平成30年度につきましては、平成29年度からの繰越金と平成30年度の予算合わせまして、宅内貯留1,395万3,000円ほど予算を使用し

ております。その内訳につきましては、宅内貯留施設が4宅、それとその貯留施設の設計業務委託となっております。

以上です。

○小野委員長 浅野委員。

○浅野委員 ありがとうございます。

塩竈市では大分前からこの宅内貯留に力を入れてきたと思いますが、8年ほど前の東日本大震災だから、ちょっと一旦復興事業に力を入れたということで、宅内貯留に関しては年間本当に数件というふうな工事で、まだまだ希望している方もたくさんいらっしゃるとはお聞きしているんですけども、今後の予定はどのようになっているかお聞かせください。

○小野委員長 関下水道課長。

○関建設部下水道課長 お答えいたします。

宅内貯留施設につきましては、平成6年度から事業を開始しておりまして、その配水区と言われるものが、例えば中央配水区と言われる配水区は中央ポンプ場に流れていく配水区ということで、配水区がそれぞれあるんですが、その配水区ごとに宅内貯留施設の貯留の総量というのを民間のほうで決めている数値がありまして、その数値と見比べて進んでいるところは余りやらない、整備を行わないですとか、あと、下流側で冠水被害等があるところにつきましては上流部でなるべく宅内貯留を実施するとか、その辺は見きわめながら進めていこうというふうには思っております。

以上です。

○小野委員長 浅野委員。

○浅野委員 ありがとうございます。

市民からの要望もあると思いますが、今、課長がおっしゃったように、それぞれその区域によって必要な部分と、この辺はもう、例えば、千賀の台は団地ができるときに既に各宅内貯留とかそういった部分が整備されたと聞きまして、個人で希望されたときにも、もうここは既にそういった整備はされていますよということを以前お聞きしたことがあるんですが、今、そういった各配水区の中で、この部分はまだまだこれから整備しなきゃならないなっていうところはお検討なさっているんでしょうか。

○小野委員長 関下水道課長。

○関建設部下水道課長 お答えいたします。

比較的計画の数量に近いところは清水沢配水区で、そこはもう計画の、ちょっと数字は今手持ちないんですが、ほぼ完成に近いぐらい貯留施設は設置してあります。その他の施設につきましては、もうちょっと整備のほうは必要かなとは思いますが、今おっしゃった開発行為なんかで団地造成されたところには、その団地開発時に調整池、公園の下に調整池をつくったりですとか、宅内に貯留施設をつくったりとかしていますので、その辺もあわせて精査しながら今後は重点的に整備していくような配水区を決定していきたいと思います。

以上です。

○小野委員長 浅野委員。

○浅野委員 ありがとうございます。

ぜひ、この丘陵地が多い部分で、本当に急傾斜地が多い本市でありまして、団地も大分できておりますが、そのためにかつては沼地があったり、山林があったりして、ある一定程度の雨水をそこで吸収して市外に余り被害はなかったんですが、近年の宅地造成とか、また道路の整備によって、むしろ以前よりもそういった意味での被害が拡大しているのではないかという懸念もありますので、ぜひこの宅内貯留、計画的に整備を進めていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、その下の公共下水道のまず汚水事業についてお尋ねしたいと思いますが、この下水道の事業の再評価業務委託という文書があるんですが、金額的に753万8,000円ですよ。この金額の中身をちょっとお聞かせください。

○小野委員長 関下水道課長。

○関建設部下水道課長 お答えいたします。

平成28年の4月に市内全戸に大雨への備えということで、浸水のハザードマップといいますか、何ミリ降ったらどこが冠水しますよという冊子、市内全戸に配付させていただいたんですが、今、復旧・復興事業が収束しようとする中で、それらの施設が完成して、あとそこに区画整理なんかで地盤の高さが変わったですとか、その辺、この当時につくった浸水のシミュレーションを見直すような業務内容となっております。

以上です。

○小野委員長 浅野委員。

○浅野委員 わかりました。それは、いつごろ完成する予定でしょうか。

○小野委員長 関下水道課長。

○関建設部下水道課長 こちらの業務につきましては、ことしの3月に一応完了しております。

○小野委員長 浅野委員。

○浅野委員 ありがとうございます。

この下水道の見直しが再評価された、これまでとちょっと、まちのつくりも変わってきますので、そういった意味で私たち市民も広くこのことを知って、自分のいる場所が津波のハザードマップとはまた違って、この大雨のときのところがどういった状況なのかということ、やはり事前に知りながら避難準備とか、もちろん市からのさまざまな情報なんかもありますが、自分でそういったことをきちんと対応できるような取り組みに利用できればと思っております。

それから、もう1点です。次のページの現況と課題のところ、令和2年4月から、先ほど阿部委員からもご質疑がありましたが、この公営企業法適用になって企業会計になるということですが、今現在、どのような準備が進められているのでしょうか。

○小野委員長 関下水道課長。

○関建設部下水道課長 答えいたします。

今現在の進捗状況ということでございますが、下水道施設、管渠、ポンプ場など全ての施設の台帳を作成して、その評価額を算定するという作業を進めております。ほぼ終わりに近いところまで来ているんですが、それとあわせて、各種条例、新規に、新たな条例ですとか、あと現在の条例の改正とかを一応12月定例会に予定しているんですけれども、その準備作業を今行っている状況でございます。

以上です。

○小野委員長 浅野委員。

○浅野委員 わかりました。ありがとうございます。

次に、356ページの公共下水道災害復旧事業についてお尋ねいたします。

先ほども、北浜調整池の完成が待たれるということでしたけれども、まだ管が完全に整備されていないというふうにお聞きいたしましたけれども、その送水管、これまでのような雨、どの程度まで飲み込めるのか。また、それがどういった地域からの送水管が繋がっているのか。その辺、ちょっと詳しくお聞かせください。

○小野委員長 関下水道課長。

○関建設部下水道課長 答えいたします。

北浜地区の調整池のエリアということでございますよね。北浜地区の北浜沢乙線より南側で、

あと国道45号線に囲まれたエリアと、あと国道45号線の第二小学校側の山ですね。その辺のエリアが今回の調整池に流れ込むエリアになっております。そちらは調整池の中にポンプ設置しまして、藤倉第2ポンプ場の吐出水槽と言われる部分に送水しまして、そこから海に流すというような計画になっております。

以上です。

○小野委員長 浅野委員。

○浅野委員 ありがとうございます。

国道45号線の北浜の付近というのは、今回も車両の通行どめがあったり、これまでもいろいろ雨には対策が必要な地域でしたので、住民の方には安心していただけるかなとは思っております。ぜひ、無事な完成をご祈念しております。

それでは、隣の357ページについてお聞きいたします。

越の浦ポンプ場の流入渠築造工事が今、途中でありまして、今回の被害におきましても、そこが完成していればという思いもありましたけれども、とりあえずその流入渠に来るまでの、いわば庚塚の方面の山林だったり住宅があるんですが、あの辺の側溝といいますか水路、そこからもかなりの水の流れがあるんですが、結局、その流入渠、今のつくっているところまで行く前に水があふれてしまうということもあって、これまでもしばしばそういった浸水被害はあったわけですが、それに対する取り組みとかというのはありますでしょうか。

○小野委員長 関下水道課長。

○関建設部下水道課長 答えいたします。

今回、下水道の復興交付金事業としましては、越の浦雨水ポンプ場とそこからの放流渠を既に完成させておりまして、今回、そこへの流入渠、ここまでの今回復興交付金事業でお認めいただいた内容になりますが、今、委員がおっしゃった庚塚方面からの雨水につきましても、やはり、せっかくつくったポンプ場ですので、そこに導けるように、ちょっと土木課の事業にはなると思うんですが、路面を走る水なんかをうまく水路に導くようにとか、その辺を工夫しながらポンプ場の能力が100%発揮できるように関係各課と協議をしてみたいと思います。

以上です。

○小野委員長 浅野委員。

○浅野委員 ありがとうございます。

ぜひ、そういったことで、お住まいになっている方々って、あの道路に面した方々、そんな

に軒数はないんですけれども、やはり周りが林がいっぱいありますので、今回も流木が側溝に詰まっていて、そこから水があふれたりというような状況も結構ありましたので、そういったところの対策が本当に急がれるのではないかなと思っていますので、ぜひよろしく願いいたします。

それでは、ちょっと資料No.9の228ページ。ちょっとお聞きしたいんですが、228ページの下から、今度は備考欄ですが、6行目に不明水調査委託料ってこれ以前にもお聞きしたような気がするんですが、具体的にどのような委託料なのか。ここをお聞きいたします。

○小野委員長 関下水道課長。

○関建設部下水道課長 お答えいたします。

通常、日本全国的な話なんですが、下水道管というのは、もちろん地下に埋まっておりますが、地下には多いところも少ないところもあると思いますが、地下水というものがあります。下水道管のつなぎ目ですとか、あと、マンホールとかのつなぎ目とかからどうしてもやはり不明水、地下水が入ってくることになります。それはやっぱり少なければ少ないほど下水道としては経営的にもいいことですから、それを少しでも減らそうということで、その調査を行うという委託事業になります。

以上です。

○小野委員長 浅野委員。

○浅野委員 わかりました。

私、なぜここで聞きたかったかという、藤倉二丁目のほう、今回、水害で結構、水が上がっているんですけれども、道路の亀裂から水が噴き出ているところが何か所もあるんですよ。その下に水脈とかがあるんだと思うんですが、そういったものに対する対応ということは考えられないでしょうか。

○小野委員長 関下水道課長。

○関建設部下水道課長 お答えいたします。

今、委員がおっしゃったような現象があるということで、うちの下水道課の職員が現場に確認に行っております。おとといですね。そのときに確認したのが、下水の水ではないよだということ、どこから水が来ているのかなって追っかけていったら、藤倉二丁目の上の松陽台のほうに降った雨が地中を伝ってずっと来て、弱いところから噴き出ているというような状況だったというふうに聞いております。

なお、その際、もしかしたら水道じゃないのということもあったので、水道部の職員にも来ていただいて、残留塩素で水道水かどうかというのがわかる、試験するものがあるんですが、それで確認したところ水道の水でもないということで、やはり地下水であったんじゃないかということで結論としてはそういうふうになりました。

以上です。

○小野委員長 浅野委員。

○浅野委員 わかりました。

アスファルトの亀裂とかそういうところから水が湧いて出ているみたいなので、これは道路管理のほうでその辺のことは整備していただければなと思っていますので、よろしくお願ひします。

では、下水道はこれで終わりにいたしまして、次に、病院についてお聞きしたいと思っています。病院事業の概要ということで、先ほどもご質疑がいろいろありましたが、私からもお聞きしたいと思います。

ページ数は32ページ。資料No.21です。病院事業の概要。資料No.21の32ページ。皆様の声というところで、ちょっといろいろソフト面でお聞きしたいと思うんですが、まず、何よりもその経営の中で患者様の対応が大切だと思っています。やはり、病院の治療はもちろんなんですが、やはりあくまでも人間対人間、人対人の対応で人の感情というのは全然違うものですから、ここでは設備についてお聞きしたいと思っています。

この中身は、感謝、接遇、それから施設とかいろいろあるんですが、前回、去年よりもこの件数が若干であります。ふえているので、そのいい面も悪い面もお聞かせください。

○小野委員長 鈴木市立病院事務部業務課長。

○鈴木市立病院事務部業務課長兼経営改革室長 浅野委員にお答えさせていただきます。

まず、件数がふえた要因でございますが、実は、3年ほど前から対面式によりまして患者満足度調査というのを行っております。そういったところもありまして、以前からこの皆様の声というのは自由記載でやらせてはいただいていたんですが、病院にこういったアンケートを出しやすくというような環境が整えられたのかなというのが、増の要因というふうには考えてございます。

それから、平成30年度につきましては、接遇の面で38.5%ということで、この接遇の内容でございますが、基本的には、お叱りのお言葉というふうにこちらでは捉えてございます。お叱

りの言葉も大分いただいたということでございます。職員の患者様への対応というところに対するお叱りの言葉を大分いただいておりますので、こちらにつきましては関係する部署に今後の対応策というのをきちんとまとめていただいた上で、それをもって皆様の声と一緒に病院からの回答ということでしっかりと対応をさせていただいているという中身になってございます。

以上でございます。

○小野委員長 浅野委員。

○浅野委員 ありがとうございます。

やはり、先ほども、感謝の声もある反面、やはりそういったお一人お一人のお声というのは、やっぱり病院のことも思って言っていただいている方もたくさんいらっしゃると思いますので、そうやって足を運んでいただける患者様の声、またご家族の声なども聞いていただければなと思っています。今、駐車場のほうで職員の方が一生懸命車の誘導をさせていただいているのは、大変ありがたいなって思っておりますので、ぜひそういった点も評価していただいているかなと思っていますので、よろしく願いいたします。

それで私の質疑の流れは、次に41ページの経営の安定について。同じ資料No.21の41ページです。経営の安定の中で、項目の上で療養環境の整備というのがありますが、4階病棟及び5階病棟の休息室の整備とかというのも私も見ております。また、新しいエレベーターも設置されたのも見ていますし、待合室といいますか談話室もテレビが設置されて、以前よりちょっと環境がよくなったなというのも見させていただいておりますが、その中で、やはり、ちょっと全体的に照明が暗いのではないかって、こんなことを言うと全然、病院経営と関係ないだろうと思われるんですが、やはり病院というのは、そういった病を持った方が集まる場所ですので、少しでも明るい雰囲気、また、明るい照明、ぎらぎらとした照明は結構ですので、全体的に明るい照明を考えていただければいいな。特に、2階、3階の病室に通じるエレベーターをおりたところの廊下とかというのは、窓も少ないですし、どうしても閉鎖的な暗いイメージがありますので、あの辺だけでも明るくしていただくといいかなと思いますが、どのような整備を考えていらっしゃるのかお聞きします。

○小野委員長 鈴木市立病院事務部業務課長。

○鈴木市立病院事務部業務課長兼経営改革室長 浅野委員がおっしゃるとおり、病院にとっては明るくということで、特に、今お話いただきました渡り廊下の2階、3階が暗いということ、

売店に行く方も暗いということを重々承知しております。これは、やはり今の病院の建物の中でやれる範囲でしっかりと明るさを確保してまいりたいというふうに考えてございます。

以上です。

○小野委員長 浅野委員。

○浅野委員 今の建物が大変古いし老朽化していて、今、基礎調査とかというのもそういった建てかえのことに關しての経営面から全ての基礎調査をしたというふうに認識しておりますけれども、すぐにあした、あさって建てかえられるわけではありませんので、今のところで患者さんをどうにかふえていただいて、市立病院を選んでいただいて、足を運んでいただけるということにおいては、やはり、今できることは、今の段階で考えていただきたいと思っております。

その中でもう1点、気になりましたのは、これから寒さに向かって待合室で長時間待っていらっしゃる方の正面玄関の入り口、二重扉にはなっています。表から直接ではないんですが、どうしても冷たい冷気が中に入ってくるという、そういった中で椅子の並べ方を工夫すればいいのか、つい立てを置けばいいのか、その辺は考えていただかなきゃないんですが、そういった意味で少しでも患者様が温かく待合室にいられるような工夫とかは考えられないのかお聞きしたいと思います。

○小野委員長 鈴木市立病院事務部業務課長。

○鈴木市立病院事務部業務課長兼経営改革室長 冬場、入り口が大変寒いということで我々も毎年苦慮しております。おっしゃるとおり、今新しいというか、建物の中では風除室がありまして直接外気が入ってこないようにしてやっているというんですが、今、二重に自動ドアがありますが、時間差で調整したりはしていますが、やはり冷気が入ってくるという。それから、中の自動ドアの前にはエアカーテンがありまして、冷気を遮断するというふうな対策はとっておりますが、やはり十分ではなくて大分冷たい風が入ってきています。我々といたしましても、冬場にかけてソファを移動したり、つい立てをとということでやっておりますが、根本的なところは難しいんですが、しっかりとそういった対応も今後はしていきたいというふうには考えております。

○小野委員長 浅野委員。

○浅野委員 ありがとうございます。済みません。いろいろ細かい点で申しわけないんですが気がついて、多分、患者さんも外来でいらっしゃる方も気がついていながら声に出さないところもあるかなと思いましたので、あえて質疑をさせていただきました。

あともう1点ですが、やはりどうしても看護師さん、内科、外科、またさまざまな科がありますが、私たちもそうなんです移動というか、その動線が本当に無理、無駄がないのか、そういう点のできる、今の段階でできることしかありませんけれども、そういった意味でさっき働き方の中で看護師さんたちの勤務の中でもいろいろ働きやすいとか、当然、エレベーターもありますけれども、階段をよく使うことが看護師さんのほうではあると思いますので、その辺の動線の無駄がないかどうかということを検討されているかどうか、その辺もお聞きしたいと思います。

○小野委員長 鈴木市立病院事務部業務課長。

○鈴木市立病院事務部業務課長兼経営改革室長 実は、昨年度の基礎調査の中におきましても、職員の動線が非常に長くて非効率だというご指摘をいただいたところでございます。やはり、病棟と外来棟が分かれているという。それから、やはり病棟側は東西に長いというところで非常に苦慮しております。なかなか物理的に今の建物だったら難しいのですが、一方でナースじゃなければ行けないもの、それ以外のものというのもございまして、そういった書類の移動ですとか、そういったところで負担軽減になるようなところについて、例えば、クラークを配置するとか、そういったことも今後、検討していきたいというふうには考えてございます。

以上です。

○小野委員長 浅野委員。

○浅野委員 もう1点ですね。病棟っていうんじゃなくて、いわば治療室、診療室の具体的に、例えば、産科とかっていうのは休診なっていますし、あとまた、薬局ですか、以前はそこで外来のお薬も出したと思うんですが、今は多分、院内の処方の部分だけだと思うんですが、その広さとか、それから無駄はないのかとか、そういった部分の検討はされているのかどうかお聞きしたいと思います。

○小野委員長 鈴木市立病院事務部業務課長。

○鈴木市立病院事務部業務課長兼経営改革室長 今、特に院外処方に、病院は変わっております、それに伴いまして薬剤師が病棟での今、業務がメインになってきております。今まで院内で処方するための時間がかかっていたものがなくなったことによりまして、病棟に薬剤師が配置をされて、その中で服薬指導を行ったりと、そういったところでやっておりますので、今、薬剤師については病棟にシフトしてきて、部屋のほうも、それに伴いまして適正に運用させていただいているというふうには考えてございます。

以上です。

○小野委員長 浅野委員。

○浅野委員 ありがとうございます。さまざま、施設の配備とかに合理性についてお尋ねしたんですが、本当に今あるものを最大限に生かして皆さんにご利用いただけるという工夫はまず考えていかなきゃならないんじゃないかなと思っております。

それから、もう1点、この間市長の施政方針のときにも触れたんですけども、やはり塩竈市においては、病後児保育がする場所がなくて、できれば病院で小児科もありますので先生、看護師さんがいるところで病後児保育ができれば、お母さんたちも安心してお仕事に行けるんじゃないかなと思っていますが、その辺についてのお考えがあるかないか最後に聞きたいと思います。

○小野委員長 鈴木市立病院事務部業務課長。

○鈴木市立病院事務部業務課長兼経営改革室長 病後児保育につきましては、以前、健康福祉部と協議した経過もございました。ただし、やはり一番は病後児の方の感染対策ということで、動線を病院の方と分けなきゃいけないというところで今の施設の中でなかなか難しいというふうには考えておりますが、病院としましても、公立病院として小児科というのは非常にこれからにとって、地域にとって必要だと思っておりますので、できれば、ぜひ健康福祉部と病後児保育のほうで病院としても連携はとっていきたいというふうには考えてございます。

以上です。（「ありがとうございました」の声あり）

○小野委員長 志賀勝利委員。

○志賀委員 私からは、とりあえず資料No.22の52ページの工事契約台帳のちょっと見方についてお聞きしたいと思います。

まず、この52ページの契約という文ですね。ここに完成期限と、ちょうど真ん中ぐらいですね、完成期限というのが書いてあります。着工日から完成期限、着工日が平成30年10月23日、完成期限が平成31年3月29日と書いてあるわけですね。そうすると、ざっと考えて5カ月ですから150日。ところが工事日数、隣には工事日数が374日間と書いてあるんですが、これはどのように解釈したらいいのかちょっと教えてください。下水道。

○小野委員長 相澤財政課長。

○相澤市民総務部財政課長 済みません。大変申しわけございません。確認をしてご答弁申し上げます。

○小野委員長 志賀委員。

○志賀委員 そうしたら、66ページ、65ページも確認してください。

○小野委員長 志賀委員。

○志賀委員 なんだか出鼻をくじかれたようで、質疑ができなきゃ進まないですね。

それとですね、今度はじゃあ、きょう新たにお手元に委員の皆さんにお配りしていただいた別冊2からちょっと質疑をさせていただきます。ここに、一番上に一般会計建設工事ということで下水道課の1、2と2つの工事があります。これは先日私もちょっと質問してあれだから、これと、一般会計のほうで質疑をしたって委員長からとめられたわけですけども、それで、この工事ですが、この前も言いましたように最初に受注した業者が倒産によって半年ほどずれてきたというところで、この工事については随意契約で出したと。それで条件としては、塩竈市内で今工事しているところというような条件も加わったことによって、それぞれ1社ずつしかなかったのそこに発注をしたと。それで工事も急いでいたという説明があったわけです。それで、それはそれで納得するところではありますが、それで今度は2月の定例会でこれが決まった後に、私毎日、毎日通るものですから、ずっと工事を始まるのを見ていたんですね。急いでいるから発注したという割には、2カ月、3カ月ぐらいでやっと工事が始まったというところを感じているわけですね。それで、さっき言った工事台帳というか、この資料を出していただいた、これじゃないな、工事台帳の中には2月の20日から工事開始でというふうに書いてあるわけです。ところが当然、その時点では工事はされていなかったと私は記憶してはいるんですが、担当課ではこの2つの工事がいつから始まったのか確認されているでしょうか。

○小野委員長 関下水道課長。

○関建設部下水道課長 お答えします。

何月何日というところまでちょっと今、記憶が定かではないんですが、まず、本工事の着手の前に、前の工事を手がけていた業者さんがどの辺まで工事やっていたのかという、市のほうで捉えていた発注内容と現場が一致しているかというところの確認をまず最初にやってみました。それは3月の下旬から4月ぐらいには始まっていたと記憶しておりますが、ちょっと記憶だけなので若干のずれはあるかもしれませんが、そのぐらいに始まっていたと認識しております。

○小野委員長 志賀委員。

○志賀委員 貯留槽のほうは、早く始まったようなんですね。それで、北浜のほうの工事はなか

なか始まらなかつたって私記憶しているんです。

それと、例えば、先ほど言ったきょう出してもらった資料の、平成30年度随意契約明細一覧というやつです。これの8ページを見ていただけますか。この8ページの上から大体5センチぐらい下がったところに、3、工事関係とあります。(1) 関連工事による施行時期の調整ということが書いてあって、あると書いて、近隣箇所本市北浜地区において発注並びに発注予定の工事があることから調整が必要と書いてあります。多分これは、この業者の方が市内で工事をやっていたから、先ほど言ったその市内で工事をしている業者というところでの、こういうのが特記仕様書という形で出てきているのかなと私は感じたんですが、これはそうなんですか。それとも、別に特記仕様書とは言っているけれども別に当たり前のことなんですか。

○小野委員長 関下水道課長。

○関建設部下水道課長 お答えいたします。

こちらの近接箇所というのは、今この8ページの工事というのは公園の中の調整池の工事の特記仕様書でございますけれども、もう一つのほうの管渠の工事に関しまして、調整池に流れ込む管渠とそこから放流する管渠は別工事、もう一つのほうの管渠の工事でありましたので、近接工事があるというこのような表現をさせていただいているという内容です。

○小野委員長 志賀委員。

○志賀委員 そうするとこれは、特別仕様というのは別にこの受注に当たってのさっき言った、やっていることとはまた別の問題で、ほかの業者が請け負った管渠の工事の、結局貯留槽に向けての取り付け工事の調整ということですね。(「はい」の声あり) そうすると、別の業者の方にはこの特記仕様書というのは必要ないというところの理解でいいわけですか。

○小野委員長 関下水道課長。

○関建設部下水道課長 お答えいたします。

実は、この資料提出の際に管渠のほうにも同じような特記仕様書がございます。それをちょっと今回提出の中にちょっと漏れていたというような状況になります。大変申しわけございません。

○小野委員長 志賀委員。

○志賀委員 やっぱり議会で資料を要求したなら、やっぱりそれなりにちゃんと出していただかないと、結局、また変な勘ぐり出てくるわけで、こういうのないのにやったのかというね。やっぱりそのところを、やっぱりしっかりやってください。ましてや、このやっている業者の

方々がやっぱり問題として抱えている業者であると私は捉えているわけですから、やっぱりそのところを誰が見てもおかしくないような形のものにしていただければと思います。

それで、あとこちらのこの2件の工事については、先ほどの工事契約書の中には完了期間は平成32年の3月までってうたっているわけですよ。だから、さっき言った平成31年の3月29日が、実際は平成31年の10月までとか8月までとか延びている。そういうことが了解をいただいてそうやったのか、結局、あそこに記載してある要件が、その入札を、一般競争入札ですから、その入札の条件としてそういう条件で募集したのかということがまた1つの問題点になってくるのかなと思うんですよ。はなからできないのがわかっていて、完成工事を期間定めてやって、それでやったのかとかいうような考え方もあるんで、結局同じようなことを書類を出していながら、なぜこういう2種類の書類が出てくるんだろうかと不思議に感じているわけです。役所というのは、そんなにばらばらな書類というのは本来つくるような規定になっているんですかね。そこをちょっと教えてください。

○小野委員長 相澤財政課長。

○相澤市民総務部財政課長 先ほどご質疑いただいた部分について、今、関連事項というふうにちょっと感じましたので先にお答えをさせていただきたいと思います。

志賀委員からお話あった52ページの件で、着工日、平成30年10月23日、完成期限が平成31年の3月29日で、工事日数が374日ということでちょっと合わないんじゃないかというようなご質問をいただきました。その同じページの下のほう、ちょっと目をずらしていただきまして、変更契約という欄がございます。変更契約というのが契約のところから1つ、2つ、3つ、契約変更で2回目契約変更ということで、変更期限が令和元年10月31日ということに契約変更しておりますので、そのときまでの期間が374日間ということになります。同じように、64ページ、それから65ページ、契約台帳につきましては同じような見方をしていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○小野委員長 志賀委員。

○志賀委員 結局、その変更契約というのはなぜ変更契約したんですか。原因は。

○小野委員長 どうしますか。関下水道課長。

○関建設部下水道課長 一度確認をさせていただきたいと思います。申しわけございません。

○小野委員長 志賀委員。

- 志賀委員 それと、じゃあこの工事日数というのは後から記入しているんですか。最初に記入したんじゃないかと。
- 小野委員長 相澤財政課長。
- 相澤市民総務部財政課長 これは、その決定がされ次第、工事台帳というのは整えていきますので、最初に設定しているものではございません。
- 小野委員長 志賀委員。
- 志賀委員 先に書いているんですね。後から変更して書いたんですか。
- 小野委員長 相澤財政課長。
- 相澤市民総務部財政課長 これは工事変更が起きたという事実のもとに台帳に書き加えているということになりますので、その変更がある前に書き加えているということではございません。
- 小野委員長 志賀委員。
- 志賀委員 完全に答えていない。変更後に書いたんですって言うてもらえればいいんですよ。前振りいらないですよ。ゴチャゴチャって下向いてごそごそしゃべるとちょっと聞き取れない、残念なことに。
- 小野委員長 相澤財政課長。
- 相澤市民総務部財政課長 改めまして、変更後に記載したものでございます。
- 小野委員長 志賀委員。
- 志賀委員 そうすると、工事日数というのは、その工事契約台帳というのは変更前には、要するに最初の契約のときは日数は入れないわけですね。それで、後から変更したときだけ入れるわけですか。
- 小野委員長 相澤財政課長。
- 相澤市民総務部財政課長 当初の契約で工期が決まったときには、その日数を記載しておきますが、契約が変更になったときに変更後の日数を書くというふうな取り扱いでございます。よろしく申し上げます。
- 小野委員長 志賀委員。
- 志賀委員 そうすると、あとは契約の変更理由がわからないわけですね。やっぱりそういうところを、もうちょっと明確にわかるように何か、この備考だって摘要なんか入っているわけですから、そういうことをちゃんと書いておくということが大事なことでないでしょうか。というのはね、結局、期限を区切ったことによって業者がこの納期じゃできないということで

業者は辞退する可能性だってあるわけでしょう。それを1社だけがポンと申し込んで、それで受かりましたと、それで決まりました、今度は納期変更しますというやり方のように見れば見えてしまうわけですよ、見ればね。だから、やっぱりそういう疑念が出てくるようなやり方をしないでいただければなというふうに思います。やっぱり役所の書類ですから、やっぱり統一性のある書類で見積もりも何でもそうですけれども、一貫した形の中でやっぱり書類というものをつくっていただければと思いますので、それであとは、なぜ変更したのかの理由だけ、あと教えてください。一応この台帳については、ちょっとこれで質問を終わらせていただきます。

次に、そうだ、まだもうちょっと聞きたいんだな。今のことで、それでこういった工事の見積りの場合の現場管理人っていうんですか、現場代理人っていうんですか、なんかそういう人を届けるようになっていると思うんですが、この辺についてはどう。

○小野委員長 関下水道課長。

○関建設部下水道課長 お答えします。

現場代理人は必ず必要になっております。

○小野委員長 志賀委員。

○志賀委員 それでは、業者によっては、この現場代理人が複数いるところもあれば、1人、単数しかいないところもあれば、そうすると単数のところは1つの案件受けるとそれが完成するまでは次の入札に参加されないというふうに聞いているんですが、そのことはその認識で間違いないですか。

○小野委員長 関下水道課長。

○関建設部下水道課長 お答えいたします。

現場代理人につきましては、現場に常駐ということで現場のかけもちはできないことになっておりますので、今、委員がおっしゃったとおり、その現場が終わらない限り次の現場には行けないというのが基本となっております。ただ、完成届を出して、あと検査受けるだけだよとかっていう、そういうちょっと若干特例は前後にはありますけれども、基本的には常駐で兼務はできないというふうになっております。

以上です。

○小野委員長 志賀委員。

○志賀委員 それで、この現場代理人というのは何か特段の資格が必要な方なんですか、それと

も何も、資格が何もなくともできる仕事なんですか。

○小野委員長 相澤財政課長。

○相澤市民総務部財政課長 大変申しわけございません。確認をしてお答えさせていただきます。

○小野委員長 志賀委員。

○志賀委員 こういうのを、例えば、財政課で契約するわけでしょう。そうすると現場代理人がですよ、そういった資格がもしあるとすればそういったものを確認しているのか、していないのかというのは、これは非常に重要な問題だと思うんですよね。課長、責任持ってやっているわけでしょう。そうすると、それ調べなきゃわからないって、ちょっとお粗末じゃないですか。そういうところを、やっぱりきちっと常に説明できるような体制にしてくださいよ。というのは、なぜこんなことを言っているかということ、結局この先ほど来、受けている業者の方が同じ時期に4つの現場を受けているわけですよ。4つの現場を。そうすると、その会社は4人も現場管理者抱えているのかということ、私、疑問に感じているわけね。そういうことを確認しないから、こういう問題が、本来はいなければ契約できないのに、今の課長が言ったってわからないということになると、そういう確認もされることなく多分契約手続をされているんだろうと私は考えるわけですよ。そうすると、果たしていいのかいと。いいんですかということ、今ここで聞きしているわけです。ですから、そういうことがやっぱり起きないように、ちゃんとやっていただければなと思います。よろしいですか。

○小野委員長 相澤財政課長。

○相澤市民総務部財政課長 志賀委員のおっしゃるとおりだと思いますので、しっかり取り組んでまいります。

○小野委員長 志賀委員。

○志賀委員 それでは次に、資料No.10の380ページで（3）の繰出金の推移というところで交通事業、繰出金のピーク時に8,700万円あったものが平成30年度には4,900万円台まで減ってきているということがわかるわけですが、その繰出金が減った最大の要件というのはどういうところなのか教えてください。

○小野委員長 村上浦戸振興課長。

○村上産業環境部浦戸振興課長 お答えをさせていただきます。

先ほどもちょっとお話しをさせていただきましたけれども、船舶の小型化によりまして修繕

費が210万円ほど削減されてございます。そのほかに、「しおね」に入れかえました、「みしお」という中型船、これの売却した金額が760万円ほど我々のほうに一時所得というんでしょうか売却益として収入として計上しておりますので、そういったところを含めまして大分繰出金が減ってございます。

以上でございます。

○小野委員長 志賀委員。

○志賀委員 今言った金額だと1,000万ちょっとしかありませんよね。だから、8,700万円から4,900万円ですから、3,800万円減っているわけですよ。8,700万円からね。だから、その減ったのが最大の要因が何なのかというのを聞いているわけですが、私的には人件費なのかなというふうに感じているんです。というのは、退職者を再雇用してやっていたということも聞いていますので、そうじゃないですか、課長。

○小野委員長 村上浦戸振興課長。

○村上産業環境部浦戸振興課長 まことに申し訳ございません。平成22年度と平成30年度の比較でございますね。おっしゃっておるのは。そうであれば、確かに委員おっしゃったように人件費の削減が非常に大きな要因となっております。当時は正職員10名以上、船員おりましたけれども、現在は8名、非常勤職員が4名という形での体制で運営してございますので、そこら辺の影響は非常に大きいかと思います。

以上でございます。

○小野委員長 志賀委員。

○志賀委員 その中で定年延長者は何人いますか。

○小野委員長 村上浦戸振興課長。

○村上産業環境部浦戸振興課長 定年延長者というか、塩竈市役所的には再雇用ということですが、平成30年度はございませんでした。平成30年度は再雇用の方はいらっしゃいません。平成28年度、平成29年度は1名おりましたけれども、平成30年度はございませんでした。今、ですから言っています正職員8名と非常勤4名の12名体制で運営してございます。

○小野委員長 志賀委員。

○志賀委員 そうすると、非常勤というのは以前はなかったわけですか。以前からいたんですか。

○小野委員長 村上浦戸振興課長。

○村上産業環境部浦戸振興課長 済みません、たしか平成22年当時はいたとは思いますが、何名いたかとまではちょっと済みません、記憶は定かではございません。確かにいたとは思っておりました。

以上でございます。

○小野委員長 志賀委員。

○志賀委員 わかりました。いずれにしても、今その再雇用の方という人はいないと。これから毎年また給料上がっていくわけですよね、年々ね。そうすると毎年また繰り入れがふえていくという可能性があるわけですね。そういうところも含めて考えて、先ほど村上課長が島民の人口はちょっと私の管轄外でというようなちょっと発言をされたんですよ。私そう受け取ったんですね。浦戸振興課長の範疇外なんですよ。ところがそれは、今までの議論の中で常に浦戸振興課の課長に、島民の定住人口維持のためにはこの市営交通事業が民営化しないとだめだよというような意見がかなり何回も出ているはずなんですね。それに基づいてコンサルタント頼んで、結局できない案を出してきて、それで10年間で経営健全化対策をするというふうに変わっていったわけですが、ただ、船便にしてもやっぱり求められるのは日常的に8時半ぐらい、最終便が8時半ぐらいのものでないと島民の生活というのは完全に維持できないってこれは明らかなことでありまして、かつて草野課長が課長をやっていたときは、何が大切かと言ったら島民の生活だという、言ったわけですよね。だからそういうこともあるわけですから、そこを抜きにしてその定住促進、浦戸の定住人口の減少の歯どめというのはあり得ないわけですから。だからやっぱりそのところを、考え方を切りかえていかないと、どうやったらできるかということを考えていかないと、浦戸は本当に消滅しますよ。それで観光、誰もいないところにお客さん、観光客も来ないですもん。やっぱりそこに住んでいる人がいてこそ、その生活を覗きながらやっぱり歩いて景色を楽しんで、地元の人たちと触れ合っていて帰っていくというのが観光地としてのあり方だと私は思いますよ。ただ景色がきれいだからってね、それだけではなかなか人は行かないと思います。だからそういうことを、もう1回考え直して取り組んでいただければなと思いますけれども、いかがでしょうか。

○小野委員長 村上浦戸振興課長。

○村上産業環境部浦戸振興課長 まず最初に、私の説明の意図がきちんと伝わらなかったことをおわび申し上げたいと思っております。私といたしましては、便数をふやすということは定住促進につながるというのは我々も十分に理解してはございます。ただし、その便数をふやすた

めには非常に大きな投資が必要になりますと。それは特別会計としてなかなか決断しがたいところですので、市全体の問題として考えていく必要があるのではないかというご説明をしたつもりでございましたが、きちんと伝わらなかったことに関しましておわび申し上げたいと思います。

以上です。

○小野委員長 志賀委員。

○志賀委員 それは聞いていますよ。ただ、最後のくだりで、そこまで言われても私、課長の私の権限では何ともという言葉はあったんでね、そう感じましたということを行っているだけで。これはこれでいいです。ただ、一応考え方を変えてくださいということをお願いしているだけです。

それであと、最後に下水道会計をちょっとまたお聞きしたいと思うんですけども、一応、事業的には使用料、手数料が年間12億5,000万円あるわけですね。そして国庫支出金から7億3,000万円入っているという。そうするとこれだけで19億8,000万円ほど収入があるわけですが、繰入金とか市債なしにね。事業費の中では総務費が5億7,000万円、事業費が4,800万と極端に少ないわけですが、（「志賀委員、資料No.」の声あり）資料No.ね、ごめんなさい。資料No.が10の383ページですね。383ページで、ここに地方債残高の推移が書いてありますけれども、平成21年には360億円あったものが平成30年度末には256億5,000万円まで減ってきているという、これはひとつの努力の結果がこういった形であらわれていると思います。それで、その中で今度下水道の収支を見ていきますと、ページが221ページですね、同じ資料の。そうすると、使用料が先ほど言いました12億5,900万円、国庫支出金が7億3,000万円。そして支出では、これは228ページ見ますと、支出の総務費が5億7,400万円。それで、230ページには事業費として4,800万円という計上がされているわけです。だから、これだけ見ると結構儲かっている、利益が出ている、儲かっているかなという、表面的な数字はね。支出が6億2,000万円しかないわけですから。（「それは資料No.10ですか」の声あり）資料No.10（「9」の声あり）ごめんなさい、9です。申しわけありません。資料No.9です。申しわけありません。資料No.9の221ページ。混乱させて申しわけありません。それで、公債費が、今残高が256億5,500万円あるということになると、これをやっていくと、今のままでいくと10年かからないで全部償還終わるわけですね。公債費が35億円ですからね。ただ、単純にはそうはいかないと思います。だから、そういう計算もできるという。そうすると、前は下水道会計は永遠になんかもう値下げできないというよう

な話をしたことがあったんですが、これを見ると若干近年に可能性があるのかなというふうに思うんですが、その辺いかがですか。

○小野委員長 関下水道課長。

○関建設部下水道課長 お答えします。

今、委員がおっしゃったとおり、地方債残高もどんどん減ってきておりまして、今後、先ほども別な委員の質疑を答えさせていただきましたが、今後更新費用とかも実際かかってくるものもありますので、その辺をどのぐらいかかるのか、その辺もちろん経費を抑える計画を立てながら値下げなり、その辺の見直しは今後行っていかなければならないというふうに思っております。

以上でございます。

○小野委員長 山本 進委員。

○山本委員 平成30年度の決算、いよいよ最後ということで、これまで10人の各委員が大所高所から質疑をされましたので、私からは重複を避ける意味、さらにまた円滑なる議事運営に協力したいという視点から質疑を絞ってさせていただきます。

まず、資料No.7、37ページ。下段に、下水道事業では2億5,321万9,936円の黒字を生じ、翌年度に繰り越すべき財源を差し引いた実質収支額も黒字となっているが、この黒字額については前年度一般会計から繰り入れた繰越事業一般財源分で事業費確定により生じた差額であり、一般会計との精査が必要なものであるというふうな監査意見が出ておりますが、この一般会計との精査が必要なものであるという意見、これはいかなるルールで精査されるかお尋ねします。

○小野委員長 関下水道課長。

○関建設部下水道課長 お答えします。

一般会計から特別会計への繰出金につきましては、総務省が示しております繰出基準をもとに基準内、基準外を精査しております。主な基準としては、雨水処理につきましては基準内ということで、費用は市で負担すべきとの考え方から基準内繰出金となるものでございます。そのほかにも特別な地方債の償還金に対するものの繰り出しなどが基準内ということで示されております。そのルールにのっとってのことになりますが、今回の黒字額につきましては、平成30年度に繰り越した雨水施設の整備と災害復旧事業におきまして繰り越し後に事業費が減額になって不用額となったことから、一般会計にお戻しするという意味での黒字ということで精査したいと考えております。

○小野委員長 山本委員。

○山本委員 午前中の委員会の中でも、いわゆるこの一般会計からの繰出基準と基準内繰出という言葉が再三聞かれます。基準内だから恐らく総務省が認めたやつだろうと。ところが、我々としてみれば、また一般の市民にしてみれば、どういう基準があって、どういう額がどの程度一般会計から繰り出されているのか。一般会計で言えばそれは一般市民の税金でございます、主に。それについては、きちんとした明確なやっぱりその説明というものを今後していくべきではないのかなと。「繰り出し、ああ、繰り出しだから合法的なんだ、いいんだ」では私はないと思います。そこで、最近市内に「下水道料金高い、値下げを」というキャンペーンポスターが張られております。それを見た市民からすれば、「ああ、高いんだべや」と、「やっぱり下げてもらわなきゃないよな」となりますよね。そこで、私はあえてお尋ねしますけれども、どこと比較して高いのか、確かに資料No.22の中には県内市町村の中で上位から4番目に高いということはわかりますが、単純比較でいいのかどうかということが私は1つ問題だと思う。やはり、自治体には地理的状況ありますね。山間部もあれば、あるいは沿岸部もある、あるいは都市のように6割が埋め立てのところもある、そういう地理的特性というものをまず考慮する必要があるんじゃないかな、1つ。次は、自治体の人口構造、それから産業構造、そういったようなものもこの事業の中では当然カウントしていかなければならない問題。それから、一番大事なのは建設改良当時、どれだけの事業費が他の自治体よりもかかったのか、あるいは安くできたのか、そういったようなもの。さらには、現在の一般会計の規模、そして一般会計における財政状況というものを総合的に判断した上で塩竈市の場合はルールに基づいて下した結果、高いんですというなら、「ああ、そうか」と、その点課長どう思いますか。

○小野委員長 関下水道課長。

○関建設部下水道課長 まず、本市の下水道料金がなぜ高いかということで、特殊な要因としましては、今、委員もおっしゃったとおり埋立地が本市の場合約6割ということで、工事費が多額になりまして、隣の多賀城市との比較を例として出しますと、おおよそ工事費は2倍、地方債の残高もほぼ多賀城市の2倍、塩竈市はあります。毎年の償還額も約2倍ということで、償還額の差が隣の市との使用料の差になっているというふうには思っております。償還額が多額になる理由ですけれども、ちょっと回答を先ほどの委員さんとも重複しますが、どうしても埋立地ということで管路を埋設する際に地盤改良が必要になりますので、通常の工事費に対しまして割高になっているということでございます。それを30年にわたって返済するため、一度借

りてしまうと長い間30年払い続けるというふうな構造になっております。

○小野委員長 山本委員。

○山本委員 そういう塩竈市における特性というものを、やっぱりきちんと周知というか広報していかないと、「ああ、高いんだべや」と、「やっぱり値下げしてもらわないと」ということになってしまう。やはり塩竈市の下水道の歴史というものは、やはり松島の海洋船 のための環境対策が始まった、それが一番大きい問題。ところが、当時の建設省の基準からすれば、延長面積が基準に満たない、だから単純に今多賀城と比較しましたけれども、多賀城の場合かかる、地盤改良もしなきゃいけない。ということが、結局地方債残高の比較、総額の結局は多賀城比3倍と、こうなってくるわけです。だからその辺をきちんとやっぱり知ってもらう、「ああ、それではしょうがないよな」と、それでもってこういった快適な生活できるんだからなというふうになると思うんですよ。以前、下水道事業所においては、下水道事業経営懇談会というものを設置して一般市民の方に入ってもらって、いろいろ情報交換したり、あるいは意見交換したんですけれども、今そういう組織ございますか。

○小野委員長 関下水道課長。

○関建設部下水道課長 平成15年にその下水道経営懇談会というものを立ち上げた経過があります。平成15年度、平成16年度、平成17年度の3カ年で市民の皆さんの委員、座長には学識経験者の方とかでまとめていただいて提言をいただいたと。そこで一度、一旦終了して現在に至っているというような状況であります、そういう懇談会は以前ありました。

以上です。

○小野委員長 山本委員。

○山本委員 ぜひ改定のときだけではなくて、やっぱり常時そういったような会議を開いて理解してもらって、そしてそれを今度は広報に掲載して、そして一般の市民の方に知ってもらうという努力をやっていかないと、これから大変なことになってくる。大変なこと、何が大変になるかと言えば、先ほど来、質疑に出ていましたけれども総務省がロードマップで示した平成31年度、つまり令和元年度までに公営企業法適用の結果を出しなさいと指示されておりますね。来年度からは公営企業会計移行できますか。

○小野委員長 関下水道課長。

○関建設部下水道課長 今、その4月からの移行に向けて準備を進めているところでありまして、ちょっと古い資料なんか見つからないとかいろいろ作業場の困難はあるんですが、何とか4月

の移行に向けて頑張っていきたいと思います。

○小野委員長 山本委員。

○山本委員 私、施政方針に対する質問のときに言いましたけれども、これ終われば間もなく来年度予算のヒアリングが始まりますが、そういったような企業会計への移行という前提で予算編成されるという理解でよろしいんですね。そうした場合、総務省の自治体でも心配しておるのは、当然、減価償却がどんと巨大な資本が入ってくる。今、資本費がどれだけ現在の下水道料金の原価の中に算入されていますか。

○小野委員長 佐藤建設部長。

○佐藤建設部長兼土木課長 資本費の割合については、資料No.22の219ページに下水料改定時の計画と実績ということで、これまでの実績欄2番の中の一つ下段に入れております。平成27年から平成30年までの決算の累計とすると平均で74.5%の部分が資本金の割合というふうな形で入れている。逆から言うと、25.5%が一般会計からの繰り出しというふうな形で対応をさせていただいております。

○小野委員長 山本委員。

○山本委員 大体7対3という比率なのかなというふうに理解はしておりますが、全国の自治体でもこの公営企業法の移行に当たっては、非常に問題点がある。つまり、平成15年度をピークに全国的にもこの改良建設事業もだんだんもう下り坂になってきている。それに逆行して今度は、それと同じように人口も減ってきている。使用水量も減ってきている。それと今度は反比例して、今度は施設の老朽化がくる。今度は今言ったように、施設そのものの今度は減価償却として乗せなきゃいけない。当然、減価償却したのは改修しなきゃならない。ということで、料金を下げる理由というものがどこにも見当たらないんですね。ですから、今総務省としては、PPPとかPFIとか、あるいは包括民営化とか、あるいはコンセッションとか、いろんな手法を出してやって、「さあ、これ皆さん選びなさい」という、だから、公営企業法移行はもちろんならなきゃいけないんですけども、その辺の将来的に値上げはしてもらいたくない、かと言って必要なものはこれはしょうがないけれども、その辺のこういった形で下水道事業の健全化経営というものをやろうとしているのか、その方針は当然ありますよね。

○小野委員長 佐藤建設部長。

○佐藤建設部長兼土木課長 長期的にこういった形で進めるかというふうな部分なんですけれども、まずは、同じ資料の218ページを改めて見ていただきますと、20立米当たりの使用料、この

価格というのは塩竈市高いというふうな部分ありますけれども、実は仙台市と多賀城市が極端に安いというふうな状況があります。これは地理的な要件でありますとか、あるいは仙台市のようにスケールメリットが働くとかというふうなことがあって、一般的に安い水準であるというふうな条件があります。一方で、それ以外の自治体はどこも3,000円を超すような水準にあって、塩竈市はそれの中でも高いというふうな状況がありますけれども、そういった中で必ずしも高い水準ではないのかなというふうな部分も見方としては出てくるかなと思います。まず、今後の使用量の見込みとしては、前段の山本委員がおっしゃるように人口が減ってきますと使用量そのものは下がってくるだろうというふうな部分があります。公債費については、ある程度現状を維持しながらも緩やかに下がっていくだろうという見方はしています。ただし、使用量が下がってくると、それから流域の下水道の負担金が上がってくるというふうな関係がありますので、我々からすると何とか現状の使用量水準を同じような水準で維持しながら、結果として値上げを避けることによって、ほかの自治体が上げるかもしれないけれども我々は上げないようにしながら、結果としてほかの自治体と同じような水準に長期的には持っていきたいというふうに思っています。できる限り、今の水準を維持できるように頑張っていきたいなというふうに思っております。

○小野委員長 山本委員。

○山本委員 使用量を下げる方策としては、経費を節約するか、料金を上げるか、2つしかありませんよ。経費を削減するかというと、なかなかそれは難しい。多分、職員体制もぎりぎりのところでやっているだろうし。かといって、今度一般会計繰り入れということになれば、現在が3億円弱、これが今度元利償還含めれば恐らく毎年5億円程度の一般からの繰り入れと。5億円ですよ。大変な状況になってくるというので、その辺のところをやっぴりきちんとした形で明確にしながら案を策定し、そして市民の方々に説明をしていくという努力をやっていかないと、またやりますよ、下水道料金高い、日本一高いうて、全国3,000円以上、20立方で月3,000円というのは高いんですよ、上位なんですよ、ほとんど上位にランクされています。日本一、一番高いとなりますから、そうならないためにもそういったような形での日々の説明というのは私は尽くすべきだというふうに考えています。ありがとうございました。

それで、最後に魚市場事業特別会計、1点だけ。魚市場会計そのものが、ひとつのその損益分岐点が120億円という、水揚げ120億円を設定しておりますけれども、今100億円前後で推移しておるということで、今後の水揚げ増というのを図るために多獲性魚、あらゆるものを揚げる

という努力がこれからも必要だし、業界の方々もやっております。私から1つだけ、組織の一元化問題。今、聞き及ぶところによりますと、ワーキンググループをつくられて、今、鋭意検討されておるといことですけれども、私は1足す1は2にはならないと思います。1足す1は、場合によっては1、あるいは1.5にしかならない。今、開設権者として市は、そのワーキンググループの協議の中に入っていますか。

○小野委員長 佐藤産業環境部長。

○佐藤産業環境部長 お答えをさせていただきます。

今現在の進捗状況としましては、非常に実務的なものの整理を行っております。つまりそれは、両卸売機関の職員の例えば人件費をどういうふうにしり合わせるかとか、そういったものになってくるわけです。ですから、そこにつきましては私どもも立ち入る部分ではないということに協議をしております。ただし、ポイント、ポイントでその進捗状況の確認という作業がございます。それにつきましては、私なり、あるいは担当課長なりが同席をさせていただきながら確認をさせていただいているという状況でございます。

以上です。

○小野委員長 山本委員。

○山本委員 それぞれ両卸売機関とも歴史ある卸売機関でございます。この協議から外れるとか、あるいは抜けるとか、あるいは不調に終わるとなれば、市場そのもの自体の存亡に私はかかる、非常に大事な時期だと思いますので、開設権者としては今立ち入る部分ではないといひますか、ポイント、ポイントで入っている中、やっぱり開設権者としてあるべき方向にいくような形での指導というものを、話し合いをしていくべきだなと。この議会においても指定管理とか、あるいは民営化とかいろいろな問題が出ております。そういった視点から、必要によっては県当局とも十分協議しながら、認可権者ですから協議しながらやっていただく。今、この時期を、とにかく今っていうことを誤らないように、さらにプラスアルファするところの仲卸もございしますので、その辺も視野に入れながら観光面についてはどうするかということも総合的に検討するようにされることを期待して、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○小野委員長 志賀委員の質問による答弁漏れ、よろしく申し上げます。相澤財政課長。

○相澤市民総務部財政課長 大変失礼いたしました。先ほどの現場代理人の資格について、お答え申し上げます。

特に資格はなしということでございますので、よろしく申し上げます。

○小野委員長 関下水道課長。

○関建設部下水道課長 先ほどの答弁漏れについて、お答えいたします。

先ほど、北浜1丁目中通線周辺地区災害復旧工事の変更理由ということでご質問ございました。こちらの現場、北浜1丁目中通線ってバス通りの部分の工事になるんですが、それと杉山内科さんとかある横の道路もあわせて工事発注しております。そちらの合流地点の交差点の高さ変更であるとか、あと、沿線の市民の方々の民地乗り入れ部分の高さの変更等がありまして、道路の当初の計画と契約内容と変更があったもので、ちょっと工期を延伸させていただいたという経緯があります。

以上でございます。

○小野委員長 お諮りいたします。

以上で、特別会計認定第2号及び第3号の審査を一応終了いたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○小野委員長 異議なしと認め、さよう決定いたしました。

さらにお諮りいたします。全付託議案に対する質疑を終結することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○小野委員長 異議なしと認め、全付託議案に対する質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

採決は分割して行います。

まず、認定第1号平成30年度塩竈市一般会計及び各特別会計決算の認定についてお諮りいたします。認定第1号は正当であると認め、ここに認定すべきものと決するに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○小野委員長 起立多数であります。よって、認定第1号については正当であると認め、ここに認定すべきものと決しました。

次に、認定第2号平成30年度塩竈市立病院事業会計決算の認定についてお諮りいたします。

認定第2号は正当であると認め、ここに認定すべきものと決するに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○小野委員長 起立全員であります。よって、認定第2号については正当であると認め、ここに認定すべきものと決しました。

次に、認定第3号平成30年度塩竈市水道事業会計利益の処分及び決算の認定についてお諮りいたします。認定第3号は正当であると認め、ここに利益の処分については原案のとおり決し、決算については認定すべきものと決するに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○小野委員長 起立全員であります。よって、認定第3号については正当であると認め、原案可決及び認定すべきものと決しました。

以上で全ての審査は終了いたしました。

委員の皆様には、審査に終始ご協力を賜り、衷心より厚く御礼を申し上げます。

また、当局参与の方々のご協力に対しまして心より感謝を申し上げます。

なお、委員長報告案文の作成については、慣例により正副委員長にご一任願いたいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○小野委員長 異議なしと認め、さよう決定いたしました。

これにて平成30年度決算特別委員会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

午後4時47分 終了

---

塩竈市議会委員会条例第29条第1項の規定によりここに署名する。

令和元年10月15日

平成30年度決算特別委員会委員長 小野 幸男

平成30年度決算特別委員会副委員長 阿部 眞喜